

中央省庁等改革関係法施行法をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第百六十号

中央省庁等改革関係法施行法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 内閣法の一部を改正する法律の施行期日(第二条)

第三章 金融庁関係(第三条―第七十六条)

第四章 法令の廃止(第七十七条)

第五章 内閣関係(第七十八条―第一百六十九条)

第六章 総務省関係(第一百七十条―第二百九十四条)

第七章 法務省関係(第二百九十五条―第三百三十条)

第八章 外務省関係(第三百三十一条―第三百三十七条)

第九章 財務省関係(第三百三十八条―第五百九条)

第十章 文部科学省関係(第五百十条―第五百八十五条)

第十一章 厚生労働省関係(第五百八十六条―第七百七十四条)

第十二章 農林水産省関係(第七百七十五条―第八百七十条)

第十三章 経済産業省関係(第八百七十一条―第九百九条)

第十四章 国土交通省関係(第九百十条―第一千二百六十五条)

第十五章 環境省関係(第一千二百六十六条―第一千三百零条)

第十六章 経過措置等(第一千三百零一条―第一千三百四十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)  
第一条 この法律は、中央省庁等改革関係法(内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)、内閣府設置法(平成十一年法律第八

十九号、国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号）、郵政事業庁設置法（平成十一年法律第九十一号）、法務省設置法（平成十一年法律第九十二号）、外務省設置法（平成十一年法律第九十三号）、財務省設置法（平成十一年法律第九十四号）、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十五号）、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十六号）、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十七号）、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十八号）、国土交通省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百一号）及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）をいう。以下同じ。）の施行に關し必要な事項を定めるとともに、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

第二章 内閣法の一部を改正する法律の施行期日

第二条 内閣法の一部を改正する法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第三章 金融庁関係

（組織関係整備法の一部の施行期日）

第三条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（以下、組織関係整備法、という。）附則第一条第一号に掲げる規定は、平成十二年七月一日から施行する。

（担保付社債信託法の一部改正）

第四条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第百十四條及び第百十五條中、「主務官庁」を「金融再生委員会」に改める。

第百十九條ノ三中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第百十九條ノ四中、「大蔵大臣」の下に、「其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ」を加える。

（信託業法の一部改正）

第五条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第十九條ノ三中、「大蔵大臣」の下に、「其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第六条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五條二項ただし書を削り、同条第三項中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第三十二條ノ四中、「大蔵大臣」の下に、「其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ」を加える。

（無尽業法の一部改正）

第七条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十三條中、「大蔵大臣」の下に、「其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ」を加える。

（社債等登録法の一部改正）

第八条 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第十一条第一号を除く。）中、「主務大臣」を「金融再生委員会及法務大臣」に、「命令」を「総理府令、法務省令」に改める。

第九条に次の一項を加える。

本法中金融再生委員会ノ職權ニ屬スル事項（金融再生委員会規則ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ハ金融庁長官ニ之ヲ委任ス

第十四條ノ二 大蔵大臣ハ其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ社債其ノ他ノ債券ノ登録ニ係ル制度ノ調査、企画又ハ立案ヲ為ス為必要アリト認ムルトキハ金融再生委員会ニ対シ必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

（銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正）

第九条 銀行等の事務の簡素化に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改め、同条第三項中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第八条ノ二中、「大蔵大臣」の下に、「其所掌ニ係ル金融破綻処理制度及金融危機管理ニ関シ」を加える。

第九条中、「総理府令、大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第九条ノ二中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第十条第二号中、「同法同条」を「同条」に、「命令」を「総理府令」に改める。

（金融機関再建整備法の一部改正）

第十一条 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五條ノ四第四項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「以て」を「もつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第十三條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

本則中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第九十八條第二項中、「第十條第六項第八号、第十條の二第一項、第十一條の十六第九項及び第十一條の十八第七項を除く。」を削り、同条第五項中、「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「農林水産省令・総理府令」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九十四條の二第四項に規定する主務省令は、農林水産省令・総理府令・大蔵省令とする。

第九十八條第八項及び第十項中、「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削る。

第九十八條の四中、「大蔵大臣」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關シ」を加える。

第九十八條の五中、「第九十八條第十項」を「第九十八條第九項」に改める。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十四條 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及大蔵大臣」に、「照し」を「照らし」に、「但し」を「ただし」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及大蔵大臣」に、「照し」を「照らし」に改め、同条第四項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及大蔵大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項、第二項及び前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融庁長官に委任する。

（証券取引法の一部改正）

第十五條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一章から第二章の三まで（第二章第八項第七号を除く。）の規定中、「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二条第八項第七号二中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第二十五條第一項、第二十七條の十四第一項及び第二十七條の二十八第一項中、「大蔵省に備え置き」を削る。

第三章中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第四章（第六十九條第二項、第七十九條の十四第二項及び第七十九條の十九を除く。）中、「大蔵大臣及び」を削り、「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第六十九條第二項中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第七十四條第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「第七十六條第一項」を「第七十六條」に改め、同条第四項を削る。

第七十六條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十七條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十八條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に、「この項及び第百十一條第一項」を、「この条及び第百十一條」に改め、同条第二項を削る。

第七十八條の第二項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に、「第七十六條第一項第一号」を、「第七十六條第一号」に、「同項」を、「同条」に改め、同条第三項を削る。

第七十八條の第三項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十九條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第七十九條の三項中、「次条第一項」を、「次条」に改める。

第七十九條の四第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第七十九條の十九中、「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第四條の二(第七十九條の二十八第八項、第七十九條の三十一第五項、第七十九條の三十三第二項、第七十九條の三十四第三項、第七十九條の四十一第四項、第七十九條の五十三第三項、第七十九條の五十五第四項、第七十九條の五十九第三項及び第五項、第七十九條の六十二、第七十九條の六十七、第七十九條の七十六第二項並びに第七十九條の七十八第三項を除く)中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に改める。

第七十九條の二十八第六項を削る。

第七十九條の三十一第五項を削る。

第七十九條の三十三第二項、第七十九條の三十四第三項及び第七十九條の四十一第四項中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第七十九條の五十五第四項及び第七十九條の五十九第五項中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第七十九條の六十二中、「大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第七十九條の六十七中、「大蔵省令又は」を削る。

第七十九條の七十六第二項を削る。

第七十九條の七十八第三項を削る。

第五章(第八十二條第二項、第百三十五條の第二項及び第八項、第百三十五條の四第一項及び第三項、第百五十四條第二項並びに第百五十六條を除く)中、「大蔵大臣及び」を削り、「大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第八十二條第二項中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第八十五條の二第一項中、「又は業務規程(取引所有証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務(以下この章において、「取引の公正の確保に係る業務」という)に関するものに限る)」を、「業務規程又は受託契約標準則」に改め、同条第四項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項、第三項及び第五項を削る。

第八十八條の三第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改める。

第九十九條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第一百條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項中、「次条第一項」を、「次条」に、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第一百一十一條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第一百一十二條第一項及び第二項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第一百十三條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第一百七十七條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第一百十九條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第三項を削る。

第一百二十三條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改め、同条第二項を削る。

第一百三十五條の二第三項及び第八項並びに第百三十五條の四第一項及び第三項中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第百五十四條第二項を削る。

第百五十五條の二第一項中、「及び業務規程その他の規則(取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る)」を、「業務規程及び受託契約標準則その他の規則並びに取引の慣行」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百五十六條中、「総理府令・大蔵省令又は大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第五章の二中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第百五十六條の五中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」とあるのは、「金融再生委員会」とを削り、「第百五十六條の四第二項各号」を、「第百五十六條の四第二項各号」に改める。

第百五十六條の八第二項を削る。

第百五十六條の十二第一項中、「第百五十六條の八第一項」を、「第百五十六條の八」に改める。

第百五十六條の十三第二項を削る。

第六章中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第八十八條中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第八十八條中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令投資者保護基金については、総理府令・大蔵省令」に改める。

第九十九條中、「第百五十六條の十三第一項」を、「第百五十六條の十三」に改める。

第九十九條中、「鑑定人は」の下に、「総理府令又は」を加える。

第九十二條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第九十三條中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を、「総理府令」に改める。

第九十三條の二中、「大蔵省令」を、「総理府令」に、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に改める。

第百九十四條の三中、「証券会社」の下に、「証券業協会、証券取引所」を加え、同条第四号を削り、同条第三号を同条第九号とし、同条第二号に次の二号を加える。

第七十七條又は第七十九條の十三第一項の規定による第六十八條第二項の認可の取消し

四 第七十九條の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五 第八十五條又は第百五十五條第一項第一号の規定による第八十一條第二項の免許の取消し

六 第百五十五條第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第百五十五條第一項第二号の規定による命令

八 第百五十六條の五において準用する第八十五條又は第百五十六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

九 第百九十四條の四第一項第九号を第二十号とし、第八号を削り、第七号を第十九号とし、第六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 第百五十六條の五において準用する第八十五條又は第百五十六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

十九 第九十四條の四第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十八條第二項の規定による認可

七 第七十二條又は第七十九條の十三第一項の規定による第六十八條第二項の認可の取消し

八 第七十四條第二項の規定による同条第一項第十二号に掲げる事項に係る定款の変更の認可(店頭売買有価証券市場を開設又は閉鎖する場合に係るものに限る)

九 第七十九條の十三第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十 第七十九條の十八第二項の規定による認可

十一 第八十一條第二項の規定による免許

十二 第八十五條又は第百五十五條第一項第一号の規定による第八十一條第二項の免許の取消し

十三 第百三十四條第二項の規定による認可

十四 第百三十五條の二第六項の規定による認可

十五 第百五十五條第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更又は業務の一部の禁止の命令

十六 第百五十五條第一項第二号の規定による命令

第九百九十四条の四第二項中、「第五十五条第一項又は第四項の規定による」を、「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第五十五条第一項又は第四項の規定による届出
- 二 第七十八條の三の規定による届出（協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）
- 三 第七十九條の十八第三項の規定による届出

四 第九百九條の規定による届出  
 五 第九百九十七條の規定による届出（取引所有価証券市場ごとの有価証券の売買等の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

六 第三百三十四條第三項の規定による届出  
 第九百九十四條の四に次の一項を加える。

金融再生委員会は、証券業協会又は証券取引所につき、裁判所から、破産法第二百二十五條第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第九百九十四條の五第一項中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加え、同条第二項中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を、「登録金融機関」の下に、「証券業協会、証券取引所」を加える。

第九百九十四條の六第一項から第四項までの規定中、「金融監督庁長官」を、「金融庁長官」に改め、同条第六項中、「前項」を、「第四項」に、「金融監督庁長官」を、「金融庁長官」に改め、同条第八項を削る。

第九百九十八條の五第八号及び第九百九十九條中、「第九百五十六條の十三第一項」を、「第九百五十六條の十三」に改める。

第二百五五條第十一号中、「大蔵省令」を、「総理府令」に改める。  
 第二百六六條第一号中、「第七十六條第一項」を、「第七十六條」に改め、若しくは第二項を削り、同条第二号中、「第七十七條第一項」を、「第七十七條」に、「第八十五條の二第四項前段」を、「第八十五條の二第二項前段」に改め、同条第

三号中、「第七十八條第一項」を、「第七十八條」に、「第一百一十一條第一項」を、「第一百一十一條」に改める。

第二百八十八條第二号中、「第七十八條の三第一項」を、「第七十八條の三」に、「第八十五條の二第四項後段」を、「第八十五條の二第二項後段」に、「第九百九十九條第一項」を、「第九百九十九條」に、「第九百九十九條第一項」を、「第九百九十九條」に改め、同条第八号中、「第七十九條の四第一項」を、「第七十九條の四」に、「第二百二十三條第一項」を、「第二百二十三條」に改め、同条第九号中、「規定により」の下に、「金融再生委員会及び」を加える。

附則第五條中、「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。  
 附則第六條中、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に改める。  
 附則第八條第三項中、「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第九條第一項及び第二項並びに第十二條中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

（会社の配当する利益又は利息の支払に關する法律の一部改正）  
 第十六條 会社の配当する利益又は利息の支払に關する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三項中、「大蔵大臣」を、「金融庁長官」に改める。  
 （公認会計士法の一部改正）  
 第十七條 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

本則中、「大蔵省令」を、「総理府令」に、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会」に、「大蔵省の」を、「金融庁の」に改める。  
 第七章中第四十九條の三の次に次の一條を加える。

（権限の委任）  
 第四十九條の四 金融再生委員会は、この法律による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に關しては、金融庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）  
 第十八條 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に、「金融監督庁長官」を、「金融庁長官」に改める。  
 第二十五條の二中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）  
 第十九條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

本則中、「金融監督庁長官」を、「金融庁長官」に改める。  
 第二百二十七條第二項中、「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中、「農林水産大臣、内閣総理大臣及び大蔵大臣の発する命令」を、「農林水産省令・総理府令」に改め、同項ただし書中、「農林水産大臣及び運輸大臣の発する命令」を、「農林水産省令・運輸省令」とし、第二百二十三條の二第四項の主務省令は、「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条第十項中、「第八項」を第七項に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中、「第八項」を、「第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第二百二十七條の四中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

第二百二十七條の五中、「第二百二十七條第十一項」を、「第二百二十七條第十一項」に改める。  
 第二十条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に、「金融監督庁長官」を、「金融庁長官」に改める。

第九條の八第二項第二号中、及び大蔵大臣を削る。  
 第五十九條第一項中、「前条第一項」を、「第五十八條第一項」に改める。  
 第一百一十一條の二中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
 （協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）  
 第二十一條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第六條の四、第七條の二及び第七條の五を除く。）中、「総理府令・大蔵省令」を、「総理府令」に改め、及び大蔵大臣を削り、金融監督庁長官を、「金融庁長官」に改める。  
 第五條の五第十項中、「第五條の三」を、「第四條第一項」に改める。  
 第六條第二項中、「銀行その他の関係者」を、「銀行、銀行持株会社その他の関係者」に改める。  
 第六條の二第一項及び第三項中、「第五條の三規定スル子会社」を、「第四條第一項二規定スル子会社ヲ謂フ」に改める。

第六條の四中、「金融再生委員会及び大蔵大臣の定める」を、「同条の総理府令・大蔵省令で定める場合の」に改める。  
 第七條の二中、「金融再生委員会及び大蔵大臣の」を、「総理府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）で」に改める。  
 第七條の五中、内閣総理大臣及び大蔵大臣が、「総理府令で」に改める。

（資産再評価法の一部改正）  
 第二十二條 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第三十三條中、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に改める。  
 第三十五條中、「且つ」を、「かつ」に、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に、「こゝろ」を、「超える」に改める。

第四十五條第一項中、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に、「第十七條第一項但書」を、「第十七條第一項ただし書」に、「添附」を、「添付」に改める。

第九條の八第二項第二号中、及び大蔵大臣を削る。  
 第五十九條第一項中、「前条第一項」を、「第五十八條第一項」に改める。  
 第一百一十一條の二中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
 （協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）  
 第二十一條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「添附」を「添付」に、こ  
えている」を「超えている」に、「誤」を「誤り」  
に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改  
め、同条第四項中「大蔵省令」を「総理府令・  
大蔵省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第六十条、第八十七条第二項及び第二百十一  
条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省  
令」に改める。  
(放送法の一部改正)  
第二十三条 放送法(昭和二十五年法律第三百十  
二号)の一部を次のように改正する。  
第四十二条第一項中、「大蔵大臣の認可を受  
けて」を削る。  
第五十五条第二号中、「第四十二条第一項」  
を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)  
第二十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年  
法律第一百七十七号)の一部を次のように改正す  
る。  
本則中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令  
に」、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め  
る。

第五十四条の二中、「大蔵大臣は」の下に  
「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融  
危機管理に關し」を加える。  
(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律  
の一部改正)  
第二十五条 証券投資信託及び証券投資法人に關  
する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一  
部を次のように改正する。

本則(第五十五条第二項を除く)中、「総理府  
令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、及び大  
蔵大臣」を削り、「金融監督庁長官」を「金融庁  
長官」に改める。  
第五十五条第二項を削り、同条第三項中、「第  
一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項と  
する。

第二百二十四条第一項中、「大蔵大臣は」の下  
に、「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金  
融危機管理に關し」を加え、同条第二項中、「大  
蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻  
処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
第二百二十五条に次の一項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、  
前項の規定により委任された権限の一部を財  
務局長又は財務支局長に委任することができる。  
局。  
(信用金庫法の一部改正)  
第二十六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二  
百三十八号)の一部を次のように改正する。  
本則(第八十六条、第八十七条第六号及び第  
八十七条の四を除く)中「総理府令・大蔵省令」  
を「総理府令」に改め、及び大蔵大臣」を削り、  
「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第八十六条中「内閣総理大臣及び大蔵大臣  
は、」を削り、「事項を定めることができる」を  
「事項は、総理府令で定める」に改める。  
第八十七条第六号中、「総理府令・大蔵省令」  
を「総理府令(金融破綻処理制度及び金融危機  
管理に係るものについては、総理府令・大蔵省  
令)」に改める。  
(会社更生法の一部改正)  
第二十七条 会社更生法(昭和二十七年法律第百  
七十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め  
る。

(長期信用銀行法の一部改正)  
第二十八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律  
第九十七号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」  
に改め、及び大蔵大臣」を削り、「金融監督庁長  
官」を「金融庁長官」に改める。  
附則第十項中、「附則第七項」と「の下に  
「、同項及び同条第七項並びに旧債券発行法第  
十三条第五項中「主務大臣」とあるのは「金融  
再生委員会」とを加える。  
(貸付信託法の一部改正)  
第二十九条 貸付信託法(昭和二十七年法律第百  
九十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項第十五号中、「且つ」を「かつ」  
に、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改  
める。

第十六条(見出しを含む)中、「金融監督庁長  
官」を「金融庁長官」に改める。  
(中小漁業融資保証法の一部改正)  
第三十条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法  
律第三百四十六号)の一部を次のように改正す  
る。

第八十四条第三項中、「農林水産省令・総理府  
令・大蔵省令」を「農林水産省令・総理府令」  
に改め、同条第四項から第八項までの規定中、金  
融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第八十四条の二中、「大蔵大臣は」の下に  
「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融  
危機管理に關し」を加える。  
(信用保証協会法の一部改正)  
第三十一条 信用保証協会法(昭和二十八年法律  
第九十六号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」  
に改める。  
第三十八条第二項中、「総理府令・大蔵省令・  
通商産業省令」を「総理府令・通商産業省令」  
に改める。  
第三十九条中、「大蔵大臣は」の下に、「、その  
所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理  
に關し」を加える。  
(労働金庫法の一部改正)  
第三十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二  
百二十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第九十条、第九十一条第六号及び第九  
十四条第二項を除く)中、「総理府令・大蔵省  
令・労働省令」を「総理府令・労働省令」に、「金  
融再生委員会、大蔵大臣及び労働大臣」を「金  
融再生委員会及び労働大臣」に、「金融監督庁長  
官」を「金融庁長官」に改める。  
第九十条中、「金融再生委員会、大蔵大臣及び  
労働大臣は、」を削り、「を定めることができる」  
を「は、総理府令・労働省令で定める」に改め  
る。

第九十一条第六号中、「総理府令・大蔵省令・  
労働省令」を「総理府令・労働省令(金融破綻  
処理制度及び金融危機管理に係るものについ  
ては、総理府令・大蔵省令・労働省令)」に改める。  
第九十四条第二項中、「第十四条の二及び」及  
び、「同法第十四条の二中、金融再生委員会及  
び大蔵大臣」とあるのは、「金融再生委員会、大  
蔵大臣及び労働大臣」とを削る。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正)  
第三十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年  
法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」  
に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め  
る。  
第二十七条第一項及び第二十七条の二中、「同  
条第十項」を「同条第九項」に改める。  
第二十八条の二第二項、第四項及び第六項中  
「並びに金融再生委員会及び大蔵大臣」を「及  
び金融再生委員会」に改める。  
第二十八条の三第五項中、「大蔵大臣」を削  
る。  
第二十九条の三第三項中、「及び大蔵大臣」を  
削る。  
(租税特別措置法の一部改正)  
第三十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律  
第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第五号の二第四項第四号中、「基づき」の下に  
「金融再生委員会及び」を加える。  
第六十七号の九第一項の表及び同条第二項の  
表中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に  
改める。  
(農業信用保証保険法の一部改正)  
第三十五条 農業信用保証保険法(昭和三十六年  
法律第二百四号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条第三項中、「農林水産省令・総理府  
令・大蔵省令」を「農林水産省令・総理府令」  
に改め、同条第四項から第六項までの規定中、金  
融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第七十二条の二中、「大蔵大臣は」の下に  
「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融  
危機管理に關し」を加える。  
(地震保険に関する法律の一部改正)  
第三十六条 地震保険に関する法律(昭和四十  
一年法律第七十三号)の一部を次のように改正す  
る。

第九条の四(見出しを含む)中、「金融監督庁  
長官」を「金融庁長官」に改める。  
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部  
改正)  
第三十七条 金融機関の合併及び転換に関する法  
律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次  
のように改正する。  
第十七条の二第一項中「総理府令・大蔵省令」  
を「総理府令」に改める。  
第三十条中、「金融監督庁長官」を「金融庁長  
官」に改める。

第九十一条第六号中、「総理府令・大蔵省令・  
労働省令」を「総理府令・労働省令(金融破綻  
処理制度及び金融危機管理に係るものについ  
ては、総理府令・大蔵省令・労働省令)」に改める。  
第九十四条第二項中、「第十四条の二及び」及  
び、「同法第十四条の二中、金融再生委員会及  
び大蔵大臣」とあるのは、「金融再生委員会、大  
蔵大臣及び労働大臣」とを削る。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正)  
第三十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年  
法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第六号中、「総理府令・大蔵省令・  
労働省令」を「総理府令・労働省令(金融破綻  
処理制度及び金融危機管理に係るものについ  
ては、総理府令・大蔵省令・労働省令)」に改める。  
第九十四条第二項中、「第十四条の二及び」及  
び、「同法第十四条の二中、金融再生委員会及  
び大蔵大臣」とあるのは、「金融再生委員会、大  
蔵大臣及び労働大臣」とを削る。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正)  
第三十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年  
法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)  
第三十八条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十一条中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
(預金保険法の一部改正)  
第三十九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
第八十三条中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)  
第四十条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第十六条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。  
第十九条に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、この法律による権限金融再生委員会規則で定めるものを除く。を金融再生委員会に委任する。  
(農村地域工業等導入促進法の一部改正)  
第四十一条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)  
第四十二条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
(銀行法の一部改正)  
第四十三条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二十六条第二項、第五十二条の十七、第二項を除く)中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、及び「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第五十三条第一項第八号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令)」に改める。  
第五十七条の四中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
附則第五条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)  
第四十四条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第四十四条の二中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
第四十六条の見出しを(総理府令への委任)に改め、同条中「手続き」を「手続」に改める。  
附則第九条第一項中「金融再生委員会規則で定める者」を「政令で定める者」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第四十五条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
附則第九項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)  
第四十六条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十条・第四十一条」を「第三十九条の二・第四十一条の二」に改める。  
第五章中第四十条の前に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)  
第三十九条の二 主務大臣は、保管振替機關於し、第十二条第一項の規定による第三條第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。  
(大蔵大臣への通知)  
第三十九条の三 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。  
一 第三條第一項の規定による指定  
二 第十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消し  
(大蔵大臣への資料の提出)  
第三十九条の四 大蔵大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、株券等の保管及び振替に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、金融再生委員会に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。  
第四十一条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令・法務省令」を「総理府令・法務省令」に改める。  
第五章中第四十一条の次に次の一條を加える。  
(権限の委任)  
第四十一条の二 金融再生委員会は、この法律の規定による権限(金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融再生委員会に委任する。  
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)  
第四十七条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第五十一条中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
(担当証券業の規制等に関する法律の一部改正)  
第四十八条 担当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第四十四条の二中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
(金融先物取引法の一部改正)  
第四十九条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五十二条を除く)中「大蔵大臣及び」を「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第七條第二項中「第四十四條第一号」を「第四十四條(第一号)に改め、及び第五号」の下に「に、限る。」を加え、第七十四條第一号」を「第七十四條(第一号)に、並びに」を「に、限る。」及び「に改める。  
第十七條第一項中「又は業務規程(金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務(次項及び第五十五條において「取引の公正の確保に係る業務」という。)に關するものに限る。)」を「業務規程又は受託契約準則」に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を削る。  
第三十七條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改め、同條第二項から第五項までの規定中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
第三十八條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削る。  
第三十九條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削る。  
第四十二條中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
第四十三條第一項中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。  
第五十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第四十四條の二中「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。  
(金融先物取引法の一部改正)  
第四十九條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五十二條を除く)中「大蔵大臣及び」を「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。  
第七條第二項中「第四十四條第一号」を「第四十四條(第一号)に改め、及び第五号」の下に「に、限る。」を加え、第七十四條第一号」を「第七十四條(第一号)に、並びに」を「に、限る。」及び「に改める。  
第十七條第一項中「又は業務規程(金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務(次項及び第五十五條において「取引の公正の確保に係る業務」という。)に關するものに限る。)」を「業務規程又は受託契約準則」に改め、同條第二項及び第三項を削り、同條第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を削る。  
第三十七條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に、「大蔵省令」を「総理府令」に改め、同條第二項から第五項までの規定中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
第三十八條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削る。  
第三十九條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削る。  
第四十二條中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。  
第四十三條第一項中「大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。  
第五十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第五十五条第一項中、「及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務規程に関するものに限る。）」を、「業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十七条第三項及び第九十条第二項中、「第五十二条第三項及び第四項」を、「第五十二条第二項及び第三項」に改める。

第九十一条中、「第五十三条又は第五十四条の規定による処分をしたとき、金融再生委員会は」を、「第五十三条、第五十四条又は」に改める。

第九十一条の三の次に次の二条を加える。

（大蔵大臣への協議）  
第九十一条の三の二 金融再生委員会は、金融先物取引所に対し、次に掲げる処分をすることが金融先物取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、金融先物取引の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による第十四条の設立の免許の取消し  
二 第五十三条第一項第一号又は第三号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（大蔵大臣への通知）  
第九十一条の三の三 金融再生委員会は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第十四条の規定による設立の免許  
二 第四十九条第二項の規定による認可  
三 第五十二条第一項第一号又は第二号の規定による第十四条の設立の免許の取消し

四 第五十二条第一項第一号の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は業務の方法の変更の命令

五 第五十二条第一項第三号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

2 金融再生委員会は、次に掲げる届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三十九条の規定による金融先物取引の全部の終了又はその停止若しくはその停止の解除の届出

二 第四十九条第三項の規定による届出

3 金融再生委員会は、金融先物取引所につき裁判所から、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十五条第一項又は第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第九十一条の四第一項中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加え、同条第二項中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を、限度において「の下に」、金融先物取引所、金融先物取引所の会員」を加える。

第九十二条第八項を削る。

第九十四条の三第二号中、「第五十五条第一項若しくは第二項」を、「第五十五条」に改める。

第百一条第二号中、「第十七条第四項前段」を「第十七条第二項前段」に改める。

第百四条第二号の二中、「第十七条第四項後段」を、「第十七条第二項後段」に改め、同条第五号中、「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を、「第三十八条又は第三十九条」に改め、同条第八号中、「第四十三条第三項」を、「第四十三条第二項」に改める。

（前払式証券の規制等に関する法律の一部改正）  
第五十条 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第二十七条の二中、「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

附則第七條第三項第二号中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）  
第五十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十九条第二項中、「及び大蔵大臣」を削る。

第五十条の二中、「大蔵大臣は」の下に、「その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）  
第五十二条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第七十二条第二項中、「、大蔵大臣」を削る。

第七十二条の二中、「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）  
第五十三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二（見出しを含む）中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）  
第五十四条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中、「総理府令・大蔵省令・建設省令」を「総理府令・建設省令」に改め、同条第三項から第六項までの規定中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十九条の二中、「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

（保険業法の一部改正）  
第五十五条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九」を、「第二百六十五条の四十八」に改める。

本則（第百二十七条第七号、第百三十二条第二項、第百四十二条第二項、第百三十三條第二項、第二編第十章、第三百十一条の三及び第三百十二条を除く）中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第百二十七条第七号中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）」に改める。

第百六十条第一項第三号中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項及び第六項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十五条の三第四項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の四第二項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の八第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十五条の九、第百六十五条の十一第二項、第百六十五条の十二第二項、第百六十五条の十四第四項及び第百六十五条の十五第二項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の十九第四項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十五条の二十第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第百六十五条の二十二中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の二十四中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の二十九第一項第一号中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第二号中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の三十第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の三十一第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の三十二第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の三十三第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第百六十五条の三十四第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五條の三十四第四項、第二百六十五條の三十七及び第二百六十五條の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五條の四十二中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五條の四十三第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五條の四十四（見出しを含む。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五條の四十五から第二百六十五條の四十七までの規定中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五條の四十八第二項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五條の四十九を削る。

第二百七十七條の七第二項並びに第二百七十七條の八第一項及び第二項中、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百七十七條の八第一項中、「第百條の二」を「第百條の三」に改める。

第二百七十七條の八第二項中、「大蔵大臣は」の下に「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

第二百七十七條の見出しを（総理府令等への委任）に改め、同条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三百三十七條の二第一号中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一條の七第三項中、「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第三十八條第三項、第七十五條第二項、第七十九條及び第百十九條第三項中、「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正）

第五十六條 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中、「法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四條の十五（見出しを含む。）中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正）

第五十八條 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第五十九條 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、「金融再生委員会」とを削り、同条第二項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第三十九條第一項中、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第四十三條第一項ただし書中、「大蔵大臣」の下に、「及び金融再生委員会」を加える。

第四十四條第三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第四十五條第一項中、「大蔵大臣」の下に、「及び金融再生委員会」を加える。

第五十六條中、「大蔵大臣」の下に、「又は金融再生委員会」を加える。

第五十七條の見出し及び同条第一項中、「大蔵大臣」の下に、「又は金融再生委員会」を加え、同条第二項中、「大蔵大臣の」を「大蔵大臣又は金融再生委員会の」に、「大蔵大臣及び」を「大蔵大臣又は金融再生委員会に報告するとともに」に改める。

第五十八條中、「大蔵大臣」の下に、「又は金融再生委員会」を加える。

第六十一條の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第六十一條の二 金融再生委員会は、この法律による権限（金融再生委員会規則で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第六十五條第一号中、「大蔵大臣の認可又は承認」を「大蔵大臣若しくは大蔵大臣及び金融再生委員会の認可又は大蔵大臣の承認」に改め、同条第二号中、「大蔵大臣」の下に、「又は大蔵大臣及び金融再生委員会」を加える。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第六十一條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

第十二條第八項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第十三條 金融監督庁長官に改める。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第六十二條 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「総理府令、大蔵省令、文部省令」を「総理府令、文部省令」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第六十三條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、「大蔵大臣及び」を削り、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第六十一條中「大蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し」を加える。

（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十四條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「大蔵省令」を「総理府令」に改める。

附則第四十二條第七項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第四十三條第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第六十二條第四項中「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に改める。

附則第八十五條第二項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

附則第八十九條第一項中「委託会社」とあるのは「証券投資信託委託業者」を「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、委託会社」とあるのは「証券投資信託委託業者」に改め、同条第二項中「同条第一項中」及び「同条第一項中」の下に「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、第十五條第二項の下に「同条第四項中、内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」を加える。

附則第九十一条第一項中、この場合において、  
の下に、旧投信法第十九条中「総理府令・大  
蔵省令」とあるのは「金融再生委員会」と、  
大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、  
附則第九十一条第一項中「総理府令・大蔵省  
令」とあるのは「総理府令」と、旧投信法第  
二十四条中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再  
生委員会」とするほか、を加える。  
附則第三百二十九条に後段として次のように加  
える。

この場合において、旧保険業法第二編第十  
章第二節(第二百六十七條第五項、第二百六  
十九條第二項及び第二百七十条第三項を除  
く)中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委  
員会及び大蔵大臣」と、大蔵省令」とあるの  
は「総理府令・大蔵省令」と、内閣総理大臣  
とあるのは「金融再生委員会」と、旧保険業  
法第二百五十九條第一項第三号中「禁治産者  
とあるのは「成年被後見人」と、準禁治産者  
とあるのは「被保佐人」と、旧保険業法第二  
百六十九條第二項及び第二百七十条第三項中  
「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員  
会」とするほか、必要な技術的読替えは、政  
令で定める。  
附則第四百十條第六項後段を次のように改め  
る。

この場合において、旧保険業法第二編第十  
章第二節(第二百六十七條第五項、第二百六  
十九條第二項及び第二百七十条第三項を除  
く)中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委  
員会及び大蔵大臣」と、大蔵省令」とあるの  
は「総理府令・大蔵省令」と、内閣総理大臣  
とあるのは「金融再生委員会」と、旧保険業  
法第二百五十九條第一項第三号中「禁治産者  
とあるのは「成年被後見人」と、準禁治産者  
とあるのは「被保佐人」と、旧保険業法第二  
百六十九條第二項及び第二百七十条第三項中  
「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員  
会」とするほか、必要な技術的読替えは、政  
令で定める。  
附則第四百十條第九項を第十項とし、第八  
項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六  
項の次に次の一項を加える。  
第七 第五項の規定により資金援助等事業を承継  
した機構は、前項の規定によりなおその効力  
を有するものとされる旧保険業法の規定の適  
用については、これを保険契約者保護基金と

みなし、新保険業法第二百六十五條の二十八  
の規定にかかわらず、その承継した資金援助  
等事業を行うことができるものとする。  
附則第四百七十七條第一項及び第二項中「金融  
監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条第  
三項中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に  
改め、又は都道府県知事」を削り、同条第四項  
中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め  
る。  
(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に  
関する法律の一部改正)  
第六十五條 金融機関等が行う特定金融取引の一  
括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)  
の一部を次のように改正する。  
第二條第一項及び第六項中「総理府令・大蔵  
省令」を「総理府令」に改める。  
(金融機能の再生のための緊急措置に関する法  
律の一部改正)  
第六十六條 金融機能の再生のための緊急措置に  
関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一  
部を次のように改正する。  
附則第五條中「金融再生委員会」との下に  
「金融監督庁長官」とあるのは「金融庁長官」  
とを加える。  
(預金保険法の一部を改正する法律の一部改  
正)  
第六十七條 預金保険法の一部を改正する法律  
(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
附則第十一條第十三項中「金融監督庁長官」  
を「金融庁長官」に改める。  
(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関  
する法律の一部改正)  
第六十八條 金融機能の早期健全化のための緊急  
措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)  
の一部を次のように改正する。  
第二十一條中「金融監督庁長官」を「金融庁  
長官」に改める。  
(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に  
関する法律の一部改正)  
第六十九條 金融業者の貸付業務のための社債の  
発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二  
号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」  
に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め  
る。

第十五條中「大蔵大臣は」の下に、「その所  
掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に  
関し」を加える。  
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に  
関する法律の一部改正)  
第七十條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規  
制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六  
号)の一部を次のように改正する。  
本則中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」  
に改める。  
(大蔵大臣等がした処分、申請等に関する経過  
措置)  
第七十一條 組織関係整備法第一条の規定による  
改正前の金融再生委員会設置法(平成十年法律  
第百三十号)次項、第七十五條第一項及び第七  
十六條において「旧金融再生委員会設置法」と  
いう。又は第四条から前条までの規定による改  
正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央  
金庫法、無尽業法、社債等登録法、銀行等の事  
務の簡素化に関する法律、金融機関再建整備法  
の兼営等に関する法律、金融機関再建整備法  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法  
律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取  
引法、会社の配当する利益又は利息の支払に関  
する法律、公認会計士法、損害保険料率算出団  
体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業  
等協同組合法、協同組合による金融事業に関す  
る法律、資産再評価法、船主相互保険組合法、  
証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、  
信用金庫法、会社更生法、長期信用銀行法、貸  
付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会  
法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業  
信用保証保険法、地震保険に関する法律、金融  
機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業  
者に関する法律、預金保険法、勤労者財産形成  
促進法、農村地域工業等導入促進法、農水産業  
協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等  
に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利  
等の取締りに関する法律の一部を改正する法  
律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価  
証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、  
有価証券の規制等に関する法律、金融先物取  
引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品  
投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権  
等に係る事業の規制に関する法律、協同組織金

融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共  
同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の  
特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業  
協同組合連合会との合併等に関する法律、株式  
の消却の手續に關する商法の特例に関する法  
律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための  
銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、  
スポンサー振興投票の実施等に関する法律、特定  
目的会社による特定資産の流動化に関する法  
律、金融システム改革のための関係法律の整備  
等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取  
引の一括清算に関する法律、金融機能の再生の  
ための緊急措置に関する法律、預金保険法の一  
部を改正する法律、金融機能の早期健全化のた  
めの緊急措置に関する法律、金融業者の貸付業  
務のための社債の発行等に関する法律若しくは  
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関  
する法律(以下この条及び第七十四條において  
「旧法」という。)の規定により大蔵大臣その他  
の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指  
定その他の処分又は通知その他の行為は、組織  
関係整備法第一条の規定による改正後の金融再  
生委員会設置法(次項、第七十五條第一項及び  
第七十六條)において、新金融再生委員会設置法  
といたす。又は第四条から前条までの規定による  
改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中  
央金庫法、無尽業法、社債等登録法、銀行等の  
事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業  
務の兼営等に関する法律、金融機関再建整備法、  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法  
律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取  
引法、会社の配当する利益又は利息の支払に関  
する法律、公認会計士法、損害保険料率算出団  
体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業  
等協同組合法、協同組合による金融事業に関す  
る法律、資産再評価法、船主相互保険組合法、  
証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、  
信用金庫法、会社更生法、長期信用銀行法、貸  
付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会  
法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業  
信用保証保険法、地震保険に関する法律、金融  
機関の合併及び転換に関する法律、金融  
機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業  
者に関する法律、預金保険法、勤労者財産形成  
促進法、農村地域工業等導入促進法、農水産業  
協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等

融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共  
同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の  
特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業  
協同組合連合会との合併等に関する法律、株式  
の消却の手續に關する商法の特例に関する法  
律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための  
銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、  
スポンサー振興投票の実施等に関する法律、特定  
目的会社による特定資産の流動化に関する法  
律、金融システム改革のための関係法律の整備  
等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取  
引の一括清算に関する法律、金融機能の再生の  
ための緊急措置に関する法律、預金保険法の一  
部を改正する法律、金融機能の早期健全化のた  
めの緊急措置に関する法律、金融業者の貸付業  
務のための社債の発行等に関する法律若しくは  
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関  
する法律(以下この条及び第七十四條において  
「旧法」という。)の規定により大蔵大臣その他  
の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指  
定その他の処分又は通知その他の行為は、組織  
関係整備法第一条の規定による改正後の金融再  
生委員会設置法(次項、第七十五條第一項及び  
第七十六條)において、新金融再生委員会設置法  
といたす。又は第四条から前条までの規定による  
改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中  
央金庫法、無尽業法、社債等登録法、銀行等の  
事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業  
務の兼営等に関する法律、金融機関再建整備法、  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法  
律、農業協同組合法、臨時金利調整法、証券取  
引法、会社の配当する利益又は利息の支払に関  
する法律、公認会計士法、損害保険料率算出団  
体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業  
等協同組合法、協同組合による金融事業に関す  
る法律、資産再評価法、船主相互保険組合法、  
証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、  
信用金庫法、会社更生法、長期信用銀行法、貸  
付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会  
法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業  
信用保証保険法、地震保険に関する法律、金融  
機関の合併及び転換に関する法律、金融  
機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業  
者に関する法律、預金保険法、勤労者財産形成  
促進法、農村地域工業等導入促進法、農水産業  
協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等

に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金  
等の取締りに関する法律の一部を改正する法  
律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価  
証券に係る投資顧問業の規制に関する法律、  
抵当証券の規制に関する法律、金融先物取引  
法、前払式証券の規制に関する法律、商品  
投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権  
等に係る事業の規制に関する法律、協同組織金  
融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共  
同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の  
特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業  
協同組合連合会との合併等に関する法律、株式  
の消却の手続に関する商法の特例に関する法  
律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のため  
の銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、  
スプーン振興投票の実施等に関する法律、特定  
目的会社による特定資産の流動化に関する法  
律、金融システム改革のための関係法律の整備  
等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取  
引の一括清算に関する法律、金融機能の再生の  
ための緊急措置に関する法律、預金保険法の一  
部の改正する法律、金融機能の早期健全化のた  
めの緊急措置に関する法律、金融業者の貸付業  
務のための社債の発行等に関する法律若しくは  
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に  
関する法律（以下この条及び第七十四条にお  
いて「新法」という。）の相当規定に基づいて、  
「新法」という。）の相当規定に基づいて、金融  
再生委員会その他の相当の国の機関がした免  
許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は  
通知その他の行為とみなす。

2 組織関係整備法第一条の規定及び第四条から  
前条までの規定の施行の際現に旧金融再生委員  
会設置法又は旧法の規定により大蔵大臣その他  
の国の機関に対してされた申請、届出その他  
の行為は、新金融再生委員会設置法又は新法  
の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他  
の相当の国の機関に対してされた申請、届出そ  
他の行為とみなす。

3 旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関  
に対し報告、届出、提出その他の手続をしなけ  
ればならない事項で、第四条から前条までの規  
定の施行の日前にその手続がされていないもの  
については、これを新法の相当規定により金融  
再生委員会その他の相当の国の機関に対し報告  
、届出、提出その他の手続をしなればなら  
ない事項についてその手続がされていないもの  
とみなして、新法の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）  
七十二条 なお従前の例によることとする金融  
システム改革のための関係法律の整備等に関す  
る法律附則の規定により、大蔵大臣その他の従  
前の国の機関がすべき命令その他の処分若しく  
は通知その他の行為又は大蔵大臣その他の従前  
の国の機関に対してすべき提出その他の行為に  
ついては、組織関係整備法第一条及び第二条並  
びにこの章の規定（以下この章において「金融  
庁関係規定」という。）の施行後は、金融庁関係  
規定の施行後その所掌事務の区分に応じ、そ  
れぞれ、金融再生委員会その他の相当の国の機  
関がすべきものとし、又は金融再生委員会そ  
他の相当の国の機関に対してすべきものとす  
る。

（罰則に関する経過措置）  
第七十三条 金融庁関係規定の施行前にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。

（大蔵省令等に関する経過措置）  
第七十四条 金融庁関係規定の施行の際現に効力  
を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相  
当規定に基づく命令としての効力を有するもの  
とする。

（守秘義務に関する経過措置）  
第七十五条 金融庁関係規定の施行後は、旧金融  
再生委員会設置法第二十六条において準用する  
旧金融再生委員会設置法第十一条第一項に規定  
する金融監督庁に置かれる証券取引等監視委員  
会の委員長又は委員であった者（以下この項に  
おいて「旧委員長等」という。）は、新金融再生  
委員会設置法第二十八条において準用する新金  
融再生委員会設置法第十一条第一項に規定する  
金融庁に置かれる証券取引等監視委員会の委員  
長又は委員（以下この項において「新委員長等  
」）と同一であつたものと、旧金融再生委員  
会設置法第二十六条において準用する旧金融再  
生委員会設置法第十一条第一項に規定する旧委員  
長等に係るその職務上知ることのできた秘密は、  
新金融再生委員会設置法第二十八条において準  
用する新金融再生委員会設置法第十一条第一項  
に規定する新委員長等に係るその職務上知ること  
のできた秘密とみなして、同項の規定を適用  
する。

2 金融庁関係規定の施行後は、組織関係整備法  
附則第三十一条の規定による改正前の臨時金利  
調整法（以下この項において「旧臨時金利調整  
法」という。）第十二条に規定する金利調整審議  
会の委員又は同審議会の書記であった者（以下  
この項において「旧委員等」という。）は、組織  
関係整備法附則第三十一条の規定による改正後  
の臨時金利調整法（以下この項において「新臨  
時金利調整法」という。）第十二条に規定する金  
利調整審議会の委員又は同審議会の書記（以下  
この項において「新委員等」という。）であつた  
ものと、旧臨時金利調整法第十二条に規定する  
旧委員等に係る金利調整審議会の議事に関して  
知得した秘密は、新臨時金利調整法第十二条に  
規定する新委員等に係る金利調整審議会の議事  
に関して知得した秘密とみなして、同条の規定  
を適用する。

（職務上の義務違反に関する経過措置）  
第七十六条 金融庁関係規定の施行後は、旧金融  
再生委員会設置法第二十六条において準用する  
旧金融再生委員会設置法第九条に規定する金融  
監督庁に置かれる証券取引等監視委員会の委員  
長又は委員であつた者（以下この項において「旧  
委員長等」という。）が金融庁関係規定の施行前  
に行つた旧委員長等としての職務上の義務違反  
その他旧委員長等たるに適用しない非行は、新金  
融再生委員会設置法第二十八条において準用す  
る新金融再生委員会設置法第九条に規定する金  
融庁に置かれる証券取引等監視委員会の委員長  
又は委員（以下この項において「新委員長等  
」）と同一として行つた職務上の義務違反その他  
新委員長等たるに適用しない非行とみなして、新  
金融再生委員会設置法の規定を適用する。

第四章 法令の廃止  
第七十七条 次に掲げる法令は、廃止する。  
一 国庫より補助する公共団体の事業に関する  
法律（明治三十年法律第三十七号）  
二 外国艦船乗組員ノ逮捕留置ニ関スル援助法  
（明治三十二年法律第六十八号）  
三 法人に対する破産宣告に関する件（大正十  
二年勅令第四百七十五号）  
四 海軍軍備制限条約実施法（大正十三年法律  
第二号）  
五 日本興業銀行外二銀行の対支借款関係債務  
の整理に関する法律（大正十五年法律第四十  
一号）

六 災害善後に関する経費支弁の爲公債発行に  
関する件（昭和十一年勅令第七号）  
七 日満司法事務共助法（昭和十三年法律第二  
十六号）  
八 国民更生金庫法（昭和十六年法律第四十二  
号）  
九 戦時金融庫法（昭和十七年法律第三十二  
号）  
十 通信事業特別会計又は帝國鉄道会計に於け  
る昭和二十年年度の追加経費支弁の爲の借入金  
に関する件（昭和二十一年勅令第一百一十号）  
十一 通信事業特別会計業務勘定又は帝國鉄道  
会計収益勘定に於ける昭和二十年年度の追加経  
費支弁又は歳入不足補填の爲の追加借入金及  
帝國鉄道会計用品資金補足の爲の公債発行に  
関する件（昭和二十一年勅令第八十号）  
十二 日本証券取引所の有価証券発行者引事業  
特別会計に属する財産に関する件（昭和二十  
二年大蔵、司法省令第一号）  
十三 電波物理研究所を電気試験所に統合する  
法律（昭和二十三年法律第五十八号）  
十四 郵政省職員訓練法（昭和二十三年法律第  
二百八号）  
十五 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理  
に関する法律（昭和二十四年法律第九十四号）  
十六 横浜正金銀行の旧勘定の資産の整理に関  
する政令（昭和二十四年政令第二百八十八号）  
十七 国が有償で譲渡した物件が略奪品として  
没収された場合の措置に関する法律（昭和二十  
五年法律第十四号）  
十八 国の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶との  
交換に関する政令（昭和二十五年政令第二十  
五号）  
十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並び  
に同年八月及び九月の水害による公共土木  
施設等についての災害の復旧等に関する特別  
措置法（昭和二十八年法律第二百五十六号）  
二十 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及  
び九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に  
関する法律（昭和三十四年法律第七十四号）  
二十一 海運業の再建整備に関する臨時措置法  
（昭和三十八年法律百十八号）  
二十二 電話設備の拡充に係る電話交換方式の  
自動化の実施に伴い退職する者に対する特別  
措置に関する法律（昭和三十九年法律第三百  
十九号）

二十三 旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）

二十四 大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）

二十五 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和四十六年法律第三十二号）

二十六 昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十九年法律第一号）

二十七 昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十年法律第二号）

二十八 昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（昭和五十年法律第四号）

二十九 昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法（昭和五十年法律第九十一号）

三十 昭和五十年年度の稲作転換奨励補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十一年法律第四号）

三十一 昭和五十一年年度の水田総合利用奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十二年法律第三号）

三十二 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律（昭和五十二年法律第七十九号）

三十三 昭和五十二年年度の水田総合利用奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十三年法律第三号）

三十四 昭和五十三年年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十四年法律第一号）

三十五 昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十五年法律第二号）

三十六 オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律（昭和五十五年法律第五十四号）

三十七 昭和五十五年年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十六年法律第二号）

三十八 昭和五十五年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（昭和五十六年法律第十六号）

三十九 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十七年法律第三号）

四十 昭和五十七年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第一号）

四十一 昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第三号）

四十二 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和五十九年法律第一号）

四十三 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和五十九年法律第三号）

四十四 昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和六十年法律第一号）

四十五 昭和五十九年度及び昭和六十年年度における道路整備費の財源の特例に関する法律（昭和六十年法律第二号）

四十六 昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和六十一年法律第一号）

四十七 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六号）

四十八 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第三十六号）

四十九 昭和六十年年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（昭和六十一年法律第九十六号）

五十 昭和六十一年年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和六十二年法律第一号）

五十一 昭和六十二年年度の水田農業確立助成補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和六十三年法律第一号）

五十二 昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成元年法律第三号）

五十三 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（平成元年法律第七号）

五十四 平成元年度の水田農業確立助成補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二年法律第一号）

五十五 平成二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成三年法律第九十八号）

五十六 農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律（平成三年法律第九十九号）

第五十 内閣関係

（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十八条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百条中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第二百六条中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

附則第十八条第一項中、「第五条第三十五号から第三十八号まで」を、「第五条第二十五号及び附則第二項の表平成十五年五月十六日の項」に、同項第一号中、「第五条第三十五号に規定する駐留軍等労働者」を、「第五条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者」に改める。

附則第十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「環境庁長官」とあるのは、「環境大臣」とする。

附則第八十条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十六条第三項中、「中央漁業調整審議会」とあるのは、「沿岸漁業等振興審議会」とする。

附則第三十二条中、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」の下に、「（以下この条において、旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」という。）を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第十五条中、「第二条の第五項の政令で定める審議会」とあるのは、「食料・農業・農村政策審議会」とする。

附則第一百十條中、「第三百六十六條」を、「及び第三百六十六條」に、「第二十七條」を、「第二十六條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第三百十三條の規定による改正前の武器等製造法第三十條第一項及び第三百十六條の規定による改正前の工業用水道事業法第二十六條第一項中、「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

附則第一百五十七條第五項中、「自治省令」を、「総務省令」に改め、「定める年度」との下に、「自治省令で定める率」とあるのは、「総務省令で定める率」とを加え、「その後五年度」とあるのは、「を」、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令」とあるのは、「地方交付税法及びこれに基づく総務省令」と、「その後五年度」とあるのは、「に改める」。

附則第一百七十一條のうち印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十二号）第三条第二項の改正規定中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

（物価統制令の一部改正）

第七十九條 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第二十一条中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 本令ノ施行ニ関スル主務大臣ハ價格ニ対スル給付ニ関スル行政ノ所管大臣トス

（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正）

第八十条 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中、「準用財政再建団体」との下に、「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とを加える。

（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第八十一条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む）中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十四条第二項中「総理府令、農林水産省令」を「内閣府令、農林水産省令」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第八十二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第三條第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七條及び第五十四條並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第一項並びに国家行政組織法第八條に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九條及び第五十五條並びに宮内庁法第十六條第二項並びに国家行政組織法第八條の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第八條の三に規定する機関

第二條第四号中「地方支分部局」の下に「内閣府設置法第四十三條及び第五十七條(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七條第一項並びに」を加え、同條第九号中「当該指定行政機関が」の下に「内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項若しくは」を、「委員会」の下に「若しくは第三号口に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のもの」を加え、第二十八條の三第六項を、「第十二條第八項、第二十八條の三第六項第三号」に改める。

第十一條第二項第五号中(平成十一年法律第八十九号)を削る。

第二十八條第一項及び第二十八條の六第一項中「総合調整」を「調整」に改める。

第三十九條第一項中「すみやかに主務大臣」を「速やかに当該指定公共機関を所管する大臣」に改める。

第八十八條第一項中「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に、「行なつ」を「行つ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第二項中「あたつては」を「当たつては」に、「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第八十九條中「主務大臣」を「災害復旧事業に関する主務大臣」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九十條中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び各省大臣」に、「主務省令」を「内閣府令又は省令」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第八十三條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十三條中「激甚災害」を「激甚災害」に、「主務大臣」を「財務大臣及び国土交通大臣」に、「すえおき期間」を「据置期間」に改める。

第八十四條 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(障害者基本法の一部改正)

第八十五條 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第四項中「中央障害者施策推進協議会」を「障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者」に改める。

(国民生活センター法の一部改正)

第八十六條 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十二條及び第三十四條第一号を除く。)中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十二條の見出しを(財務大臣との協議)に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条とする。

四 第二十六條又は第二十八條の規定による内閣府令を定めようとするとき。

第三十四條第一号中「又は経済企画庁長官」を削る。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第八十七條 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第三條第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七條及び第五十四條並びに国家行政組織法第八條に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九條及び第五十五條並びに国家行政組織法第八條の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第八條の三に規定する機関

第二條第十一号中「地方支分部局」の下に「内閣府設置法第四十三條及び第五十七條並びに」を加える。

第十五條第三項中(平成十一年法律第八十九号)を削る。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第八十八條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一條中「総理府」を「内閣府」に改める。

第八十條第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第八十三條第一項中「主務大臣」を「当該原料品ごとに政令で定める大臣」に改め、同條第三項中「第一項の主務大臣」を「第一項各号に規定する大臣」に、「行なわせる」を「行つ」に改める。

第九十五條第二項中「行なつた」を「行つた」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第九十條第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同條第三項の表中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百條第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同條第二項の表中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百條第三項ただし書中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百五十五條第八項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第八十九條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「沖繩開発庁長官」を「内閣総理大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

別表空港の項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第九十條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省」を「総務省」に改める。

第二十九條第二項中「郵政省」を「総務省」に改める。

第三十五條の二中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十六條中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第九十一條 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを(主務大臣)に改め、同條第二項を削る。

第七條中「行なわせる」を「行なわせる」に、「経済企画庁」を「内閣府」に改める。

(総合研究開発機構法の一部改正)  
第九十二条 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第三十八条を次のように改める。  
第三十八条 削除  
(大規模地震対策特別措置法の一部改正)  
第九十三条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「指定行政機関が」の下に「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項若しくは第二項若しくは」を、委員会の下に「若しくは災害対策基本法第二條第三号に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のもの」を加え、「第二條第六項」を「第一條第六項第三号」に改める。  
第八條第一項第八号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第十條第一項中(平成十一年法律第八十九号)を削る。  
第三十九條第一号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)  
第九十四條 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。  
第一條中「ソヴィエト社会主義共和国連邦」を「ロシア連邦」に改める。  
第十一條第二項中「法務大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び法務大臣」に改め、同條の次に次の一條を加える。  
(主務大臣)

第十二條 この法律における主務大臣は、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項については国土交通大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。  
(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)  
第九十五條 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号を次のように改める。  
七 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。  
イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項に規定する機関  
ロ 内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第八條の三に規定する特別の機関  
第五條第六項中(平成十一年法律第八十九号)を削る。  
(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)  
第九十六條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六十一條第四項中「厚生省令、農林水産省令」を「厚生労働省令・農林水産省令」に改める。  
第七十七條第一項、第五項の表備考一、第七項及び第九項中「建設省令・大蔵省令」を「国土交通省令・財務省令」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)  
第九十七條 地震防災対策特別措置法(平成七年法律百十一号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「主務大臣」を「当該施設等に関する主務大臣」に改める。  
第四條第一項中「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に改める。  
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)  
第九十八條 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「政令又は」の下に「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む)若しくは」を加え、「同法第十四條第一項」を「内閣府設置法第七條第五項若しくは第八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項」に、「同法第三條第二項に規定す

る国の行政機関」を「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関」に、「同法第三條第二項に規定する委員会」を「内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会」に改める。  
(特定非常活動促進法の一部改正)  
第九十九條 特定非常活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
本則中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
(被災者生活再建支援法の一部改正)  
第一百條 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
(男女共同参画社会基本法の一部改正)  
第一百一條 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第十三條第三項中「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改める。  
(国立公文書館法の一部改正)  
第一百二條 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第三條中「総理府」を「内閣府」に改める。  
第四條第一項中「総理府」を「内閣府」に改め、同條第四項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
(内閣府設置法の一部改正)  
第一百三條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号中「第三項第七号」を「第三項第八号」に改め、同條第三項第六十号を第六十一号とし、第十五号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一號を加える。  
三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)第四條第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

第十條中「第三項第十七号から第二十五号まで」を「第三項第十八号から第二十六号まで」に改める。  
第十一條中「第三項第五十九号」を「第三項第六十号」に改める。  
第三十七條第三項の表中

原子力基本法(昭和三十年法律第七号)及び原子力安全委員会設置法	原子力委員会
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)	民間資金等の活用による公共施設等の推進に関する法律
民間資金等の活用に関する法律	民間資金等の活用に関する法律
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)	原子力委員会
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)	原子力委員会
原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)	原子力委員会

よる公共施設等の整備等の促進に関する法律(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)に改める。  
第三十九條中「作業施設」の下に(次項において「施設等機関」という。)を加え、同條に次の二項を加える。  
2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる施設等機関で本府に置かれるものは、国立公文書館とする。  
3 国立公文書館については、国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。  
第四十一條第一項中「第三項第二十一号から第二十五号まで」を「第三項第二十三号から第二十六号まで」に改める。  
第四十四條第一項中「第四條第三項第十七号、第十九号及び第二十一号」を「第四條第三項第十八号、第二十号及び第二十二号」に改める。  
第六十八條第一項中「第三十九條」を「第三十九條第一項」に改める。  
附則第一條ただし書中「第四條第三項第五十二号」を「第四條第三項第五十三号」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第四百条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中、「総理府」を、「内閣府」に改める。

(皇室経済法の一部改正)

第二百五条 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「以て」を、「もつて」に改める。

第十一条第二項中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「大蔵事務次官」を、「財務事務次官」に、「以て」を、「もつて」に改める。

(遺失物法の一部改正)

第六十六条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六条を除く)中、「命令」を、「政令」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第一百七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「郵政大臣」を、「総務大臣」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第一百八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項、第二十五条第一項第四号及び第二十七条第一項を除く)中、「命令」を、「内閣府令」に改める。

第二条第一項中、「総理府令(以下、命令」という)を、「内閣府令」に改める。

(警察法の一部改正)

第九十九条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第十七号中、「総合調整」を、「調整」に改める。

第七十七条第一項後段を削る。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一百十條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「文部省令」を、「文部科学省令」に改める。

第四条第三項中、「国家公安委員会」を、「国家公安委員会規則」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第一百十一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項第二十三号及び第二項、第四条第五項、第六十三条第六項から第八項まで、第八十条第二項並びに第百十條の二第三項を除く)中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改める。

第二条第一項第二十三号中、「総理府令」を、「内閣府令・環境省令」に改め、同条第二項中、「総理府令・建設省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改める。

第四条第五項中、「総理府令・建設省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改める。

第六十三条第六項中、「総理府令・運輸省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改め、同条第七項中、「はりつけられた」を、「はりつけられた」に、「総理府令・運輸省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に、「もより」を、「最寄り」に改め、同条第八項中、「総理府令・運輸省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改める。

第八十条第二項及び第百十條の二第三項中、「総理府令・建設省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改める。

附則第二十二條第一項中、「自治大臣」を、「総務大臣」に改める。

附則に次の一条を加える。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三條 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 附則第十七條の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 都道府県及び市町村に対して交付すべき交付金を交付しようとするとき。

三 附則第十九條の規定により返還を命じようとするとき。

(警備業法の一部改正)

第一百十二條 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第一百十三條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第一百十三條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第一百十三條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

(犯罪被害者等給付金支給法の一部改正)

第一百十四條 犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二中、「各大臣」の下に、「内閣府設置法第四條第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は」を加え、「各大臣」を、「各省大臣」に改める。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正)

第一百十五條 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中、「通商産業大臣及び郵政大臣」を、「総務大臣及び経済産業大臣」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設省令」を、「国土交通省令」に改める。

第十四條第一項中、「第百三十九條」の下に、「第百三十九條の二」を加える。

第三十條中、「他の法律」を、「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第百十五号)第十七條」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日本国におけるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正)

第七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項及び第四條第一項中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一百十八條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「参事官等」を、「防衛参事官等」に、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第四条第一項中、「防衛庁の参事官」を、「防衛庁の防衛参事官」に改める。

別表第一中、「迎洲部」を、「迎洲部」に改める。

別表第一中、「迎洲部」を、「迎洲部」に改める。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第一百十九條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第三条第一項及び第四条第一項中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一百十八條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「参事官等」を、「防衛参事官等」に、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

第四条第一項中、「防衛庁の参事官」を、「防衛庁の防衛参事官」に改める。

別表第一中、「迎洲部」を、「迎洲部」に改める。

別表第一中、「迎洲部」を、「迎洲部」に改める。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第一百十九條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中、「総理府令」を、「内閣府令」に改める。

(防衛庁設置法の一部改正)

第一百二十條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十六條の二」を、「第十六條の二」に改める。

第十六條の二を次のように改める。

(設置)

第十六條の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる審議会等で本庁に置かれるものは、次のとおりとする。

自衛隊員倫理審査会

防衛施設中央審議会

第二章第二節第二款第十六條の二の次に次の二條を加える。

(自衛隊員倫理審査会)

第十六條の三 自衛隊員倫理審査会については、自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(防衛施設中央審議会)  
第十九条の四 防衛施設中央審議会については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき、施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号。これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

(自衛隊法の一部改正)  
第二百一十一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令」を「内閣府令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第五十一条 第五十一条中、「調達実施本部」を「契約本部」に改める。  
第四十九条第三項中、「公正審査会」を「審査会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの」に改め、同条第四項中、「公正審査会」を「前項の政令で定める審査会等」に改める。

第六十二条第四項中、「つく」を「就く」に、「審査会」を「審査会等」に改める。  
第一百零二条第二項中、「本庁の」の下に、「内部部局若しくは」を加え、「調達実施本部」を「契約本部」に改め、隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合、の下に、「(内部部局にあつては、防衛庁設置法第十條第六号に掲げる事務に係る教育訓練を実施することの委託を受けた場合に限る。)」を加える。

附則第十二項中、「基き」を「基づき」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
附則第十三項中、「基き」を「基づき」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法の一部改正)  
第二百一十二条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「総理府令」を「内閣府令」に、「こむつた」を「被つた」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)  
第二百一十三条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十一年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。  
第十七条中、「政令で定める審議会」を「防衛施設中央審議会」に改める。  
第二十六条(見出しを含む。)中、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)  
第二百一十四条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項及び第十五条第一項中、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正)  
第二十五条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「沖縄開発庁長官」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正)  
第二十六条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第四号を次のように改める。  
四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。  
イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項に規定する機関  
ロ 内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第八條の三に規定する特別の機関  
(自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二百一十七条 自衛隊法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、防衛庁の職員等の給与等に関する法律第八條の改正規定中、「参事官等」を「防衛参事官等」に改め、同法第九條の改正規定中、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同法別表第一の改正規定中、「~~迎撃隊~~」を「~~迎撃隊~~」に改める。  
(自衛隊員倫理法の一部改正)  
第二百一十八条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第一号及び第三項第一号中、「別表第一 参事官等俸給表」を「別表第一 防衛参事官等俸給表」に改める。  
(担保附社債信託法の一部改正)  
第二百二十九条 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
第一百九十九条ノ三中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第五條ノ免許  
二 第十一條ノ規定ニ依ル免許ノ取消  
第一百九十九條ノ四第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(信託業法の一部改正)  
第二百三十条 信託業法の一部を次のように改正する。  
本則(第十九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第十九條ノ二中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル閣總理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第一條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
二 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第十九條ノ三中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(無尽業法の一部改正)  
第二百三十一条 無尽業法の一部を次のように改正する。  
本則(第四十二條を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第四十二條第一項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第三條ノ第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項に次の各号を加え、同条第二項から第四項までを削る。  
一 第三條ノ第一項ノ免許  
二 第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
第四十三條中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(社債等登録法の一部改正)  
第二百三十二条 社債等登録法の一部を次のように改正する。  
本則(第九條第二項を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「財務省令」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。  
第十四條ノ二中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)  
第二百三十三条 銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七條第一項中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「(金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル權限ヲ除ク)」を削る。  
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)  
第二百三十四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。  
本則(第九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第二百二十八条 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
第一百九十九条ノ三中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第五條ノ免許  
二 第十一條ノ規定ニ依ル免許ノ取消  
第一百九十九條ノ四第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(信託業法の一部改正)  
第二百三十条 信託業法の一部を次のように改正する。  
本則(第十九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第十九條ノ二中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル閣總理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第一條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
二 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第十九條ノ三中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(無尽業法の一部改正)  
第二百三十一条 無尽業法の一部を次のように改正する。  
本則(第四十二條を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第四十二條第一項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第三條ノ第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項に次の各号を加え、同条第二項から第四項までを削る。  
一 第三條ノ第一項ノ免許  
二 第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
第四十三條中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(社債等登録法の一部改正)  
第二百三十二条 社債等登録法の一部を次のように改正する。  
本則(第九條第二項を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「財務省令」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。  
第十四條ノ二中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)  
第二百三十三条 銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七條第一項中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「(金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル權限ヲ除ク)」を削る。  
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)  
第二百三十四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。  
本則(第九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第二百二十八条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第一号及び第三項第一号中、「別表第一 参事官等俸給表」を「別表第一 防衛参事官等俸給表」に改める。  
(担保附社債信託法の一部改正)  
第二百二十九条 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
第一百九十九条ノ三中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第五條ノ免許  
二 第十一條ノ規定ニ依ル免許ノ取消  
第一百九十九條ノ四第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(信託業法の一部改正)  
第二百三十条 信託業法の一部を次のように改正する。  
本則(第十九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第十九條ノ二中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル閣總理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第一條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
二 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第十九條ノ三中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(無尽業法の一部改正)  
第二百三十一条 無尽業法の一部を次のように改正する。  
本則(第四十二條を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第四十二條第一項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第三條ノ第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同項に次の各号を加え、同条第二項から第四項までを削る。  
一 第三條ノ第一項ノ免許  
二 第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
第四十三條中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(社債等登録法の一部改正)  
第二百三十二条 社債等登録法の一部を次のように改正する。  
本則(第九條第二項を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「財務省令」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。  
第十四條ノ二中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)  
第二百三十三条 銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七條第一項中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「(金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル權限ヲ除ク)」を削る。  
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)  
第二百三十四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部を次のように改正する。  
本則(第九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第二百二十八条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第一号及び第三項第一号中、「別表第一 参事官等俸給表」を「別表第一 防衛参事官等俸給表」に改める。  
(担保附社債信託法の一部改正)  
第二百二十九条 担保附社債信託法の一部を次のように改正する。  
本則中、「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
第一百九十九条ノ三中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第五條ノ免許  
二 第十一條ノ規定ニ依ル免許ノ取消  
第一百九十九條ノ四第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削る。  
(信託業法の一部改正)  
第二百三十条 信託業法の一部を次のように改正する。  
本則(第十九條ノ二を除く)中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
第十九條ノ二中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル閣總理大臣」に、「第一條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を「左ニ掲グルモノ」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第一條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消  
二 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ノ取消

第八条ノ二中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、調査、を削る。

第九条ノ第二項中、「金融再生委員会」を

「内閣総理大臣」に、「第一条第一項ノ認可其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權」を、「政令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に改め、同条第二項及び第四項を削る。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第三十五条 金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十五条の第四項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に改める。

(臨時金利調整法の一部改正)

第三十六条 臨時金利調整法の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第二項及び第四項中、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を、「内閣総理大臣及び財務大臣」に改め、同条第五項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第三十七条 証券取引法の一部を次のように改正する。

本則(第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二から第七十九条の七十四まで、第七十九条の八十一、第八十八條、第九十一條及び第九十四條の六を除く)中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項及び第七十九條の五十七第一項第一号中、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第七十九条の六十二中、「総理府令又は内閣府令・財務省令」を、「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第七十九條の六十七中、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第七十九條の七十二及び第七十九條の七十三中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第七十九條の七十四及び第七十九條の八十中「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第四十五條第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十八條中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第九十一條中、「総理府令又は内閣府令・大蔵省令」を、「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第九十四條の五中、「調査」を削る。

第九十四條の六第一項中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「第六十八條第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を、「政令で定めるもの」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 その他政令で定めるもの  
第九十四條の六第四項中、「第二項」を、「前項」に改め、同条第七項中、「第五項」を、「前項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第九十四條の七中、「同条第五項」を、「同条第四項」に改める。

附則第五條中、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を、「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第六條第一項中、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第八條第三項、第九條及び第十二條中、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を、「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第三十八條 公認会計士法の一部を次のように改正する。

本則(第四十九條の四第一項を除く)中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に改める。

第四十九條の四第一項中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を、「政令」に改め、同条第三項を削る。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第三十九條 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第二十五條の四を除く)中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「総理府令」を、「内閣府令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第十九條第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十五條の二中、「調査」を削る。

第二十五條の四中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「第三條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を、「政令で定めるもの」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第四十條 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第六條の四、第七條及び第七條の二を除く)中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「総理府令」を、「内閣府令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第六條の四の見出し中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第七條第一項中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を、「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第七條の二中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第四十一條 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第三十三條、第三十五條、第四十五條第一項及び第二項、第四十八條第一項及び第四項、第六十條、第八十七條第二項並びに第九十一條第二項中、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第四十二條 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

本則(第五十四條を除く)中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「総理府令」を、「内閣府令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第五十四條第一項中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「第十七條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を、「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に改め、全部又は「を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第五十四條の二中、「調査」を削る。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)

第四十三條 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第二十五條第一項を除く)中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第二百二十四條中、「調査」を削る。

第二百二十五條の見出しを、「権限の委任」に改め、同条第一項中、「金融再生委員会は」を、「内閣総理大臣は」に、「第六條の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を、「政令で定めるもの」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第四十四條 信用金庫法の一部を次のように改正する。

本則(第八十七條第六号、第八十七條の四及び第八十八條を除く)中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「総理府令」を、「内閣府令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第七十四條第一項及び第八十四條中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十七條第六号中、「総理府令」を、「内閣府令」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第八十七條の四の見出し中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第八十七條の四の見出し中、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。

第八十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第四条の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

(長期信用銀行法の一部改正)  
第四百五十五条 長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

本則(第二十二条を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第二十二條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第十項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
(貸付信託法の一部改正)  
第四百四十六條 貸付信託法の一部を次のように改正する。

本則(第十六条を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十六條中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)  
第四百七十七條 金融機関の合併及び転換に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第三十條を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)  
第四百四十八條 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第四十二條を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四十一條中「調査」を削る。

第四十二條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項中「に限る。」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十三條中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(預金保険法の一部改正)  
第四百四十九條 預金保険法の一部を次のように改正する。

本則(第八十三條を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三條第一項を次のように改める。  
内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第二十六條第一項又は第二項の規定による任命  
二 第二十六條第三項又は第二十九條の規定による解任  
三 第三十條の規定による承認  
四 その他政令で定めるもの

第八十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第八條、第九條から第十一條まで、第十六條及び第十七條中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十九條の第三項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。  
附則第十九條の第五項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第二十條の三中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。  
附則第二十二條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(銀行法の一部改正)  
第五百十條 銀行法の一部を次のように改正する。

本則(第二十六條第二項、第五十二條の十七第二項、第五十三條第一項第八号、第五十七條の三及び第五十九條を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二十六條第二項及び第五十二條の十七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第五十三條第一項第八号中「総理府令」を「内閣府令」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第五十七條の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第五十七條の四中「調査」を削る。

第五十九條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第五條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第十一條、第十七條及び第十八條並びに第二十條の見出し中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)  
第五百十一條 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四十四條の二中「調査」を削る。  
第四十五條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三項」を「前項」に改め、全部又は「を削り、一部を」の下に「財務局長又は財務支局長」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第九條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、調査」を削り、金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、調査」を削る。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第五百十二條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九項第一号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)  
第五百十三條 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第四十一條の二を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・財務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三十九條の四中「調査」を削る。

第四十一條の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)  
第五百十四條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第十條第十一項及び第五十一條の二を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十條第十一項中「総理府令・財務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。  
第五十一條中「調査」を削る。





(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部改正)
第六十九條 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第十六條を除く)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十五條中「調査」を削る。

第十六條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を削る。

第六章 総務省関係
(恩給法の一部改正)
第七十條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第十五條を除く)中「総務庁」を「総務省」に、「内閣総理大臣」を「総務大臣」に、「審査会」を「審議会等」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第十五條中「総務庁長官」を「総務大臣」に、「政令」を「政令」に改め、以下審査会を「審議会等」(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八條二規定スル機関ヲ謂フ)ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審議会等)に改める。

(統計法の一部改正)
第七十一條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務庁長官」を「総務大臣」に、「総務省」を「内閣府及び」に、「総務庁」を「総務省」に改める。

第八條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第九條中「意見を内閣総理大臣に上申し、又は」を削る。

第十條第四項中「総理府事務官」を「内閣府事務官」に、「総理府技官」を「内閣府技官」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「外局長」を「宮内庁長官及び外局長」に改め、同項第三号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第七十二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。
第九條の二第五項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。
第十一條第三項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同條第四項を次のように改める。
前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。
(地方自治法の一部改正)
第七十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。
第七十五條第五項中「空港事務所」を「地方航空局の事務所」に改め、「地方郵政監察局」の下に、「及び地区郵政監察室」を加え、「貯金事務センター」を「簡易保険事務センター」を「事務センター」に、「地方電気通信監理局」を「総合通信局」に改め、「港湾建設機関」を削る。
第二百四十五條中「国の行政機関」の下に「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四條第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九條第一項若しくは第二項に規定する機関」を加え、国の行政機関として置かれる。を削る。
第二百四十五條の四第一項中「各大臣」の下に「内閣府設置法第四條第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は」を加え、各大臣を「各省大臣」に改める。
第二百五十二條の二十三第二号中「建設省国土地理院」を「国土地理院」に改める。
別表第一「砂防法明治三十年法律第二十九号」の項第二号中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表運河法(大正二年法律第十六号)の項中「第十九條ノ二」を「第十九條ノ三」に改め、同表農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の項中「第九十八條第九項」を「第九十八條第十一項」に改め、同表水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の項中「第二百二十七條第十一項」を「第二百二十七條第十五項」に改め、同表建設法(昭和二十四年法律第一百号)の項中「第四十四條の三」を「第四十四條の四」に改め、同表漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の項第二号中「省令」を「農林水産省令」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同表道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の項中「第九十四條第一項から第三項まで」を削り、同表土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の項中「第七十八條の二」を「第七十八條の三」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の項第二号イ中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第一号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第二号中「第三百三十九條の二各号」を「第三百三十九條の三各号」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の項を削る。
別表第二「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第二号中「第三百三十九條の二第二号」を「第三百三十九條の三第二号」に改める。
(国家公務員法の一部改正)
第七十四條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第十九條第二項及び「第四項並びに第二十五條第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第七十五條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項中「且つ、自治大臣」を「かつ、総務大臣」に改める。
第四十條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。
第四十四條第二項中「自治省の」を「総務省の」に改める。

和二十四年法律第二百六十七号)の項第二号中「省令」を「農林水産省令」に、「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、同表道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の項中「第九十四條第一項から第三項まで」を削り、同表土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の項中「第七十八條の二」を「第七十八條の三」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の項第二号イ中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第一号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第二号中「第三百三十九條の二各号」を「第三百三十九條の三各号」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の項を削る。
別表第二「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項第二号中「第三百三十九條の二第二号」を「第三百三十九條の三第二号」に改める。
(国家公務員法の一部改正)
第七十四條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第十九條第二項及び「第四項並びに第二十五條第一項中「総理府」を「内閣府」に改める。
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第七十五條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項中「且つ、自治大臣」を「かつ、総務大臣」に改める。
第四十條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。
第四十四條第二項中「自治省の」を「総務省の」に改める。

(郵便貯金法の一部改正)
第七十六條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。
本則(第二十條第三項、第三十一條、第四十五條第一項、第五十二條第一項、第六十條、第六十三條の二及び第六十四條を除く)中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「省令」を「総務省令」に改める。
第十二條第三項中「政令で定める審議会」を「郵政審議会」に改める。
第十九條中「沖縄郵政管理事務所」を「沖縄総合通信事務所」に、「貯金事務センター」を「事務センター」に、「貯金原簿所管庁」を「貯金原簿所管庁」に改める。
第二十條第三項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。
第三十一條の見出しを(非常取扱い)に改め、同条中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に、「且つ」を「かつ」に、「取扱」を「取扱い」に改める。
第四十五條の見出しを(払戻制限)に改め、同條第一項中「すえ置期間」を「据置期間」に、「払いもどす」を「払い戻す」に、「但し」を「ただし」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「つける」を「付ける」に改める。
第五十九條中「すえ置期間」を「据置期間」に改める。
第六十條及び第六十三條の二中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改める。
第六十四條中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。
(郵便法の一部改正)
第七十七條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
本則(第五條第一項ただし書、第九條第一項、第十三條第二項、第十七條第三項、第十九條の二第一項、第十九條の三、第三十九條の四第一項、第二十條第一項、第二十三條第一項、第三項及び第五項、第二十三條の二から第二十五條まで、第二十六條第一項第三号及び第五号、第二十七

条の三、第二十七條の四第三項、第三十二條第五項第二号及び第八項、第三十七條第一項、第二項及び第五項、第三十八條第三号、第三十九條、第四十一條第二項、第四十七條第二項、第四十九條、第五十四條第一項及び第二項、第五十六條、第五十七條第一項及び第三項、第六十八條第一項、第六十九條、第七十一條第一項、第七十五條の二第一項並びに第七十五條の五を除く。中、郵政大臣を「総務大臣」に、省令を「総務省令」に、大蔵大臣を「財務大臣」に、郵政省を「郵政事業庁」に改める。

第五條第一項ただし書中「但し、郵政大臣」を「ただし、総務大臣」に、「郵政省」を「総務省」に改める。

第九條第一項中「郵政省」を「郵政事業庁沖繩総合通信事務所を含む。以下同じ。」に改める。

第十三條第二項中「郵政大臣が、省令」を「総務省令」に改める。

第十七條第三項を次のように改める。

郵政事業庁長官は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する大きさ又は重量の制限を超えて郵便物の取扱に支障がないものとして総務省令で定めるものを、総務省令で定めるところにより、取り扱つことができる。

第十九條の二第一項、第十九條の三及び第十九條の四第一項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改める。

第二十條第一項各号列記以外の部分中「支給その他」を「支払その他の」に、「買取り、郵政省」を「買取り、郵政事業庁」に、「業務、郵政省」を「業務、総務省」に、「並びに郵政省」を「並びに総務省」に、「及び郵政省」を「及び総務省」に、「省令」を「総務省令」に改め、同項各号中「郵政省」を「総務省」に改める。

第二十三條第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改め、同条第三項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改め、同条第四項中「政令で定める審議会」を「郵政審議会」に、「うえ」を「上」に改め、同条第五項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改める。

第二十三條の二中「省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第二十三條の三第一項中「郵政大臣は、省令」を「郵政事業庁長官は、総務省令」に改め、同条第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改め、同条第三項中「郵政大臣は、省令」を「郵政事業庁長官は、総務省令」に改める。

第二十四條中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第二十五條並びに第二十六條第一項第三号及び第五号中「省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第二十七條の三中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に、「審議会に諮問した上」を「総務大臣が審議会に諮問した上」に、「の定めるところにより、これを」を「定めるところにより、これを」に改める。

第二十七條の四第三項中「郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第三條第一項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務に限る。）及び同項第四号に掲げる業務」を「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第七十九号イに掲げる業務及び同号ニに掲げる業務（同号イに掲げる業務に附帯する業務、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務並びに印紙の売りさばきに関する業務に限る。）に改め、同法第四條第二十三号の」を削る。

第三十二條第五項第二号中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改め、同条第八項中「省令」を「総務省令」に、「郵政省」を「郵政事業庁」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第三十七條第一項及び第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改め、同条第五項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改める。

第三十八條第三号及び第三十九條中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第四十一條第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「沖繩郵政管理事務所」を「沖繩総合通信事務所」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十七條第二項中「郵政大臣が、省令」を「総務省令」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條（郵便私書箱） 郵政事業庁長官は、郵便局に郵便私書箱を設けることができる。

前項の郵便私書箱の使用に関する条件は、総務省令で定める。

第五十四條第一項中「因り」を「より」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「沖繩郵政管理事務所」を「沖繩総合通信事務所」に改め、同条第二項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「沖繩郵政管理事務所」を「沖繩総合通信事務所」に改める。

第五十六條の見出しを（総務省令への委任）に改め、同条中「郵政大臣が、省令」を「総務省令」に改める。

第五十七條第一項及び第三項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に改める。

第六十八條第一項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「省令」を「総務省令」に、「各号の」を「各号のいずれか」に改める。

第六十九條中「因り」を「より」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第七十一條第一項中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省」を「郵政事業庁」に改める。

第七十五條の二第一項中「郵政大臣は、その」を「郵政事業庁長官は、総務大臣の」に、「省令」を「総務省令」に改める。

第七十五條の五中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

（郵便為替法の一部改正）

第七十八條 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第二條、第十七條第六項、第二十三條及び第三十八條の三を除く。中、「省令」を「総務省令」に、「郵政省」を「郵政事業庁」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第二條中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第十七條第六項中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「省令」を「総務省令」に、「政令で定める審議会」を「郵政審議会」に改める。

第二十三條中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「貯金事務センター」を「事務センター」に改める。

第三十八條の三中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（郵便振替法の一部改正）

第七十九條 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

本則（第二條、第十八條第六項、第二十一條、第五十一條第一項、第五十三條第一項及び第二項並びに第七十條の二を除く。中、「省令」を「総務省令」に、「郵政省」を「郵政事業庁」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第二條中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第十八條第六項中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「省令」を「総務省令」に、「政令で定める審議会」を「郵政審議会」に改める。

第二十二條中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「貯金事務センター」を「事務センター」に改める。

第五十一條第一項中「郵政省の内部部局として置かれる局で郵便に関する事務を所掌するもの」を「郵政事業庁の郵便に関する事務を所掌するもの」に、「郵便主管局」を「郵便主管部局」に、「簡易生命保険に関する事務を所掌するもの」を「郵政事業庁の簡易生命保険に関する事務を所掌する内部部局で総務省令で定めるもの」に、「簡易生命保険主管局」を「簡易生命保険主管部局」に、「電波利用料」を「総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵便主管局、簡易生命保険主管部局」を「郵便主管部局、簡易生命保険主管部局」に改める。

第五十三條第一項及び第二項中「簡易生命保険主管局」を「簡易生命保険主管部局」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同条第三項中「簡易生命保険主管局」を「簡易生命保険主管部局」に改める。

第七十條の二中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第八十條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条の五中、「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条、第八条の二又は第八条の三の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに」を、「国の地方行政機関及び」に改める。

5 第五条の三に次の一項を加える。  
7 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

21 第二十一条中、「各大臣」を、「内閣総理大臣及び各省大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 総務大臣は、前項に規定する法令案のうち重要なものについて意見を述べようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

22 第二十二条中、「各大臣」を、「内閣総理大臣及び各省大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 総務大臣は、前項に規定する書類及び調書のうち重要なものについて意見を述べようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

26 第二十六条第一項中、「国」を、「総務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 総務大臣は、第一項の規定により地方交付税の額を減額し、又は地方交付税の額の一部の返還を命じようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

27 第二十七条に次の一項を加える。  
6 総務大臣は、第四項の規定により市町村の負担すべき金額を更正しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
30 第三十条の二に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

31 第三十一条中、「自治大臣」を、「総務大臣」に、「自治省令」を、「総務省令」に改める。  
33 第三十三条の七第四項中、「自治大臣」を、「総務大臣」に改め、同項ただし書中、「自治省令」を、「総務省令」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中、「自治大臣又は都道府県知事」を、「総務大臣又は都道府県知事」に改め、第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
（当せん金付証券法の一部改正）  
81 第八十一条 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を、「総務大臣」に、「自治省令」を、「総務省令」に、「郵政大臣」を、「総務大臣」に改める。  
4 第四条に次の一項を加える。  
3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（消防法の一部改正）  
82 第八十二条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「自治省令」を、「総務省令」に、「自治大臣」を、「総務大臣」に改める。

14 第十四条中、「命令」を、「総務省令」に、「行なわせ」を、「行わせ」に改める。  
17 第十七条の六第二項中、「行なつ」を、「行つ」に、「命令」を、「総務省令」に改める。  
18 第十八条の九第四項中、「第十三の十八」を、「第十三の十八」に改める。

18 第十八条の十四、第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十三条の二第一項並びに第二十五条第一項及び第三項中、「命令」を、「総務省令」に改める。

28 第二十八条第一項中、「命令で定める」を、「総務省令で定める者」に改める。  
49 第四十九条中、「総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号」を、「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」に、「同条第十三号」を、「同条第十九号」に、「第十四号」を、「第二十一号」に、「国の委任又は補助に係る」を、「同条第十九号」に掲げる」に改める。

別表備考第三号、第五号、第六号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十一号中「自治省令」を、「総務省令」に改める。  
（政治資金規正法の一部改正）  
83 第八十三条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。  
本則中「自治大臣」を、「総務大臣」に、「自治省令」を、「総務省令」に改める。  
（簡易生命保険法の一部改正）  
84 第八十四条 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を、「総務大臣」に、「郵政省令」を、「総務省令」に改める。  
7 第七條第二項中、「政令で定める審議会」を、「郵政審議会（以下、「審議会」という。）」に改める。  
3 第三章 簡易生命保険審査会 を、「第三章 審議会の審査」に改める。  
88 第八十八条の見出しを（審議会の審査）に改め、同条第一項中、「簡易生命保険審査会（以下「審査会」という。）」を、「審議会」に改め、同条第二項及び第三項中、「審査会」を、「審議会」に改める。

91 第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条、第九十六条、第九十七条、第九十九条及び第一百条中、「審査会」を、「審議会」に改める。  
（郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正）  
85 第八十五条 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第三項及び第十五条を除く）中「郵政省」を、「郵政事業庁」に、「郵政大臣」を、「郵政事業庁長官」に、「省令」を、「総務省令」に改める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）  
86 第八十六条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。  
本則（第七条を除く）中、「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。  
7 第七條第一項中、「この場合において」の下に「この法律の規定中、「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と」を加え、同条第二項第一号中、「内閣総理大臣が」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第二条第一項中、「及び基準日（基準日の翌日から前条後段の）とあるのは、及び」と、までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日、以下同じ。における」とあるのは、「における」と読み替えるものとする。  
7 第七條第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中、「内閣総理大臣が定める額」を、「定める額」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二条第二項及び第四項並びに第二条の二第一項前段中、「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替えるものとする。  
（簡易郵便局法の一部改正）  
87 第八十七条 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第十六条を除く）中、「郵政大臣」を、「郵政事業庁長官」に、「省令」を、「総務省令」に、「郵政省」を、「郵政事業庁」に、「沖縄郵政管理事務所」を、「沖縄総合通信事務所」に改める。  
16 第十六条中、「郵政大臣」を、「総務大臣」に、「且つ」を、「かつ」に改める。  
（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正）  
88 第八十八条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正）  
88 第八十八条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。



七 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。

八 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとき。附則第五条第二項中、「自治省令」を「総務省令」に改め、同項の表第一号、第三号、第四号及び第六号中、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第六条第二項中、「自治省令」を「総務省令」に改め、同項の表中、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第六条の二第二項、第七条第二項及び第八条から第十条までの規定中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(地方税法の一部改正)  
第九十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「自治省の」を「総務省の」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。第八條第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 総務大臣は、第二項の決定又は第七項の裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第八條の二第三項中、「第九項」を「第十項」に改める。

第五十九條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第七十二條の四十九第三項中、「第七十二條の二十六條第五項」を「第七十二條の二十六條第五項」に改め、同条第十一項を同条第十一項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 総務大臣は、第七項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。第七十二條の五十四に次の一項を加える。

8 総務大臣は、第五項の決定又は前項の指示をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第二百六十條の二 総務大臣は、第二百五十九條の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第三百二十一條の十五第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 総務大臣は、第二項の決定又は第七項の裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第三百八十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項の固定資産評価基準を定めようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第三百八十九條の見出し中、「権限」を「権限等」に改め、同条第一項中、「第三百八十八條第一項」を「前条第一項」に改め、同条第五項中、「第三百八十八條第一項」を「前条第一項」に「行なわれて」を「行われて」に改め、同条に次の一項を加える。

6 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一項第一号又は第二号の規定による固定資産の指定をしようとするとき。  
二 第一項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分をしようとするとき。  
三 第四項の規定による固定資産の価格等の配分の調整の申出を受けたとき。

四 前項の規定による固定資産の価格等の配分の調整をしようとするとき。  
第三百九十条から第三百九十二条までを次のように改める。

(異議申立ての手續における地方財政審議会の意見の聴取)  
第三百九十条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第三百九十一条及び第三百九十二条 削除  
第三百九十六條第一項中、「第三百八十八條第三項第二号」を「第三百八十八條第四項第二号」に、「左に」を「次に」に改める。

第四百十七條第三項中、「から第五項まで」の下に、「及び同条第六項(第一号に係る部分を除く)」を加え、同条第四項中、「第三百九十九條の規定は、を、第三百九十九條の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合に、第三百九十九條の規定は」に、「第二項」を「同項」に改める。

第四百二十二條の二第二項中、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項の指示をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第六百七十條の次に次の一項を加える。  
第六百七十條の二 総務大臣は、第六百六十九條の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第七百零條の六の四第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 総務大臣は、第六項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第七百三十二條の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附則第四条の二第五項第二号及び第七項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第十條第六項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第七項中、「規定により運輸大臣」を「規定により国土交通大臣」に改め、同条第八項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十一條第七項及び第二十三項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第十五條第十一項、第十二項、第十四項、第三十四項及び第三十七項から第三十九項までの規定中、「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第四十一項中、「規定により運輸大臣」を「規定により国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改め、同条第四十五項及び第四十八項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第十五條の二第一項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
附則第十五條の三第一項中、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第二十九條の四第一項、第三十二條第三項及び第六項から第八項まで、第三十三條の三第二項、第三十四條の二第一項、第二項及び第三項から第七項まで、第三十五條第三項並びに第三十五條の三第六項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(地方公務員法の一部改正)  
第九十八條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
第五十九條(見出しを含む)中、「自治省」を「総務省」に改める。

附則第二十一項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)の一部改正)  
第九十九條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号八中、「第九十一条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第二十三條第一項中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「聞き」を「聴き」に改める。  
(行政書士法の一部改正)  
第二十条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

本則中、「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「自治省の」を「総務省の」に改める。  
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中、「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)  
第二百二條 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

本則中、「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一條の見出しを、「(総務省令への委任)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)  
第二百三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項及び第四条の四第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二百四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五十條中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(統計報告調整法の一部改正)  
第二百五十條 統計報告調整法(昭和二十七年法律百四十八号)の一部を次のように改正する。  
本則(第十條)第二項及び第十一條第四項を除く。(中)「総務庁長官」を「総務大臣」に、「総務庁」とを「総務省」とに改める。

第三十條 第一項中「国の行政機関」を「行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに)に、国の行政機関を」と、「機関を」に、「行政機関」というを、「同じ」に改め、同項第二号中「政令で定める」を削り、「医療更生施設その他の」の下に「内閣府設置法第三十九條若しくは第五十五條若しくは宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第二項若しくは」を、「機関」の下に「のうち政令で定めるもの」を加える。

第十條第二項を削る。  
第十一條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

第三十條 第一項の規定による異議の申出に理由がないと認めるときは、理由を付した文書でその旨を速やかに当該行政機関の長に通知しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による異議の申出に理由があると認めるときは、処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更し、

かつ、理由を付した文書でその旨を速やかに当該行政機関の長に通知しなければならない。  
第十二條の二第二項中、「第十條第二項」を削り、同條第二項第三号中、「第十條第一項」を「第十條」に改める。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)  
第二百六條 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

本則(第五條第二項及び第三項を除く)(中)郵政大臣」を、「総務大臣」に、「郵政省令」を、「総務省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。  
第五條の見出しを、「(審議会への諮問)に改め、同條第一項中「資金運用審議会」を「郵政審議会」に改め、同條第二項及び第三項を削る。  
第七條中「部下の部局の長」を「郵政事業庁長官」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)  
第二百七條 地方公営企業法(昭和二十七年法律百九十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十條第七項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

第四十條の三及び第四十一條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
第四十九條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」として、同項の規定の例による。

第四十九條第二項中「前項」を「前項の規定によりその例によることとされた第四十三條第一項」に、「行なつ」を「行つ」に、「同條第一項」を「第四十四條第一項」に、「承認」を「自治大臣の承認」に、「協議し」を「総務大臣に協議し」に改め、「その同意」との下に「自治大臣は」とあるのは、「総務大臣は」とを加え、同條第三項中「承認」を「自治大臣の承認」に、「協議し、その同意」を「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治大臣は」とあるのは、「総務大臣は」と改め、同條に次の一項を加える。

「総務大臣は、第二項において準用する第四十四條第一項若しくは第三項の規定により財政再建計画又はその変更に同意しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
第五十條中「財政再建団体が」とあるのは、準用財政再建団体が」と、「承認」を「自治大臣の承認」と改め、第四十九條第一項の規定により「その例によることとされた」を加え、「承認」を「自治大臣の承認」と、「同意」を「総務大臣の同意」に改め、地方公共団体」と、「財政再建団体が」とあるのは、準用財政再建団体が」と及び「同法第十九條中「財政再建団体」とあるのは、準用財政再建団体」との下に「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とを加える。  
第五十一條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
(消防施設強化促進法の一部改正)  
第二百八條 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
(有線電気通信法の一部改正)  
第二百九條 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第二百十條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律百五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十二條の二中「の政令で定める審査会」を「に規定する審議会等」に改める。  
附則第三十五條の二第一項中「の政令で定める審査会」を「に規定する審議会等」に改め、同條第三項中「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)  
第二百一十一條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律百八十二号)の一部を次のように改正する。  
第十條第一項及び第三項中「総務省令」を「総務省令」に改め、同條第九項第三号及び第四号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第十二條の二第八項中「総務省令」を「総務省令」に、「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(軍事郵便貯金等特別処理法の一部改正)  
第二百一十二條 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律百八号)の一部を次のように改正する。  
第八條中「郵政省令」を「郵政事業庁」に改める。  
(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)  
第二百一十三條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律百四十一号)の一部を次のように改正する。  
第五十條中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)  
第二百一十四條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百八十八号)の一部を次のように改正する。  
第四條中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(地方道路譲与税法の一部改正)  
第二百一十五條 地方道路譲与税法(昭和三十年法律百十三号)の一部を次のように改正する。  
本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
第七條の次に次の一条を加える。  
(地方財政審議会の意見の聴取)  
第七條の二 総務大臣は次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第九條の政令の制定又は改廃の立案しようとするとき。



(簡易保険福祉事業団法の一部改正)  
 第二百二十五条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第二百二十六条 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(住居表示に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
 第二百二十八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「地方財政審議会の意見の聴取(第百二十一條―第百二十五條)」に改める。

本則(第百四十四條の三十を除く)中「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「総務庁」を「総務省」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第五十八條の三第二項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第八章 地方財政審議会の意見の聴取

第八條 地方財政審議会の意見の聴取

(地方財政審議会の意見の聴取)  
 第百二十二條 総務大臣は、次に掲げる事項のうち組合員及び受給権者の権利義務に係るものに関し、命令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは又は第百四十四條の二十九第二項の協議を受けたときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 組合の組織に関すること。  
 二 組合の行う短期給付に関すること。  
 三 組合の行う長期給付に関すること。  
 四 組合の行う福祉事業に関すること。  
 第百二十三條から第百二十五條まで 削除  
 第百四十四條の三十中「総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令」を「内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 附則第十一条第一項及び第五項並びに第十四條の二中「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第十四條の四第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 附則第三十四條中「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第四十條の四第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)  
 第二百二十九條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (行政不服審査法の一部改正)  
 第二百三十條 行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 第五條第一項第一号、第六條第二号及び第七條中「主任の大臣又は」の下に「宮内庁長官若しくは」を加える。  
 (大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)  
 第二百三十一條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)  
 第二百三十二條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)  
 第二百三十三條 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
 第四條第一項第一号を次のように改める。  
 一 沖縄総合事務局  
 第四條第一項第三号から第十号までを次のように改める。  
 三 管区行政評価局(沖縄行政評価事務所を含む)  
 四 財務局  
 五 地方農政局  
 六 森林管理局  
 七 経済産業局  
 八 地方整備局  
 九 北海道開発局  
 十 地方運輸局(海運監理部を含む)  
 第九條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
 第二百三十四條 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 第九條中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第四條第六項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第五條第四項中「北海道開発庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 (石油ガス譲与税法の一部改正)  
 第二百三十五條 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第六條の次に次の一条を加える。  
 (地方財政審議会の意見の聴取)  
 第六條の二 総務大臣は、次に掲げる場合には地方財政審議会の意見を聴かなければならない。  
 一 第八條の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。  
 二 第二條第一項若しくは第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 都道府県及び指定市に対して譲与すべき石油ガス譲与税を譲与しようとするとき。  
 (行政相談委員法の一部改正)  
 第二百三十六條 行政相談委員法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二條第一項を除く)中「長官」を「総務大臣」に改める。  
 第二條第一項中「総務庁長官(以下「長官」という。))」を「総務大臣」に、「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「国家行政組織法」を「行政機関等(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法)に、国の行政機関及び総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四條第十一号」を「機関並びに総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十九号イからハまで」に、「以下「行政機関等」と総称する」を「をいう。以下同じ」に、「長官」を「総務大臣」に、「総務庁又は」を「総務省又は」に改める。  
 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
 第二百三十七條 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二條第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第五條第五項中「自治大臣」を「総務大臣」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 (住民基本台帳法の一部改正)  
 第二百三十八條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二十二條及び第四十條を除く)中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 第二十條中「自治省令」を「総務省令」に、「法務省令・自治省令」を「総務省令・法務省令」に改める。  
 第四十條中「自治大臣」を「総務大臣」に、「法務大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び法務大臣」に改める。

一 組合の組織に関すること。  
 二 組合の行う短期給付に関すること。  
 三 組合の行う長期給付に関すること。  
 四 組合の行う福祉事業に関すること。  
 第百二十三條から第百二十五條まで 削除  
 第百四十四條の三十中「総理府令・文部省令・厚生省令・自治省令」を「内閣府令・総務省令・文部科学省令・厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 附則第十一条第一項及び第五項並びに第十四條の二中「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第十四條の四第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 附則第三十四條中「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第四十條の四第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)  
 第二百二十九條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (行政不服審査法の一部改正)  
 第二百三十條 行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 第五條第一項第一号、第六條第二号及び第七條中「主任の大臣又は」の下に「宮内庁長官若しくは」を加える。  
 (大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)  
 第二百三十一條 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)  
 第二百三十二條 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)  
第二百三十九条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に、「総務省令」を「総務省令」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)  
第二百四十条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第五条の二第一項及び第二項、第五条の三第一項から第三項まで並びに第六条第一項から第三項まで及び第六項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(行政機関の職員に関する法律の一部改正)  
第二百四十一条 行政機関の職員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに総理府」を「、内閣府」に改め、同条第二項第一号中「第八号」を「第七号の二」に改める。

第二条の前の見出しを(内閣府、各省等の定員)に改め、同条中「並びに総理府」を「、内閣府」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
第二百四十二条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)  
第二百四十三条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
第二百四十四条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

(自動車重量課と税法の一部改正)  
第二百四十五条 自動車重量課と税法(昭和四十六年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。  
第六條の二 総務大臣は、第二條第一項若しくは第三項若しくは前條の總務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村に対して譲与すべき自動車重量課と税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(航空機燃料課と税法の一部改正)  
第二百四十六条 航空機燃料課と税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。  
第六條の二 總務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一條第二項又は第二條第一項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二條第一項若しくは第三項、第二條の二第三項又は前條の總務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 空港関係市町村及び空港関係都道府県に對して譲与すべき航空機燃料課と税を譲与しようとするとき。

(郵便切手類構造等取締法の一部改正)  
第二百四十七条 郵便切手類構造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(公害等調整委員会設置法の一部改正)  
第二百四十八条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「公害紛争処理法」の下に(昭和四十五年法律第百八号)を加える。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)  
第二百四十九条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十六条の二の見出しを(審議会等への諮問)に改め、同条中「政令で定める審議会(以下「審議会」という。))」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。で政令で定めるもの。に、「審議会が」を「当該審議会等が」に改める。

第三十二条の見出しを(総務省令への委任)に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)  
第二百五十条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第四十六条第一項第一号中「通商産業大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第三号中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第二項第一号中「自治省令」を「総務省令」に改め、同項第二号中「通商産業省令・自治省令」を「総務省令・経済産業省令」に改め、同項第三号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第四十八條を次のように改める。

(権限の委任)  
第四十八條 第三十三條第二項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(通信・放送機構法の一部改正)  
第二百五十一条 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十九條第二項、第二十九條の二第二項及び第三十八條並びに第四十三條の見出しを除く)中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

第二十九條第二項中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

第二十九條の二第二項中「郵政省令、大蔵省令」を「総務省令、財務省令」に改める。

第三十八條の見出しを(総務省令等への委任)に改め、同条中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政省令、大蔵省令」を「総務省令、財務省令」に改める。

第四十三條の見出しを(財務大臣等との協議)に改める。

附則第四条の二第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第七條第三項第一号及び第二号並びに第四項中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

(地域改善対策特別措置法の一部改正)  
第二百五十二条 地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(附則第二項ただし書及び第三項並びに前項の規定によりなお効力を有することとされる規定の読替え)

5 附則第二項ただし書の規定によりなお効力を有することとされる第五條の規定並びに附則第三項及び前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第十條の規定の適用については、これらの規定中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

附則第六項及び第七項を削る。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)  
第二百五十三條 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)  
 第二百五十四條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。本則中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第九十四條の見出しを(審議会等への諮問)に改め、同条中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第八条に規定する機関をいう。)(で政令で定めるもの」に、次条において「審議会」を「次条第二項において単に審議会等に、諮り、その決定を尊重してこれをしなれば」を「諮らなければ」に、「審議会が」を「審議会等が」に改める。

第九十五條第一項中「審議会」を「審議会等」に改める。  
 附則第五條第二項及び第三項並びに第九條第二項中「郵政省令」を「総務省令」に改める。(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百五十五條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八八号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二條第八号中「総務庁」を「総務省」に改める。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
 第二百五十六條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第十二項中「とす」を「と、自治省令」とあるのは「総務省令」とするに改める。  
 (地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二百五十七條 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第五條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 附則第二條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

この場合において、同条中「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

(郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正)  
 第二百五十八條 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。本則(第十六條を除く)中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政省は」を「郵政事業庁は」に改める。第十六條中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第十九條の見出しを(総務省令への委任)に改める。  
 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第二百五十九條 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
 第五條第二項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)  
 第二百六十條 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に、「総務大臣」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「郵政省令」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の一部改正)  
 第二百六十一條 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第三項から第五項まで及び第七項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律の一部改正)

第二百六十二條 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。

本則中「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。  
 第二條第一号イ中「国家行政組織法」を「内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法」に改め、国の行政機関として置かれる「を削り、口の」を「これらの機関のうち口の」に、「及び」を「並びに」に改め、同号口中「国家行政組織法」を「内閣府設置法第四十條及び第五十六條(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)(並びに国家行政組織法」に改める。

第九條第二項第三号中「地方公共団体又は」の下に「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)(若しくは特殊法人)を加え、若しくは、又は」に、「総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四條第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。を、であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ」に改める。

第二十二條中「内閣総理大臣又は」を削る。  
 第二十七條(見出しを含む)中「特殊法人」を「独立行政法人及び特殊法人」に改める。(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二百六十三條 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正)

第二百六十四條 特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三條第六項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)(で政令で定めるもの」に改める。

(簡易生命保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第二百六十五條 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中「簡易生命保険郵便年金審査会」の下に(以下「審査会」という。)(を加え、「簡易生命保険審査会」を「郵政審査会(以下「審査会」という。)(と、同条第二項及び第三項中「審査会」とあるのは「審査会」に改め、第八十九條の下に、「第九十一條から第九十四條まで」を加え、第九十一條から第九十六條から」に改める。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)  
 第二百六十六條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。  
 第四條第四項中「政令で定める審議会」を「郵政審査会」に改める。  
 第八條の見出しを(総務省令への委任)に改め、同条中「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)  
 第二百六十七條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第十條第二項中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十三條中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正)

第二百六十八條 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五條を除く)中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省は」を「郵政事業庁は」に改める。

本則(第五條を除く)中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省は」を「郵政事業庁は」に改める。

本則(第五條を除く)中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省は」を「郵政事業庁は」に改める。

本則(第五條を除く)中「郵政省令」を「総務省令」に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省は」を「郵政事業庁は」に改める。

第五条中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第六条の見出しを(総務省令への委任)に改める。

(郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二百六十九条 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法の一部改正)

第二百七十条 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第二百七十一条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三条第三項中「厚生大臣、通商産業大臣」を「厚生労働大臣、経済産業大臣」に、「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。

(行政手続法の一部改正)

第二百七十二条 行政手続法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「国家行政組織法」を「内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法」に改め、国の行政機関として置かれる」を削る。

第三条第一項第八号中「海上保安監部その他の」を削る。

(政党助成法の一部改正)

第二百七十三条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二百七十四条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに」の下に「宮内庁長官及び」を加える。

(放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法の一部改正)

第二百七十五条 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。(消防法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百七十六条 消防法の一部を改正する法律(平成六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「改正後の消防法」を「中央省庁等改革関係法(平成十一年法律第六十号)による改正後の消防法」に、「第十三条の三第一号の自治省令」を「第十三条の三第四項第一号の総務省令」に改める。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第二百七十七条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第十五条中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二百七十八条 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百七十九条 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第六項中「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と、同条第二号から第五号までの規定中「自治省令」とあるのは「総務省令」とする」に改め、同条第十三項中「平成八年三月三十一日」との次に「自治省令」とあるのは「総務省令」とを加え、同条第二十一項中「同項中」の下に「自治省令」とあるのは「総務省令」とを加える。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第二百八十条 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

第三条第四項中「政令で定める審議会」を「政審議会」に改める。

第七条の見出しを(総務省令への委任)に改め、同条中「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二百八十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「同条後段の内閣総理大臣」を「同条後段の総務大臣」に、「その他の内閣総理大臣」を「その他の総務大臣」に改める。

附則第二十一項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第二十二項中「この場合において」の下に、「前二項の規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とを加え、基準日(以下)を「規定する基準日(以下)に、同条後段の内閣総理大臣が定める日」を「同条後段の」とあるのは「規定する」と、「定める日」に、「内閣総理大臣が定める期間」を「定める期間」に改める。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百八十二条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條第三項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(電波法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百八十三条 電波法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

附則第四条第二項中「旧法第四百条の四第一項の規定によりされた審査請求であつて附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前日までに判決が行われていないもの及び」を削り、これらの「を」当該に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第二百八十四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イからハまでを次のように改める。

イ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五号並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の二に規定する機関

口 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

ハ 内閣府設置法第四十三号及び第五十七号(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九号に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百八十五条 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「郵政省令」を「総務省令」に改める。

附則第十三条中、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

(財務大臣との協議)

第十六条 総務大臣は、附則第十三条の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部改正) 第二百八十六条 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則第五十六条第六号及び第六号を除く。(中)郵政大臣を「総務大臣」に改める。

第二条第三号中、「運輸省」を「国土交通省」に改め、同条第四号中、「郵政省令、運輸省令」を「総務省令、国土交通省令」に改める。

第五条第一号中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第三号中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四号中、「又はトを、ト又はリ」に改め、同条第六号を削る。

第六号中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政大臣又は文部大臣」を「総務大臣又は文部科学大臣」に、「郵政大臣又は農林水産大臣」を「総務大臣又は農林水産大臣」に、「郵政大臣又は運輸大臣」を「総務大臣又は国土交通大臣」に、「郵政大臣又は国家公安委員会」を「総務大臣又は国家公安委員会」に改め、同条第六号に掲げる業務については郵政大臣又は自治大臣を削り、の郵政省令を「の総務省令」に、「又は郵政大臣」を「又は総務大臣」に改める。

第七号中、「郵政省、文部省」を「総務省、文部科学省」に、「運輸省若しくは自治省」を若しくは「国土交通省」に改める。

(電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第二百八十七条 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中、「郵政省令」を「総務省令」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、旧電気通信事業法中郵政省令とあるのは「総務省令」と、郵政大臣とあるのは「総務大臣」とする。

(郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び委託に関する法律の一部改正) 第二百八十八条 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び委託に関する法律(平成十年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条を除く)中、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

第五条中、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第六条の見出しを(総務省令への委任)に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正) 第二百八十九条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、第四章 地方交付税の特例等第十四条(第十八条)を「第四章 地方交付税の特例等(第十四条―第十七条)」に改める。

本則中、「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第十九条を第二十号とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の章名及び一條を加える。

第五章 雑則 (地方財政審議会の意見の聴取) 第十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付金の交付に関する命令の制定又は廃の立案をしようとするとき。

二 第五条から第八条までの規定により各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定しようとするとき。

三 第十二条において準用する地方交付税法第十八条第二項の規定により地方公共団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。

四 第十二条において準用する地方交付税法第十九条第四項の規定により交付金を返還させようとするとき。

五 第十二条において準用する地方交付税法第十九条第八項の規定により地方公共団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

六 第十二条において準用する地方交付税法第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正) 第二百九十条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「内閣に置かれる機関」の下に(内閣府を除く)を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中、「国の行政機関として置かれる」を削り、次号を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む)の特別の機関で、政令で定めるもの。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く)。

第三条中、「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号及び第五号」に改める。

第三十八条第二項及び第三十九条中、「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。

第四十二条の見出しを(独立行政法人及び特殊法人の情報公開)に改め、同条中、「政府は、」の下に、「独立行政法人独立行政法人通則法平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。及び特殊法人(七)を加え、(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けられない法人を除く。以下、「特殊法人」という。

を「であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ)に改め、同じ」の下に、「独立行政法人及び」を加える。

附則第二項中、「政府は、」の下に、「独立行政法人及び」を加える。

(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正) 第二百九十一条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正) 第二百九十二条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中、「並びに」の下に、「宮内庁長官及び」を加える。

第四十条第三項から第六項までの規定中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第四十一条第二項中、「国营企業労働関係法」を「国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第四号」に改める。

第四十二条第一項中、「総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正) 第二百九十三条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七号中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第十二条の次に二条を加える改正規定のうち第十二条の第二項及び第五項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第二十号の改正規定のうち同条第二項中、「自治省令」を「総務省令」に、「法務省令・自治省令」を「総務省令」に改める。

を「総務省令」に改める。

を「総務省令」に改める。

を「総務省令」に改める。

総務省	地方公務員災害補償基金	地方公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	地方議会議員共済会	地方公務員共済組合	総務省	総務省	総務省	提供を受ける国の機関又は法人	第二十四条の次に一章を加える改正規定のうち第二十四条の二第一項及び第五項中「自治省令」を「総務省令」に改める。 第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の三第二項、第三十条の五第二項及び第三十条の七第七項及び第八項並びに第三十条の十一第二項から第四項まで及び第六項中「自治省令」を「総務省令」に改め、同改正別表第一（第三十条の七関係）
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）による無線局の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第三十四條第三項（同法第三十七條第六項及び第三十八條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條第四項（同法第三十八條第二項、第四十條第三項及び第四十一條第二項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は同法第三十七條第二項（同法第四十條第三項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る納金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法（平成九年法律第二十三号）による同法第三十四條第一項の通知若しくは第三十七條第五項若しくは第三十八條第三項（これらの規定を同法第四十條第三項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第三十七條第一項（特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの）	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十一号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和二十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	規定のうち第三十条の三十九中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同改正規定のうち第三十条の四十四第二項及び第四項中「自治省令」を「総務省令」に改める。 附則の次に別表として五表を加える改正規定中別表第一から別表第五までを次のように改める。	

厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関	厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第二項に規定する指定試験機関
雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七号の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

厚生労働省	厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特別一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省	厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省	厚生労働省	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省	厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
国土交通省	国土交通省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省又は建設業法第二十七條の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省又は建設業法第二十七條の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二條第一項に規定する指定認定機関	国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳に関するもの	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳に関するもの
国土交通省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九條第一項に規定する指定登録機関	国土交通省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九條第一項に規定する指定登録機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国土交通省	国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	国土交通省	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空機の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
気象庁	気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による気象予報士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三條第一項に規定する実施機関又は防衛庁	人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三條第一項に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法(防衛庁の職員との給付等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する法律)を含む)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二(第三十條の七関係)	別表第二(第三十條の七関係)	
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をすることを公職選挙法第四十四條第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
選挙管理委員会	選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票を行はせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村長	市町村長	消防組組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職金支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村長	市町村長	消防組組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職金支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村長	市町村長	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八号法律第百一十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長
別表第三(第三十條の七関係)	別表第三(第三十條の七関係)	
提供を受ける他の都道府県の執行機関	都道府県知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県知事	都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防整備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限り）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

都道府県知事  
公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四（第三十条の七関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関

市町村長  
同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

市町村長  
消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

市町村長  
公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の八関係）

一 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限り）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

の一部分を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十三 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第二百九十四条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中、「並びに」の下に、「宮内庁長官及び」を加える。

第十四条第四項中、「自治大臣」を「環境大臣」に改める。

第二十三条第二項中、「政令で定める審査会」を、「審査会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十四条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」に改める。

第七章 法務省関係

（非訟事件手続法の一部改正）

第二百九十五条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第一項及び第一百八十八条中、「又八其支局若クハ出張所」を、「若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所」に改める。

（供託法の一部改正）

第二百九十六条 供託法（明治三十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「又八其支局若クハ」を、「若クハ此等ノ支局又ハ」に、「出張所」を、「此等ノ出張所」に改める。

第一条ノ二中、「又八其支局若クハ出張所」を、「若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所」に改める。

第三条中、「命令」を、「法務省令」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第二百九十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項及び第十二条中、「又八其支局若クハ出張所」を、「若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所」に改める。

（商法の一部改正）

第二百九十八条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四百六条ノ三第一項中、「命令」を、「法務省令」に改める。

第七百九条第二項中、「命令」を、「国土交通省令」に改める。

（商法施行法の一部改正）

第二百九十九条 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二条及び第三百三十条中、「運輸大臣」を、「国土交通省令」に改める。

（警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律の一部改正）

第三百条 警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中、「命令」を、「法務省令」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第三百一条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣又ハ建設大臣」を、「又八国土交通大臣」に改める。

第十七条第一項中、「又八其ノ支局若クハ出張所」を、「若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所」に改める。

（監獄法の一部改正）

第三百二条 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第六十三條及び第六十五條を除く。）中「主務大臣」を、「法務大臣」に、「命令」を、「法務省令」に改める。

(公証人法の一部改正)

第三百三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ)」に改める。

第十五条第二項及び第八十一条第一項中「審査会」を「審議会等」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第三百四条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「命令」を「法務省令」に改める。

(恩赦法の一部改正)

第三百五条 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「命令」を「法務省令」に改める。

(検察庁法の一部改正)

第三百六条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう)」に改める。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第三百七条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「各大臣」の下に「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は」を加え、「各大臣」を「各省大臣」に改める。

第七条第二項中「あわせて」を「併せて」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第三項中「行なわせる」を「行わせる」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第三百八条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十九条第三項を除く)中「命令」を「法務省令」に改める。

第四十九条第三項中「命令」を「法務省令・厚生労働省令」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百二十八条第一項中「但し」を「ただし」に、「命令」を「法務省令」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第三百九条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第三百十條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の三中「通商産業事務官」の下に「若しくは経済産業事務官」を、「郵政省」の下に「若しくは総務省」を、「総理府事務官」の下に「若しくは総務事務官」を加える。

(少年院法の一部改正)

第三百一十一條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(司法警察職員等指定応急措置法の一部改正)

第三百一十二條 司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、同令第三条第四号中「営林局署」とあるのは「森林管理局署」と、「農林事務官」とあるのは「農林水産事務官」と、「農林技官」とあるのは「農林水産技官」とする。

(人権擁護委員法の一部改正)

第三百一十三條 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「命令」を「法務省令」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第三百一十四條 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三百一十五條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百一十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の四第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三百一十六條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五号の二中「法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第三条第三十五号及び第三十六号」を「法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四条第三十六号又は第三十八号」に改める。

(保護司法の一部改正)

第三百一十七條 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五号の規定による保護司選考会の意見を聞いて行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

第五号第一項を次のように改める。

保護観察所に、保護司選考会を置く。

第五号第二項中「東京」を「東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所」に改める。

第十二条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「保護司選考会の意見を聞き」を「保護観察所の長の申出に基づいて」に改め、同項第一号中「各号の一に掲げる条件」を「各号に掲げる条件のいずれか」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第三百一十八條 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(民事調停法の一部改正)

第三百一十九條 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第三百二十條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第七条」を「法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十三条」に改める。

第八条中「前条」を「第七条第一項」に改める。

第九条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条第一項中「基き」を「基づき」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十二条第三項中「分監」を「支所」に、「因り」を「より」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第三百二十一條 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「前条第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第四十条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第三百二十二條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれら出張所」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第三百二十三條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条に規定する機関をいう)で政令で定めるもの」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)  
 第三百二十四条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
 第五十八条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第五十九条の見出し中「審議会の」を削り、同条中「政令で定める審議会」を「中央更生保護審査会」に改める。  
 (株主の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部改正)  
 第三百二十五条 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十条中「総理府令・財務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。  
 (商法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第三百二十六条 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 附則第九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、前条の規定による改正前の新規事業法第十条及び第十一条中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「通商産業省」に「とあるのは「経済産業省」とする。  
 附則第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、前条の規定による改正前の通信・放送開法第十条及び第十一条中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」と、「郵政省」に「とあるのは「総務省」とする。  
 (債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)  
 第三百二十七条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。  
 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)  
 第三百二十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 本則中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十五条(見出しを含む)中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。  
 (犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)  
 第三百二十九条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (後見登記等に関する法律の一部改正)  
 第三百三十条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。  
 第八章 外務省関係  
 (旅券法の一部改正)  
 第三百三十一条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三号中「内閣、総理府」を「内閣、内閣府を除く。」、「内閣府」に「但し」を「ただし」に改める。  
 (外務公務員法の一部改正)  
 第三百三十二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第十六条の二」を「第十七条」に改める。

第十七条第一項中「審議会」を「審議会等」(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条に規定する機関をいう。)(で政令で定めるもの(以下「審議会」という。))に改め、同条第二項中「国家公務員法」を「同法」に改め、「外務公務員法第十七条第一項」と「同法」の下に「人事院」とあるのは「同項に規定する審議会」とを加え、「同条及び」を「同法」に、「外務人事審議会」と「第八十八条中」を「外務公務員法第十七条第一項に規定する審議会」とに改める。  
 第十八条第二項中「国家公務員法」を「同法」に改め、「外務職員」と「同法」の下に「同法」を加える。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)  
 第三百三十三条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「外務人事審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条に規定する機関をいう。)(で政令で定めるもの」に改める。  
 第十二条第二項中「外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第十条第四項」を「外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第九条第四項」に改め、同条第三項中「第十条第四項」を「第九条第四項」に改める。  
 (国の援助等に関する法律の一部改正)  
 第三百三十四条 国の援助等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (国際交流基金法の一部改正)  
 第三百三十五条 国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
 第四十条(見出しを含む)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (国際協力事業団法の一部改正)  
 第三百三十六条 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正)  
 第三百三十七条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。  
 別表(第三条関係)

内閣府	警察庁	防衛省	総務省	消費者庁	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
-----	-----	-----	-----	------	-------	-------	-------	-------

資源エネルギー庁	国土交通省	気象庁	海上保安庁	環境省
----------	-------	-----	-------	-----

第九章 財務省関係  
 (国債証券買入銷却法の一部改正)  
 第三百三十八条 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (国税犯則取締法の一部改正)  
 第三百三十九条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第三項中「命令」を「政令」に改める。  
 (国債整理基金特別会計法の一部改正)  
 第三百四十条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第四項中「大蔵省証券」を「財務省証券」に改める。  
 (国債に関する法律の一部改正)  
 第三百四十一条 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第六条第四項中「命令」を「財務省令」に改める。  
 (紙幣類似証券取締法の一部改正)  
 第三百四十二条 紙幣類似証券取締法(明治三十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項及び第二項中「主務大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (政府に対する保証金その他の担保に供したる国債の買入銷却に関する法律の一部改正)  
 第三百四十三条 政府に対する保証金その他の担保に供したる国債の買入銷却に関する法律(明治四十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「命令」を「財務省令」に改める。

(関税込率法の一部改正)  
 第三百四十四條 関税込率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 第四条の七第二項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第十四条第三号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、賞はいを「賞牌」に改める。  
 第十五条第一項第四号中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二十一条の三第九項中「財務省令・大蔵省令」を「財務省令・財務省令」に改める。  
 第二十一条の三第九項中「財務省令・大蔵省令」を「財務省令・財務省令」に改める。

(証券をもつてする歳入納付に関する法律の一部改正)  
 第三百四十五條 証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「命令」を「政令」に改める。  
 (食糧管理特別会計法の一部改正)  
 第三百四十六條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (日本銀行特別融通及損失補償法の一部改正)  
 第三百四十七條 日本銀行特別融通及損失補償法(昭和二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
 第五条及び第八号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (国債の価額計算に関する法律の一部改正)  
 第三百四十八條 国債の価額計算に関する法律(昭和七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。  
 第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (厚生保険特別会計法の一部改正)  
 第三百四十九條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
 第七条ノ三及び第十九条ノ五中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (会社経理心急措置法の一部改正)  
 第三百五十條 会社経理心急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
 第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除  
 第二十七条の次に次の一条を加える。  
 第二十七条の二 この法律における主務大臣は、特別経理会社の営む業務の所管大臣及び財務大臣とする。  
 (法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の一部改正)  
 第三百五十一條 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
 第三条ただし書中「但し大蔵大臣」を「ただし、財務大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改める。  
 (企業再建整備法の一部改正)  
 第三百五十二條 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
 第五十条を次のように改める。  
 第五十条 削除  
 第七章中第五十五条の次に次の一条を加える。  
 第五十五条の二 この法律における主務大臣は、特別経理会社の営む業務の所管大臣及び財務大臣とする。  
 (財政法の一部改正)  
 第三百五十三條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵省証券」を「財務省証券」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二十一条中「内閣、総理府」を「内閣(内閣府を除く)、内閣府」に、「各省各庁」を「各省各庁に、基いて」を「基ついて」に改める。  
 附則第一条の二第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (会計法の一部改正)  
 第三百五十四條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第四十六条の二中「大蔵省」を「財務省」に改める。  
 (印刷局特別会計法の一部改正)  
 第三百五十五條 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)  
 第三百五十六条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
 「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(アルコール専売事業特別会計法の一部改正)  
 第三百五十七條 アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律の一部改正)  
 第三百五十八條 生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律(昭和二十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中「主務大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)  
 第三百五十九條 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「因り」を「より」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「預金部資金運用審議会」を「財政制度等審議会」に改める。  
 第三条前段中「前二条」を「第一条」に、「簡易生命保険及郵便年金特別会計法によるを、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)による簡易生命保険特別会計の」に改め、「による資金の融通」を削り、「因り」を「より」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条中「財務大臣」とあるのは、「総務大臣」と、財政制度等審議会とあるのは、「郵政審議会」と読み替えるものとする。  
 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)  
 第三百六十條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「命令」を「政令」に改める。

(印紙等模造取締法の一部改正)  
 第三百六十一條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)  
 第三百六十二條 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第二項中「予め、大蔵大臣」を「、あらかじめ、財務大臣」に改める。  
 第七条第三項中「予め、大蔵大臣」を「、あらかじめ、財務大臣」に改める。  
 (船員保険特別会計法の一部改正)  
 第三百六十三條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (閉鎖機関令の一部改正)  
 第三百六十四條 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第一条、第六条第一項、第十九条の十八及び第二十号の四第六項を除く)中「省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「命令」を「財務省令」に改める。  
 (国有財産法の一部改正)  
 第三百六十五條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二十八号の二第二項及び第二十八号の四中「中央審議会」を「財政制度等審議会」に改める。  
 第三十二条第一項本文中「内閣、総理府」を「内閣(内閣府を除く)、内閣府」に、「各省各庁」を「各省各庁に改め、同条ただし書中但し」を「ただし」に、「部局等毎に」を「部局等ごと」に改める。  
 (印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)  
 第三百六十六條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。



(相続税法の一部改正)  
第三百八十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第三百八十四条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第三百八十五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第八条第一項中「外局の長であるもの」を「内庁長官及び外局の長であるもの」に、「外局の長である任命権者」を「内庁長官又は外局の長である任命権者」に、「但し」を「ただし」に改める。

(旧軍港市転換法の一部改正)  
第三百八十六条 旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。  
第七条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三百八十七条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条」に改める。  
本則(第四条第一項及び第四項、第六条、第九条並びに第二十二條第一項及び第三項を除く)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
附則第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正)  
第三百八十八条 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中「法務省令、大蔵省令」を「法務省令、財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(ドイツ財産管理令の一部改正)

第三百八十九条 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十五条を次のように改める。  
第三十五条 削除  
第三十六条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(閉鎖機関の引当財産の管理に関する政令の一部改正)

第三百九十条 閉鎖機関の引当財産の管理に関する政令(昭和二十五年政令第百三十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第三百九十一条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第三百九十二条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(資金運用部資金法の一部改正)

第三百九十三条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
第四条第五項中「資金運用審議会」を「財政制度等審議会(以下「審議会」といふ。)」に改める。  
(資金運用部特別会計法の一部改正)

第三百九十四条 資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第三百九十五条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(税理士法の一部改正)

第三百九十六条 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「税理士審査会」を「国税審議会」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第三十七項、第三十八項、第四十一項、第四十二項及び第四十四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正)

第三百九十七条 旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

第三百九十八条 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第百六号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第三項中「当該借換に因り」を「当該借換により」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「当該外貨債の借換」を「当該外貨債の借換え」に改める。  
第三十一条第十項中「法務省令、大蔵省令」を「法務省令、財務省令」に、「ついでは大蔵省令」を「ついでに財務省令」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「農林省令」を「農林水産省令」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除  
第三十四条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(特別調達資金設置令の一部改正)  
第三百九十九条 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条の第二第三項及び第六條第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律の一部改正)

第四百条 在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律(昭和二十七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
別表備考第二号中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(国民貯蓄債券法の一部改正)

第四百一条 国民貯蓄債券法(昭和二十七年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。  
第六条第二項中「相互銀行」を削り、同条第三項中「相互銀行」を削る。  
(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第四百二条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(国有財産特別措置法の一部改正)

第四百三条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項第五号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第九条の三本文中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。  
(酒税法の一部改正)

第四百四条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
第三条第十三号中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
第五十三條第一項中「当該職員」を「国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下第四項まで、第七項及び第八項において「当該職員」といふ。)」に改め、同条第五項中「当該職員」を「国税庁、国税局又は税務署の当該職員」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)  
 第四百五条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第六十八条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれら出張所」に改める。  
 第八十五条の見出しを(国税審議会への諮問)に改め、同条中「酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会」を「国税審議会」に改める。

第八十六条の八の見出しを(国税審議会への諮問)に改め、同条中「酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会」を「国税審議会」に改める。  
 第八十八条中「基く」を「基づく」に、「省令」を「財務省令」に改める。  
 (国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)  
 第四百六条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (金管理法の一部改正)  
 第四百七条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 第七条第一項中「大蔵大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣及び経済産業大臣」に、「大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣」に、「大蔵大臣と」を「財務大臣と」に改め、同条第二項中「大蔵省令、通商産業省令」を「財務省令、経済産業省令、通商産業省令」に、「大蔵省令、厚生省令、通商産業省令」を「財務省令、厚生労働省令、経済産業省令」に、「大蔵省令と」を「財務省令と」に改める。  
 (産業投資特別会計法の一部改正)  
 第四百八条 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)  
 第四百九条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第八条第三項中「大蔵省」を「財務省」に改める。  
 第十三条第八項中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (関税法の一部改正)  
 第四百十條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第九十一条の見出しを(審議会等への諮問)に改め、同条中「関税等不服審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条(審議会等)に規定する機関をいう)で政令で定めるもの」に改める。  
 (日本銀行券預入令等を廃止する法律の一部改正)  
 第四百十一條 日本銀行券預入令等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「引換」を「引換え」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「且つ」を「かつ」に、「引揚の」を「引揚げの」に改める。  
 (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)  
 第四百十二條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中「大蔵大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に改める。  
 附則第二条第二項中「大蔵大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に改め、同条第三項中「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に、「内閣総理大臣及び自治大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。  
 附則第四条中「大蔵大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(遺産、相続及び贈与に対する相続に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の一部改正)  
 第四百十三條 遺産、相続及び贈与に対する相続に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中「除く外」を「除くほか」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 (自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正)  
 第四百十四條 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (物品管理法の一部改正)  
 第四百十五條 物品管理法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (国の債権の管理に関する法律の一部改正)  
 第四百十六條 国の債権の管理に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (租税特別措置法の一部改正)  
 第四百十七條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
 第三十七條第一項の表の第二号中「これに類する施設で鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む」を削り、「ばい煙発生施設等」を、「ばい煙発生施設」に改め、同表の第三号の上欄中「これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む」を削り、同表の第九号の上欄のイ中「第三条第四項若しくは第四条第三項」を「第三条第二項若しくは第四条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項の表の第二号中「これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む」を削り、「ばい煙発生施設等」を、「ばい煙発生施設」に改め、同表の第三号の上欄中「これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む」を削り、同表の第九号の上欄のイ中「第三条第四項若しくは第四条第三項」を「第三条第二項若しくは第四条第一項」に改める。  
 第六十七條の九第一項の表の第三号の第三欄及び第四号の第三欄並びに同条第二項の表の第三号の中欄及び第四号の中欄中「命令」を「主務省令」に改める。  
 (国営土地改良事業特別会計法の一部改正)  
 第四百十八條 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (国の特定支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律の一部改正)  
 第四百十九條 国の特定支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)  
 第四百二十條 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第四条第三項中「国有財産中央審議会」を「財政制度等審議会」に改める。  
 第六条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (特定国有財産整備特別会計法の一部改正)  
 第四百二十一條 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十一年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (道路整備特別会計法の一部改正)  
 第四百二十二條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)  
 第四百二十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第百十八条を除く)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「自治大臣」を「環境大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条第一項第六号中「総理府(内閣及び」を「内閣」に、「自治省」を「環境省」に改める。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一 内閣 防衛庁に属する職員

第三条第二項第三号中「大蔵省」を「財務省」に改め、同項第四号中「厚生省」を「厚生労働省」に改め、同号イ中「地方医務局」を削る。

第八条第一項中「、防衛施設庁長官」を削る。

第四十一条第三項中「郵政省」を「総務省」に改める。

第五十六条の三第二項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第七十二条の二第一項中「総務庁」を「総務省」に改める。

第九十四条第二項中「第百十二条第三項」を「第百十一条第三項」に改める。

第百八条中「大蔵省令・厚生省令」を「財務省令・厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第八条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十二条第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十二条の二、第十二条の八の二第二項第一号及び第十二条の八の三第一項第二号中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第十四条の三第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四百二十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第五十三条第一項中「第百十三条」を「第百十二条」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)  
 第四百二十五条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第四百二十六条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第八条中「受払」を「受払い」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律の一部改正)

第四百二十七条 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律(昭和三十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(接收貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第四百二十八条 接收貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第四百二十九条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第四百三十条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第一条第二項第二号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域(以下この号において「港湾区域」という)区域)第三十七号第一項に規定する港湾隣接地域(以下この号において「港湾隣接地域」という)及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県

知事が公告した水域(以下この号において「公告水域」という)に係る海岸保全区域内にあるものを除く)に、「海岸保全区域」を「海岸保全区域(港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く)」に改める。

附則第十七項中「行なう」を「行う」に、「建設大臣が行なっていた」を「国土交通大臣が行っていた」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第四百三十一条 港湾整備特別会計法(昭和三十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第一条第二項第七号を除く)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第一条第三項第三号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る)」に改める。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第四百三十二条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部改正)

第四百三十三条 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第四百三十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「国税審査会」を「国税審査会」に改める。

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)

第四百三十五条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)  
 第四百三十六条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

第四百三十七条 国立学校特別会計法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(家用自動車の特例に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)

第四百三十八条 家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(所得税法の一部改正)

第四百三十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第九条第一項第三号イ中「第八条第一項年金」を「第三条第一項(年金)」に改める。

別表第一中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(法人税法の一部改正)

第四百四十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

別表第一第二号、別表第二及び別表第三中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律の一部改正)

第四百四十一条 閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律(昭和四十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)  
第四百四十二条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、大蔵大臣を「財務大臣」に、住宅・都市整備公団を「都市基盤整備公団」に改める。

(地震保険に関する法律の一部改正)  
第四百四十三条 地震保険に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第九条の四を除く)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、金融再生委員会を「内閣総理大臣」に改める。

第九条の四中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、金融再生委員会規則を「政令」に改める。

第十條中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(地震再保険特別会計法の一部改正)  
第四百四十四条 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)  
第四百四十五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項を除く)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第一条第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二条第一項中「大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣」を「財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
附則第十一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(印紙税法の一部改正)  
第四百四十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
別表第一課税物件表の適用に関する通則4(中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(登録免許税法の一部改正)  
第四百四十七条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。  
別表第二十四号の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同表第四十四号及び第四十五号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
別表第三中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(通関業法の一部改正)  
第四百四十八条 通関業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、大蔵省令を「財務省令」に改める。  
(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)  
第四百四十九条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、自治大臣を「総務大臣」に、大蔵省令、自治省令を「総務省令、財務省令」に改める。  
(空港整備特別会計法の一部改正)  
第四百五十条 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。  
第一条第一項中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三條の二第一項第六十八号」を「国土交通省設置法(平成十一年法律第九号)第四條第二十六号」に改め、同条第二項第三号中「行方空港事務所等(運輸省設置法第五十二條に規定する空港事務所その他の地方機関)を、行方地方航空局の事務所(国土交通省設置法第三十九條第一項に規定する地方航空局の事務所)に、空港事務所等所掌事務」を「地方航空局事務所所掌事務」に改める。  
第三条第一項中「空港事務所等」を「地方航空局の事務所」に、空港事務所等に係る」を「地方航空局の事務所に係る」に、空港事務所等所掌事務」を「地方航空局事務所所掌事務」に改める。  
(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)  
第四百五十一条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、大蔵省令を「財務省令」に改める。  
(国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正)  
第四百五十二条 国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)  
第四百五十三条 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、大蔵省令を「財務省令」に改める。  
(自動車重量税法の一部改正)  
第四百五十四条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方運輸局長」を「陸運支局長」に、運輸大臣等を「国土交通大臣等」に、大蔵省令を「財務省令」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。  
第八条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第十条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(日本万国博覧会記念協会法の一部改正)  
第四百五十五条 日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、大蔵省令を「財務省令」に改める。  
(労働保険特別会計法の一部改正)  
第四百五十六条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。

(資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)  
第四百五十七条 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「行なう」を「行う」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。  
(物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)  
第四百五十八条 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、大蔵省令を「財務省令」に改める。  
(会社臨時特別税法の一部改正)  
第四百五十九号 会社臨時特別税法(昭和四十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項第三号及び第十八条中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)  
第四百六十号 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項を除く)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第二条第一項中「内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)  
第四百六十一条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。  
(昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)  
第四百六十二条 昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に  
関する法律の一部改正)  
第四百六十三条 電子情報処理組織による税関手  
続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第  
五十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵  
省令」を「財務省令」に改める。  
(決算調整資金に関する法律の一部改正)  
第四百六十四条 決算調整資金に関する法律(昭  
和五十三年法律第四号)の一部を次のように改  
正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨  
時措置法の一部改正)  
第四百六十五条 昭和五十二年分所得税の特別減  
税のための臨時措置法(昭和五十三年法律第四  
十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(税理士法の一部を改正する法律の一部改正)  
第四百六十六条 税理士法の一部を改正する法律  
(昭和五十五年法律第二十六号)の一部を次の  
ように改正する。  
附則第二十九項中「大蔵省令」を「財務省令」  
に改める。  
(昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨  
時措置法の一部改正)  
第四百六十七条 昭和五十六年分所得税の特別減  
税のための臨時措置法(昭和五十六年法律第九  
十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「大蔵省令」を「財務省令」  
に改める。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正)  
第四百六十八条 租税特別措置法の一部を改正す  
る法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次  
のように改正する。  
附則第十八条第五項に後段として次のように  
加える。

この場合において、同条第六項中「大蔵省  
令」とあるのは、「財務省令」とする。  
(特許特別会計法の一部改正)  
第四百六十九条 特許特別会計法(昭和五十九年  
法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」  
に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)  
第四百七十條 たばこ事業法(昭和五十九年法律  
第六十八号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵  
大臣」を「財務大臣」に改める。  
第四十條第二項中、政令で定める審議会」を  
「財政制度等審議会」に改める。  
附則第十三条中「大蔵大臣」を「財務大臣」  
に改める。

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)  
第四百七十一條 日本たばこ産業株式会社法(昭  
和五十九年法律第六十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(租税特別措置法及び所得税法の一部を改正す  
る法律の一部改正)  
第四百七十二條 租税特別措置法及び所得税法の  
一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)  
の一部を次のように改正する。  
附則第五條に後段として次のように加える。  
この場合において、同条第二項中「大蔵省  
令」とあるのは、「財務省令」とする。  
附則第十二條第一項に後段として次のように  
加える。

この場合において、同条第三項中「大蔵省  
令」とあるのは、「財務省令」とする。  
(登記特別会計法の一部改正)  
第四百七十三條 登記特別会計法(昭和六十年法  
律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第二條第二項第三号中「又はその支局若  
しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又は  
これらの出張所」に改める。  
(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する  
法律の一部改正)  
第四百七十四條 国家公務員等共済組合法等の一  
部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)  
の一部を次のように改正する。  
附則第二條第七号中「総務庁」を「総務省」  
に改める。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の  
一部改正)  
第四百七十五條 通貨の単位及び貨幣の発行等に  
関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の  
一部を次のように改正する。  
「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」  
を「財務省令」に改める。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活  
用による社会資本の整備の促進に関する特別措  
置法の一部改正)  
第四百七十六條 日本電信電話株式会社の株式の  
売払収入の活用による社会資本の整備の促進に  
関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六  
号)の一部を次のように改正する。  
第七條第八項中「大蔵大臣」を「財務大臣」  
に改める。

(消費税法の一部改正)  
第四百七十七條 消費税法(昭和六十三年法律第  
百八号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
別表第一第六号中「大蔵大臣」を「財務大臣」  
に改め、同表第十一号二中「運輸省設置法(昭  
和二十四年法律第五十七号)第三條の二第一  
項第六十八号(運輸省の所掌事務)又は農林  
水産省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)  
第四條第六十二号(農林水産省の所掌事務)」  
を「農林水産省設置法(平成十一年法律第九  
十八号)第四條第八十七号(所掌事務)又は国土  
交通省設置法(平成十一年法律第九号)第四條  
第六十二号(所掌事務)」に改める。  
別表第二第一号中「大蔵省令」を「財務省令」  
に改める。  
別表第三第二号中「大蔵大臣」を「財務大臣」  
に改める。

(平成二年度の水田農業確立助成補助金につ  
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律  
の一部改正)  
第四百七十八條 平成二年度の水田農業確立助成  
補助金についての所得税及び法人税の臨時特例  
に関する法律(平成三年法律第一号)の一部を  
次のように改正する。  
第一條中「大蔵省令」を「財務省令」に改め  
る。

(湾岸地域における平和回復活動を支援するた  
め平成二年度において緊急に講ずべき財政上の  
措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関す  
る法律の一部改正)  
第四百七十九條 湾岸地域における平和回復活動  
を支援するため平成二年度において緊急に講ず  
べき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨  
時措置に関する法律(平成三年法律第二号)の  
一部を次のように改正する。

第十四條第一項第三号中「大蔵省令」を「財  
務省令」に改める。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正)  
第四百八十條 租税特別措置法の一部を改正する  
法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
附則第十九條第五項に後段として次のように  
加える。

この場合において、同条第十項中「大蔵省  
令」とあるのは、「財務省令」とする。  
附則第十九條第六項第二号中「建設大臣」を  
「国土交通大臣」に改め、同条第八項第一号中  
「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(地価税法の一部改正)  
第四百八十一條 地価税法(平成三年法律第六十  
九号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
別表第一中「大蔵省令」を「財務省令」に、「主  
務大臣」及び「運輸大臣」を「国土交通大臣」  
に、「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。  
別表第二中「大蔵省令」を「財務省令」に、「通  
商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
(平成三年度の水田農業確立助成補助金につ  
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律  
の一部改正)  
第四百八十二條 平成三年度の水田農業確立助成  
補助金についての所得税及び法人税の臨時特例  
に関する法律(平成四年法律第一号)の一部を  
次のように改正する。

第一條中「大蔵省令」を「財務省令」に改め  
る。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正)  
第四百八十三條 租税特別措置法の一部を改正す  
る法律(平成四年法律第十四号)の一部を次の  
ように改正する。  
附則第七條第一項中「大蔵省令」を「財務省  
令」に改める。

(法人特別税法の一部改正)  
第四百八十四條 法人特別税法(平成四年法律第  
十五号)の一部を次のように改正する。  
第十二條第一項第三号中「大蔵省令」を「財  
務省令」に改める。

この場合において、同条第十項中「大蔵省  
令」とあるのは、「財務省令」とする。  
附則第十九條第六項第二号中「建設大臣」を  
「国土交通大臣」に改め、同条第八項第一号中  
「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(地価税法の一部改正)  
第四百八十一條 地価税法(平成三年法律第六十  
九号)の一部を次のように改正する。



(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)  
 第五百三条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 (平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の一部改正)  
 第五百四條 平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条及び第二条第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五百五條 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十四条第六項中「旧租税特別措置法第三十七條第六項」を「旧租税特別措置法第三十七條第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項」に改め、「第三十一條第一項」との下に「同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、を加える。  
 附則第十五条第二項中「この場合において、この下に、同条第一項及び第四項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、を加える。  
 附則第二十七條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。  
 附則第二十七條第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 附則第二十九條第四項中「旧租税特別措置法第六十五條の七第七項」を「旧租税特別措置法第六十五條の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項に、と、を」と、旧租税特別措置法第六十五條の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする」に改める。

附則第三十七條第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」に改める。  
 (国際協力銀行法の一部改正)  
 第五百六條 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第五号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第十条第五項中「経済企画庁長官」を「主務大臣」に改め、同条第六項を削る。  
 第十一条第一項及び第二項並びに第十四条中「内閣総理大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第十五条中「経済企画庁長官及び大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二十二条第四項中「内閣総理大臣」を「外務大臣」に改める。  
 第二十三条第二項第一号及び第二号中「経済企画庁長官」を「外務大臣」に改める。  
 第二十四条第二項及び第五項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二十六条第一項中「総理府令」を「外務省令」に改め、同条第二項中「経済企画庁長官」を「外務大臣」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、経済企画庁長官」を「外務大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
 3 外務大臣は、前項の規定により承認をしようとする場合においては、海外経済協力業務の効果的かつ効率的な実施に資するため、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。  
 第二十七條第二項中「総理府令・大蔵省令」を「外務省令・財務省令」に改める。  
 第三十條第一項中「経済企画庁長官を經由して大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第三項及び第五項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
 6 財務大臣は、第一項の規定による予算の提出を受けたときは、遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。  
 第三十四條第一項中「大蔵大臣及び経済企画庁長官」を「財務大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
 4 財務大臣は、第一項の規定による通知があったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

附則第三十五條第一項中「経済企画庁長官を經由して大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三十六條第一項中「経済企画庁長官を經由して大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三十八條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、第一項を、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。  
 3 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。  
 第三十九條第一項中「経済企画庁長官を經由して大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
 3 財務大臣は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。  
 第四十條第一項中「経済企画庁長官」を「財務大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。  
 5 財務大臣は、第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知しなければならない。  
 第四十三條第一項中「経済企画庁長官」を「財務大臣」に、経済企画庁長官を經由して大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改め、同条第五項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
 6 財務大臣は、第一項の規定による決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、遅滞なく、これを外務大臣に通知しなければならない。  
 第四十五條第三項中「総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改め、同条第四項中「総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に、経済企画庁長官及び大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第六項及び第七項中「経済企画庁長官及び大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四十九條第一項第三号中「経済企画庁長官及び大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第五号中「総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第五十一條(見出しを含む)中「総理府令・大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第五十五條第一項中「経済企画庁長官」を「外務大臣」に、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣及び経済産業大臣」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
 二 第二十六條第一項の規定により外務省令を定めようとするとき。  
 第五十五條第二項を削り、同条第三項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「外務大臣及び財務大臣」に、総理府令・大蔵省令」を「外務省令・財務省令」に、外務大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第二項とする。  
 第五十六條第一号中「経済企画庁長官及び大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「経済企画庁長官」を「外務大臣」に改める。  
 第五十九條第一号中「経済企画庁長官又は大蔵大臣の認可又は承認」を「外務大臣の認可又は財務大臣の認可若しくは承認」に改め、同条第二号中「経済企画庁長官又は大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 附則第二十二條に後段として次のように加える。  
 この場合において、同法第四条第四項及び第六項、第九条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十一条第二項中「大蔵大臣」とあるのは「財務大臣」とする。  
 (国民金融公庫法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五百七條 国民金融公庫法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二十五條に後段として次のように加える。  
 この場合において、同法第四条第四項及び第六項、第九条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十一条第二項中「大蔵大臣」とあるのは「財務大臣」とする。

(日本政策投資銀行法の一部改正)  
 第五百八条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第五十二条第二号を除く。)中、「内閣総理大臣」を「財務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
 第五十二条第二号中、「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「財務大臣及び国土交通大臣」に改める。  
 附則第二十八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四条第四項及び第六項、第九条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十一条第二項中、「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。  
 (租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五百九条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三条第二項中、「とする」を「と、旧法第三十七条第四項、第五項、第七項及び第八項中、「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする」に改める。

附則第五条第二項中、「とする」を「と、旧法第六十五条の七第五項及び第六項並びに旧法第六十五条の八第七項中、「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする」に改める。  
 第十章 文部科学省関係  
 (著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)  
 第五百十條 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第八条、第九条及び第十二条第五号を除く。)中、「命令」を「文部科学省令」に改める。  
 第三条第四項中、「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十一条ノ政令ヲ以テ定ムル審議会」及び「当該審議会」を「文化審議会」に改める。

(学校教育法の一部改正)  
 第五百十一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に改める。

第二十一条第三項中、「審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)」に改める。  
 第六十条中、「大学審議会」を「審議会等」で政令で定めるもの」に改める。  
 第六十条の二中、大学設置・学校法人審議会を「審議会等」で政令で定めるもの」に改める。  
 第六十八条の二第四項中、「大学審議会」を第六十条の政令で定める審議会等」に改める。  
 第九十八条第三項、第一百一条、第一百五十二条第二項、第一百七条及び第八十八条の二第一項中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)  
 第五百十二條 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に、「省令」を「文部科学省令」に改める。  
 第八条中、「を指示(以下発行の指示という。)」を「の指示(以下、発行の指示」という。)」に改める。  
 第九条第五号中(昭和三十八年法律第百八十二号)を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)  
 第五百十三條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
 第十三条中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第二十二條中、「文部省」を「文部科学省」に改める。  
 (教育職員免許法の一部改正)  
 第五百十四條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。  
 「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 第十六條の三第三項中、政令で定める審議会を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。)で政令で定めるもの」に改める。  
 別表第一備考第五号イ中、「審議会」を「審議会等」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)  
 第五百十五條 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第一条第一項の表第十一号イ、第十七号イ、第二十一号ロ、第二十二号及び第二十四号イを除く。)中、「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)  
 第五百十六條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。  
 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律  
 本則中、「文部省が」を「文部科学省が」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 (国立学校設置法の一部改正)  
 第五百十七條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。  
 第九条の三第二項中、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 第十三條の見出しを(「文部科学省令への委任」)に改める。  
 (社会教育法の一部改正)  
 第五百十八條 社会教育法(昭和二十四年法律第百七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 第十三條の見出しを(「審議会等への諮問」)に改め、同条中、「生涯学習審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるもの」に改める。  
 第五十一条第三項中、「生涯学習審議会」を、第十三條の政令で定める審議会等」に改める。  
 (私立学校法の一部改正)  
 第五百十九條 私立学校法(昭和二十四年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第八条の見出し、第二十六条第二項、第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段を除く。)中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「私立学

校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。  
 第八条の見出しを(「私立学校審議会等への諮問」)に改め、同条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等」に改める。  
 第二十六条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等(以下、私立学校審議会等」という。)」に改める。  
 第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段中、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)  
 第五百二十條 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第六条中、「以下令書」を「以下、令書」とし、「を、ただし」を「命令の」を「文部科学省令の」に、「替える」を「代える」に改める。  
 第七条中、「すみやかに」を「速やかに」に、「且つ、前条但書」を「かつ前条ただし書」に、「除く外、命令」を「除くほか、文部科学省令」に改める。  
 第二十二條第七項中、「前六項」を「前各項」に、「除く外」を「除くほか」に、「命令」を「文部科学省令」に改める。  
 第二十四條中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第二十八條の見出しを(「文部科学省令への委任」)に改め、同条中、「除く外」を「除くほか」に、「命令」を「文部科学省令」に改める。  
 (図書館法の一部改正)  
 第五百二十一條 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項中、「文部省令」を「文部科学省令」に、「但し」を「ただし」に改める。  
 第十八條中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 附則第十項中、「第十三条第三項を削り、文部省令」を「文部科学省令」に改める。

校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。  
 第八条の見出しを(「私立学校審議会等への諮問」)に改め、同条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等」に改める。  
 第二十六条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等(以下、私立学校審議会等」という。)」に改める。  
 第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段中、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)  
 第五百二十條 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第六条中、「以下令書」を「以下、令書」とし、「を、ただし」を「命令の」を「文部科学省令の」に、「替える」を「代える」に改める。  
 第七条中、「すみやかに」を「速やかに」に、「且つ、前条但書」を「かつ前条ただし書」に、「除く外、命令」を「除くほか、文部科学省令」に改める。  
 第二十二條第七項中、「前六項」を「前各項」に、「除く外」を「除くほか」に、「命令」を「文部科学省令」に改める。  
 第二十四條中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第二十八條の見出しを(「文部科学省令への委任」)に改め、同条中、「除く外」を「除くほか」に、「命令」を「文部科学省令」に改める。  
 (図書館法の一部改正)  
 第五百二十一條 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項中、「文部省令」を「文部科学省令」に、「但し」を「ただし」に改める。  
 第十八條中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 附則第十項中、「第十三条第三項を削り、文部省令」を「文部科学省令」に改める。

校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。  
 第八条の見出しを(「私立学校審議会等への諮問」)に改め、同条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等」に改める。  
 第二十六条第二項中、「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等(以下、私立学校審議会等」という。)」に改める。  
 第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段中、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」に改める。

(文化財保護法の一部改正)  
第五百二十二条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務省令」に改める。  
第六十九条第六項中「地域」を「記念物」に、「環境庁長官の意見を聞かなければ」を「環境大臣と協議しなければ」に改める。

第七十条の二第二項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第七十条の二に次の一項を加える。  
3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができ、  
(社会教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第五百二十三条 社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
(宗教法人法の一部改正)

第五百二十四条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
第六十一条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれら出張所」に改める。

附則第四項に後段として次のように加える。  
この場合において、宗教法人令第五条第一項及び第十四条第一項中「命令」とあるのは、「法務省令、文部科学省令」とする。  
(民間学術研究機関の助成に関する法律の一部改正)

第五百二十五条 民間学術研究機関の助成に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「主務大臣」の下に(当該研究機関を所管する大臣をいう。以下同じ。))を加える。  
第十三条中「主務省令」の下に(主務大臣の発する命令をいう。))を加える。  
(産業教育振興法の一部改正)  
第五百二十六条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「設備で政令で定める審議会」を「設備であつて、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。)で政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「左の各号に」を次に「に改め、同項第一号及び第二号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「基」を「基づく」に改める。  
第十六条中「審議会」を「審議会等」に改める。  
第十七条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改める。  
(博物館法の一部改正)  
第五百二十七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)  
第五百二十八条 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第一項中「局で」を「官房若しくは局又は文部科学省に置かれる国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十条第一項に規定する職のうち」に改め、政令で定めるもの」の下に(次項において「担当部局等」という。))を加え、同条第二項中「前項の政令で定める局の局長、次項において「局長」という。))を「担当部局等の長(担当部局等が国家行政組織法第二十条第一項に規定する職である場合にあっては、当該職を占める者、次項において「担当局長等」という。))に改め、同条第三項中「局長」を「担当局長等」に改める。

(学校図書館法の一部改正)  
第五百二十九条 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第五條第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「除く外」を「除くほか」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
第十四条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改める。  
(理科教育振興法の一部改正)  
第五百三十条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
第九條第一項中「次の各号に」を「次に」に、「設備で政令で定める審議会」を「設備であつて、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。で政令で定めるもの」に改める。  
第十條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改める。  
(財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律の一部改正)  
第五百三十一条 財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。  
(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)  
第五百三十二条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。  
(私立学校教職員共済法の一部改正)  
第五百三十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第二十五条の表以外の部分中、第一百二十二条第一項を「第一百十一条第一項」に、「第一百二十二条」を「第一百十二条」に改め、同条の表中「大蔵省令」を「財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正)  
第五百三十四条 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。  
第七條の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「当り」を「当たり」に、「文部大臣が大蔵大臣」を「文部科学大臣が財務大臣」に改める。  
(へき地教育振興法の一部改正)  
第五百三十五条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。  
第五條の見出しを(文部科学大臣の任務)に改め、同条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「へき地」を「へき地」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。  
第五條の二第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第二項中「へき地手当」を「へき地手当」に、「こえない」を「超えない」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第三項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「へき地手当」を「へき地手当」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
第五條の三第一項中「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第二項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第三項中「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。  
第七條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)  
第五百三十六條 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務省令」に改める。  
第六十九条第六項中「地域」を「記念物」に、「環境庁長官の意見を聞かなければ」を「環境大臣と協議しなければ」に改める。  
第七十条の二第二項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。  
第七十条の二に次の一項を加える。  
3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができ、  
(社会教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第五百二十三条 社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
(宗教法人法の一部改正)

第五百二十四条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
第六十一条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれら出張所」に改める。  
附則第四項に後段として次のように加える。  
この場合において、宗教法人令第五条第一項及び第十四条第一項中「命令」とあるのは、「法務省令、文部科学省令」とする。  
(民間学術研究機関の助成に関する法律の一部改正)

(学校給食法の一部改正)  
 第五百三十七条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 第八条を次のように改める。

第八条 削除  
 第九条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「前条第二項の規定により」を「第七条の規定により」に、「各号の一」を「各号のいずれかに」すに、「を、既に」に改める。  
 (昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第五百三十八条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 第三条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第五百三十九条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第四項中「著作権法第七十一条の政令で定める審議会」を「文化審議会」に改める。  
 (日本原子力研究所法の一部改正)

第五百四十条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第三十八条の三を除く)中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二十四条第二項中「業務は、」の下に「原子力委員会の意見を聴いて」を加え、「原子力委員会の決定を尊重して」を削り、同項第四号中「各号」を「前三号」に改める。  
 第三十八条の三を削る。  
 第三十九条第一項中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官、次項において同じ)を削る。  
 (公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五百四十一条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第五百四十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第二十三条第十二号中「婦人教育」を「女性教育」に改め、同条第十三号中「体育(スポーツを含む。以下同じ)」を「スポーツ」に改める。  
 第四十八条第二項第二号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第六号中「婦人教育」を「女性教育」に改め、同項第七号中「体育の普及及び振興」を「スポーツの振興」に改める。  
 (国立及び公立の学校の事務職員の特例に関する法律の一部改正)

第五百四十三条 国立及び公立の学校の事務職員の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部事務官」を「文部科学事務官」に改める。  
 (農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第五百四十四条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。  
 (放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第五百四十五条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十二条の二第五項、第六項及び第八項並びに第四十二条第一項を除く)中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「科学技術庁」を「文部科学省」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 第十八条の二第五項第六項及び第八項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。  
 第四十二条第一項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令又は運輸省令」を「文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令」に改める。  
 (学校保健法の一部改正)

第五百四十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 第十四条の見出しを(「文部科学省令への委任」)に改める。  
 (理化学研究所法の一部改正)

第五百四十七条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第三十七条を除く)中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第十一条第五項中(第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。  
 第三十七条を次のように改める。  
 第三十七条 削除

第三十八条中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。以下同じ)を削り、「基き」を「基づき」に改める。  
 (義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第五百四十八条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第五百四十九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第十八条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第五百五十条 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「科学技術庁」を「文部科学省」に改める。  
 (私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五百五十一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。  
 附則第七項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 附則第八項中「大蔵省令」を「財務省令」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 附則第十一項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 (スポーツ振興法の一部改正)

第五百五十二条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第四条第二項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和三十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。第二十三条において同じ)で政令で定めるもの」に改める。  
 第二十三条中「政令で定める審議会」を「政令で定める審議会等」に改める。  
 (原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第五百五十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十五条を除く)中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

本則(第十五条を除く)中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十五条の見出しを、「文部科学省令・法務省令への委任」に改め、同条中「総理府令・法務省令」を「文部科学省令・法務省令」に改める。

第二十二條中「又は使用済燃料の貯蔵を、の運輸、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」に改め、「設置する原子炉」の下に「の運輸」を加える。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第五百五十四條 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十八條第一項若しくは第二項」を「第五十八條、第五十八條の二第一項」に改める。

第十七條第一項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「又は」を「の運輸、加工(規制法第二条第七項に規定する加工をいう。)、再処理(規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)」に改め、「貯蔵をいう。)」の下に「又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄(規制法第五十一條の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。)」を加え、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、「設置する原子炉」の下に「の運輸」を加え、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第五百五十五條 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第五百五十六條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

(国立教育会館法の一部改正)

第五百五十七條 国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(日本芸術文化振興会法の一部改正)

第五百五十八條 日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(核燃料サイクル開発機構法の一部改正)

第五百五十九條 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十四條及び第四十六條を除く。)(中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「総理府令」を「主務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十二條第六項中(第四十四條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

第四十四條を次のように改める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十四條 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

第四十五條中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。))を削る。

第四十六條を次のように改める。

第四十八條 削除

第四十八條第一号中(第四十四條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

(日本学術振興会法の一部改正)

第五百六十條 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第五百六十一條 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一條第六項、第二十四條及び第四十條を除く。)(中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十一條第六項中(内閣総理大臣にあつては、第四十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一條第二項及び第四十三條第一号において同じ。))を削る。

第二十四條中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「行なわれなければならない」を「行われなければならない」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十一條第一項中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。))を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第五百六十二條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(著作権法の一部改正)

第五百六十三條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第七十一條の見出しを(文化審議会への諮問)に改め、同条中「政令で定める審議会」を「文化審議会」に改める。

第七十一條の六第五項及び第四百條の八第二項中「第七十一條の政令で定める審議会」を「文化審議会」に改める。

(海洋科学技術センター法の一部改正)

第五百六十四條 海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第五百六十五條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第五百六十六條 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第十二條の二第一項及び第五項後段を除く。)(中「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。第十二條の二第一項中「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十條の二に規定する審議会(以下、私立学校審議会等)という。))に改め、同条第五項後段中「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校振興助成法第十二條の二第一項の私立学校審議会等」に改める。

第十四條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附則第二條第二項の表第十四條第一項の項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第五百六十七條 放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

第五百六十八條 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

(技術士法の一部改正)  
 第五百六十九條 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「総理府令」を「文部科学省令」に、科学技術庁長官を「文部科学大臣」に、第四十八條に規定する技術士審議会を「科学技術・学術審議会」に、科学技術庁を「文部科学省」に、科学技術庁を「文部科学省」に改める。

(医学及び歯学の教育のための献体に関する法律の一部改正)  
 第五百七十条 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和五十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同條第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(日本育英会法の一部改正)

第五百七十一條 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「財務大臣」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(日本体育・学校健康センター法の一部改正)  
 第五百七十二條 日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二十條第三項中「高等学校」の下に、「中等教育学校の後期課程及び」を加える。

第二十九條第二項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。以下同じ。で政令で定めるもの)」に改める。

(研究交流促進法の一部改正)  
 第五百七十三條 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号を次のように改める。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九條及び第五十五條並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六條第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の二に規定する機関

第二條第一項第二号中「国家行政組織法第八條の三の規定に基づき同法第三條の行政機関に置かれる」を「内閣府設置法第四十條及び第五十六條並びに国家行政組織法第四十條の三に規定する」に改め、同項第三号中「国家行政組織法第九條の規定に基づき同法第三條の行政機関に置かれる」を「内閣府設置法第四十三條及び第五十七條(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七條第一項並びに国家行政組織法第九條に規定する」に改める。

第五百七十四條 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正)  
 第五百七十五條 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第一條中「生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する」を「都道府県生涯学習審議会の事務について定める」に改める。

第四條第二項中「生涯学習審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。以下同じ。で政令で定めるもの)」に改める。

第五條第六項中「生涯学習審議会」を「前条第二項の政令で定める審議会等」に、政令で定める審議会を「産業構造審議会」に改める。

第六條第二項中「自治大臣」を「総務大臣」に、「生涯学習審議会」を「前条第五項の政令で定める審議会等」に、前条第五項の政令で定める審議会を「産業構造審議会」に改める。

(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正)  
 第五百七十六條 特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條を除く。中「総理府令」を「文部科学省令」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二十七條を次のように改める。

第二十八條中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

(科学技術基本法の一部改正)  
 第五百七十七條 科学技術基本法(平成七年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「科学技術会議」を「総合科学技術会議」に改める。

(科学技術振興事業団法の一部改正)  
 第五百七十八條 科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十條を除く。中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十二條第五項中(第五十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

第三十條第一項第二号及び第三号中(科学技術庁の所掌事務)を(文部科学省の所掌事務)に改める。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

第五十一條第一項中(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)  
 第五百七十九條 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)  
 第五百八十條 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第六條中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正)  
 第五百八十一條 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生労働大臣」に改める。  
 (スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)  
 第五百八十二條 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 本則(第十八條第三項を除く。中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第十八條第三項中「総理府令、文部省令」を「内閣府令、文部科学省令」に改める。  
 第三十一條第三項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。以下同じ。で政令で定めるもの)」に改める。  
 (美術品の美術館における公開の促進に関する法律の一部改正)  
 第五百八十三條 美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。  
 (学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第五百八十四條 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 (国立教育会館の解散に関する法律の一部改正)  
 第五百八十五條 国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十一章 厚生労働省関係

(健康保険法の一部改正)

第五百八十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

本則(第一条ノ三、第五条、第四十二条、第四十三条ノ三第一項、第四十三条ノ五第四項、第四十四条ノ八第三項及び第四項、第六十五条第二項、第七十一条ノ四第十一項、第七十九条ノ六第二項並びに第九十条を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「審議会」を「社会保障審議会」に、「命令」及び「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第一条ノ三を削る。

第四十二条中「厚生大臣」を「厚生労働省令」に改める。

第三章中第四十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第四十二条ノ四 厚生労働大臣ハ本法ニ規定スル健康保険組合ノ指導及監督ノ権限ヲ厚生労働省令ヲ以テ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ヲ以テ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第四十三条ノ三第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十四条ノ八第四項中「厚生大臣第二項」を「厚生労働大臣前項」に改め、同条第三項を削る。

第七十一条ノ四第十一項を削る。

附則第九条第一項中「命令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第十条第二項及び第三項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

附則第十四条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五百八十七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第一条ノ三、第六条、第十条、第三十三条ノ四第一項、第五十六条第二項及び第七十条第二項を除く。)中「命令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十三条ノ四第一項中「及厚生大臣ガ運輸大臣」を「並厚生労働大臣ガ国土交通大臣」に改め、地方運輸局又ハ海運監理部ノ「を削り、其ノ他ノ地方機関」を「及其ノ事務所」に改める。

第三十三条ノ九第三項中「審議会ノ意見ヲ聴キテ」を削る。

第三十三条ノ十四第一項ただし書、第三十三条ノ十五第三項、第五十二条ノ二第二項、第五十二条ノ三第二項及び第五十七条ノ三第二項中「審議会ノ意見ヲ聴キ」を削る。

第五十九条第九項及び第十項中「審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第五十九条ノ二第二項を削る。

附則第七項から第十項までの規定中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

附則第十八項中「審議会」ヲ經テ厚生大臣を「厚生労働大臣」に改め、同項第一号中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

附則第十九項中「命令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第二十項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「審議会」を「社会保障審議会」に改める。

附則第二十五項及び第二十六項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第五百八十八条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条各号列記以外の部分中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「行ふ」を行うに改め、同条第二号中「定に基いて」を「定めに基いて」に改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に、「行ふ」を「行う」に改め、同条第五号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十七条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第五百八十九条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第五十九条ノ一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十七条第一項及び第二項、第九十八条第五項、第九十九条、第一百零四条、第一百零八条、第九十二条、第九十三条、第九十五条の二、第九十九条第二号並びに第一百零一条第三号を除く。)中「命令」を「厚生労働省令」に、「労働に関する主務大臣」及び「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央労働基準審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省」を「厚生労働省」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「命令」を「省令」に改める。

第九十七条を次のように改める。

(監督機関の職員等)

第九十七条 労働基準主管局(厚生労働省の内閣府として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

労働基準主管局の局長(以下「労働基準主管局長」という。)、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官をもつてこれに充てらる。

労働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

厚生労働省令で、政令で定めるところにより、労働基準監督官分限審議会を置くことができる。

労働基準監督官を罷免するには、労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

前二項に定めるもののほか、労働基準監督官分限審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十八条第四項中「委嘱」を「任命」に改め、同条第五項中「命令」を「政令」に改める。

第九十九条を削る。

第一百条に見出しとして、「労働基準主管局長等の権限」を付し、同条第一項中「その他」を「労働政策審議会に関する事項については、労働条件及び労働者の保護に関するものに限る。」その他」に改め、同条を第九十九条とする。

第一百条の二に見出しとして「女性主管局長の権限」を付し、同条第一項中「女性に特殊な労働問題」を「女性労働者の特性に係る労働問題」に改め、同条を第一百条とする。

第一百零六条第一項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第一百零七条第一号及び第四号中「第一百零七条第三項」を「第一百零七条第三項」に改める。

第一百零七条第三号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「命令」を「厚生労働省令」に、「命令」を「厚生労働省令」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第五百九十一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働者災害補償保険審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省」を「厚生労働省」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(地域保健法の一部改正)

第五百九十二条 地域保健法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条第三項を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「命令」を「政令」に改める。

第四条第三項を削る。

(災害救助法の一部改正)

第五百九十三条 災害救助法(昭和二十二年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「主任大臣」及び「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十三条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第十号中「外、命令」を「ほか、政令」に改め、同条第三項中「命令」を「政令」に改める。

第二十三条の二第一項中「当該指定行政機関」の下に、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは」を「委員会」の下に、「若しくは災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のもの」を加え、「以下次条」を「次条」に、「災害対策基本法第二条第四号」を「同法第二条第四号」に、「行う」を「行う」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第五百九十四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条第六項、第十二条第二項、第二十六条第一項、第三十二条第一号、第三十二条の二第二項、第三十二条の九第一項第一号、第

四十一条、第四十四条、第四十八条の三、第四十八條の四、第六十四条第二号及び第七号、第六十五条第八号並びに第六十六条第二号を除く。中「命令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

第六条中「労働省」を「厚生労働省」に、「職業の紹介及び指導その他雇用」を「職業紹介及び職業指導その他職業」に改める。

第十二条第三項中「港湾労働法」の下に「昭和六十二年法律第四十号」を加え、同条第四項中「地区職業安定審議会」の下に「以下この条において「職業安定審議会」という。」を加え、同条第六項中「第一項及び第二項に規定する審議会（以下「職業安定審議会」という。）を「職業安定審議会」に改める。

第二十六条第一項及び第三十二条第一号中「命令」を「政令」に改める。

第四十一条、第四十八條の三及び第四十八條の四（見出しを含む。）中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第五百九十五条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十条を次のように改める。

第三十五条第一項及び第二項中「命令」を「政令」に改め、同条第四項、第六項及び第七項中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第四十五条第一項中、「中央児童福祉審議会の意見を聞き」を削る。

第四十六条第四項中「第八条第一項ただし書」を「第八条第一項ただし書」に改める。

第四十七条第一項ただし書中「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第五十六条第一項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十九条の五第二項後段を次のように改める。

この場合において、第四十六条第四項中、都道府県児童福祉審議会（第八条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。第五十九条第三項において同じ。）の意見を聴き、その施設のとあるのは「その施設」と、第五十九条第三項中「都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の」とあるのは「その事業の」とする。第五十九条の六次に次の一条を加える。

第五十九条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正）

第五百九十六条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。本則（第二十一条第二項及び第三項を除く。）中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「省令」を「厚生労働省令」に改める。

第二条第一項中「三年以上」の下に、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして」を加え、同条第二項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に、「添付して」を「添付して」、文部大臣又は厚生大臣を「文部科学大臣又は厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に、「省令」を「厚生労働省令」に改める。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第一項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第三条の十第二項中「第二条第六項、第八項及び第九項」を「第二条第七項、第九項及び第十項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第三条の二十四第一項中「あん摩マツサージ指圧師免許証明書」を「指定登録機関は、あん摩マツサージ指圧師免許証明書」に改める。

第十三条を削り、第十三条の二を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第十三条の六第一項第三号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第十八条中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に改める。

第十八条の二第二項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第一項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条第一項中「文部大臣又は厚生大臣」を「文部科学大臣又は厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「文部大臣又は厚生大臣」を「文部科学大臣又は厚生労働大臣」に、「審議会」を「医道審議会」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第五百九十七条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。本則中「厚生省の」を「厚生労働省の」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「食品衛生調査会」を「薬事・食品衛生審議会」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生省から」を「厚生労働省から」に改める。

第七条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項中「見地から」の下に、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて」を加える。

第八章中第二十九条の五の次に次の一条を加える。

第二十九条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（理容師法の一部改正）

第五百九十八条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（栄養士法の一部改正）

第五百九十九条 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

第六条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第十二条第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項を削る。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第六百条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行なおう」を「行おう」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

（予防接種法の一部改正）

第六百一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。本則（第三条第四項及び第十三条第一項を除く。）中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第三条第四項を削る。

第十三条を削り、第十三条の二を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第十三条の六第一項第三号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第十八条中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に改める。

第十八条の二第二項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「省令」を「文部科学省令・厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第一項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条第一項中「文部大臣又は厚生大臣」を「文部科学大臣又は厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「文部大臣又は厚生大臣」を「文部科学大臣又は厚生労働大臣」に、「審議会」を「医道審議会」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第五百九十七条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。本則中「厚生省の」を「厚生労働省の」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「食品衛生調査会」を「薬事・食品衛生審議会」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生省から」を「厚生労働省から」に改める。

第七条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項中「見地から」の下に、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて」を加える。

第八章中第二十九条の五の次に次の一条を加える。

第二十九条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（理容師法の一部改正）

第五百九十八条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（栄養士法の一部改正）

第五百九十九条 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

第六条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第十二条第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第二項を削る。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第六百条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行なおう」を「行おう」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

（予防接種法の一部改正）

第六百一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。本則（第三条第四項及び第十三条第一項を除く。）中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第三条第四項を削る。

第十一條第一項中、「第十三條第一項」を、「第十三條」に改め、同條第二項中、「公衆衛生審議会」を、「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」に改める。

第十三條第二項を削る。

（大麻取締法の一部改正）

第六百二條 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第二十二條の四の次に次の一條を加える。

第二十二條の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第六百三條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第六條第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十條第二項中、「命令」を、「厚生労働省令」に改める。

（母体保護法の一部改正）

第六百四條 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「命令」を、「厚生労働省令」に改める。

第十五條第一項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「の外」を、「のほか」に改め、同項ただし書中、「但し」を、「ただし」に、「避妊用」を、「避妊用」に、「そう入」を、「挿入」に改め、同條第二項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第六百五條 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第五條第二項中、「第六條第二項」を、「第六條第一項」に改める。

本則中第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第六百六條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十條の三第一項を除く。）中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第五十條の三第一項ただし書中、「厚生大臣」を、「厚生労働省令」に改める。

第八十二條第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に、「掌る」を、「つかさどる」に改める。

第八章中第九十七條の三の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第九十七條の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（医師法の一部改正）

第六百七條 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「省令」を、「厚生労働省令」に、「医療関係者審議会」を、「医道審議会」に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、医師国家試験又は医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十六條の二第三項を同條第四項とし、同條第二項中、「前項の指定」を、「第一項の指定又は前項の指定の取消し」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

第十六條の三第二項中、「前條第三項」を、「前條第四項」に、「同條同項」を、「同項」に、「行なつた」を、「行つた」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第六百八條 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「省令」を、「厚生労働省令」に、「医療関係者審議会」を、「医道審議会」に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十六條の二第三項を同條第四項とし、同條第二項中、「前項の指定」を、「第一項の指定又は前項の指定の取消し」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

第十六條の三第二項中、「前條第三項」を、「前條第四項」に改める。

第三十六條中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第六百九條 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第十九條第二号、第二十條第二号、第二十一條第二号及び第二十二條第二号を除く。）中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「医療関係者審議会」を、「医道審議会」に、「省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第十九條中、「一に」を、「いずれかに」に、「さらに左の」を、「かつ、次の」に改め、同條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

第二十條中、「第二十一條各号」を、「次各号」に、「一に」を、「いずれかに」に、「さらに左の」を、「かつ、次の」に改め、同條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

本則（第十九條第二号、第二十條第二号、第二十一條第二号及び第二十二條第二号を除く。）中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「医療関係者審議会」を、「医道審議会」に、「省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第十九條中、「一に」を、「いずれかに」に、「さらに左の」を、「かつ、次の」に改め、同條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

第二十條中、「第二十一條各号」を、「次各号」に、「一に」を、「いずれかに」に、「さらに左の」を、「かつ、次の」に改め、同條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

第二十一條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

第二十二條中、「左の」を、「次の」に、「一に」を、「いずれかに」に改め、同條第一号中、「文部大臣」を、「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣」に改める。

第二十二條の二 厚生労働大臣は、保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験の科目若しくは実施若しくは合格者の決定の方法又は第十八條に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九條第一号若しくは第二号、第二十條第一号若しくは第二号又は前條第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第四章の二中第四十二條の二の次に次の一條を加える。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九條第一号若しくは第二号、第二十條第一号若しくは第二号又は前條第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第四十二条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十三条第三項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正) 第六百十條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。 本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十三条の六の次に次の一条を加える。 第十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(医療法の一部改正) 第六百一十條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。 目次中、「第七十一条の五」を「第七十一条の六」に改める。 本則(第十四条の二第三項、第三十条の三第八項、第三十八条及び第六十九条第四項を除く)中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第四条の二第二項中、「医療審議会」を「社会保障審議会」に改める。 第十四条の二第三項を削る。 第二十六條第二項中、「省令」を「厚生労働省令」に改める。 第二十九條第五項中、「医療審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第三十条の三中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。 第三十条の四中、「医療審議会の意見を聴いて」を削る。 第三十四條第一項中、「医療審議会の意見を聴いた上」を削る。 第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除 第六十八條の二第一項中、「医療審議会」を「社会保障審議会」に改める。 第六十九條第四項を削り、第五項を第四項とする。

第五章の二中第七十一条の五を第七十一条の六とし、第七十一条の四の次に次の一条を加える。 第七十一条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 (国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正) 第六百一十二條 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十七條」を「第三十五條」に、「第三十八條」を「第四十條」を、「第三十六條・第三十七條」に改める。 第二条第一号イ中、「及び日本放送協会」を「、日本放送協会、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会」に、並びに電気通信事業法」を、「及び電気通信事業法」に、「支給その他」を、「支給その他の」に改める。

第二十九條第四項中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 第三十六條及び第三十七條を削る。 第三十八條の前の見出し及び同条を削る。

第三十九條に見出しとして、「(主務大臣)を付し、同条中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、第七章中同条を第三十六條とし、第四十條を第三十七條とする。 (労働組合法の一部改正) 第六百一十三條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

百七十八條第一項中、「申立に基き」を「申立てに基つき」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中、「申立」を「申立て」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十九條の十二第一項を次のように改める。 都道府県知事の所轄の下に、地方労働委員会を置く。 第十九條の十二第四項中、「第十九條の二」及び「第十九條の二」中、「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」とを削り、前条第一項中、「労働大臣」を「前条第一項中、「厚生労働大臣」に改める。

第十九條の十三第四項中、「第四項(第十九條の二の準用に係る部分及び)」を「第四項後段」に、「都道府県」を「都道府県知事の所轄の下」に改める。 (死体解剖保存法の一部改正) 第六百一十四條 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「省令」を「厚生労働省令」に改める。 (身体障害者福祉法の一部改正) 第六百一十五條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第十五條第十一項、第十九條の二第五項及び第四十條第一項を除く)中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。 第五條第二項中、「厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)を「厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)」に改める。

第十五條第二項中、「第六條第二項」を「第六條第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第十一項を削る。 第十九條の二第五項を削る。 第二十五條第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十八條第一項中、「審議会の意見を聞き」を削る。 第三十八條第五項中、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 第四十條第一項中、「厚生大臣が審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣が」に改め、「地方社会福祉審議会の意見を聴いて」を削る。

第四十三條の三第二項中、「地方社会福祉審議会」とあるのは、「審議会」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任) 第四十三條の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 (社会保険医療協議会法の一部改正) 第六百一十六條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正) 第六百一十七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律百一十三号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第五十一条の十四」を「第五十一条の十五」に改める。 本則(第二十八條の二第二項及び第二十九條の六第二項を除く)中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第十八條第三項及び第十九條の二第三項中、「公衆衛生審議会」を「医道審議会」に改める。 第二十八條の二第二項を削る。 第二十九條の二の二第三項中、「定める」を「あらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める」に改める。

第二十九條の六第二項中、「厚生大臣が公衆衛生審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣」に改める。 第三十六條第二項及び第三項並びに第三十七條第三項中、「公衆衛生審議会」を「社会保障審議会」に改める。 第八章中第五十一條の十四の次に次の一条を加える。

(権限の委任) 第五十一條の十五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(生活保護法の一部改正)  
第六百四十八条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第八十四条の四の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第八十四条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(クリーニング業法の一部改正)  
第六百十九條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第十四条の二を第十四条の二の二とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第十四条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(狂犬病予防法の一部改正)  
第六百二十条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(毒物及び劇物取締法の一部改正)  
第六百二十一条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第二十三条の六を第二十三条の八とし、第二十三条の五を第二十三条の七とし、第二十三条の四を第二十三条の五とし、同条の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第二十三条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(薬事・食品衛生審議会への諮問)  
第二十三条の二 厚生労働大臣は、第十六条第一項、別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び別表第三第十号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。  
(社会福祉事業法の一部改正)  
第六百二十二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第八十三条の四」を「第八十三条の五」に改める。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十一条第一項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第三条第三項」を「前条第一項」に改める。  
第七十条の二第三項中「労働大臣及び自治大臣」を「総務大臣」に、「中央社会福祉審議会」を「社会保障審議会」に改める。  
第九章中第八十三条の四の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第八十三条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(結核予防法の一部改正)  
第六百二十三條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第七十条」を「第七十一条」に改める。  
本則(第十二条、第十六条、第二十一条、第三十四条第一項、第三十八条第六項及び第三十九条第二項を除く)中「省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第十二条の見出しを(厚生労働省令への委任)に改め、同条中「省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十六条中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第二十一条の見出しを(厚生労働省令への委任)に改め、同条中「省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第三十四条第一項及び第三十八条第六項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第三十九条第二項中「厚生大臣が公衆衛生審議会に諮問して」を「厚生労働大臣の」に改める。  
本則に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第七十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(検疫法の一部改正)  
第六百二十四条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
本則(第十六条の二第六項を除く)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「公衆衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。  
第十六条の二第六項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「公衆衛生審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(診療放射線技師法の一部改正)  
第六百二十五条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二十八条第一項を除く)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「省令」を「厚生労働省令」に改める。

第二十八条第一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第二十九条の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第十一項中「省令」を「文部科学省令、厚生労働省令」に改める。  
(覚せい剤取締法の一部改正)  
第六百二十六条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十条の三」を「第四十条の四」に改める。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第七章中第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第四十条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所長に委任することができる。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)  
第六百二十七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第四条第一項を除く)中「審査会」を「審査会等」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。  
第四条第一項中「政令で定める審査会」を「審査会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。  
4 第一項及び前項の規定により総務大臣が取り扱う事務について必要な事項は、総務省令で定める。  
第五十一条(見出しを含む)中、「省令」を「厚生労働省令」に改める。

(栄養改善法の一部改正)  
第六百二十八条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十八条の三の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第十八条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(地方公営企業労働関係法の一部改正)  
第六百二十九条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「左の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「定に基いて」を「定めに基いて」に改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第五号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第十五条中「左の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「定に基いて」を「定めに基いて」に改め、同条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条第五号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)  
第六百三十条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。  
附則第七項の見出し中「あらたな」を「新たな」に改め、同項中「あらたに」を「新たに」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第八項から第十項までの規定中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第十一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第十二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の一部改正)  
第六百三十一条 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)  
第六百三十二条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十八条の六第九項及び第五十八条の十四第二項を除く)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省に」を「厚生労働省に」に、「厚生省の」を「厚生労働省の」に、「地区麻薬取締官事務所」を「地方厚生局」に改める。  
第五十八条の六第九項を削る。  
第五十八条の十四第二項中「厚生大臣が公衆衛生審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣の」に改める。  
第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第六十二条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。  
(と畜場法の一部改正)  
第六百三十三条 と畜場法(昭和二十八年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)  
第六百三十四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第三十四条中「より」の下に「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する

機関並びに」を加え、に規定する行政機関の長」を「第三条第二項に規定する機関の長その他政令で定める者」に改める。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百三十五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部改正)  
第六百三十六条 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律(昭和二十八年法律第二百号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)  
第六百三十七条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「各地方社会保険事務局に置かれる」を削る。  
第二条中「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第三条第五号中「第百三十三条の二第一項」を「第百三十三条第一項」に改める。  
第四十一条第二項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(労働金庫法の一部改正)  
第六百三十八条 労働金庫法の一部を次のように改正する。

本則(第九十八条第一項及び第二項を除く)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「大蔵省令」を「大蔵大臣」に改める。  
第七十八条第一項及び第八十八条中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第九十七条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の五項を加える。  
2 第九十二条第三項(申出による検査)第九十三条第二項(請求による検査)又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項(又は検査)の規定による権限のうち、次に掲げる事項に係るものは、第九十二条第三項、第九十三条第二項又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣のみが行使する。

一 銀行法第十三条第一項及び第二項(同一人に対する信用の供与等)に規定する同一人に対する信用の供与等(第五項において「信用の供与等」という)の額  
二 銀行法第十四条の二第一号及び第二号(経営の健全性の確保)に掲げる基準  
3 内閣総理大臣は、前二項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。  
4 厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。  
5 銀行法第二十六条第一項(業務の停止等)の規定による権限は、信用の供与等の状況又は金庫若しくは金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。  
第九十八条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第六条(事業免許)の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。  
(あへん法の一部改正)  
第六百三十九条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十条の二」を「第五十条の三」に改める。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第七十章第五十条の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第五十条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。  
(厚生年金保険法の一部改正)  
第六百四十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五条を除く)中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「総務庁」を、「総務省」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第五節 削除  
第八十号中、「一部は、政令」を、「うち基金に係るものは、厚生労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を、「その一部を地方厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第十一條の五第二項第一号及び第三項並びに第十一條の六第一項第二号中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
附則第十八條第二項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

附則第十九條第二項第二号中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改め、同条第三項及び第四項中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
附則第二十條第一項、第二項及び第五項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。  
附則第二十一條第一項及び第二項中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改め、同条第三項から第五項までの規定中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百四十一條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。  
附則第十一項中、「の政令で定める審査会」を、「に規定する審査会等」に改める。  
(クリーニング業法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百四十二條 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五百四十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第五項中、「終つた」を、「終わつた」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百四十三條 あん摩師はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中、「第十二條の三、第十三條第一項」を、「及び第十二條の三」に改める。  
(歯科技工士法の一部改正)  
第六百四十四條 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中、「第二十七條の二」を、「第二十七條の二・第二十七條の三」に改める。  
本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「文部大臣」を、「文部科学大臣」に改める。  
第十六條(見出しを含む)中、「省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
第五章の二中第二十七條の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第二十七條の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第六條第一項中、「一箇月」を、「一月」に、「基く」を、「基づく」に、「同条同項後段」を、「同項後段」に、「厚生省令で定める事項」を、「厚生労働省令で定める事項」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)  
第六百四十五條 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。  
第三條及び第五條中、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。  
(採血及び供血あつせん業取締法の一部改正)  
第六百四十六條 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。  
(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)  
第六百四十七條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第二條第一項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中、「の政令で定める審査会」を、「に規定する審査会等」に改める。  
(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正)  
第六百四十八條 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第十二條中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。  
第十三條の見出し中、「省令」を、「厚生労働省令」に改め、同条中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
(引揚者給付金等支給法の一部改正)  
第六百四十九條 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「大蔵省令」を、「財務省令」に、「郵政大臣」を、「総務大臣」に、「郵政省令」を、「総務省令」に改める。  
(労働福祉事業団法の一部改正)  
第六百五十條 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

(美容師法の一部改正)  
第六百五十一條 美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
第十六條の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第十六條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第十一項中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。  
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)  
第六百五十二條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中、「環境衛生適正化審議会」を、「審議会等」に改める。  
本則(第五十八條第四項を除く)中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。  
第五章 環境衛生適正化審議会」を、「第五章 審議会等」に改める。  
第五十八條の見出しを、「(審議会等)」に改め、同条第二項及び第三項中、「中央環境衛生適正化審議会」を、「厚生科学審議会」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中、「関係各行政機関」を、「関係各行政機関」に改め、後段を削り、同項を同条第四項とする。  
第六十四條の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第六十四條の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(水道法の一部改正)  
第六百五十三條 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第四十二条第一項中、「改善命令」を、「改善の指示」に、「付随する」を、「付随する」に改める。(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第六百五十四条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「業務」を、「業務等」に、「第二十条の二」を、「第二十条の二」に改める。

本則(第二十条の三第一項を除く)中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省」を、「厚生労働省」に、「文部大臣」を、「文部科学大臣」に、「省令」を、「厚生労働省令」に改める。

第四章 業務」を、「第四章 業務等」に改める。

第四十章中第二十条の二の次に次の一条を加える。

(権限の委任) 第二十条の二の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第二十条の三第一項中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に改める。

附則第四項中、「省令」を、「文部科学省令、厚生労働省令」に改める。

(日本労働研究機構法の一部改正) 第六百五十五条 日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正) 第六百五十七条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中、「第五条第三十七号」を、「第五条第二十五号」に改める。

第十条の二第二項中、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「行なつ」を、「行つ」に改める。

(国民健康保険法の一部改正) 第六百五十八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の二」を、「第四条」に、「第九十九条」を、「第九十九条の二」に改める。

本則(第四条の二を除く)中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第四十条中「命令」を、「厚生労働省令」に改める。

第五十四条の二第二項中、「第四十四条ノ八第四項」を、「第四十四条ノ八第三項」に改める。

第十章中第九十九条の次に次の一条を加える。(権限の委任) 第九十九条の二 第九十八条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

本則(第二十九条第一項及び第三十一条第五項を除く)中、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。

第十五条の見出しを(最低賃金審議会の意見の聴取)に改め、同条第一項中「に諮問し、その意見を尊重しなければ」を、「の意見を聴かなければ」に改める。

第十六条第一項中、「尊重して」を、「聴いて」に改める。

(国民年金法の一部改正) 第六百六十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第六条を除く)中、「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「総務庁」を、「総務省」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「郵政大臣」を、「総務大臣」に改める。

第六条 削除 第六百四十二条の二中、「地域型基金」を、「基金」に、「政令」を、「厚生労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を、「地方厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第七条の六中、「第百三十二条の二第一項」を、「第百三十二条第一項」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正) 第六百六十二条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「中小企業退職金共済審議会」を、「労働政策審議会」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。

本則(第十六条第二項、第二十五条第一項第四号、第三十五条及び第三十六条第一項を除く)中、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

第十六条第二項中、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「通商産業省令、労働省令」を、「厚生労働省令、経済産業省令」に改める。

第二十五条第二項第四号中、「通商産業省令、労働省令」を、「厚生労働省令、経済産業省令」に改める。

第三十五条の見出しを(財務大臣との協議)に改め、同条中、「労働大臣及び通商産業大臣」を、「厚生労働大臣及び経済産業大臣」に、「通商産業省令、労働省令」を、「厚生労働省令、経済産業省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第三十六条第一項中、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「通商産業省令、労働省令」を、「厚生労働省令、経済産業省令」に改める。

第四十五条中、「公共職業安定所長」を、「都道府県労働局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(じん肺法の一部改正) 第六百六十四条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省令」を、「厚生労働省令」に、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「労働省令」を、「厚生労働省令」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正) 第六百六十五条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生省令」を、「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第二十一条第一項中、「中央児童福祉審議会の意見を聴き」を削る。

第三十条の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第三十条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第六百六十六条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「障害者雇用審議会」を「労働政策審議会」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(薬事法の一部改正)  
第六百六十七条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十四条を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「中央薬事審議会」を「薬事・食品衛生審議会」に改める。  
第二条第七項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四条の見出しを削り、同条第一項中「薬事」の下に(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)を加える。

第十四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認について、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が、既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品、医薬部外品又は化粧品と、有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なるとき。
- 二 申請に係る医療用具が、既に製造又は輸入の承認を与えられている医療用具と、構造、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なるとき。

第十四条の二第一項及び第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中第六項を「第七項」に改める。

第十四条の三第一項及び第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中第六項を「第七項」に改める。

第十九条の二第四項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条第五項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。  
第二十三条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十四条第一項中「厚生大臣の」を「厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、」に、「白く」を「白枠」に改め、同条第二項中「厚生大臣の」を「厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、」に、「赤く」を「赤枠」に改める。

第六十七条第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第七十四条の二第一項及び第七十七条の二第一項中「ときは」の下に、「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて」を加える。  
第八十一条の三の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第八十一条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
第八十二条中「この法律」の下に、「第八十一条の四及び」を加える。  
(薬剤師法の一部改正)

第六百六十八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。  
「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)  
第六百六十九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(年金福祉事業団法の一部改正)

第六百七十条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)  
第六百七十一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務庁」を「総務省」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第三十二条中「省令」を「厚生労働省令」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)  
第六百七十二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(老人福祉法の一部改正)

第六百七十三条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第十条の二」を「第十条の二」に改める。

本則(第十条の二を除く。)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第十条の二の二を削る。  
第十七条第一項中「審議会の意見を聞き」を削る。

第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改める。  
第三十四条の二第二項中「係るもの」の下に「第十九条第二項を除く。」を加え、同項後段を削る。  
(戦傷病者特別援護法の一部改正)  
第六百七十四条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二条第二項第一号及び第二号中「の政令で定める審査会」を「に規定する審査会等」に改める。  
第二十八条の二を次のように改める。  
(権限の委任)

第二十八条の二 この法律(第二十二条を除く。)に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第二十一条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、施設等機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の二に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに長に委任することができる。  
(労働災害防止団体法の一部改正)

第六百七十五条 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五十七条第二項を除く。)中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央労働基準審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第五十七条第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「通商産業省令」を「厚生労働省令」に、「通商産業省令」を「厚生労働省令」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)  
第六百七十六条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)  
第六百七十七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第四十条中「省令」を「厚生労働省令」、総務省令・厚生労働省令又は総務省令に改める。  
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六百七十八条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第六百七十九条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「業務」を「業務等」に、「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「省令」を「厚生労働省令」に改める。

第七十条第四項中「医療関係者審議会」を「あらかじめ、医道審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一号第一号及び第二号並びに第十二号第一号及び第二号中「文部大臣」を「文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するもの」として、「文部科学大臣」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。  
(医道審議会への諮問)

第十二条の二 厚生労働大臣は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十一号第一号若しくは第二号又は前条第一号若しくは第二号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

「第四章 業務」を「第四章 業務等」に改める。  
第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第十七条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六項中「省令」を「厚生労働省令」に、「第十二号第一号及び附則第四項第一号」を「及び第十二号第一号」に改める。  
(母子保健法の一部改正)

第六百八十条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
本則に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第六百八十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条、第六条第一項及び第二項、第七条並びに第八条第一項及び第二項中、「の政令で定める審査会」を「に規定する審査会等」に改める。  
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六百八十二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生大臣が行なつ」を「厚生労働大臣が行つ」に改める。  
第四条第五項中「前四項」を「前各項」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第十一条第二項中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。  
第十二条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十三条の見出し中「省令」を「厚生労働省令」に改め、同条中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(製菓衛生師法の一部改正)

第六百八十三条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。  
「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第八号の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第八号の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(雇用対策法の一部改正)

第六百八十四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「雇用審議会」を「経済財政諮問会議」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第六百八十五条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)

第六百八十六条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
附則第三条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
(社会保険労務士法の一部改正)

第六百八十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十九条を除く)中「主務省令」を「厚生労働省令」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除  
別表第一中第二十号の十三を削り、第二十号の十四を第二十号の十三とし、第二十号の十五から第二十号の二十までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第一号中「労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「労働諸法令(別表第一第一号から第二十号の十九までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第一号から第二十号の十九までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る)をいう。以下同じ。)(に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同表第二号中「厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「社会保険諸法令(別表第一第一号から第三十一号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第二十一号から第三十一号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る)をいう。以下同じ。)(に、「労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「労働諸法令」に、「主務省令」を「厚生労働省令」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同表第三号及び第四号中「厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「社会保険諸法令」に、「労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「労働諸法令」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に、「主務省令」を「厚生労働省令」に改め、同表第五号中「厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「社会保険諸法令」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同表第六号及び第七号中「厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令」を「社会保険諸法令」に、「労働社会保険諸法令」を「社会保険諸法令」に改める。

働省の所掌に属する労働社会保険諸法令を、労働諸法令に、主務大臣を、厚生労働大臣に、主務省令を、厚生労働省令に改め、同表第八号中「主務大臣」を、厚生労働大臣に、「主務省令」を、厚生労働省令に改める。  
(最低賃金法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百八十九条 最低賃金法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第八号中「あり方」を、在り方に、中央最低賃金審議会を、労働政策審議会に、これを尊重して、すみやかにを、速やかにに改める。  
(職業能力開発促進法の一部改正)  
第六百九十条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省の」を、厚生労働省のに、労働大臣を、厚生労働大臣に、中央職業能力開発審議会を、労働政策審議会に、労働省令を、厚生労働省令に改める。  
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)  
第六百九十一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

「労働省令」を、厚生労働省令に、労働大臣を、厚生労働大臣に、中央職業安定審議会を、労働政策審議会に改める。  
第十三条中「前条第二項」を、「第十二条第二項」に改める。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
第六百九十二条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項中「労働大臣」を、厚生労働大臣に改める。  
第七号中「労働省令」を、厚生労働省令に改める。

第八号第一項中「労働大臣」を、厚生労働大臣に改め、同条第二項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第八号の二の見出し中「労働大臣」を、厚生労働大臣に改め、同条中「労働大臣」を、厚生労働大臣に、「労働省令」を、厚生労働省令に改める。  
第十八条の二第二項中「労働省令」を、厚生労働省令に改める。  
第十九条第一項中「行なう」を、行うに、「労働省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項の表第十五条第一項の項中「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(柔道整復師法の一部改正)  
第六百九十三条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「厚生大臣」を、厚生労働大臣に、「厚生省に」を、厚生労働省に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十二条中「文部大臣」を、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣に改め、同条に次の一項を加える。  
2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。  
第十四条(見出しを含む)中「省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第二十五条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第十一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)  
第六百九十四条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
本則(第十二条の二第四項を除く)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を、厚生労働大臣に、「厚生省に」を、厚生労働省に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十二条の二中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百九十五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第五号第一項ただし書中「の政令で定める審査会」を、「に規定する審査会等」に改める。  
第六百九十六条 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を、厚生労働大臣に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(家内労働法の一部改正)  
第六百九十七条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を、厚生労働大臣に、中央家内労働審議会を、労働政策審議会に改める。  
第八号第一項及び第十五条第二項中「尊重して」を「聴いて」に改める。  
(衛生検査技師法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六百九十八条 衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第一項中「厚生大臣」を、厚生労働大臣に、「行なわれる」を「行われる」に改め、附則第八号第二号において同じ。を削る。  
附則第十号中「省令」を「厚生労働省令」に改め、第六号第三項、及び、及び第八号第一号を削る。  
(勤労青少年福祉法の一部改正)  
第六百九十九条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働大臣」を、厚生労働大臣に、政令で定める審議会を、労働政策審議会に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七号第一項ただし書中「の政令で定める審査会」を、「に規定する審査会等」に改める。  
附則第八号第二項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(視能訓練士法の一部改正)  
第七百一条 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を、「第二十条の三」に改める。  
本則中「厚生大臣」を、厚生労働大臣に、「厚生省に」を「厚生労働省に」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十六条(見出しを含む)中「省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第四章中第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第二十条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第五項中「省令」を「厚生労働省令」に改め、及び附則第三項第一号を削る。  
(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)  
第七百二条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「労働省令」を、厚生労働省令に、「労働大臣」を、厚生労働大臣に、中央職業安定審議会を、労働政策審議会に改める。

附則第三条に後段として次のように加える。  
 この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七條第一項及び第九條中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。  
 (児童手当法の一部改正)  
 第七百三條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (勤労者財産形成促進法の一部改正)  
 第七百四條 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。  
 本則(第十六條及び第十九條第二項を除く。)中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「勤労者財産形成審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第四條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、「第十四條」を削る。  
 第十六條第一項中「並びに第三項」を「中 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣、内閣総理大臣にあつては」とあるのは、「国土交通大臣及び内閣総理大臣(内閣総理大臣にあつては」と、貯蓄に係る部分に、「国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分」とあるのは、「貯蓄に係る部分」と、同条第三項「に、労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「勤労者財産形成審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項及び第四項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣及び国土交通大臣」に、「運輸省令・労働省令」を「厚生労働省令・国土交通省令」に改め、同条第五項中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸省令・労働省令」を「厚生労働省令・国土交通省令」に改める。  
 第十九條第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)  
 第七百五條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央労働基準審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省又は」を「厚生労働省又は」に、「労働省」を「厚生労働省」に、「労働省」を「厚生労働省」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)  
 第七百六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)  
 第七百七條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第百七号)附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第八條の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
 第三十條第三項及び第三十一條第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正)  
 第七百八條 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「政令で定める審議会」を「薬事・食品衛生審議会」に改める。  
 (雇用保険法の一部改正)  
 第七百九條 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省」を「厚生労働省」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に改める。

第二十五條第一項中「することを命じた」を「行わせた」に改め、「の命令」を削る。  
 第八十一條中「公共職業安定所長」を「都道府県労働局長」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。  
 附則第八條第二項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「することを命じた」を「行わせた」に改める。  
 (作業環境測定法の一部改正)  
 第七百十條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働省」を「厚生労働省」に、「労働省又は」を「厚生労働省又は」に改める。  
 (労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百十一條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十一條中「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)  
 第七百十二條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正)  
 第七百十三條 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十六條を除く。)中「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 第十六條中「労働省令」とあるのは、「運輸省令」を「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」に改め、「労働省令で定める期間」とあるのは、「厚生省令で定める期間」とを削り、「労働省令で定める者」を「厚生労働省令で定める者」に、「厚生省令・運輸省令」を「厚生労働省令・国土交通省令」に、「労働省令で定めるところ」を「厚生労働省令で定めるところ」に改め、「第八條第四項中「労働省令」とあるのは、「厚生省令」とを削り、「第五十七條第一項」を「第五十七條第二項」に、「施設」を「事業」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百十四條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三十五條第一項第一号中(同日前に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を取得した者であつて厚生省令で定めるところに於ては、同日前の厚生省令で定めるところに於ては、同日前の厚生省令において「基準日」という。)を削り、「基準日前」を「同日前」に改め、同項第二号中「基準日以後の厚生年金保険の被保険者であつた」を「昭和五十一年八月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた」に、「基準日以後の厚生年金保険の被保険者期間」を「同日以後の厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第二項中「同項第一号中、年金たる保険給付」とあるのは、「年金たる保険給付又は船員保険法による年金たる保険給付」とを削る。  
 (予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百十五條 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三條第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)  
 第七百十六條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部改正)  
第七百七十七条 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省の」を「厚生労働省の」に、「中央薬事審議会」を「薬事・食品衛生審議会」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第六條第一項中、「厚生大臣の」を「厚生労働大臣の」に改め、同條第二項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同條第五項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第八條第一項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の一部改正)  
第七百八十八條 このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(老人保健法の一部改正)  
第七百九十九條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條、第四十六條の五の四第三項及び第五十五條第三項を除く)中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第七條を次のように改める。  
第七條 削除  
第四十六條の五の四第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五十五條第三項を削る。  
附則第二條中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)  
第七百二十條 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に改める。

第二十六條中(第二十條に定める措置にあつては、「厚生省令」)を削る。  
第二十七條中、「公共職業安定所長」を「都道府県労働局長」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、「厚生労働省令」で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。  
(社会福祉・医療事業団法の一部改正)  
第七百二十一條 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百二十二條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第十條第二項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「船員保険法第二條ノ三の政令で定める審議会」を「社会保障審議会」に改める。

附則第十三條及び第十五條中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)  
第七百二十三條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第四十四條第五項中、「第百條の二第二項」を「第九十九條第一項」に、「第百條の二第二項」を「第百條第一項」に改める。

第五十六條中、「公共職業安定所長」を「都道府県労働局長」に改め、同條に次の一項を加える。  
2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、「厚生労働省令」で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百二十四條 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第四條第一項中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(地域雇用開発等促進法の一部改正)  
第七百二十五條 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十六條第一項及び第二項を除く)中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第二十一條の見出し中、「の命令」を削り、同條中、「対し」を削り、基づいて、を、基づく、に、することを命ずる、を、行わせる、に改める。

第二十六條第一項及び第二項中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣及び国土交通大臣」に改める。  
第二十七條中、「第十八條及び第二十三條船員保険法第三十三條ノ二の規定に係る部分に限る。」に定める措置にあつては「厚生省令」を削る。

第二十八條第一項中、「公共職業安定所長」を「都道府県労働局長」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、「厚生労働省令」で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律の一部改正)  
第七百二十六條 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六條を除く)中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十六條を次のように改める。  
第十六條 削除  
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)  
第七百二十七條 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條第二号及び第三号、第三十九條第一号から第三号まで及び第五号並びに第四十三條第四項を除く)中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省に」を「厚生労働省に」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。  
第七條第一号中、「厚生大臣の」を「厚生労働大臣の」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同條第三号中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第三十九條第一号中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣の」を「厚生労働大臣の」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同條第二号中、「厚生大臣の」を「厚生労働大臣の」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十八條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、「厚生労働省令」で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(権限の委任)  
第四十八條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、「厚生労働省令」で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。



(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第七百四十二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」を「労働政策審議会」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(介護労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第七百四十三条 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

第六條第三項中、「厚生大臣と協議するとともに」を削る。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第七百四十四条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第十七条を除く)中、「厚生大臣、労働大臣及び文部大臣」を「厚生労働大臣及び文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三條第一項中、「労働大臣」に改める。

第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用の改善等に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項に、文部大臣にあっては同項第二号を、「文部科学大臣」にあっては、同項第二号に改め、同条第四項中、「厚生大臣及び文部大臣」にあっては医療関係者審議会の意見を、「労働大臣」にあっては中央職業安定審議会を、「厚生労働大臣及び文部科学大臣」にあっては第一項各号に掲げる事項につき医道審議会の意見を、「厚生労働大臣」にあっては同項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用の改善等に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項につき労働政策審議会に改める。

第十七条中、「厚生省令・労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

第二十二條中、「監督上」とあるのは「厚生大臣」にあっては第二十一條各号に掲げる業務に關し、労働大臣にあっては第二十一條第二号に掲げる業務(都道府県センターの行う第十五條第一号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るものに限る)に關し監督上」とを削る。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七百四十五条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「中央労働基準審議会」を「労働政策審議会」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)

第七百四十六条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第七百四十七条 社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中、「主務省令」を「厚生労働省令」に改める。

(短時間労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第七百四十八条 短時間労働者の雇用の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」を「労働政策審議会」に改める。

第六條中、「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第七百四十九条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第十八條第一号中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「及び建設大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二号中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十九條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正)

第七百五十條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七百五十一條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項及び第三項中、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

附則第十一條第三項及び第四項中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七百五十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條第一項第二号中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

本則(第十二條第四項及び第十四條第一項を除く)中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八條に規定する機関をいう)で政令で定めるもの」に、「総務庁」を「総務省」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

第十二條第四項を削る。

第十四條第二項中、「厚生大臣が審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣の」に改める。

第五十一條の二の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第五十一條の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七百五十四條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

附則第八條中、「この場合において」の下に「、同法第八條第一項中、「労働省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同条第二項中、「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とし」を加える。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七百五十五條 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項第一号口中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第二項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中、第一項から第三項まで、「前項」に、「第三項中」を、「前項中」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第九條中、「第八條第五項」を「第八條第四項」に改める。

附則第九條中、「第八條第五項」を「第八條第四項」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百五十六條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する。  
附則第九條第二項中「労働省令」を「厚生労働省令」に、労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百五十七條 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第九九号)の一部を次のように改正する。  
附則第四條第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第五條第一項及び第二項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、厚生省令を定めるよつ」を「厚生労働省令を定めよつ」に、文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
附則第六條中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百五十八條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第三十二條第一項中「効力を有する」を「効力を有するものとし、改正前国共済法第八條第二項中「大蔵大臣」とあるのは、財務大臣」とする。に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第六項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同項第三号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
附則第四十七條中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第四十八條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
附則第四十九條第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第五十條第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に、大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第五十一條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第五項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第五十二條第一項から第五項まで及び第七項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
附則第五十六條第二項及び第五十七條第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
附則第六十六條第一号及び第三号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百五十九條 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第七條第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第七百六十條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第四條中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(臓器の移植に関する法律の一部改正)  
第七百六十一條 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
(介護保険法の一部改正)  
第七百六十二條 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。  
本則(第八條、第二十七條第十六項、第三十二條第十項、第四十三條第六項、第四十四條第七項、第四十五條第七項、第五十七條第七項、第七十七條第三項、第八十一條第三項、第八十八條第三項、第九十七條第四項及び第百十條第三項を除く。)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「審議会」を「社会保障審議会」に、自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
第八條 削除  
第二十七條第十六項を削る。

第三十二條第十項を削る。  
第四十三條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。  
第四十四條第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。  
第四十五條第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。  
第五十五條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。  
第五十六條第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。  
第五十七條第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。  
第七十四條第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、第一項の厚生省令を定めよつ」とするとき、及び」を削り、基準」の下に(指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。))を加え、審議会」を「社会保障審議会」に改める。  
第八十一條第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、第一項の厚生省令を定めよつ」とするとき、及び」を削り、基準」の下に(指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。))を加え、審議会」を「社会保障審議会」に改める。  
第九十七條第四項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、第一項及び第二項の厚生省令を定めよつ」とするとき、並びに」を削り、基準」の下に(介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。))を加え、審議会」を「社会保障審議会」に改める。  
第百十條第三項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、第一項の厚生省令を定めよつ」とするとき、及び」を削り、基準」の下に(指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。))を加え、審議会」を「社会保障審議会」に改める。  
第二百三條の三の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第二百三條の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(介護保険法施行法の一部改正)  
第七百六十三條 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。  
第一條第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第五項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第二條中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第十一條第一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第十三條第三項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第四項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第二十六條第一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
(精神保健福祉法の一部改正)  
第七百六十四條 精神保健福祉法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第七條第二号及び第三号中「及び労働大臣」を削る。  
第四十二條の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第四十二條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
附則第二條各号列記以外の部分中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第一号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二号中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(言語聴覚士法の一部改正)  
 第七百六十五条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省」を「厚生労働省」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第四十一条中、「並びに」を「に」に関し必要な事項は厚生労働省令で、「に」を「省令」を、「文部科学省令」「厚生労働省令」に改める。  
 第四十五条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第四十五条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
 附則第三条中、「厚生省令で定める者」を、「厚生労働省令で定める者」に改め、同条第一号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二号中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百六十六条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。  
 附則第十条第一項第一号中、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 附則第十一条第二項中、「第四項」を「平成十二年度の支給率については第四項の規定により、平成十三年度以後の各年度の支給率については第五項」に改め、同条第四項中、「以後の各年度」及び、「各年度ごと」を削り、「当該年度の前年度の」を「平成十一年度の」に、「当該年度に」を「平成十二年度に」に、「当該年度以降」を「同年度以降」に、「当該年度の前年度末」を「平成十一年度末」に改め、同条に次の一項を加える。  
 5 平成十三年度以後の各年度に係る支給率に関する規定の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支

給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号に規定する仮定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。  
 附則第十三条第四号中、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)  
 第七百六十七条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
 第三十四条(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第五十七条(見出しを含む)中、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。  
 第七十八条中、「省令」を「内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令又は農林水産省令」に改める。  
 (労働基準法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百六十八条 労働基準法の一部を改正する法律(平成十年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第六条第三項中、「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 附則第十一条第二項中、「命令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)  
 第七百六十九条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二十五条第六項及び第四十一条第二項を除く)中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「公衆衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第二十五条第六項中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「公衆衛生審議会」を「審議会等」に改め、同条に規定する機関をいう。で政令で定めるものに改める。  
 第四十一条第二項中、「厚生大臣が公衆衛生審議会に諮問して」を「厚生労働大臣の」に改める。  
 第六十五条の二の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第六十五条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。  
 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
 (雇用・能力開発機構法の一部改正)  
 第七百七十条 雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百七十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 (国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七百七十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 第三条中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」及び、「前条第五項の政令で定める審議会」を「、社会保障審議会」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。  
 第五条中、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第七十条中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」及び、「第五項の政令で定める審議会」を「、社会保障審議会」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。  
 (年金資金運用基金法の一部改正)  
 第七百七十三条 年金資金運用基金法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)  
 第七百七十四条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 附則第十三条中、「郵政省」を「総務省」に改める。  
 附則第二十七条を削る。  
 第十二章 農林水産省関係  
 (臘虎臘脚獣猟取締法の一部改正)  
 第七百七十五条 臘虎臘脚獣猟取締法(明治四十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中、「政府」を「農林水産大臣」に、「命令」を「農林水産省令」に改める。  
 第二条中、「政府」を「農林水産大臣」に改める。  
 (農業倉庫業法の一部改正)  
 第七百七十六条 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十六条及び第十八条を除く)中、「命令」を「農林水産省令」に改める。  
 第二十七条に次の一項を加える。  
 本法ニ依ル農林水産大臣ノ権限ノ一部ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ地方農政局長ニ委任スルコトヲ得  
 (農林中央金庫法の一部改正)  
 第七百七十七条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。  
 本則(第三十一条、第三十二条ノ第三号、第三十三条及び第三十五条を除く)中、「命令」を「主務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第七十条中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令で定める審議会」及び、「第五項の政令で定める審議会」を「、社会保障審議会」に、「厚生省」を「厚生労働省」に改める。  
 (年金資金運用基金法の一部改正)  
 第七百七十三条 年金資金運用基金法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)  
 第七百七十四条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
 附則第十三条中、「郵政省」を「総務省」に改める。  
 附則第二十七条を削る。  
 第十二章 農林水産省関係  
 (臘虎臘脚獣猟取締法の一部改正)  
 第七百七十五条 臘虎臘脚獣猟取締法(明治四十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中、「政府」を「農林水産大臣」に、「命令」を「農林水産省令」に改める。  
 第二条中、「政府」を「農林水産大臣」に改める。  
 (農業倉庫業法の一部改正)  
 第七百七十六条 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十六条及び第十八条を除く)中、「命令」を「農林水産省令」に改める。  
 第二十七条に次の一項を加える。  
 本法ニ依ル農林水産大臣ノ権限ノ一部ハ農林水産省令ノ定ムル所ニ依リ地方農政局長ニ委任スルコトヲ得  
 (農林中央金庫法の一部改正)  
 第七百七十七条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。  
 本則(第三十一条、第三十二条ノ第三号、第三十三条及び第三十五条を除く)中、「命令」を「主務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。



(競馬法の一部改正)  
第七百八十二条 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「附する」を「付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第二十七条中「何等の」を「何人も、いかなる」に、「第一条第五項」を「第一条第六項」に改める。

第三十条第一号中「第一条第五項」を「第一条第六項」に改める。

(農業改良助長法の一部改正)  
第七百八十三条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「本章」を「この章」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十四条の三第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十五条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第七百八十四条 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第一百十條第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第二百二十七条第二項中「第四項」を「第八項」に改め、同項ただし書中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣(第十一条の五第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる基準並びに第十一条の七第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。))に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。))

の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)に改め、同条第三項中「権限」の下に(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。)を加え、前項ただし書「を」同項ただし書」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第十一条の三第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項本文中「農林水産省令・総理府令」を「農林水産省令・内閣府令」に改め、同項ただし書中「農林水産省令・運輸省令」を「農林水産省令・国土交通省令」に、「農林水産省令・総理府令・大蔵省令」を「農林水産省令・内閣府令・財務省令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

11 国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

第二百二十七条中第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

6 第二百二十三條の二第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行

用することを妨げない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならぬ。

「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百二十七条の四中「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百二十七条の五中「第二百二十七条第十一項」を「第二百二十七条第十五項」に改める。

(獣医師法の一部改正)  
第七百八十五条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「前項の指定」を「第一項の指定又は前項の指定の取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

(土地改良法の一部改正)  
第七百八十六条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十六條の三」を「第三百三十六條の四」に改める。

本則中「省令」を「農林水産省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第六章中第三百三十六條の三を第三百三十六條の四とし、第三百三十六條の二の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
第三百三十六條の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(漁業法の一部改正)  
第七百八十七條 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六條第三項及び第九十四條第一項を除く。中「主務大臣」を「農林水産大臣」に、「省令」を「農林水産省令」に、「中央漁業調整審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改める。

第十六條第三項中(この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年)を削る。

第四十五條第二項及び第七項中「且つ、命令」を「かつ、農林水産省令」に改める。

第五十條第三項及び第七十四條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第八十九條第一項中「命令」を「政令」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十四條第一項の表第四十九條第一項の項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

第一百六條第一項中「第八十三條又は第九十二條に規定する」を「この法律の規定によりその権限に属させられた」に、「又は事務所」を「若しくは事務所」に改め、同条第二項中「第八十三條又は第九十二條に規定する」を「この法律の規定によりその権限に属させられた」に改める。

第二百二十三條第一項中「命令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「命令」を「農林水産省令」に改める。

(家畜保健衛生所法の一部改正)  
第七百八十八條 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一條を加える。

(権限の委任)  
第八條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(森林病虫害等防除法の一部改正)  
第七百八十九條 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第七條の二第四項中「中央森林審議会」を「林政審議会」に改める。

(肥料取締法の一部改正)  
第七百九十條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十五條の三を第三十五條の四とし、第三十五條の二を第三十五條の三とし、第三十五條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
第三十五條の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(漁港法の一部改正)  
第七百九十一条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十七条第一項及び第四十三条第二項を除く)中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十四条中「意見を決定するとき」を「審議するとき」に改める。

第十七条第一項中、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して」を「沿岸漁業等振興審議会の議を経て」に改め、後段を削り、同条第二項後段を削る。

第四十三条第二項中「漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して」を「沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて」に改める。

(植物防疫法の一部改正)  
第七百九十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。  
第二十七条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三十八条の見出し中「事務」を「事務等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三章からこの章までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)  
第七百九十三条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「はなはだしく」を「甚だしく」に改め、同条第八号中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第八条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第七百九十四条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第五項中「調査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)」に改める。

第八十条第二項及び第三項、第九十条の二、第十三条第四項並びに第十九条の八第五項及び第六項中「調査会」を「審議会」に改める。

(漁船法の一部改正)  
第七百九十五条 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条・第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十九条」に、「第二十九条」を「第二十一条」に、「第三十条」に、「第三十一条」に改める。

本則中「省令」を「農林水産省令」に、「中央漁業調整審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改める。

第三条第三項中「漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第百二十二条の規定により設置された」を削り、きくを「聴く」に改める。

第三条の二第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「漁業法」の下に「(昭和二十四年法律第百六十七号)を加え、基く命令」を「基づく農林水産省令」に改める。

第十一条の二中「命令」を「農林水産省令」に改める。

第三十一条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条を第三十条とし、第六章中第二十八條の次に次の一条を加える。  
(沿岸漁業等振興審議会による報告徴収等)  
第二十九条 沿岸漁業等振興審議会は、第三条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対し出頭を求め、若しくは必要な報告を求め、又はその委員若しくはその事務に従事する者に漁場、漁船、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

(牧野法の一部改正)  
第七百九十六条 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一條を加える。  
(権限の委任)  
第二十二條の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(家畜改良増殖法の一部改正)  
第七百九十七条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七條の二」に改める。

第三条の二第三項中「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
第四章中第三十七條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
第三十七條の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)  
第七百九十八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一条を除く)中「省令」を「農林水産省令」に改める。  
第十一条の表第四十九條第一項第一号、第二号及び第四号の項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(家畜伝染病予防法の一部改正)  
第七百九十九条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。  
(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)  
第八十条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)」を「第六章 雑則(第二十五条・第二十六条)」とし、「第七章 罰則(第二十六条・第二十七条)」に改める。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。  
第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第六章 雑則  
第二十五条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。

2 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理署長に委任することができる。

(森林法の一部改正)  
第八百一条 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「中央森林審議会」を「林政審議会」に、「省令」を「農林水産省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
第四条第九項中「及び森林整備事業計画」を削り、これらの計画を「これを」に、「これらの計画」を「当該計画」に改め、計画を「これ」に改め、するときは「これ」の下に「環境大臣その他」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び森林整備事業計画」を削り、これらの計画を「これ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び森林整備事業計画」を削り、これらの計画を「これ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 全国森林計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項の規定による環境基本計画と調和するものでなければならぬ。  
第四条に次の一項を加える。  
11 前三項の規定は、森林整備事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。  
附則第十五項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

附則第十七項中、「第四条第四項」を、「第四条第五項」に改める。  
 (生糸の輸入に係る調整等に関する法律の一部改正)  
 第八百二条 生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (水産資源保護法の一部改正)  
 第八百三条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第十八条第六項を除く)中、「省令」を「農林水産省令」に、「中央漁業調整審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に、「主務大臣」を「建設大臣」及び「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第十八条第六項中、「建設大臣、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第三十四条を次のように改める。  
 (沿岸漁業等振興審議会による報告徴収等)  
 第三十四条 沿岸漁業等振興審議会は、第二章第一節の規定によりその権限に属せられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業を営み、若しくはこれに従事する者その他関係者に対し出頭を求め、若しくは必要な報告を求め、又はその委員若しくはその事務に従事する者に漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

(漁船損害等補償法の一部改正)  
 第八百四条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第七十二条第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれら出張所」に改める。  
 (主要農作物種子法の一部改正)  
 第八百五条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第二項中、「ほ場」を「ほ場に」と、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第五条中、「省令」を「農林水産省令」に改める。

(米穀の政府買入価格の特例に関する法律の一部改正)  
 第八百六条 米穀の政府買入価格の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百十六号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中、「買入」を「買入れ」に、「こえる」を「超える」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (漁船乗組員給与保険法の一部改正)  
 第八百七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (農地法の一部改正)  
 第八百八条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、「第九十一条の二」を「第九十一条の三」に改める。  
 本則(第四十二条第二項を除く)中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第四十二条第二項中、「省令」を「農林水産省令・財務省令」に改める。  
 第四章中第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第九十一条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
 (中小漁業融資保証法の一部改正)  
 第八百九条 中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。  
 本則中、「農林水産省令・総理府令」を「農林水産省令・内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第八十四条第一項及び第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第五十条の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中、「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を削り、第八項を第六項とする。  
 第八十四条の二中、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)  
 第八十条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 第三十四条中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (飼料需給安定法の一部改正)  
 第八百十一条 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (農山漁村電気導入促進法の一部改正)  
 第八百十二条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)  
 第八百十三条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二十二條中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (農産物価格安定法の一部改正)  
 第八百十四条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 本則に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第十条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局長に委任することができる。  
 (農業機械化促進法の一部改正)  
 第八百十五条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。  
 第五条の二第四項中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「農業機械化審議会」を「農業資材審議会」に改める。  
 第五条の五第四項中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)  
 第八百六条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中、「中央森林審議会」を「林政審議会」に改め、同条第三項中、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
 第三条中、「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。  
 第六条第二項中、「買取」を「買取り」に、「中央森林審議会」を「林政審議会」に、「左」を「次に」に改める。  
 第八条第二項中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)  
 第八百七条 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第一条第一項を削る。  
 第三条第二項中、「前条第一項」を「前条」に、「そのつと」を「その都度」に改め、同条第四項を削る。  
 第三条の三第二項中、「輸出水産物振興審議会の意見を聞いて」を削る。  
 第十七条の二第二項及び第三十一条から第三十三条の六までを削る。  
 第三十三條の七の前の見出しを削り、同条第二号中、「第十七條の二第一項」を「第十七條の二」に改め、同条を第三十一條とし、同条の前に見出しとして(罰則)を付する。  
 第三十四條中、「左の」を「次の」に改め、同条を第三十二條とし、第三十四條の二を第三十三條とする。  
 第三十五條中、「第三十三條の七第一号又は第三十四條」を「第三十一條第一号又は第三十二條」に改め、同条を第三十四條とする。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)  
 第八百六条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中、「中央森林審議会」を「林政審議会」に改め、同条第三項中、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
 第三条中、「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。  
 第六条第二項中、「買取」を「買取り」に、「中央森林審議会」を「林政審議会」に、「左」を「次に」に改める。  
 第八条第二項中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)  
 第八百七条 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第一条第一項を削る。  
 第三条第二項中、「前条第一項」を「前条」に、「そのつと」を「その都度」に改め、同条第四項を削る。  
 第三条の三第二項中、「輸出水産物振興審議会の意見を聞いて」を削る。  
 第十七条の二第二項及び第三十一条から第三十三条の六までを削る。  
 第三十三條の七の前の見出しを削り、同条第二号中、「第十七條の二第一項」を「第十七條の二」に改め、同条を第三十一條とし、同条の前に見出しとして(罰則)を付する。  
 第三十四條中、「左の」を「次の」に改め、同条を第三十二條とし、第三十四條の二を第三十三條とする。  
 第三十五條中、「第三十三條の七第一号又は第三十四條」を「第三十一條第一号又は第三十二條」に改め、同条を第三十四條とする。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)  
 第八百六条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中、「中央森林審議会」を「林政審議会」に改め、同条第三項中、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
 第三条中、「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。  
 第六条第二項中、「買取」を「買取り」に、「中央森林審議会」を「林政審議会」に、「左」を「次に」に改める。  
 第八条第二項中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)  
 第八百七条 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 第一条第一項を削る。  
 第三条第二項中、「前条第一項」を「前条」に、「そのつと」を「その都度」に改め、同条第四項を削る。  
 第三条の三第二項中、「輸出水産物振興審議会の意見を聞いて」を削る。  
 第十七条の二第二項及び第三十一条から第三十三条の六までを削る。  
 第三十三條の七の前の見出しを削り、同条第二号中、「第十七條の二第一項」を「第十七條の二」に改め、同条を第三十一條とし、同条の前に見出しとして(罰則)を付する。  
 第三十四條中、「左の」を「次の」に改め、同条を第三十二條とし、第三十四條の二を第三十三條とする。  
 第三十五條中、「第三十三條の七第一号又は第三十四條」を「第三十一條第一号又は第三十二條」に改め、同条を第三十四條とする。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正)  
 第八百十八条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「省令」を「農林水産省令」に、政令で定める審議会を「食料・農業・農村政策審議会」に、文部大臣を「文部科学大臣」に改める。

第二十一条第三項を削り、同条第四項中、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十四条第一項中「なりゆき」を「成行き」に改め、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き「を削り」において処理すべき「を」が行つに改め、同条に次の一項を加える。

4 第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二條並びに前条の規定は、第一項の規定により農林水産大臣が行う調停について準用する。

第二十四条の二を次のように改める。  
 第二十四条の二 削除

第二十六条を次のように改める。  
 (権限の委任)

第二十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第二十九条中「第二十一条第四項」を「第二十一条第三項」に、「第二十四条の二第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第八百十九条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「事務」を「事務等」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 前条第一項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(自作農維持資金融通法の一部改正)

第八百二十条 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを(貸付け)に改め、同条第一項中「貸付を行なう」を「貸付けを行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行おう」に改め、同項第二号中「その他農林水産省令・大蔵省令」を「その他農林水産省令・財務省令」に、総理府令・農林水産省令・大蔵省令を内閣府令・農林水産省令・財務省令に「行なう」を「行う」に「あてる」を「充てる」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、農林水産省令・大蔵省令を「農林水産省令・財務省令」に改め、同条第二項第七号中「農林水産省令・大蔵省令」を「農林水産省令・財務省令」に改める。

附則第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (養ほう振興法の一部改正)

第八百二十一条 養ほう振興法(昭和三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。  
 (緑資源公団法の一部改正)

第八百二十二条 緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十八条第四項中「大蔵大臣、自治大臣及び国土庁長官」を「財務大臣、総務大臣及び国土交通大臣」に改める。

第十八条の二第二項中「大蔵大臣及び自治大臣」を「財務大臣及び総務大臣」に改める。  
 第三十九条(見出しを含む)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十三条第二項中「緑資源公団」を「緑資源公団」と、旧事業団法第二十三条第一項及び第二十四条第三項中「農林大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項中「農林省令」とあるのは「農林水産省令」に改める。

(家畜取引法の一部改正)

第八百二十三条 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第三十二条を次のように改める。

(権限の委任)

第三十二条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(土地改良法の一部を改正する法律の一部改正)

第八百二十四条 土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「農林大臣が管理し」を「農林水産大臣が管理し」に改める。  
 附則第十五項中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「売払」を「売払い」に、農地法第八十条第二項後段を「国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)第二条」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八百二十五条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条の三第一項中「総務庁」を「総務省」に改める。  
 第七十二条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第七十四条第四項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第八百二十六条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条」を「第十条」に改める。

第二条第三項中「果樹農業振興審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。  
 第四条の三第三項中「果樹農業振興審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。

第九条の見出しを削り、同条中「前条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第五章中第八条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第八百二十七条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
 第十四条(見出しを含む)中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (農業信用保証保険法の一部改正)

第八百二十八条 農業信用保証保険法の一部を次のように改正する。  
 第七十二条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項ただし書中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「農林水産省令・総理府令」を「農林水産省令・内閣府令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第二十六条の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七十二条の二の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
 (甘味資源特別措置法の一部改正)

第八百二十九条 甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条中「附された」を「付された」に改め、同条を第三十七条とし、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第三十九条第三号中「前条」を「第三十七条」に改める。  
 第四十条第二号中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第八百三十条 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。  
 第九十六条の八第二項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第九百九十六条の十(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第八百三十一条 砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第四項中、「こえない」を「超えない」に、「甘味資源審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。  
(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第八百三十二条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第六項中、「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
第十二条の見出し中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条中、「第二十條の二」を「第二十條の三」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(野菜生産出荷安定法の一部改正)

第八百三十三条 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中、「第五十九條・第六十條」を「第五十九條―第六十一條」に、「第六十一條―第六十三條」を「第六十二條―第六十四條」に改める。  
第五十三條(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第六十三條を第六十四條とし、第六十二條を第六十三條とする。  
第六十一條の前の見出しを削り、同条を第六十二條とする。  
第五章中第六十條の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第六十一条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第八百三十四條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中、「第二十四條」を「第二十五條」に、「第二十五條」を「第二十六條」に、「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を第二十六條とし、第六十章中第二十四條を第二十五條とし、第二十三條の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第二十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
(農業者年金基金法の一部改正)

第八百三十五條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第三十四條の二第一項中、「総務庁」を「総務省」に改める。  
第九十四條中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「政令」を「厚生労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
第九十五條(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第九十六條の見出しを、「(主務大臣等)」に改め、同条第一号及び第二号中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。  
(外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法の一部改正)

第八百三十六條 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法(昭和四十五年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第三項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(卸売市場法の一部改正)

第八百三十七條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中、「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
第七十六條の見出し中、「事務」を「事務等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)

第八百三十八條 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中、「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長に委任することができる。  
第五条第三項中、「大蔵省令」を「財務省令」に、「添附」を「添付」に改め、同条第四項中、「添附」を「添付」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。  
(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第八百三十九條 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
第三条第五項中、「中央漁業調整審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改める。  
第五条第二項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「ととのつた」を「調つた」に改める。  
第十二条第五項中、「中央漁業調整審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。  
第十二条の七第一項中、「省令」を「農林水産省令」に改める。  
第五十條(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第八百四十條 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。  
本則に次の一条を加える。  
(権限の委任)

第八条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。  
2 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理署長に委任することができる。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第八百四十一條 農村地域工業等導入促進法の一部を次のように改正する。  
第十条中、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
第十三条第一項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「金融再生委員会規則」を「内閣総理大臣の」に改め、「金融再生委員会規則」を「内閣総理大臣の」に改める。  
第十九條中、「通商産業大臣、労働大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣」に改める。  
(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第八百四十二條 農水産業協同組合貯金保険法の一部を次のように改正する。  
第五十七條第四項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第七十條第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第三項中、「農林水産省令」を「大蔵省令」に改め、同条第四項中、「農林水産省令」を「内閣府令」に改める。  
附則第十二條中、「第六十一條第五項」を「第六十一條第六項」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。  
(林業改善資金助成法の一部改正)

第八百四十三條 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第八百四十四條 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第十三條第二項中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
(森林組合法の一部改正)

(沿岸漁業改善資金助成法の一部改正)  
 第八百四十六條 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
 第三條第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)  
 第八百四十七條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。  
 第七條第五項及び第六項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (農業経営基盤強化促進法の一部改正)  
 第八百四十八條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十一條の五第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (地力増進法の一部改正)  
 第八百四十九條 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二十一條を第二十二條とし、第二十條を第二十一條とする。  
 第十九條の前の見出しを削り、同條を第二十條とし、同條の前に見出しとして、「罰則」を付する。  
 第十八條を第十九條とし、第十七條の次に次の一條を加える。  
 (権限の委任)  
 第十八條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
 (農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)  
 第八百五十條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二條第五号中、「総務庁」を「総務省」に改める。  
 (生物系特定産業技術推進機構法の一部改正)  
 第八百五十一條 生物系特定産業技術推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「農林水産省令、大蔵省令」を「農林水産省令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第二條中、「府省」を「省」に改める。  
 (農林漁業信用基金法の一部改正)  
 第八百五十二條 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
 第四條第四項中、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第十九條第一項及び第二項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
 第八百五十三條 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第二條第二項中、「次の各号」を、「次に」に改め、同項第二号中、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)  
 第八百五十四條 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
 第五條第七項中、「政令で定める審議会」を、食料・農業・農村政策審議会に改める。  
 (森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)  
 第八百五十五條 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三條第一項中、「中央森林審議会」を「林政審議会」に改める。  
 (市民農園整備促進法の一部改正)  
 第八百五十六條 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「農林水産省令、建設省令」を「農林水産省令・国土交通省令」に改める。  
 (食品流通構造改善促進法の一部改正)  
 第八百五十七條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、「第四章 罰則(第二十六條―第二十八條)」を「第五章 罰則(第二十三條―第二十五條)」に改める。

第三條第四項中、「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
 第六條第一項及び第二十一條中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第四章 雑則  
 (権限の委任)  
 第二十二條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
 第五章中第二十六條を第二十三條とし、第二十七條を第二十四條とし、第二十八條を第二十五條とする。  
 (獣医療法の一部改正)  
 第八百五十八條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十五條第一項中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)  
 第八百五十九條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。  
 第八條第四項中、「農林水産省令、建設省令」を「農林水産省令・国土交通省令」に改め、同項第二号中、「同法第四十三條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。  
 第九條第一項中、「農林水産省令、建設省令」を「農林水産省令・国土交通省令」に改める。  
 第十六條及び第十八條第一項中、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 第二十三條第一項中、「国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣」を「農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同條第二項中、「国土庁長官にあっては、内閣総理大臣」を削る。  
 (農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)  
 第八百六十條 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、「第三十條・第三十一條」を「第三十條―第三十二條」に改める。

第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。  
 (権限の委任)  
 第三十條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
 (主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)  
 第八百六十一條 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五十九條第三項及び第六十一條第四項中、「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
 第七十六條の見出し中、「事務」を「事務等」に改め、同條に次の一項を加える。  
 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を食糧事務所長に委任することができる。  
 第七十七條第二項中、「前條」を「前條第一項」に改める。  
 (林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)  
 第八百六十二條 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二十條を除く)中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第三條第四項中、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に改める。  
 第二十條中、「農林水産省令・労働省令」を「農林水産省令・厚生労働省令」に改める。  
 (農畜産業振興事業団法の一部改正)  
 第八百六十三條 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五十條(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。  
 (権限の委任)  
 第三十條 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。  
 (主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)  
 第八百六十一條 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五十九條第三項及び第六十一條第四項中、「政令で定める審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める。  
 第七十六條の見出し中、「事務」を「事務等」に改め、同條に次の一項を加える。  
 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を食糧事務所長に委任することができる。  
 第七十七條第二項中、「前條」を「前條第一項」に改める。  
 (林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)  
 第八百六十二條 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二十條を除く)中、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第三條第四項中、「中央職業安定審議会」を「労働政策審議会」に改める。  
 第二十條中、「農林水産省令・労働省令」を「農林水産省令・厚生労働省令」に改める。  
 (農畜産業振興事業団法の一部改正)  
 第八百六十三條 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第五十條(見出しを含む)中、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部改正)

第八百六十四条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則中、「中央漁業調整審議会」を、「沿岸漁業等振興審議会」に、「省令の」を、「農林水産省令の」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(沿岸漁業等振興審議会による報告徴収等)

第十八条の二 沿岸漁業等振興審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、特定海洋生物資源の採捕を行う指定漁業等を営む者その他関係者に対し出頭を求め、若しくは必要な事項に関し報告を求め、又はその委員若しくはその事務に従事する者に漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

(まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法の一部改正)

第八百六十五条 まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(平成八年法律第一〇号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

第六条中、「外国為替及び外国貿易管理法」を、「外国為替及び外国貿易法」に改める。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第八百六十六条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第四項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第二十六条第一項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を、「政令」に改める。

(優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正)

第八百六十七条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中、「農林水産省令、建設省令」を、「農林水産省令・国土交通省令」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第五条(前項において準用する場合を含む。)に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長に委任することができる。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第八百六十八条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「厚生省令・農林水産省令」を、「厚生労働省令・農林水産省令」に改める。

(種苗法の一部改正)

第八百六十九条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の見出し中、「事務」を、「事務等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この章に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正)

第八百七十条 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中、「場合において」の下に、「旧農業共済基金法第四十八条中、「省令」とあるのは、「農林水産省令」とを加え、あるのは、「を」である」に改める。

第十三章 経済産業省関係

(鉱業抵当法の一部改正)

第八百七十一条 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「通商産業局長」を、「経済産業局長」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第八百七十二条 弁理士法(大正十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

第七条ノ二第二項中、「審査会」を、「審査会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第一一十号)第八条二規定スル機関ヲ謂フ以下同ジ)に改める。

第十七条及び第二十条中、「審査会」を、「審査会等」に改める。

第二十二条ノ二第二項中、「命令」を、「政令」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第八百七十三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第十八条第二項、第四十三条、第四十八条、第五十一条第三号及び第八号並びに第五十二条を除く。)中、「命令」を、「主務省令」に改める。

第二十一条第一項中、「又八其ノ支局若八出張所」を、「若八此等ノ支局又八此等ノ出張所」に改める。

第二十三条中、「商工債券トス」を、「商工債券トシ産業組合法第三十八条ノ二第一項中命令トアル八之ヲ主務省令トス」に改める。

第三十八条中、「勅令」を、「政令」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

本法中主務大臣トアル八経済産業大臣及財務大臣トシ主務省令トアル八経済産業省令、財務省令トス

第五十一条第八号中、「命令」を、「政令」に改める。

(アルコール専売法の一部改正)

第八百七十四条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第一条を除く。)中、「政府」を、「経済産業大臣」に、「命令」を、「経済産業省令」に、「通商産業局長」を、「経済産業局長」に改める。

第一条中、「製造八政府」を、「製造、輸入、収納及売渡ノ権能八国」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 第一条ノ規定ニ依リ国ニ専属スル権能及之ニ伴フ必要ナル事項ハ本法ノ定ムル所ニ依リ経済産業大臣之ヲ行フ

(自転車競技法の一部改正)

第八百七十五条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「自治大臣」を、「総務大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「命令」を、「経済産業省令」に、「命令」を、「経済産業省令」に、「通商産業局長」を、「経済産業局長」に、「政令」で定める審議会」を、「産業構造審議会」に改める。

第一条第四項中、「しなげれば」を、「するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければ」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第八百七十六条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十四条第二項を除く。)中、「省令」を、「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を、「経済産業局長」に、「鉱山保安主管局」を、「原子力安全・保安院」に、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に改める。

第五十四条第二項中、「第九十九条第二項」を、「第九十七条第二項」に、「鉱山保安主管局長」を、「原子力安全・保安院長」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八百七十七条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中、「第百十一条の二」を、「第百十一条の三」に改める。

本則(第九条の三第四項並びに第百十一条第一項第一号及び第四号、第二項並びに第四項を除く。)中、「省令」を、「主務省令」に、「中小企業分野等調整審議会」を、「中小企業政策審議会」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「総理府令」を、「内閣府令」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第九条の三第四項中、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。

第九十二条第一項中、「又はその支局若しくは出張所」を、「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第百十一条第一項第一号中、「大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属しない事業である」を、「財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業(政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。)(以外の)に、「大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業」を、「財務大臣又は運輸大臣の所管に属する事業」に、「大蔵大臣又は運輸大臣及び」を、「財務大臣又は国土交通大臣及び」に改め、同項第四号中、「大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属するものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣」を、「財務大臣の所管に属する事

業又は国土交通大臣の所管に属する事業であるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣に、大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業を、財務大臣の所管に属する事業に、大蔵大臣又は運輸大臣及び、を「財務大臣又は国土交通大臣及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第百十一条第三項中「主務大臣」を「行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下この条において同じ。）に、特定権限」を「前項の規定により金融庁長官に委任されたもの」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条融再生委員会にあつては、特定権限を除く。）を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項を同条第六項とする。

第百十一条の二中「調査」を削り、第五章中同条を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

(主務省令)  
第百十一条の二 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）に関しては、その組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣が共同で発する命令

二 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に関しては、経済産業省令・内閣府令

(工業標準化法の一部改正)  
第八百七十八条 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。目次中「第六十九條」を「第六十九條の二」に改める。

本則（第十條を除く。）中「省令」を「主務省令」に改める。

第七條に次の一項を加える。  
4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、退任する。

第十條中「前七條」を「第三條から第八條まで」に、の外」を「のほか」に、省令」を「経済産業省令」に改める。  
第十章中第六十九條の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)  
第六十九條の二 第三章における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二條第二号から第五号までに掲げる鉱工業品又は鉱工業の技術に係る工業標準（第三号に掲げるものを除く。）に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

二 第二條第六号に掲げる建築物その他の構築物に係る工業標準（次号に掲げるものを除く。）に関する事項については、政令で定めるところにより、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

三 第二條各号に掲げる鉱工業品、鉱工業の技術又は建築物その他の構築物に係る工業標準に関する事項のうち、鉱工業品の安全度その他の労働災害の防止に関するものであつて政令で定めるものについては、厚生労働大臣とする。

2 第四章からこの章までにおける主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該鉱工業品の生産の事業を所管する大臣とする。

3 第三章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とし、第四章からこの章までにおける主務省令は、前項に定める主務大臣の発する命令とする。

(貿易保険法の一部改正)  
第八百七十九條 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、省令」を「経済産業省令」に改める。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金金の担保に関する法律の一部改正)  
第八百八十条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、左に」を「次に」に改める。  
第八百八十一條 火災類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、総務府令」を「内閣府令」に、運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(小型自動車競走法の一部改正)  
第八百八十二條 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「経済産業省令」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、政令で定める審議会」を「産業構造審議会」に改める。  
(商品取引引所法の一部改正)  
第八百八十三條 商品取引引所法（昭和二十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百九條中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。  
第百四十八條第一項第二号中「通商産業省関係商品」を「経済産業省関係商品」に、が通商産業省関係商品」を「が経済産業省関係商品」に、通商産業省関係商品市場」を「経済産業省関係商品市場」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「農林水産省令、通商産業省令」を「農林水産省令、経済産業省令」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)  
第八百八十四條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
(鉱業法の一部改正)  
第八百八十五條 鉱業法（昭和二十五年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業局長」を「経済産業局長」に、省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
(鉱業法施行法の一部改正)  
第八百八十六條 鉱業法施行法（昭和二十五年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。  
第十二條第二項中「とのわい」を「調わない」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
第十三條第四項中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
第二十六條中「通商産業局長」を「経済産業局長」に、取消」を「取消し」に改める。

(採石法の一部改正)  
第八百八十七條 採石法（昭和二十五年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。  
本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
(高圧ガス保安法の一部改正)  
第八百八十八條 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。  
本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
(企業合理化促進法の一部改正)  
第八百八十九條 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。  
第七章中第十四條の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)  
第十四條の二 この法律における主務大臣は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令とする。

第十五條中「前条第一項」を「第十四條第一項」に改める。  
(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)  
第八百九十條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

本則中「省令」を「経済産業省令」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第三十八條の二の見出しを(総合資源エネルギー調査会への諮問)に改め、同条第一項中政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その意見を尊重して、これをしななければ、を「総合資源エネルギー調査会に諮問しなければ」に改め、同条第二項中「審議会」を「総合資源エネルギー調査会」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第八百九十一條 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第八百九十二條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第四條第二項及び第三項並びに第二十三條第四項を除く。)中「内閣総理大臣」及び「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三條第一項中「電源開発調整審議会の議を経て」を「国の関係行政機関の長に協議し、かつ、総合資源エネルギー調査会(以下「調査会」という。)の意見を聴いて」に改める。

第四條の見出しを(国の行政機関による協議)に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一條中「総合資源エネルギー調査会」を「調査会」に、「この法律の規定によりその権限に属させられた」を「第三條第一項及び第十三條第二項に規定する」に改める。

第十三條第二項中「左の」を「次の」に、「」を「いづれかに」に、「附して」を「付して」に、「審議会」を「調査会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十三條第四項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「譲渡」を「譲渡し」に、「内閣総理大臣に依頼して審議会」を「調査会」に、「求め、その意見を尊重して、これをしななければ」を「聴かなければ」に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第八百九十三條 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

第九十八條の三を第九十八條の四とし、第九十八條の二の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第九十八條の三 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

(輸出入取引法の一部改正)

第八百九十四條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「その省令」を「その経済産業省令」に改める。

第三十五條の見出しを(貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係)に改め、同条中「についての主務大臣」を「の生産又は流通を所掌する大臣」に改める。

第三十七條の見出しを(審議会等への諮問)に改め、同条中「輸出入取引審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第八百九十五條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「通商産業大臣及び大蔵大臣」を「経済産業大臣及び財務大臣」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第八百九十六條 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第八百九十七條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第八百九十八條 信用保証協会法の一部を次のように改正する。

本則(第三十九條の二第一項及び第二項を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「通商産業省令」に、「内閣府令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三十九條中「調査」を削る。

第三十九條の二第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第六條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

(ガス事業法の一部改正)

第八百九十九條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第十五條第一項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に改める。

第十四條第二項中「主務大臣」を「主務大臣(同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）」に改める。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第九百條 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第七十三條に次の一項を加える。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(鉱業法の一部を改正する法律の一部改正)

第九百一條 鉱業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「ととのわぬ」を「調わぬ」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

附則第十一條第四項中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第九百二條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(工業用水法の一部改正)

第九百三條 工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「環境省令」を「環境省令」に、「環境庁長官及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第九百四條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第二章中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第四條第二項中「聴き、これを十分に尊重しなくてはならぬ」を「聴かなければ」に改める。

第十條第二項第三号を次のように改める。

三 削除

第十條第二項第九号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の一 削除

第三章(第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。)中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「科学技術庁長官」を「経済産業大臣」に改める。

第十四條第二項中「聴き、これを十分に尊重してしななければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十條第二項第一号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第九十八條の三を第九十八條の四とし、第九十八條の二の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第九十八條の三 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

(輸出入取引法の一部改正)

第八百九十四條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「その省令」を「その経済産業省令」に改める。

第三十五條の見出しを(貨物の生産又は流通を所掌する大臣との関係)に改め、同条中「についての主務大臣」を「の生産又は流通を所掌する大臣」に改める。

第三十七條の見出しを(審議会等への諮問)に改め、同条中「輸出入取引審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第八百九十五條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「通商産業大臣及び大蔵大臣」を「経済産業大臣及び財務大臣」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第八百九十六條 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第八百九十七條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第八百九十八條 信用保証協会法の一部を次のように改正する。

本則(第三十九條の二第一項及び第二項を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「通商産業省令」に、「内閣府令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三十九條中「調査」を削る。

第三十九條の二第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「第六條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

(ガス事業法の一部改正)

第八百九十九條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第十五條第一項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に改める。

第十四條第二項中「主務大臣」を「主務大臣(同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）」に改める。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第九百條 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第七十三條に次の一項を加える。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(鉱業法の一部を改正する法律の一部改正)

第九百一條 鉱業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「ととのわぬ」を「調わぬ」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

附則第十一條第四項中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第九百二條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(工業用水法の一部改正)

第九百三條 工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「環境省令」を「環境省令」に、「環境庁長官及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第九百四條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第二章中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第四條第二項中「聴き、これを十分に尊重しなくてはならぬ」を「聴かなければ」に改める。

第十條第二項第三号を次のように改める。

三 削除

第十條第二項第九号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の一 削除

第三章(第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。)中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「科学技術庁長官」を「経済産業大臣」に改める。

第十四條第二項中「聴き、これを十分に尊重してしななければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十條第二項第一号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

附則第十一條第四項中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第九百二條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(工業用水法の一部改正)

第九百三條 工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「環境省令」を「環境省令」に、「環境庁長官及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第九百四條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第十項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第二章中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第四條第二項中「聴き、これを十分に尊重しなくてはならぬ」を「聴かなければ」に改める。

第十條第二項第三号を次のように改める。

三 削除

第十條第二項第九号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の一 削除

第三章(第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。)中「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令」を「経済産業省令」に、「科学技術庁長官」を「経済産業大臣」に改める。

第十四條第二項中「聴き、これを十分に尊重してしななければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十條第二項第一号中「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第二十一条の第二項第三号中、運搬を運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、運搬に、運搬又は廃棄に、に改め、貯蔵又は廃棄）を削る。

第二十二條の六第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、内閣総理大臣と、を削り、加工事業者を、加工事業者に改める。

第二十二條の七第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、内閣総理大臣と、を削る。

第四章（第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四号、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十二條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。）中、通商産業大臣を、経済産業大臣に、運輸大臣を、国土交通大臣に、内閣総理大臣を、文部科学大臣に、運輸省令を、国土交通省令に、総理府令を、文部科学省令に、科学技術庁長官を、文部科学大臣及び経済産業大臣に改める。

第二十三條第一項各号列記以外の部分中、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（以下この章において、主務大臣という。）を、当該各号に定める大臣に改め、同項第二号中、第四号の下に、又は第五号のいづれかを加え、同項第三号中、前号の下に、次号又は第五号のいづれかを加え、同項第四号中、研究開発段階にある原子炉を、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるもの、に、内閣総理大臣を、経済産業大臣に改め、同項に次の一号を加える。

五 発電の用に供する原子炉以外の原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 文部科学大臣

第二十三條第二項中、主務大臣の下に、（前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいつ。以下この章において同じ。）を加える。

第二十三條第三項中、第四号の下に、及び第五号を加え、聴き、これを十分に尊重してしなれば、を、聴かなければ、に改める。

第二十四條第二項中、聴き、これを十分に尊重してしなれば、を、聴かなければ、に改める。

第二十六條第三項中、実用船用原子炉以外の原子炉を、第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉に、内閣総理大臣を、それぞれ経済産業大臣又は文部科学大臣に改める。

第二十七條第一項中、主務省令の下に、（主務大臣の発する命令をいつ。以下この章において同じ。）を加える。

第三十條中、実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉（実用船用原子炉を除く。以下この条において同じ。）を、第二十三條第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するもの、に、総理府令、通商産業省令を、文部科学省令、経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令、国土交通省令に、実用船用原子炉以外の船舶に設置する原子炉を、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するもの、に、総理府令、運輸省令を、文部科学省令、国土交通省令に、実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉に、を、同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するもの、に、内閣総理大臣を、文部科学大臣に、通商産業大臣を、経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣に、運輸大臣を、国土交通大臣に改める。

第三十二條第二項第一号中、第五十八條の二の規定を、第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に改める。

第三十五條第一項各号列記以外の部分中、第三項において同じ。を削り、同項第三号中、及び第三項を削り、同条第二項を削り、同条第三項中、主務省令の下に、（外国原子力船運航者にあつては、国土交通省令）を加え、同項を同条第二項とする。

第三十六條第一項中、第三項において同じ。を削り、主務省令の下に、又は国土交通省令を加え、同条第二項を削り、同条第三項中、主務大臣の下に、（外国原子力船運航者については、国土交通大臣）を加え、前条第三項を、前条第二項に改め、主務省令の下

に、又は国土交通省令を加え、同項を同条第二項とする。

第四十一條第四項中、総理府令を、文部科学省令、経済産業省令に改める。

第四十三條の二第二項中、第三十五條第二項を、第三十五條第二項に改め、同条第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣を、経済産業大臣に改める。

第四十三條の三第一項中、第三十五條第二項を、第三十五條第二項に改め、同条第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣を、経済産業大臣に改める。

第四十三條の四第三項及び第四十三條の五第二項中、聴き、これを十分に尊重してしなれば、を、聴かなければ、に改める。

第四十三條の十六第二項第一号中、第五十八條の二の規定を、第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に改める。

第四十三條の十八第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十三條の十九第二項を削り、同条第三項中、前条第三項を、前条第二項に改め、同項を同条第二項とする。

第四十三條の二十五第一項中、第四十三條の十八第三項を、第四十三條の十八第二項に改め、同条第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、通商産業大臣と、を削り、使用済燃料貯蔵事業者を、使用済燃料貯蔵事業者に改める。

第四十三條の二十六第一項中、第四十三條の十八第三項を、第四十三條の十八第二項に改め、同条第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、通商産業大臣と、を削る。

第四十六條の七第二項第十一号中、第五十八條の二の規定を、第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に改める。

第四十八條第一項第三号中、運搬を、運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、運搬に、運搬又は廃棄に、に改め、貯蔵又は廃棄）を削る。

第五十條の四第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、内閣総理大臣と、を削り、再処理事業者を、再処理事業者に改める。

第五十一條第二項中、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは、内閣総理大臣と、を削る。

第五十一條の二第三項中、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣を、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に、聴き、これを十分に尊重してしなれば、を、聴かなければ、に改める。

第五十一條の三第二項中、聴き、これを十分に尊重してしなれば、を、聴かなければ、に改める。

第五十一條の十四第二項第十二号中、第五十八條の二の規定を、第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に改める。

第五十一條の十六第一項第二号及び第二項第三号中、運搬を、運搬又は廃棄に、運搬に、を、運搬又は廃棄に、に改め、又は廃棄を削る。

第五十一條の十七第一項中、運搬を、運搬若しくは廃棄に、運搬に、を、運搬又は廃棄に、に改め、若しくは廃棄を削る。

第五十六條第四号中、「第五十八條第一項」を「第五十八條」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第五十六條第十二号中、「第五十八條の二の規定」を「第五十八條の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令」に改める。

第五十七條の二第二項及び第五十七條の三第二項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第五十八條第二項及び第三項を削る。

第五十八條の二の見出しを、「廃棄に関する確認等」に改め、同条中「及び廃棄事業者」の下に、「(以下この条において「使用者等」という。)(を)に加え、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者にあつては、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者にあつては、その廃棄に関する措置が第一一条の二第一項、第二十一条の二第一項第三号、第三十五条第一項、第四十一条の二第一項第二号、第四十八條第一項第三号又は第五十一条の十六第一項第二号若しくは第二項第三号の規定に基づき総理府令の規定に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければ、を」は、主務省令(次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければ、に改め、同条に次の各号を加える。

一 使用者 文部科学大臣

二 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者

三 原子炉設置者 第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

第五十八條の二に次の三項を加える。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定

める場合に該当するときは、使用者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づき主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣(同項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づき主務省令の規定に違反していると認めるときは、使用者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、前三項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

第五十九條の二第一項中、「総理府令」を「運搬する物に関する主務省令(次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)(その他の事項に関しては主務省令)に、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。」を「国土交通省令」に改め、同項に次の各号を加える。

一 使用者及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣

二 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣

三 原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

第五十九條の二第二項中、「総理府令」を「運搬する物に関する主務省令で定めるところにより主務大臣(前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)(の、その他の事項に関しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)に、内閣総理大臣又は運輸大臣」

を「主務大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)に改め、同条第三項中、「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中、「内閣総理大臣又は運輸大臣」を「主務大臣又は国土交通大臣」に改め、対し」の下に、「同項に規定する当該措置の区分に応じ、を)に加え、同条第五項、第六項及び第九項から第十一項までの規定中、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条に次の一項を加える。

14 主務大臣は、第一項から第三項までの主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

第六十條第一項中、「総理府令」を「主務省令(次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 経済産業大臣

二 使用者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 文部科学大臣

三 原子炉設置者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

第六十條第二項中、「総理府令」を「主務省令」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を「主務大臣(第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。次項において同じ。)」に、「総理府令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前三項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

第六十一條の二の二第一項第一号及び第二号中、「第五十八條の二」を「第五十八條の二第二項」に改め、同条第二項中、「第五十一條の二及び」を削り、同条第三項中、「第五十一條の十六第一項第二号及び第二項第三号、第五十一條の十七第一項並びに」を削り、同条第四項中、「第五十八條の二」を「第五十八條の二第二項」に改め、

同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十八條の二第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「主務大臣(前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

第六十一條の二の二第五項中、「第五十八條の二」を「第五十八條の二第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十八條の二第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「主務大臣(前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

第六章の二(第六十一條の三第四項を除く。)

中、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

第六十一條の三第四項中、「総理府令(同項第一号に該当する場合にあつては、総理府令、通商産業省令)を「文部科学省令」に、「内閣総理大臣(同項第一号に該当する場合にあつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣)を「文部科学大臣」に改める。

第六十一條の二第四中、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣(を、当該各号に定める大臣(第六十一條の四十一及び第六十一條の四十二を除き、に改め、主務省令)の下に、(主務大臣の発する命令をいう。第六十一條の四十一及び第六十一條の四十二を除き、以下この章において同じ。))を加え、同条第一号中、「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二号中、「及び」の下に、「第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉並びに」を加え、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三号中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四号中、「第四号」を「第五号」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四号の二中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第五号及び第六号中、「内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第七号中、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第六十一條の四十一第一項中、「内閣総理大臣は、総理府令」を「次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める大臣は、主務省令

に改め、同条第五号及び第六号中、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(当該大臣の発する命令をいう。次項において同じ。)に、第五十一条の六第二項又は第五十八條の二(第六十一条の二の第二項から第五項まで及び第六十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による。を、当該各号に掲げる。に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五十一条の六第二項の確認 経済産業大臣

二 第五十八條の二第二項(第六十一条の二の第二項及び第三項並びに第六十六條第二項において準用する場合を含む。)の確認 第五十八條の二第二項に規定する主務大臣

三 第六十一条の二の二第四項及び第五項において準用する第五十八條の二第二項の確認 文部科学大臣

第六十一条の四十一第二項中、「総理府令」を「主務省令」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を、「第六十一条の四十一第一項各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める大臣」に、廃棄確認を、「第六十一条の四十一第一項に規定する廃棄確認」に、「総理府令」を、「第六十一条の四十一第一項に規定する主務省令」に改める。

第六十一条の四十二第一項中、「内閣総理大臣は、総理府令」を、「第五十九條の二第一項に規定する主務大臣は、主務省令(主務大臣の発する命令をいう。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中、「総理府令」を、「主務省令」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を、「第五十九條の二第一項に規定する主務大臣」に、「承認容器」を、「第六十一条の四十二第一項に規定する承認容器」に、「総理府令」を、「第六十一条の四十二第一項に規定する主務省令」に改める。

第六十一条の四十三第三項中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改め、同条第二項中、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改め、同条第三項中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸方法確認」を、「第六十一条の四十三第三項に規定する運輸方法確認」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。

第七章(第六十四條第三項、第六十五條第一項、第六十七條第二項及び第三項、第六十八條第二項及び第三項、第六十九條第一項、第七十

條第一項、第七十一条第一項第二号、第五項から第九項まで及び第十二項、第七十二条第一項、第七十二条の二並びに第七十四條の二第一項を除く。)中、「内閣総理大臣」を、「文部科学大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「科学技術庁」を、「文部科学省」に、「通商産業省」を、「経済産業省」に、「運輸省」を、「国土交通省」に、「総理府令」を、「文部科学省令」に改める。

第六十四條第一項中、「主務省令」の下に、(第三項各号に掲げる事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。)を加え、同条第三項各号列記以外の部分中、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改め、同項第一号中、「製錬事業者」の下に、「加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者」を加え、内閣総理大臣及び通商産業大臣(第五十八條の二に規定する廃棄(以下「事業所外廃棄」という。)に係る場合にあつては内閣総理大臣)を、「経済産業大臣」に、「運搬及び」を、「運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改め、「(以下「事業所外運搬」という。))を削り、内閣総理大臣又は運輸大臣を、「国土交通大臣」に改め、同項第二号中、「加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の」を、「使用者及び使用者から」に改め、及び受託貯蔵者を削り、内閣総理大臣(事業所外運搬)を、「文部科学大臣(第五十九條の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ、文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬」に、「内閣総理大臣又は運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項第三号中、「原子炉設置者」の下に、「及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者」を加え、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣(事業所外運搬)を、「当該各号に定める大臣(第五十九條の二第一項に規定する運搬」に、「内閣総理大臣、事業所外運搬」を、「同項に規定する区分に応じ、第二十三條第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬」に、「内閣総理

大臣又は運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項第四号中、「外国原子力船運航者」の下に、「及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者」を加え、運輸大臣(事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣)を、「国土交通大臣」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 受託貯蔵者 第六十條第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣

第六十五條第一項中、「主務省令」の下に、(この項に規定する主務大臣の発する命令をいう。以下この条及び次条において同じ。))を加え、に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者を、「加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に係る事項については経済産業大臣」に、「については内閣総理大臣」を、「については文部科学大臣」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」を、「当該各号に定める大臣」に、「運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を、「国土交通大臣」に改める。

第六十七條第一項中、「第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改め、同項各号を次のように改める。

一 指定検査機関 第六十一条の二十四に規定する主務大臣

二 指定廃棄物確認機関 第六十一条の四十一第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣

三 指定運搬物確認機関 第五十九條の二第一項に規定する主務大臣

四 指定運搬方法確認機関 国土交通大臣

第六十七條第三項中、「内閣総理大臣」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改める。

第六十七條の二第二項中、「第十六條の三、第十六條の四、及び、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一条の八から第五十一条の十まで」を削り、「第四十三條の九」を、「第十六條の三、第十六條の四、第二十八條から第

二十九條まで、第四十三條の九」に改め、第四十三條の十一まで」の下に、「、第四十六條から第四十六條の二の二まで又は第五十一条の八から第五十一条の十まで」を加える。

第六十八條第一項中、「第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに」を削り、同条第二項中、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は運輸大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣又は国土交通大臣」に、「通商産業大臣」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改め、同条第七項中、「第七十四條の二第二項」を、「第七十四條の二第二項」に、「同条第三項」を、「同条第二項」に改める。

第六十九條第一項中、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣、内閣総理大臣については、第七十四條の二第一項の規定により委任された場合には、科学技術庁長官、次条から第七十二条までにおいて同じ。))」を、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」に改める。

第七十條第一項中、「内閣総理大臣」を、「文部科学大臣」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」を、「当該各号に定める大臣」に改める。

第七十一条第一項第一号中、「実用発電用原子炉以外の発電用の用に供する原子炉(実用船用原子炉を除く。))」を、「第二十三條第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電用の用に供するもの」に改め、同項第二号中、「内閣総理大臣が実用船用原子炉以外の」を、「経済産業大臣又は文部科学大臣が第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて」に、「設置する原子炉」を、「設置するもの」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項第三号中、「実用発電用原子炉」の下に、「若しくは第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉」を加え、同条第四項中、「実用発電用原子炉又は実用船用原子炉以外の」を、「第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる」に、「第三十六條第一項若しくは第三項」を、「第三十六條」に改め、「第四十三條」を削り、「第三十二條の五」の下に、「第五十八條」を削り、「第三十二條の五」の下に、「第五十八條の二第二十三條の九」の二第四項」を加え、「第六十四條第三項の規定による処分にあつては、事業

所外廃棄又は事業所外運搬に係るものを除く。を削り、同条第八項を削り、同条第七項中「内閣総理大臣は」を「経済産業大臣は」第十一條の第三項、第十二條第一項若しくは第十三項、第十二條の第二項若しくは第十三項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の四第二項又は第五十一條の二十二第二項において準用する場合を含む。)、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項又は第五十一條の二十四第二項において準用する場合を含む。)、同条第三項、第二十二條の七第二項において準用する第十二條の五、を第四十三條の十九、第四十三條の二十第一項若しくは第三項、第四十三條の二十一第二項、第四十三條の二十四、第四十三條の二十五第一項に改め、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第二項の五、を削り、第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十一條の二十四第二項において準用する第十二條の五、を、若しくは第五十一條の二十三第一項に、加工事業者を、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者に改め、廃棄事業者に対し、の下に、第五十八條の二第三項を加え、命令をし、又は、の下に、第六條第二項、第七條、第九條第二項、第十二條の三第二項(第二十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項又は第五十一條の二十四第二項において準用する場合を含む。)、を加え、第二十二條の七第二項において準用する第十二條の三第二項、を、第四十三條の七第二項、第四十三條の十一、第四十三條の十三、第四十三條の十五第二項、第四十三條の二十一第一項、第四十三條の二十二第二項に改め、第四十四條の四第二項の下に、若しくは第四項を加え、第五十一條第二項において準用する第十二條の三第二項を削り、第五十一條の二十第二項若しくは第五十一條の二十四第二項において準用する第十二條の三第二項の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項又は第五十一條の二十四第二項において準用する場合を含む。)、を、若しくは第五十一條の二十第二項の規定による届出若しくは加工事業者を、若しくは第五十一條の二十第二項の規定による届出若しくは製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者に改め、第六十一條の三第四項若しくは第五項、を削り、通商産業大臣

を、文部科学大臣に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「通商産業大臣」を「文部科学大臣に改め、おいては」の下に、当該製錬事業者(第三條第一項の指定の申請者を含む。)、を、第十三條第一項の許可の申請者を含む。)、の下に、当該使用済燃料貯蔵事業者(第四十三條の四第一項の許可の申請者を含む。))を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「内閣総理大臣は」を「経済産業大臣は、第三條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條」に、第四十四條第一項、を、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の十四第一項、第四十三條の十六、第四十四條第一項若しくは第三項に、又は第十三條第一項、を、又は第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定若しくは第十三條第一項、第四十三條の四第一項に改め、若しくは第四十四條第一項の指定、を削り、通商産業大臣を、文部科学大臣に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七條、第二十八條の二第二項、第三十二條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五、第五十八條の二第三項、第五十九條の二第四項、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十二條第一項、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項、第六十一條の三第四項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合においては、文部科学大臣(船舶に設置する原子炉に係るものであるときは、文部科学大臣及び国土交通大臣)に対し、遅滞なく、その処分内容及若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

第七十一條第九項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、加工事業者」の下に、第十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者」を加え、内閣総理大臣及び通商産業大臣(再処理の事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣)を、文部科学大臣及び経済産業大臣、実用発電用原子炉及び同項第三号に掲げる原子炉のうち、に改め、又は使用済燃料貯蔵事業者」を削り、通商産業大臣、実用発電用原子炉及び実用船用原子炉以外の、を「経済産業大臣、同項第三号及び第五号に掲げる」に、内閣総理大臣に、を、文部科学大臣に、改め、同条第十一項中「実用発電用原子炉」の下に、若しくは第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉」を加え、若しくは使用済燃料貯蔵事業者」を削り、同条第十二項中「通商産業大臣又は運輸大臣」を、文部科学大臣に改め、又は第四十三條の二十四、及び(運輸大臣にあつては、第四十三條の規定)を削り、科学技術庁長官を「経済産業大臣」に改め、同条第十四項を「第八項とし、第十三項を第七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13 経済産業大臣は、第四十三條の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

14 国土交通大臣は、第四十三條の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

15 第六十一條の二十四第二号に掲げる検査を行う指定検査機関は、第二十八條の二第一項又は第四項の規定による検査をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。

16 前項の場合において、経済産業大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものについては、文部科学大臣(同号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係るものについては、文部科学大臣及び国土交通大臣)に対し、遅滞なく、その検査結果を通報しなければならない。

第七十二條第一項中「若しくは第十二條の三第一項の規定の運用に関し内閣総理大臣及び通商産業大臣に」を、「第十二條の三第一項に改め、第二十二條の七第一項」の下に、第四十三條の十八第二項、第四十三條の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二條の三第三項、第四十三條の二十六第一項を加え、「第五十一條の二十四第一項」を、若しくは第五十一條の二十四第一項の規定の運用に関し経済産業大臣に、に、第五十七條の三第一項若しくは第六十條第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定の運用に関し内閣総理大臣に、第三十五條第三項、を、若しくは第五十七條の三第一項の規定の運用に関し文部科学大臣に、第三十五條第二項に、内閣総理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣」を、当該各号に定める大臣」に、運輸大臣に、又は第四十三條の十八第三項、第四十三條の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の二十六第一項の規定の運用に関し通商産業大臣」を、国土交通大臣に、又は第六十條第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定の運用に関し第六十條第一項に規定する主務大臣」に改める。

第七十二條の二中「内閣総理大臣、国家公安委員会、通商産業大臣及び運輸大臣」を、「国家公安委員会、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

第七十四條の二の見出しを(事務の特例)に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七十五條第一項第六号中「第五十八條の二」を「第五十八條の二第二項」に改める。

第七十九條第一号中「第十一條の二第二項」第六十一條の二の二第二項において準用する場合を含む。))を削り、第三十六條第一項から第三項まで、第四十三條の十九第一項から第三項まで、を「第三十六條第一項若しくは第二項、第四十三條の十九第一項若しくは第二項」に改め、「(第六十一條の二の二第三項において準用する場合を含む。))」を削り、第五十八條第三項、を「第五十八條の三第三項(第六十一條の二の二第二項及び第三項並びに」に改め、同条第十一号中「第五十八條の二」を「第五十八條の二第二項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)  
 第九百五十二条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第九百五十二条の二第三項を除く。)(中、省令)を、主務省令に、中小企業安定審議会を、中小企業政策審議会に、通商産業大臣を、経済産業大臣に改める。

第八十一条中「政令で、を、規定に基づく政令の規定により」に、の全部若しくは一部が都道府県知事に委任」を、に属する事務の全部若しくは一部を都道府県知事が行うことと」に改める。

第九百六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(工業用水道事業法の一部改正)  
 第九百六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(日本貿易振興会法の一部改正)  
 第九百七条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に、大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)  
 第九百八条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第四条並びに第九条第一項及び第二項を除く。)(中、省令)を「法務省令、経済産業省令」に改める。

第四条第一項中「省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「省令」を「経済産業省令」に、添付書類」を「添付書類」に、添付しなれば」を「添付しなれば」に改める。

第九九条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、政令で定める審議会」を「産業構造審議会」に、大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (工場立地法の一部改正)  
 第九百十条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「工場立地及び工業用水審議会」を「産業構造審議会」に、省令」を「主務省令」に改める。

第二条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣(工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。))」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、作成し、事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供する」を「作成する」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

第四条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

第四条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

第四条の二第二項及び第五項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第六条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、環境大臣」を「環境大臣及び製造業等を所管する大臣」を加え、きいて」を「聴いて」に改める。  
 第四条の二第二項及び第五項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第六条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、環境大臣」を「環境大臣及び製造業等を所管する大臣」を加え、きいて」を「聴いて」に改める。  
 第十五条の五の次に次の一条を加える。  
 (主務省令)  
 第十五条の六 第四条第一項第一号若しくは第一号又は第六條第一項第五号イにおける主務省令は、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

2 第六條第一項本文若しくは第六号若しくはは第二項、第七條第一項又は第八條第一項における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。  
 (特許法の一部改正)  
 第九百一十一条 特許法(昭和三十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第八十五条第一項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。)(で政令で定めるもの」に改める。  
 (実用新案法の一部改正)  
 第九百二十二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(意匠法の一部改正)  
 第九百三十三号 意匠法(昭和三十四年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(商標法の一部改正)  
 第九百四十四号 商標法(昭和三十四年法律第一百七十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)  
 第九百五十五号 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、大蔵省令、厚生省令、農林水産省令、通商産業省令」を「財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令」に改める。

(商工会法の一部改正)  
 第九百六十六号 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
 「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(電気工事士法の一部改正)  
 第九百七十七号 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
 (鉱工業技術研究組合法の一部改正)  
 第九百八十八号 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「行なう」を「行おう」に改める。  
 第十七条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。  
 (機械類信用保険法の一部改正)  
 第九百九十九号 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、通商産業省令・大蔵省令」を「経済産業省令・財務省令」に改める。

(割賦販売法の一部改正)  
 第九百九十九号 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十八条の二第三項、第十八条の二第四項、第二十条の四第三項、第二十一条の二第二項、第二十九条第三項及び第四十七條第四号を除く。)(中、通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十八条の二第三項、第十八条の二第四項及び第二十条の四第三項中「法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。  
 第二十一条の二第二項中「もより」を「最寄り」に、法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。

第二十九条第三項中「法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。  
 第四十七條第四号中「第三十七條第二項」を「第三十六條」に、割賦販売審議会」を「消費経済審議会」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(電気工事士法の一部改正)  
 第九百七十七号 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
 (鉱工業技術研究組合法の一部改正)  
 第九百八十八号 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「行なう」を「行おう」に改める。  
 第十七条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。  
 (機械類信用保険法の一部改正)  
 第九百九十九号 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、通商産業省令・大蔵省令」を「経済産業省令・財務省令」に改める。

(割賦販売法の一部改正)  
 第九百九十九号 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第十八条の二第三項、第十八条の二第四項、第二十条の四第三項、第二十一条の二第二項、第二十九条第三項及び第四十七條第四号を除く。)(中、通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十八条の二第三項、第十八条の二第四項及び第二十条の四第三項中「法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。  
 第二十一条の二第二項中「もより」を「最寄り」に、法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。

第二十九条第三項中「法務省令、通商産業省令」を「法務省令、経済産業省令」に改める。  
 第四十七條第四号中「第三十七條第二項」を「第三十六條」に、割賦販売審議会」を「消費経済審議会」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(電気工事士法の一部改正)  
 第九百七十七号 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。  
 (鉱工業技術研究組合法の一部改正)  
 第九百八十八号 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「行なう」を「行おう」に改める。  
 第十七条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。  
 (機械類信用保険法の一部改正)  
 第九百九十九号 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、通商産業省令・大蔵省令」を「経済産業省令・財務省令」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)  
 第九百二十一条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二条第二項中「政令で定める審議会」を、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。

第十二条第四項後段を削る。  
 (電気用品取締法の一部改正)

第九百二十二条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第九百二十三条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(石油業法の一部改正)

第九百二十四条 石油業法(昭和三十七年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二十條の二の見出しを(総合資源エネルギー調査会への諮問)に改め、同条中「政令で定める審議会」及び「当該審議会」を「総合資源エネルギー調査会」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第九百二十五条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十四条第一項中「行なつ」を行つに、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第八十八条第二号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第八十九条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
 (金属鉱業事業団法の一部改正)

第九百二十六条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第九条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第九百二十七条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十條第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第九百二十八条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一一〇号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

附則第九項の見出し中「総務庁設置法」を「総務省設置法」に改め、同項中「総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」に、「同条第十三号及び第十四号」を「同条第十九号及び第二十一号」に、「国の委任又は補助に係る」を「同条第十九号に掲げる」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第九百二十九条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(中小企業指導法の一部改正)  
 第九百三十条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
 (高圧ガス取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第九百三十一条 高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「総務庁設置法」を「総務省設置法」に改め、同条中「総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」に、「同条第十三号及び第十四号」を「同条第十九号及び第二十一号」に、「国の委任又は補助に係る」を「同条第十九号に掲げる」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第九百三十二条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改め、同項第二号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
 (日本電気計器検定所法の一部改正)

第九百三十三条 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第九条の見出し中「総務庁設置法」を「総務省設置法」に改め、同条中「総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」に、「同条第十三号及び第十四号」を「同条第十九号及び第二十一号」に、「国の委任又は補助に係る」を「同条第十九号に掲げる」に改める。

(電気事業法の一部改正)  
 第九百三十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業省」を「経済産業省」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第六十五条第三項中「主務大臣」を「主務大臣(同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。)」に改める。

(小規模企業共済法の一部改正)

第九百三十五条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第九百三十六条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第四条第二項中「その主務大臣」を「当該公庫等を所管する大臣」に改める。  
 第六条中「行なつ」を「行つ」に、「事業の主務大臣」を「事業を所管する大臣」に改める。  
 (石油公団法の一部改正)

第九百三十七条 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 附則第九条の二第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九百三十八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、政令で定める審議会を「総合資源エネルギー調査会」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(砂利採取法の一部改正)  
第九百三十九条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条第二項、第八条第二項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第四十四条を除く)中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「添付」を「添付」に改める。

第十四条第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十四条第二項中「区域内に事務所を設置して」を「区域において」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」及び「国土交通大臣」に、「通商産業局長」を「地方支分部局長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)  
第九百四十条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三条第三項中「政令で定める審議会」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関で政令で定めるもの」に改める。

(電気工業の業務の適正化に関する法律の一部改正)  
第九百四十一条 電気工業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(下請中小企業振興法の一部改正)  
第九百四十二条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正  
第九百四十三条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」及び「環境大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十五条中「主務省令は、の下に、環境大臣及び」を加える。

(工業再配置促進法の一部改正)  
第九百四十四条 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「工場立地及び工業用水審議会」を「産業構造審議会」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

(熱供給事業法の一部改正)  
第九百四十五条 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(石油パイプライン事業法の一部改正)  
第九百四十六条 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項及び第五項中「自治大臣」を「総務大臣」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条第一項及び第二号中「通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同項第三号中「通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣」を「総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同項第四号中「通商産業大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同項第五号中「通商産業大臣、運輸大臣及び自治大臣」を「総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同条第三項中「運輸大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び国土交通大臣」に改める。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)  
第九百四十七条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)  
第九百四十八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第七項を削る。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第七項を削る。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正)  
第九百四十九条 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三号第一項中「同項第二号の省令」を「同項第二号の主務省令」に、「第七号第一項の省令」を「第七号第一項の主務省令」に、「省令で定めるところ」を「主務省令(同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう)で定めるところ」に改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)  
第九百五十条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十六条」を「第四十七条」に改める。

本則(第三条第二項、第四条第五項及び第七項、第二十四条第一項、第三十四条並びに第三十九条第三項を除く)中「厚生大臣及び通商産業大臣」を「厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に、「厚生省令、通商産業省令」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第一項から第四項までの規定中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第五項中「総務省令、厚生省令、通商産業省令」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令」に改め、同条第七項を削る。

第五条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第五条の二第二項中「第三条第二項及び」を削る。

第六条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。

第九条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十条第一項及び第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六条第三項の規定は、第一項の許可及び第二項の届出に準用する。

第十一条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

第十九条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

第二十一条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消し、又は第一項の規定による事業の停止の命令について準用する。

第二十三条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二十四条第一項中「厚生大臣及び通商産業大臣」を「厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に、「厚生省令、通商産業省令」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令」に、であつて通商産業省令」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令」に、「総理府令、厚生省令、通商産業省令」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令」に改め、同条第三項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第四項を削る。

第二十六条第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第五項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第六項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十二条第一項及び第三十三条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十四条中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、各号を次のように改める。

一 第十八条第一項に規定する命令 経済産業大臣

二 第十八条第二項に規定する命令 主務大臣

第三十六条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十九条第一項第二号及び第二項第一号中「厚生大臣、通商産業大臣」を「厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣」に改め、同条第三項を削る。

第四十条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第四十五条中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十三條を第四十四条とし、第四十二条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第五章中第四十条の次に次の一条を加える。

(審議会の意見の聴取)

第四十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項の判定、第二十四条第一項の指示、同条第二項の判定又は第二十六条第四項の認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

附則第四条中「第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に、「厚生大臣及び通商産業大臣」が環境庁長官の意見を聴いて、を「厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に改める。

(石油需給適正化法の一部改正)  
第九百五十一条 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)  
第九百五十二条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「伝統的工芸品産業審議会」を「産業構造審議会」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(発電用施設周辺地域整備法の一部改正)  
第九百五十三条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項を削る。

(石油備蓄法の一部改正)  
第九百五十四条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四条第一項中「政令で定める審議会(以下「審議会」という。))」を「総合資源エネルギー調査会」に改め、同条第三項中「審議会」を「総合資源エネルギー調査会」に改める。

(訪問販売等に関する法律の一部改正)  
第九百五十五条 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十八条の三第二項第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二十四条第二号中「第二十三号」を「前条」に改める。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)  
第九百五十六条 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、政令で定める審議会」を「総合資源エネルギー調査会」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(中小企業の事業活動の調整に関する法律の一部改正)  
第九百五十七条 中小企業の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「中小企業分野等調整審議会」を「中小企業政策審議会」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)  
第九百五十八条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)  
第九百五十九条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)  
第九百六十条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第四十八条中「省令」を「経済産業省令」に改める。

(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の一部改正)  
第九百六十一条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)  
第九百六十二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第四項及び第二十条第一号を除く。)(中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「建設大臣」及び「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条第四項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「並びに」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十二条第五項中、「政令で定める審議会」を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるもの」に改める。

第十九条第三項中、「政令で定める審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。

第二十条第一号中、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業省令、運輸省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に改める。

第二十一条第三項中、「政令で定める審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）  
第九百六十三条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十五条第五項中、「すくれた」を「優れた」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第九項中、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第十九条第五項中、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）  
第九百六十四条 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第三十九条中、鉱山保安法の規定の下に（第三十九条及び第四十一条から第五十一条までの規定を除く。）を加え、第三十一条の二及び第四十八条第一項を、及び第三十一条の二に、第四十六条第二項を、第四十条第二項に、省令を「経済産業省令」に改め、同条第三項中、「中央協議会及び地方協議会」とあるのは、「中央協議会」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

（中央鉱山保安協議会）  
第三十九條の二 中央鉱山保安協議会（以下、中央協議会」といふ。）は、深海底鉱業を行うことに伴う保安の確保を図るため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条において準用する鉱山保安法第四十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。  
二 前条において準用する鉱山保安法第十八条に規定する保安技術職員の状態試験を行うこと。  
三 経済産業大臣の諮問に応じて深海底鉱業を行うことに伴う保安に関する重要事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。  
2 前項第二号に掲げる事務を行い、又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事務のうち保安技術職員の資格に関する専門的事項に係るものを行うため必要があるときは、中央協議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する。  
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十二年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者又は人事院がこれと同等以上の学力及び技能があると認められた者であること。  
二 二十年以上鉱業又は鉱業に関する研究に従事したこと。

三 三十歳以上であること。  
4 臨時委員は、非常勤とする。  
5 臨時委員に対しては、手当及び旅費を支給することができる。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の一部改正）  
第九百六十五条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）  
第九百六十六条 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）  
第九百六十九条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業省の」を「経済産業省の」に改める。

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）  
第九百六十七条 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十七条第一項第五号及び第三項第二号を除く。）中「通商産業省又は郵政省を、経済産業省又は総務省」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「通商産業省令、郵政省令」を「経済産業省令、総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（第四十七条第一項第五号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項第二号中「郵政省令」を「総務省令」に改める。）  
（特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正）  
第九百六十八条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）  
第九百六十九条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第五十六条、第五十六条の二第一号、第五十六条の四第一項、第五十六条の五第三項、第五十六条の七及び第五十九条を除く。）中「通商産業省の」を「経済産業省の」に、「郵政省の」を「総務省の」に、「運輸省の」を「国土交通省の」に、「国土庁長官及び自治大臣」を「総務大臣及び国土交通大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「建設大臣」及び「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵省令、通商産業省令」を「財務省令、経済産業省令」に改める。

（第五十六条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第一号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号に次のように加える。）  
八 第二条第一項第七号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置されるもの  
第五十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「厚生大臣」を「環境大臣」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第五十六条の二第一号、第五十六条の四第一項並びに第五十六条の五第三項第一号及び第二号中「大蔵大臣及び郵政大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に改める。  
第五十六条の七の見出し中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条中「大蔵大臣及び郵政大臣」を「総務大臣及び財務大臣」に改める。  
第五十九条中「第三号イ、第四号ロ及び第七号から第十一号まで」を「第六号、第七号、第九号及び第十号」に改め、「（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号）に掲げる特定施設にあつては、特定港湾開発地区を除く。」を削り、については当該特定施設に係る大臣（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。）及び建設大臣とし、「を」並びに「に」を、第五号、第六号、第七号ロ及び第八号を「第六号ロ及び第七号」に改め、「（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号）に掲げる特定施設にあつては、特定都市開発地区を除く。」を削り、及び運輸大臣とし、第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設が特定都市開発地区であつて特定港湾開発地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣、運輸大臣及び建設大臣を、（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。）及び国土交通大臣」に改め、同条第一号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二号中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同条第三号中「通商産業大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同号に次のように加える。

八 第二条第一項第七号イに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置されるもの

第五十九条第四号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「郵政大臣及び建設大臣」を「総務大臣及び国土交通大臣」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「通商産業大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「厚生大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とする。

附則第六条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(旧産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)  
第九百七十条 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律(平成八年法律第四十九号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣及び経済産業大臣」に改める。(産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の一部改正)

第九百七十一条 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

第三条及び第四条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第五条及び第七条中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第九百七十二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条第一項、第二十条第一項及び第二十八条の二第二項を除く。)中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総務府令」を「総務省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第三条第一項、第二十条第一項及び第二十八条の二第二項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第九百七十二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省」を「経済産業省」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第九百七十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

(再生資源の利用の促進に関する法律の一部改正)

第九百七十五条 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとするときは、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

第十二条第三項中「政令で定める審議会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるもの」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第十六条に次の一項を加える。

2 第十条第三項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

第十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条の」

を「同項の」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第三項中「政令で定める審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。

第十八条第二項中「第十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十条第三項中「政令で定める審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。

第二十三条第一項第一号中「通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣及び環境庁長官」を「経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び環境大臣」に改め、同項第三号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第二十四条中「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第九百七十六条 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第四十九条第三項及び第四項を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四十九条第三項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第五十条の二中「調査」を削る。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第九百七十七条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第十五条を除く。)中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「通商産業省令、建設省令、自治省令」を「経済産業省令、国土交通省令、総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十五条中「自治省令」を「総務省令」に改める。

(高圧力入取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第九百七十八条 高圧力入取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第九百七十九条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「自治省令」を「総務省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九百八十条 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、旧合理化法第三十六条の八第五号中「通商産業省令」とあるのは、経済産業省令」と、旧合理化法第三十六条の十一中「通商産業大臣」とあるのは、経済産業大臣」と、旧合理化法第五十三条中「通商産業大臣」とあるのは、経済産業大臣」と、「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」と、「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附則第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧再建整備法第十条第五項中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」と、旧再建整備法第十一条第二項中「通商産業省令で定めるところ」とあるのは、「経済産業省令で定めるところ」と、旧再建整備法第十七条中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」と、「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」と、「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。

(計量法の一部改正)

第九百八十一条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

附則第七條中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に改める。

附則第二十條第一項中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改め、同条第二項中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「第九十九條第一項第三号中」を、「第九十九條第一項第二号中」通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」と、同項第三号中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」と、同条第二項及び第三項中、「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」に改める。(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正)

第九百八十二條「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)」の一部を次のように改正する。  
本則中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)  
第九百八十三條「中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)」の一部を次のように改正する。  
本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「国土交通省令」に、「通商産業省令」と、「経済産業省令」とに改める。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)  
第九百八十四條「特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部を次のように改正する。  
本則(第七十二條第三項及び第四項を除く。)

中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第七十二條第三項中、「金融再生委員会」を、「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を、「政令」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中、「第三項」を、「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。  
第七十二條の二中、「調査」を削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第九百八十五條「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)」の一部を次のように改正する。

本則(第二十九條第一項第一号を除く。)

中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「環境庁長官」及び「厚生大臣」を、「環境大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に改める。  
第二十九條第一項第一号中、「通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣及び運輸大臣」を、「経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び環境大臣」に改める。  
(特許法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第九百八十六條「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)」の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中、「平成二年法律第三十号」の下に、「以下この項において、旧特例法」という語を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧実用新案法第五十四條第五項並びに旧特例法第六條第三項、第七條第一項及び第八條第一項中、「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。  
(不正競争防止法の一部改正)  
第九百八十七條「不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)」の一部を次のように改正する。  
本則中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に改める。

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)  
第九百八十八條「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)」の一部を次のように改正する。  
本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「通商産業局長」を、「経済産業局長」に改める。

(中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第九百八十九條「中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)」の一部を次のように改正する。

本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に改める。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)  
第九百九十條「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)」の一部を次のように改正する。  
本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に改める。

附則第四條第一項中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改め、同条第三項中、「通商産業省令」を、「経済産業省令」に改める。  
(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)  
第九百九十一條「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)」の一部を次のように改正する。  
本則(第四十三條を除く。)

中、「厚生省令」を、「環境省令」に、「厚生大臣」を、「環境大臣」に改める。  
第四十二條中、「通商産業大臣、大蔵大臣」を、「経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣」に改める。

第四十三條第一項本文中、「厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣」を、「環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中、「厚生大臣、通商産業大臣」を、「環境大臣、経済産業大臣」に改め、同項第三号中、「厚生大臣及び通商産業大臣」を、「環境大臣及び経済産業大臣」に改め、同項第二号とし、同条第二項本文中、「厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣」を、「環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣」に改め、同項第一号中、「厚生大臣、通商産業大臣」を、「環境大臣、経済産業大臣」に改め、同項第二号中、「厚生大臣及び通商産業大臣」を、「環境大臣及び経済産業大臣」に改める。

(産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の一部改正)  
第九百九十二條「産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の一部を次のように改正する。  
附則第二條第二項及び第三項中、「大蔵大臣及び通商産業大臣」を、「財務大臣及び経済産業大臣」に改める。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)  
第九百九十三條「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)」の一部を次のように改正する。  
本則(第三十五條を除く。)

中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に、「文部大臣」を、「文部科学大臣」に改める。  
第十二條中、「同条第五項」を、「公団法第十九條の三第一項」に、「同条第六項」を、「同条第二項」に、「第一項第一号」を、「第十九條第一項第一号」に、「第十九條の二第二項」を、「第十九條の四第二項」に、「前条第一項第一号」を、「第十九條第一項第一号」に、「第十九條の三」を、「第十九條の五」に改める。  
第三十五條第一項中、「通商産業大臣その他」を、「経済産業大臣、その他」に、「通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣」を、「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。  
2 第五條第一項、第四項及び第五項並びに第六條第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。  
第三十五條第三項を削り、同条第四項中、「通商産業大臣又は運輸大臣」を、「経済産業大臣又は国土交通大臣」に改め、同項を同条第三項とする。

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正)  
第九百九十四條「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)」の一部を次のように改正する。

本則中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。  
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)  
第九百九十五條「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)」の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を、「文部科学大臣」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。



大臣、農林水産大臣、国土交通大臣」に、通商産業大臣及び建設大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、「通商産業大臣及び労働大臣」を「経済産業大臣」と改め、同条第二項中「通商産業大臣及び建設大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

附則第七條第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十一條に後段として次のように加える。

この場合において、旧特定事業集積促進法第十二條中「自治省令」とあるのは、総務省令」とする。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)

第十六條 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第十九條第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第二十二條及び第二十三條第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

附則第四十一條に後段として次のように加える。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第十七條 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第十九條第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第二十二條及び第二十三條第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

附則第四十一條に後段として次のように加える。

この場合において、改正前の予算職員責任法中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。

(通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の一部改正)

第十八條 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち、火薬類取締法第二十八條第一項の改正規定及び同法第三十五條第二項の改正規定中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第五條中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十條中「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同條のうち、第五章中第四十二條の次に一及及び一節を加える改正規定(第四十二條の四第八号に係る部分に限る)中「検査をさせよう」とを「検査をさせ、又は関係者に質問をさせよう」とに、又は忌避されたときを「若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき」に改める。

附則第一條第五号中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第十條に後段として次のように加える。

この場合において、旧消費生活用製品安全法の規定中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」と、「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

附則第十二條第二項並びに第十三條第三項及び第四項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

附則第三十條に後段として次のように加える。

この場合において、旧高圧ガス保安法第五十九條の二十九第三項中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」と、「旧高圧ガス保安法第五十九條の三十第二項中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」と、同條第四項中「通商産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

附則第五十四條第二項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

附則第七十五條の次に次の一節を加える。

(電気事業法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十五條の二 電気事業法の一部を改正する法律(平成九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、同條第三項中「同條第三項及び第四項各号(第四号及び第五号を除く。)」を「同條第三項第一号中「前條第三項各号」とあるのは、前條第三項各号」に改める。

項各号(第三号及び第四号を除く。)」と、同條第四項中「前項各号」とあるのは「前條第三項第一号若しくは第二号又は前項第二号」に改める。

附則第七十九條を次のように改める。

第七十九條 削除

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第三十一條中「文部大臣及び通商産業大臣」を「文部科学大臣及び経済産業大臣」に改める。

第三十六條第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同條第二項中「文部大臣及び通商産業大臣」を「文部科学大臣及び経済産業大臣」に改める。

第十四章 国土交通省関係

(砂防法の一部改正)

第十條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十四條第二項を除く。)中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三條中「命令」を「政令」に改める。

第十一條ノ二第一項中「命令」を「国土交通省令」に改める。

第三十二條第二項及び第三項並びに第三十三條中「命令」を「政令」に改める。

第四十三條第二項中「府県」を「都道府県」に改める。

第四十四條から第四十六條までを次のように改める。

第四十四條 此ノ法律ニ規定シタル国土交通大臣ノ職權ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任スルコトヲ得

第四十五條 此ノ法律ノ規定ニ依リ地方公共団体体ガ処理スルコトトサレテイル事務ノ内左ニ掲グルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務(次項ニ於テ第一号法定受託事務ト称ス)トス

一 第四條第一項、第五條、第六條第二項、第七條、第八條、第十一條ノ二第一項、第十五條乃至第十七條、第十八條第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十

八條乃至第三十條、第三十二條第一項、第三十六條及第三十八條ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務

二 第六條第二項、第七條及第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村ガ処理スルコトトサレテイル事務

他ノ法律及之ニ基ク政令ノ規定ニ依リ都道府県力第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ管理ニ関シ処理スルコトトサレテイル事務ハ第一号法定受託事務トス

第四十六條 削除

第四十八條及び第五十二條第二項中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶法の一部改正)

第四十一條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四條第三項及び第三十二條第一項中「又八貿易事務官」を削る。

第四十一條中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道営業法の一部改正)

第十二條 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「命令」を「国土交通省令」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道抵当法の一部改正)

第十三條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條第一項、第三十一條第三項及び第九十二條第六号を除く。)中「監督官庁」を「国土交通大臣」に、「命令」を「国土交通省令」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十二條第一項中「免許ノ失効又ハ」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三條第一項ノ許可(以下鉄道事業ノ許可ト称ス)ノ」に改め、同條第二項中「免許ノ失効又ハ」を「鉄道事業ノ許可」に改め、同條第三項中「免許」を「鉄道事業ノ許可」に改める。

第二十六條ノ二第一項中(昭和六十一年法律第九十二号)を削る。

第二十七條第一項中「監督官庁」を「国土交通省」に改める。

第三十一條第三項中「監督官庁」を「国土交通大臣」に改める。

八條乃至第三十條、第三十二條第一項、第三十六條及第三十八條ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務

二 第六條第二項、第七條及第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村ガ処理スルコトトサレテイル事務

他ノ法律及之ニ基ク政令ノ規定ニ依リ都道府県力第二條ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ノ管理ニ関シ処理スルコトトサレテイル事務ハ第一号法定受託事務トス

第四十六條 削除

第四十八條及び第五十二條第二項中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶法の一部改正)

第四十一條 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四條第三項及び第三十二條第一項中「又八貿易事務官」を削る。

第四十一條中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道営業法の一部改正)

第十二條 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「命令」を「国土交通省令」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道抵当法の一部改正)

第十三條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條第一項、第三十一條第三項及び第九十二條第六号を除く。)中「監督官庁」を「国土交通大臣」に、「命令」を「国土交通省令」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十二條第一項中「免許ノ失効又ハ」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三條第一項ノ許可(以下鉄道事業ノ許可ト称ス)ノ」に改め、同條第二項中「免許ノ失効又ハ」を「鉄道事業ノ許可」に改め、同條第三項中「免許」を「鉄道事業ノ許可」に改める。

第二十六條ノ二第一項中(昭和六十一年法律第九十二号)を削る。

第二十七條第一項中「監督官庁」を「国土交通省」に改める。

第三十一條第三項中「監督官庁」を「国土交通大臣」に改める。



(船員法の一部改正)  
第十二条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条、第五条、第七条、第二十一条、第一号、第六十八条、第一百一条、第一百六条、第一百八条、第一百十條第二項、第一百十二條第一項、第一百十三條、第一百十七條の二第四項、第一百十八條第五項、第一百十九條の二、第二十條、第二十一條、第二十八條第二号及び第三十三條第三号第九号から第十一号までを除く。)中、「命令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「行政官庁」及び「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第六十八條中、「命令の規定」を「国土交通省令の規定」に改める。

第一百一条の前の見出しを(監督命令等)に改め、同条中「行政官庁」を「国土交通大臣」に改める。

第一百十條第二項中「行政官庁」を「関係行政官庁」に改める。

第一百十二條第一項中「命令の定めるところにより、行政官庁」を「国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長(海運監理部長を含む。以下同じ。)、海運支局長」に改める。

第一百十七條の二第四項及び第一百十八條第五項中「行政官庁」を「国土交通大臣」に改める。  
第十三章中第一百二十一条の三の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第一百二十一条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、海運支局長に委任することができる。

(海難審判法の一部改正)  
第十二条 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十六条を除く。)中、「命令」を「国土交通省令」に、「主務官庁」を「国土交通大臣」に改める。

(国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律の一部改正)  
第十二条 国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律(昭和

二十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「因り」を「より」に、「除く外」を「除くほか」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「当らしめる」を「当たらしめる」に改める。  
(国立国会図書館建築委員会法の一部改正)  
第十二条 国立国会図書館建築委員会法(昭和二十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「除く」を「除く」に、「但し」を「ただし」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)  
第十二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。  
本則(第六條第六項及び第五十三條を除く。)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「命令」を「国土交通省令」に改める。  
第二十八條第二項を削る。

(港則法の一部改正)  
第十二条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第十条の見出し及び第三十七條の三を除く。)中、「命令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第二十五條中「境界附近」を「境界付近」に、「因り」を「より」に、「且つ」を「かつ」に、「も」を「最寄り」に改め、「海上保安監部その他の」を削る。

第三十七條の三 海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の「を削り、事務所」の下に「であつて国土交通省令で定めるもの」を加える。

(道路の修繕に関する法律の一部改正)  
第十二条 道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「代つて建設大臣」を「代わつて国土交通大臣」に改める。

(航路標識法の一部改正)  
第十二条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
本則中「省令」を「国土交通省令」に改める。  
(建設業法の一部改正)  
第十三条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四條の四」を「第四十四條の五」に改める。  
本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設省又は」を「国土交通省又は」に改める。  
第十四條の見出し、第二十七條の二十二の見出し及び第二十七條の三十二の見出し中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第七章中第四十四條の四を第四十四條の五とし、第四十四條の三を第四十四條の四とし、第四十四條の二の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第四十四條の三 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(水先法の一部改正)  
第十三条 水先法(昭和二十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「省令」を「国土交通省令」に、「運輸省」を「国土交通省」に改める。  
第二十四條の三の見出しを(交通政策審議会への諮問等)に改め、同条第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に、「徴し、かつ、その意見を尊重してこれをしなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める審議会は、同項」を「交通政策審議会は、前項」に改め、同条第四項中「第一項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

第二十六條中「又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関」を「海運支局又は海運支局の事務所」に改める。  
(海上運送法の一部改正)  
第十三条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「省令」を「国土交通省令」に改める。

第四十五條の三 中「諮り、その決定を尊重してこれをしなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第三号中「許可の取消し又は事業の停止」を「事業の停止の命令又は許可の取消し」に改める。  
(測量法の一部改正)  
第十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十條」を「第五十九條の二、第六十條」に改める。  
本則中「建設省国土地理院(以下「国土地理院」という)を「国土地理院」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七章中第六十條の前に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第五十九條の二 前章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則第六項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
附則第七項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「又は測量記録」を「若しくは測量記録」に、「その写」を「それらの写し」に改める。

(水防法の一部改正)  
第十三条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七條」を「第三十七條の二」に改める。  
本則(第十条第三項を除く。)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第十条第二項中「生ずるおそれがあるもの」の下に「として指定した河川」を加え、同条第三項を削る。  
第六章中第三十七條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第三十七條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(通訳案内業法の一部改正)  
第千三十五條 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(広島平和記念都市建設法の一部改正)  
第千三十六條 広島平和記念都市建設法(昭和二十四年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(長崎国際文化都市建設法の一部改正)  
第千三十七條 長崎国際文化都市建設法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(国際観光事業の助成に関する法律の一部改正)  
第千三十八條 国際観光事業の助成に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)  
第千三十九條 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(水路業務法の一部改正)  
第千四十條 水路業務法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

「交通政策審議会」に改める。

第三條の二に次の一項を加える。  
2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号の造船能力の算定をしようとするとき。

二 第二條又は前條の許可の申請に係る事業が特に重要なものである場合において、当該事業が前項第二号の基準に適合するかどうかの判定をしようとするとき。

第十一條の二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)  
第千四十二條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二中「郵政大臣」を「郵政事業庁長官」に改める。

第三十八條中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十五條中「建設大臣及び大蔵大臣」を「国土交通大臣及び財務大臣」に、「建設省令・大蔵省令」を「国土交通省令・財務省令」に改める。

(建築基準法の一部改正)  
第千四十三條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

本則(第六條の二の見出し、第七條の二の見出し、第七條の四の見出し、第七十七條の二十一、第二項及び第三項、第七十七條の二十二第一項、第二項及び第三項、第七十七條の二十四第一項及び第二項、第七十七條の二十五、第七十七條の三十一、第三項、第七十七條の三十四第一項及び第三項、第七十七條の三十五、第七十七條の五十四第二項並びに第七十七條の五十七第二項を除く。)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。

第六條の二の見出し、第七條の二の見出し及び第七條の四の見出し中、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の二十一第二項中「建設大臣又は」を「国土交通大臣又は」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第三項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の二十二第一項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第二項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の二十四第三項中「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の二十七第一項及び第三項、第七十七條の三十並びに第七十七條の三十一第一項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の三十四第一項中「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の三十五中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第七十七條の五十四第二項及び第七十七條の五十七第二項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七十七條の六十四の見出し中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第八十八條第四項中「第六條の二」第七條から第七條の四」を「から第七條の五」に改める。

第九十六條の次に次の一項を加える。  
(権限の委任)  
第九十六條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(建築士法の一部改正)  
第千四十四條 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四條の四」を「第三十四條の五」に改める。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第十一條の見出し中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第十五條の二第三項及び第十五條の十七第三項中「聴き、その意見を尊重しなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十七條の見出し中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十七條の見出し中「省令」を「国土交通省令」に改め、同条中「の外」を「のほか」に改める。

第三十條に次の一項を加える。  
3 前条第二項の試験委員は、その者の任命に係る試験の作成及び採点が終了したときは、解任されるものとする。

第七章中第三十四條の四を第三十四條の五とし、第三十四條の三を第三十四條の四とし、第三十四條の二の次に次の一項を加える。  
(権限の委任)  
第三十四條の三 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土総合開発法の一部改正)  
第千四十五條 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條の二第二項及び第十條第一項を除く)中「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の二第二項中「国土庁長官を通じてこれを内閣総理大臣」を「これを国土交通大臣」に改める。

第十條第一項中「国土庁長官及び建設大臣」がその協議によつて特に必要があると認め要請した場合においては、内閣総理大臣は、を「国土交通大臣は、特に必要があると認める場合においては」に改め、同条第二項中「要請を諮問」に、「協議し、建設大臣は」を「協議するとともに」に改める。

第十四條の見出しを(沖縄振興開発計画との調整)に改め、同条中「北海道総合開発計画又は」を削り、「北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官」を「内閣総理大臣」に改める。

(港湾法の一部改正)  
第千四十六條 港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三條の二第四項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

第三條の三第五項中「前条第四項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

第三十七条第三項中、「許可し」を「許可をし」に改める。

第六十条の見出しを、「運輸審議会への諮問」に改め、同条中「左の」を「次の」に、はかり、その決定を尊重して、処理しなければ、を、諮らなければ、に改め、同条第二号の二中、但書を、ただし書、に改める。

第六十条の四中、「第六章及び第五十六条の四から第五十六条の六までの規定による」を、「この法律に規定する」に改め、「職権」の下に、「の一部」を加え、「港湾建設局長」を、「地方整備局長」に改める。

附則第五項、第二十七項及び第二十九項中、運輸大臣、を、「国土交通大臣」に改める。

(別府国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第四十七条 別府国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第四十八条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「通商産業局」を「経済産業局」に改める。

第六条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(熱海国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第四十九条 熱海国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(横浜国際港都建設法の一部改正)

第五十条 横浜国際港都建設法(昭和二十五年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(神戸国際港都建設法の一部改正)

第五十一条 神戸国際港都建設法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(奈良国際文化観光都市建設法の一部改正)

第五十二条 奈良国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(京都国際文化観光都市建設法の一部改正)

第五十三条 京都国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(松江国際文化観光都市建設法の一部改正)

第五十四条 松江国際文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(芦屋国際文化住宅都市建設法の一部改正)

第五十五条 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第五十六条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

別表第一第一号中、「運輸省」を「国土交通省」に改め、同表第二号中、「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部改正)

第五十七条 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第一項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

第五十八条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局長に委任することができる。

(松山国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第五十九条 松山国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十六年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

第六十条 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省」を「国土交通省」に、「運輸省の」を「国土交通省の」に改める。

第十条第三項中、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に、「聴き、その意見を尊重して」を「聴かなければ」に改める。

第二十六条の二の見出しを、「交通政策審議会」に改め、同条中、「第十条第三項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に、「聴き、その意見を尊重しなければ」を「聴かなければ」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第六十一条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十一条中、「取消」を「取消し」に、「はかり、その決定を尊重して、処理しなければ」を「諮らなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第六十二条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。

第四条第二項中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中、「基いて」を「基ついて」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五条第一項中、「基いて」を「基ついて」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中、「基いて」を「基ついて」に、「基く」を「基つく」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中、「基いて」を「基ついて」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中、「主務大臣」を「国土交通大臣」に、「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六条第四項中、内閣総理大臣及び主務大臣、を「国土交通大臣等(当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合にあつては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合にあつては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する大臣をいう。以下同じ。)」に改める。

第六条の二第一項中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条の三第一項中、「基き」を「基つきに」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項及び第四項中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条の四第二項中、「基く」を「基つくに」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八条第一項中、「主務大臣は」を削り、場合においては「の下に」、「当該事業を所管する大臣(以下、「事業所管大臣」という。))は」を加え、「あわせ」を「併せ」に改め、同条第二項中、「あわせ」を「併せ」に、「同条」を「同条」に改め、「行つ者」と「の下に」、「国土交通大臣」とあるのは、「事業所管大臣」とを加え、同条第四項中、「基いて」を「基ついて」に、「あわせ」を「併せ」に改め、同項に後段として次のように加える。

「併せ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「国土交通大臣等（当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合にあっては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合にあつては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する大臣をいう。以下同じ。）とあるのは、国土交通大臣及び事業所管大臣」と読み替へるものとする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業所管大臣は、前項において準用する第五条第四項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

第九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「内閣総理大臣及び主務大臣」を「国土交通大臣等」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四号中「前条第三項」を「前条第四項」に、「基き、且つ、同条第四項」を「基づき、かつ、同条第五項」に、「内閣総理大臣及び主務大臣」を「国土交通大臣及び事業所管大臣」に、「基く」を「基づく」に、「あわせ」を「併せ」に改める。

第十八条中「国」を「、国」に、「あつては内閣総理大臣に、都道府県及び」を「及び第五条第四項の規定による指定を受け又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあつては国土交通大臣に、」に、「基いて」を「基づいて」に、「主務大臣」を「事業所管大臣」に改める。

第十九条第一項中「国」を「、国」に、「あつては内閣総理大臣に、都道府県及び」を「及び第五条第四項の規定による指定を受け又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあつては国土交通大臣に、」に、「基いて」を「基づいて」に、「主務大臣」を「事業所管大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣、主務大臣」を「国土交通大臣、事業所管大臣」に、「基いて」を「基づいて」に、「誤又は」を「誤り又は」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「主務大臣又は」を「事業所管大臣又は」に、「内閣総理大臣又は主務大臣」を「国土交通大臣又は国土交通大臣等」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣、主務大臣」を「国土交通大臣、事業所管大臣」に改め、同条第五項中「内閣総理大

臣又は主務大臣」を「国土交通大臣又は事業所管大臣」に改め、同条第六項中「主務大臣」を「事業所管大臣」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十条の見出し中「写」を「写し」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣、主務大臣」を「国土交通大臣、事業所管大臣」に、「掌る」を「つかさどる」に、「写」を「写し」に改める。

第二十一条第一項中「内閣総理大臣、主務大臣」を「国土交通大臣、事業所管大臣」に、「写」を「写し」に改める。

第二十二条の見出し中「内閣総理大臣、主務大臣」を「国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣、事業所管大臣」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣又は主務大臣」を「国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣」に改める。

第二十三条の二第一項及び第二十三條第一項中「内閣総理大臣又は主務大臣」を「国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣」に改める。

第二十三条の二中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十三条の三（見出しを含む）中「内閣総理大臣又は主務大臣」を「国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣」に改める。

第三十三条の二を削る。

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第六十三條 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十三條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（道路運送法の一部改正）

第六十四條 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第四十七條第一項、第四十八條第一項及び第四項、第四十九條、第五十條、第五十三

條から第五十五條まで、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條から第六十條まで、第六十三條、第六十六條、第六十八條第四項、第七十條、第七十二條、第七十三條第一項及び第二項、第七十五條第三項、第七十六條第一項並びに第九十一條を除く。中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局長」を「国土交通大臣」に、「陸運支局長」を「当該行政庁」を「国土交通大臣」に改める。

第四十七條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十八條第一項中「左」を「次に」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第二号中「省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改め、同条第四項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「の外」を「のほか」に改める。

第四十九條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「左」を「次の」に改め、同項第六号中「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十一條第一項中「平面交差」を「平面交差」に、「但し」を「ただし」に、「少い」を「少ない」に、「省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「勾配」を「勾配」に、「見とおし距離」を「見通し距離」に、「省令」を「国土交通省令」に改める。

第五十三條中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「省令」を「国土交通省令」に改める。

第五十四條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「但し」を「ただし」に、「省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十五條中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十七條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十八條から第六十條までの規定中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十三條第一項中「省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「左」を「次の」に改める。

第六十六條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「但し」を「ただし」に、「省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「左」を「次の」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十八條第二項中「省令」を「国土交通省令」に改め、同条第四項中「省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七十條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「左」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

三 使用料金又は供用約款を変更すること。

第七十條第二項を削る。

第七十二條後段を削る。

第七十三條第二項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「とのわなない」を「調わなない」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七十五條第三項中「これらの規定（第五十條第一項を除く）中、運輸大臣及び建設大臣」とあるのは「運輸大臣」とを削り、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣の」に改める。

第七十六條第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七十八條第一項中「第四章」の下に「第六十一條、第六十二條、第七十條第三号及び第七十五條を除く。」及び第九十四條を加える。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(運輸審議会への諮問)  
第八十八條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第九條第一項の規定による免許  
二 第九條第一項の規定による運賃及び料金  
の認可  
三 第三十一條又は第四十二條の二第六項の規定による運賃又は料金の変更の命令  
四 第三十五條第一項の規定による事業の管理の委託及び受託の許可  
五 第三十六條第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可  
六 第三十六條第二項の規定による法人の合併の認可

七 第四十條(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消し  
第九十一條中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第九十二條中「省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同條第五号及び第六号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。  
第九十四條第一項中「省令」を「国土交通省令」に改める。

第九十五條の二中「この法律」を、第四十條第六十一條、第六十二條及び第七十五條を除く。及び第九十二條に改め、書類の下に(第九十二條の規定によるものについては、自動車道事業に係るものに限る。)を加え、省令で定めるを「国土交通省令で定めるところにより」に改め、都道府県知事の下に「及び地方運輸局長」を加える。  
第九十五條の三中、「第九十四條第一項から第三項まで」を削る。

(道路運送車両法の一部改正)  
第十六十五條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「地方運輸局長」を「陸運支局長」に改める。

第七十四條の三中、第七十四條から次条までを「第七十四條から第七十五條の二まで」に改める。  
第七十六條の見出し及び第九十四條の十の見出しを(国土交通省令への委任)に改める。  
(自動車抵当法の一部改正)  
第六十六條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。  
第六十六條中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「抹消登録」を「抹消登録」に改める。  
第六十六條中「抹消登録」を「抹消登録」に改める。  
第六十七條第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「終る」を「終わる」に、「まつ消登録」を「抹消登録」に改める。  
(公営住宅法の一部改正)  
第六十七條 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。  
第六十七條中、第五十三條を「第五十四條」に改める。

本則(第五條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項を除く。)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
第五條第一項及び第二項中「建設大臣の」を「国土交通省令で」に改める。  
第四十五條第一項中「厚生省令・建設省令」を「厚生労働省令・国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第五章中第五十三條を第五十四條とし、第五十二條の次に次の一條を加える。  
(権限の委任)  
第五十三條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
(土地収用法の一部改正)  
第六十八條 土地収用法(昭和二十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。  
二百十九号)の一部を次のように改正する。  
本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第六十九條の次に次の一條を加える。  
(権限の委任)  
第六十九條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(モーターボート競走法の一部改正)  
第六十九條 第六十九條(モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第二條第四項中「協議しなければ」を「協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければ」に改める。  
(軽井沢国際親善文化観光都市建設法の一部改正)  
第七十條 軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。  
第六條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
(海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律の一部改正)  
第七十一條 海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第一條第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「且つ」を「かつ」に改め、同條第二項及び第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
(特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)  
第七十二條 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
第二條及び第三條中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に改める。  
(内航海運業法の一部改正)  
第七十三條 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。  
本則(第十六條第四項を除く。)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

第二條の二第一項中「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第二條の三第一項中「同項の政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。  
第四條第二項中「省令」を「国土交通省令」に、「添付」を「添付」に改める。  
第十六條第四項を削る。  
第十七條を次のように改める。  
第十七條 削除  
第十九條第二項中「から第四項まで、第十七條及び」を「及び第三項並びに」に改める。  
第二十九條の三を第二十九條の五とし、第二十九條の二を第二十九條の四とし、第二十九條の次に次の二條を加える。  
(運輸審議会への諮問)  
第二十九條の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。  
一 第三條第一項の規定による許可  
二 第七條の規定による許可の取消し  
三 第十六條の規定による標準運賃又は標準料金の設定又は変更  
四 第十九條の規定による標準賃渡料の設定又は変更  
五 第二十三條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し  
(公聴会)  
第二十九條の三 運輸審議会は、前條の規定により付議された事項(同條第三号及び第四号に係るものに限る。)について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならない。  
(気象業務法の一部改正)  
第七十四條 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十四條の二第二項中「第十條第三項」を「第十條第二項」に、「定められた」を「指定された」に改め、河川について「の下に」を「水防に関する事務を行う」を加え、同條第三項中「気象庁及び」の下に「水防に関する事務を行う」を加える。  
第十五條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、「建設省令」を削る。

(宅地建物取引業法の一部改正)  
 第七十五条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、「第七十八条の三」を、「第七十八条の四」に改める。  
 本則(第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第三項並びに第六十四条の八第三項及び第五項を除く。)中、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設省令」を、「国土交通省令」に、「建設省及び」を、「国土交通省及び」に改める。  
 第十四条の見出し、第十六条の八の見出し及び第二十四条の見出し中、「省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第二十七条第二項及び第二十八条第一項中、「法務省令・建設省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改める。  
 第二十九条第一項中、「もより」を、「最寄り」に、「法務省令・建設省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改める。  
 第三十条第三項中、「取りもどし」を、「取戻し」に、「法務省令・建設省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改める。  
 第六十四条の八第三項中、「法務省令・建設省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改め、同条第五項中、「法務省令・建設省令」を、「法務省令・国土交通省令」に、「は建設省令」を、「は国土交通省令」に改める。  
 第七十三条中、「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。  
 第七章中第七十八条の三を第七十八条の四とし、第七十八条の二を第七十八条の三とし、第七十八条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第七十八条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (道路法の一部改正)  
 第七十六条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第三十一条及び第四十五条第二項を除く。)中、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第十八条第一項中、「関係建設省地方建設局」を、「関係地方整備局」に改める。

第三十一条第一項中、「場合において」を、「場合」に、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「ときは建設大臣が、その他のときは当該道路の道路管理者が、場合を除く。」において、当該道路の道路管理者は、「に改め、協議し」の下に、「これを成立させ」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項」を、「前項」に、「建設大臣以外」を、「国土交通大臣以外」に、「当該道路」を、「当該道路」に、「建設大臣及び運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「建設大臣」とあるのは、「建設大臣及び運輸大臣」とを削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中、「による建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合又は第三項の規定により建設大臣及び運輸大臣」を、「により国土交通大臣」に改め、「建設大臣又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の三項を加える。  
 5 国道と日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。  
 6 前項に規定する場合において、当該国道の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除いた交差の方式は、立体交差としなければならない。  
 7 国土交通大臣は、第五項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。  
 第四十五条第二項中、「総理府令・建設省令」を、「内閣府令・国土交通省令」に改める。  
 第九十七条の二中、「地方建設局長」を、「地方整備局長」に改め、同条に次のただし書を加える。  
 ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)  
 第七十七条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設省令」を、「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。  
 (道路交通事業抵当法の一部改正)  
 第七十八条 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第二条を除く。)中、「主務大臣」及び「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改める。  
 第二条中、「運輸大臣(自動車道事業に係るものにあつては、運輸大臣及び建設大臣)(以下「主務大臣」という。）」を、「国土交通大臣」に改める。  
 (離島航路整備法の一部改正)  
 第七十九条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第四条中、「左の」を、「次の」に、「省令」を、「国土交通省令」に、「添付」を、「添付」に改める。  
 第八条中、「省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第十九条中、「の外」を、「のほか」に、「省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 (航空法の一部改正)  
 第八十条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「運輸省令」を、「国土交通省令」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。  
 第二十一条の見出しを、「国土交通省令への委任」に改める。  
 第二十九条第四項中、「運輸省設置法(昭和十四年法律第五十七号)第三条の二第一項第百六十八号」を、「国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第百二十六号」に改める。  
 第三十六条の見出しを、「(国土交通省令への委任)」に改める。

第三百三十六条中、「運輸省設置法第五条の」を削り、語り、その決定を尊重してこれをしなければ、を「諮らなければ」に改め、同条第一号中、「航空運送事業の」を削り、同条第三号中、「航空運送事業の許可の取消し又は事業の停止」を「事業の停止の命令又は許可の取消し」に改める。  
 第三百三十七条第二項中、「空港事務所その他の地方機関」を、「事務所」に、「行なわせる」を行わせる」に改める。  
 別表二等航空整備士の項、一等航空運航整備士の項及び二等航空運航整備士の項中、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 (旅行業法の一部改正)  
 第八十一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第八条第五項、第九条第九項、第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第二項、第二十二條の八第一項、第二十二條の九第七項、第二十二條の十五第四項並びに第二十二條の二十二第二項を除く。)中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第八条第五項、第九条第九項、第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第二項、第二十二條の八第一項、第二十二條の九第七項、第二十二條の十五第四項並びに第二十二條の二十二第二項を除く。中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第二十二條の九第七項中、「法務省令、運輸省令」を、「法務省令・国土交通省令」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」で定める」に改める。  
 第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項中、「法務省令、運輸省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改める。  
 (産業労働者住宅資金融通法の一部改正)  
 第八十二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「建設省令・大蔵省令」を、「国土交通省令・財務省令」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。  
 (北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)  
 第八十三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条中、「運輸省設置法第五条の」を削り、語り、その決定を尊重してこれをしなければ、を「諮らなければ」に改め、同条第一号中、「航空運送事業の」を削り、同条第三号中、「航空運送事業の許可の取消し又は事業の停止」を「事業の停止の命令又は許可の取消し」に改める。  
 第三百三十七条第二項中、「空港事務所その他の地方機関」を、「事務所」に、「行なわせる」を行わせる」に改める。  
 別表二等航空整備士の項、一等航空運航整備士の項及び二等航空運航整備士の項中、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 (旅行業法の一部改正)  
 第八十一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第八条第五項、第九条第九項、第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第二項、第二十二條の八第一項、第二十二條の九第七項、第二十二條の十五第四項並びに第二十二條の二十二第二項を除く。)中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第八条第五項、第九条第九項、第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第二項、第二十二條の八第一項、第二十二條の九第七項、第二十二條の十五第四項並びに第二十二條の二十二第二項を除く。中、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」に改める。  
 第二十二條の九第七項中、「法務省令、運輸省令」を、「法務省令・国土交通省令」に、「運輸省令」を、「国土交通省令」で定める」に改める。  
 第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項中、「法務省令、運輸省令」を、「法務省令・国土交通省令」に改める。  
 (産業労働者住宅資金融通法の一部改正)  
 第八十二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「労働大臣」を、「厚生労働大臣」に、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「建設省令・大蔵省令」を、「国土交通省令・財務省令」に、「総理府令・大蔵省令」を、「内閣府令・財務省令」に改める。  
 (北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)  
 第八十三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第八条第七項、第八条の二第三項及び第九條第二項を除く。)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八条第七項、第八条の二第三項及び第九條第二項中「建設省令、大蔵省令」を「国土交通省令・財務省令」に改める。

(航空機抵当法の一部改正)  
第八十四條 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第二十五條の見出しを(政令への委任)に改める。

(離島振興法の一部改正)  
第八十五條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
別表(三)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)  
第八十六條 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三條第二項中、政令で定める審議会に諮り、その意見を尊重して「を」交通政策審議会に諮り」に改める。

(鉄道軌道整備法の一部改正)  
第八十七條 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。  
「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(港湾整備促進法の一部改正)  
第八十八條 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、政令で定める審議会「を」交通政策審議会」に改める。

(建設機械抵当法の一部改正)  
第八十九條 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「すでに」を「既に」に改め、同條第四項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
附則第六項を次のように改める。

6 国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五條又は第十六條の規定による抹消登録をするまでは、第四條の規定による打刻をすることができない。

附則中第七項から第十一項までを削る。  
(土地区画整理法の一部改正)

第九十條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「第三百三十六條の三」を「第三百三十六條の四」に改める。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設省」を「国土交通省」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第六章中第三百三十六條の三を第三百三十六條の四とし、第三百三十六條の二を第三百三十六條の三とし、第三百三十六條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
第三百十六條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)  
第九十一條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第三條第一項、第二項及び第四項並びに第十條の六第一項を除く。)中「自治省令」を「総務省令」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「国土交通省令・財務省令」に改める。

第三條第一項、第二項及び第四項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に改める。

第十條の六の見出しを(鹿児島県が処理する事務)に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前四條」を「第十條の二から前条まで」に改め、(前項の規定により権限の委任を受けた国土庁長官を含む)を削り、同項を同条とす

別表砂防設備の項中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表地すべり防止施設の項中「主務大臣」を「地すべり等防止法第五十一條第一項に規定する主務大臣」に改める。  
(住宅融資保険法の一部改正)  
第九十二條 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第十四條中「建設大臣及び大蔵大臣」を「国土交通大臣及び財務大臣」に改める。  
(財団法人日本海員会館に対する固有の財産の譲与に関する法律の一部改正)  
第九十三條 財団法人日本海員会館に対する固有の財産の譲与に関する法律(昭和三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。  
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正)  
第九十四條 自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。  
本則(第五十二條第一項及び第二項並びに第八十四條第一項を除く。)中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。  
第二十七條第一項及び第二十七條の二中、同條第九項「を」同條第十一項」に改める。  
第五十二條から第七十條までを次のように改める。  
第五十二條から第七十條まで 削除  
第八十四條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。  
(日本道路公団法の一部改正)  
第九十五條 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。  
本則(第三十九條第二項を除く。)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
第十一條第一項ただし書中「総裁及び副総裁」を「役員」に改める。  
第三十九條の見出しを(財務大臣との協議)に改め、同條第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同條第二項を削る。  
第四十條中「同項の規定による職員」を「職員」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)  
第九十六條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第一條の四、第七條の四第一項、第七條の十四第九項、第七條の十五、第十三條、第二十六條の二及び第二十七條第二項を除く。)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第二條の四中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六條の二第一項中第三号を削り、第三号の二を第三号とし、同條中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 高速自動車国道と日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、第一項の規定により日本道路公団がその新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二條第一項の規定にかかわらず、日本道路公団が、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しないときは、日本道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

8 国土交通大臣は、前項の規定により裁定をしようとする場合においては、日本道路公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。

9 第七項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第六項の規定の適用については、日本道路公団と日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

第七條第一項第七号中「協議する」を「協議し、これを成立させる」に改める。  
第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の四第一項中「基き」を「基づき」に、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條の十四第九項を削る。  
 第七條の十五中「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第二十一條中、「第五十七條」を、「同法第五十七條」に改める。

第二十五條中、「同法第三十九條」を、「道路法第三十九條」に改める。

第二十六條の二及び第二十七條第二項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

本則に次の一條を加える。

(権限の委任)  
 第三十二條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第六條の二第七項の規定による裁定については、この限りでない。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)  
 第九十七條 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第三條第一項中、「あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上」を削る。

(都市公園法の一部改正)  
 第九十八條 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。  
 (空港整備法の一部改正)  
 第九十九條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 附則第二項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第十一項中、「前二項」を「前三項」に改める。

(首都圏整備法の一部改正)  
 第一百條 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総務府令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 (海岸法の一部改正)  
 第一百一條 海岸法(昭和三十一年法律第一〇一)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八條第一項第二号中、「若しくは」を、又ははに、「他の」を、「他の」に改める。

第四十條第一項第一号中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第四号及び第六号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。  
 (倉庫業法の一部改正)  
 第一百二條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (特定多目的ダム法の一部改正)  
 第一百三十三條 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十七條」を、「第三十八條」に改める。  
 本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第五章中第三十七條を第三十八條とし、第三十六條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
 第三十七條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)  
 第一百四條 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「国土開発幹線自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設会議」に改める。

第六條中、「てらして」を「照らして」に、「次に掲げる事項」を「国土開発幹線自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設」に改め、各号を削る。

第八條中、「てらして」を「照らして」に改め、「一般自動車道」の下に、「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。」を加える。  
 (高速自動車国道法の一部改正)  
 第一百五條 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十五條」を、「第二十五條の二」に改める。

本則(第三條、第四條第三項、第五條第一項及び第三項、第十二條第二項及び第三項並びに第二十三條第一項後段を除く)中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第三條第一項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「国土開発幹線自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設会議」に、「審議会」を「会議」に改め、同条第三項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四條第三項並びに第五條第一項及び第三項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「審議会」を「会議」に改める。

第十二條第一項中、「日本鉄道建設公団」を「、あらかじめ、日本鉄道建設公団」に、「当該鉄道事業者と」を「当該鉄道事業者の意見を聴いて、に、について、あらかじめ協議しなければならない」を「を決定するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

第十二條第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。  
 第十二條第三項を削る。

第二十三條の見出し中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「この法律に規定するその」を「道路法第七十七條の規定により道路に関する調査をその職員に行わせるほか、第三條から第五條までに規定する」に改め、後段を削り、同条第二項中、「前項前段」を「前項」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中、「第一項前段」を「第一項」に改める。

第三章中第二十五條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
 第二十五條の二 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第十二條第一項本文の規定による決定については、この限りでない。

(駐車場法の一部改正)  
 第一百六條 駐車場法(昭和三十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第六章 罰則(第二十一條-第二十四條)」を「第六章 雑則(第二十一條-第二十四條)」に改める。

本則(第十二條及び第十三條第二項を除く)中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第十二條及び第十三條第二項中、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第六章 雑則  
 第二十條の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (東北開発促進法の一部改正)  
 第七十七條 東北開発促進法(昭和三十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

第十二條第二項中、「準用財政再建団体」との下に、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とを加える。

(内航海運組合法の一部改正)  
 第百八条 内航海運組合法(昭和三十三年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (地すべり等防止法の一部改正)

第百九条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。

第五十一条の見出しを(主務大臣等)に改め、同条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条に次の一項を加える。  
 3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章中第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)

第五十一条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局長に委任することができる。  
 (道路整備緊急措置法の一部改正)

第百十條 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第五項中「前四項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項及び前項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。  
 第五条第一項及び第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項及び第六項中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (下水道法の一部改正)

第百一十條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第九條第二項、第二十三條第二項及び第三十一條を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「環境庁長官」及び「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

第九條第二項中「建設省令」を「国土交通省令」に、「厚生省令、建設省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。  
 第二十三條第二項中「厚生省令、建設省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第三十一條中「厚生省令、建設省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第四十條を次のように改める。  
 (権限の委任)

第四十條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第百十二條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。  
 本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」及び「総理府令」を「国土交通省令」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第三条第二項中「都庁又は市町村を削り、法第二十二條第三項」を「法第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に、「送付を受けた」を「決定又は変更をした」に改め、同条に次の一項を加える。  
 3 都庁又は市町村は、法第二十一條第三項(法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定により近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画の送付を受けたときは、速やかに当該近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に従つて都市計画法の規定による都市計画を定めるように努めるものとする。  
 第三条の二第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見を削る。  
 第三十三條第二項中「準用財政再建団体」との下に「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とを加える。  
 第三章中第三十五条の二を第三十五条の三とし、第三十五条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第百十三條 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第二項及び第十四條中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 (国際観光振興会法の一部改正)

第百十四條 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第三十六条・第三十七條」を「第三十六條・第三十七條」に改める。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (九州地方開発促進法の一部改正)

第百十五條 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 (特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第百十六條 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (首都高速道路公団法の一部改正)

第百十七條 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 第三十條第二項中「運輸大臣の同意を得かつ」を削る。  
 附則第九條中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 附則第十一條第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「基き」を「基づき」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (自動車ターミナル法の一部改正)

第百十八條 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第十九條第一項を除く)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第十九條の見出しを(関係都道府県公安委員会の意見聴取)に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。  
 (治山治水緊急措置法の一部改正)

第百十九條 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第六項中「前各項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項に後段として次のように加える。  
 この場合において、第一項中「中央森林審議会」とあるのは「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」と読み替えるものとする。  
 第三条に次の二項を加える。  
 7 農林水産大臣は、前項において準用する第一項の規定により治山事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては、治山治水事業の総合性を確保するため、治水事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。  
 8 国土交通大臣は、第六項において準用する第一項の規定により治水事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ、七箇年間に行うべき前条第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く)の実施の目標に係る部分について環境大臣に協議するとともに、治山治水事業の総合性を確保するため、農林水産大臣との間で、治山事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。  
 (四国地方開発促進法の一部改正)

第百二十條 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 第十二條第二項中「準用財政再建団体」との下に「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とを加える。

(住宅地区改良法の一部改正)  
 第一千二百一十一條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、第三十六條の三を「第三十六條の四」に改める。

本則(第二十九條第三項を除く)中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、旧公営住宅法第十三條第三項中、「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、政令で定める審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とする。

第三章中第三十六條の三を第三十六條の四とし、第三十六條の二を第三十六條の三とし、第三十六條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)  
 第三十六條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(北陸地方開発促進法の一部改正)  
 第一千二百二十二條 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

(中国地方開発促進法の一部改正)  
 第一千二百二十三條 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」及び「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

第十二條第二項中、「準用財政再建団体」との下に、「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」とを加える。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)  
 第一千二百二十四條 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第六号中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条第六項中、「第四項」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中、「運輸大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、「第一項中、「政令で定める審議会」とあるのは、「交通政策審議会」と読み替えるものとする。

(旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正)  
 第一千二百二十五條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第六條及び第六十三條第三項を除く)中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六條を次のように改める。

(施行者)  
 第六條 市街地改造事業は、公共施設の管理者である又は管理者となるべき国土交通大臣、都道府県又は市町村が施行する。

第二十二條第一項中、「都道府県知事又は及び市町村長又は」を削る。

第四十一條の二中、「第四條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十條」を「第十四條第一項から第三項まで」に、「第三條第二項又は第四條第二項若しくは第八條ただし書」を「第四條第二項又は第十一條第二項若しくは第十四條第四項」に改める。

第五十六條中、「都道府県知事又は」を削り、あるときは「の下に、「当該」を加え、市町村長又は」を削る。

第六十一條の見出しを(是正の要求)に改め、同条中、「施行者である都道府県知事又は及び、施行者である市町村長又は」を削り、「行なう」を「行う」に、「命ずる」を「講ずべきことと求める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならぬ。

第六十二條中、「都道府県知事」及び、「市町村長」を削り、「都道府県知事は市町村長又は」を「都道府県知事は」に改める。

第六十三條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六十四條を次のように改める。  
 第六十四條 削除  
 第六十五條中、「政令で」を「国土交通省令で」に、「都道府県知事」を「地方整備局長又は北海道開発局長」に改める。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)  
 第一千二百二十六條 都市再開発法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二章第十九條及び第二十條を除く。中、建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四十條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中、「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第四十四條第一項中、「設立の登記」を「主たる事務所の移転」に改め、後段を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)  
 第一千二百二十七條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「公共用地審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。

(宅地造成等規制法の一部改正)  
 第一千二百二十八條 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十一條を次のように改める。

(権限の委任)  
 第二十一條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三条第一項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令、建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中、「運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四條第一項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令、建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「都道府県知事」を「政令で定めるところにより、都道府県知事」に改め、同条第三項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中、「運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)  
 第一千二百三十條 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第二条第一項ただし書を削り、同条第四項中「きく」を「聴く」に、「添附」を「添付」に改め、後段を削り、同条第七項中(当該開発地区が北海道の区域内にあるものであるときは、道知事及び北海道開発庁長官)を削り、ただし書を削る。

(水資源開発促進法の一部改正)  
 第一千二百三十一條 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一條を除く)中、「国土庁長官」及び「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三条第一項中、「関係行政機関の長」を「厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長」に、「水資源開発審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

第三條第一項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令、建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中、「運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条第一項中「関係行政機関の長」を「厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長」に、「水資源開発審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に關し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(水資源開発公団法の一部改正)

第百三十二条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十八条第三項、第五十六条及び第六十条を除く)中、「内閣総理大臣」及び「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「総理府令」を、「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に、「厚生大臣」を、「厚生労働大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

第四十八条第三項を削る。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第百三十三条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設省令」を、「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改める。

第三十条第二項中、「運輸大臣の同意を得、かつ」を削る。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第百三十四条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に、「国土庁長官」及び「建設大臣」を、「国土交通大臣」に改める。

第十条第一項中(北海道の区域内にある豪雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ)を削る。

(モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十五条 モーターボート競走法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項及び第二項中「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第百三十六条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣及び主務大臣」を、「主務大臣」に、「総理府令・主務省令」を、「主務省令」に改める。

第三条第二項、第四条第二項、第十条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条並びに第十四条中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改める。

第十九条第二項第一号中及び第十九条の三を、「及び第十九条の五」に、「あわせて」を、「併せて」に、「を含む」を、「第十九条の三」を含む。

同条に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣」に、「行なわれる」を、「行われる」に、「きかなければ」を、「聴かなければ」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

第十九条の三を第十九条の五とする。

第十九条の二第一項中、「前条第六項」を、「前条第二項」に、「行なおう」を、「行おう」に、「行なわれる」を、「行われる」に改め、同条第二項中、「前条第一項第一号」を、「第十九条第一項第一号」に、「あわせて行なう」を、「併せて行なう」に、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣(同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務と併せて行なうものに係るものにあつては、国土交通大臣及び経済産業大臣。次項において同じ)」に、「基本方針」を、「事業実施方針」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣」に、「基本方針」を、「事業実施方針」に改め、同条を第十九条の四とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(業務基本方針)

第十九条の二 前条の公団の業務は、国土交通大臣が主務大臣(国土交通大臣を除く)と協議して定める業務に関する基本方針以下、業務基本方針(以下「基本方針」といふ)に従つて実施されなければならない。

2 業務基本方針には、国土の総合的な利用、開発及び保全の観点から、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項の業務に関する基本的事項

二 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項

(地方公共団体からの要請)

第十九条の三 公団は、第十九条第一項第一号及び第三号の業務、同項第四号の業務で同項第一号の業務と併せて行なうもの並びに同項第八号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行なうものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

2 地方公共団体は、第十九条第一項第一号の業務、同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務と併せて行なうもの及び同項第八号の業務について前項の要請をしようとするときは、公団に対し、事業予定区域、事業の内容その他の基本的事項及び事業予定区域を含む地域の開発整備に関する計画を示さなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改め、同条第三項中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に、「総理府令」を、「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

第二十四条の二第二号及び第四号中、「行なう」を、「行う」に、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改める。

第二十六条第一項、第二項及び第六項、第二十六條の三、第二十七條第一号並びに第二十八條中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改める。

第二十九条(見出しを含む)中、「総理府令」を、「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

第三十条第三項を削る。

第三十二条の二中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に、「主務大臣(内閣総理大臣を除く)」を、「第三十三條の二第一項第四号に規定する主務大臣」に改め、同条第四号中、「総理府令」を、「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

第三十二条の三中(内閣総理大臣を除く)を削り、内閣総理大臣とを、「国土交通大臣及び経済産業大臣(主務大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣)」に改める。

第三十三条中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条第一号中、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中、「総理府令」を、「国土交通省令・経済産業省令」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一項を加える。

二 業務基本方針を定めようとするとき。

第三十三条の二第一項第一号中、「内閣総理大臣(産炭地域振興業務に係る財務及び会計に關する事項については、第三項の規定により読み替えられる規定に係るものを除き、内閣総理大臣及び通商産業大臣)を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項第三号中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改め、同項第四号中、「行なう」を、「行う」に、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条の三を削る。

第三十六条第三号中、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改める。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第百三十七条 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「添付し」を、「添付し」に、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣」に改める。

第三条第一項中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣」に、「国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣(北海道の区域内に係るものにあつては、北海道開発庁長官を含む。以下同じ)」を、「総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」に改め、同条第二項中、「国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣」を、「国土交通大臣」に、「前項の規定により申請書の写しの送付を受けた」を、「前条第一項の申請書の提出

第三十二条の三中(内閣総理大臣を除く)を削り、内閣総理大臣とを、「国土交通大臣及び経済産業大臣(主務大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣)」に改める。

第三十三条中、「内閣総理大臣」を、「国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を、「財務大臣」に改め、同条第一号中、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中、「総理府令」を、「国土交通省令・経済産業省令」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一項を加える。

二 業務基本方針を定めようとするとき。

第三十三条の二第一項第一号中、「内閣総理大臣(産炭地域振興業務に係る財務及び会計に關する事項については、第三項の規定により読み替えられる規定に係るものを除き、内閣総理大臣及び通商産業大臣)を、「国土交通大臣及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を、「国土交通大臣」に改め、同項第三号中、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改め、同項第四号中、「行なう」を、「行う」に、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条の三を削る。

第三十六条第三号中、「第十九条の三」を、「第十九条の五」に改める。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第百三十七条 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律百十七号)の一部を次のように改正する。

があつた」に改め、協議により」を削り、指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとす

内閣総理大臣に要請する」を「解除する」に改め、同条第三項中「要請」を「区域の変更又はその指定の解除」に改め、国土庁長官を「国土交通大臣」に、関係行政機関の長に協議すること

(近畿圏整備法の一部改正) 第四百四十一条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二十九号)の一部を次のように改正する

第五條第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める

同条第三項中「要請」を「指定」に、国土庁長官を「国土交通大臣」に、関係行政機関の長に協議しなれば」を「総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなれば」に改め、同条第四項を削る

同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする

本則(第四十四条を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、建設大臣」を「国土交通大臣」に改める

第七條第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める

同条第四項を削り、同条第五項を「指定」に改め、同条第二項中「要請」を「指定」に、国土庁長官を「国土交通大臣」に、関係行政機関の長に協議すること

同条第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項を削る

本則(第四十九條の二) この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる

第七條第二項及び第十三條中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める

同条第四項を削り、同条第五項を「指定」に改め、同条第二項中「要請」を「指定」に、国土庁長官を「国土交通大臣」に、関係行政機関の長に協議すること

同条第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項を削る

本則(第二十二條第四項を削り、第五項を第四項とする)

目次中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に改める

同条第四項を削り、同条第五項を「指定」に改め、同条第二項中「要請」を「指定」に、国土庁長官を「国土交通大臣」に、関係行政機関の長に協議すること

同条第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項を削る

本則(第二十二條第四項を削り、第五項を第四項とする)

目次中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に改める

第三章第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十七條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)

第千五百十條 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第三条第四項中「国土庁長官、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣」を「総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣」に改める。

第十二条第二項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第千五百十一條 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(河川法の一部改正)

第千五百十二條 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第十六條第四項、第五章の章名及び第八十六條を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「河川審議会」を「社会資本整備審議会」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

第十六條第二項中「国土総合開発計画」の下に、「及び環境基本計画」を加える。

第十六條の二第二項中「河川整備基本方針に即し」の下に、「かつ、公害防止計画が定められていない地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて」を加える。

(河川法施行法の一部改正)

第千五百十三條 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。第十九條中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(山村振興法の一部改正)

第千五百十四條 山村振興法(昭和四十年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に、「総務省令」を「主務省令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第二十二條第一項中「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣又はこれら以外の大臣以外」を「主務大臣又は主務大臣以外」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)

第二十三條 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第千五百十五條 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第千五百十六條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四十三條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)

第千五百十七條 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「歴史的風土審議会」を「社会資本整備審議会」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第千五百十八條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二条第五項の表五の項中、「二十五年」を、「十五年以内」に改める。

附則第六項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第千五百十九條 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条、第四条、第七条第一項、第二項及び第四項並びに第八条第一項を除く)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「総務省令」を「内閣府令」に、「国土交通省令」に改める。

第七條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項、第二項及び前項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第八条第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第一項の実施計画の変更について準用する。この場合において、同項中「総務府令・建設省令」とあるのは、「内閣府令・国土交通省令」と、「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第十二條中「第四条及び第八条第一項」を「第八条第三項において準用する同条第一項」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

(住宅建設計画法の一部改正)

第千五百二十條 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条第一項中「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五条第一項中「同項の政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に、「きき」を「聴き」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第千五百二十一條 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条第二項を除く)中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「総務府令」を「国土交通省令」に改める。

第三条第三項中「関係行政機関の長」を「環境大臣その他関係行政機関の長」に改める。

第五条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、「国土庁長官の意見並びに」を削り、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十五條を次のように改める。

(権限の委任)

第十五條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

(中部圏開発整備法の一部改正)

第千五百二十二條 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

本則中「国土庁長官」及び「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総務府令」を「国土交通省令」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第千五百二十三條 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十七條の五及び第四十七條の七を除く)中「自治大臣」を「総務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四十六條第一項中「通商産業大臣及び運輸大臣」を「及び経済産業大臣」に改める。

第四十七條の五第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「及び国土交通大臣」に、「運輸大臣又は建設大臣」を「又は国土交通大臣」に改め、同条第二項中「大蔵大臣及び通商産業大臣」を「財務大臣及び経済産業大臣」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「及び国土交通大臣」に改める。

第四十七条の七の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第四十七条の八 第三章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (小型船舶法の一部改正)  
 第六百六十四条 小型船舶法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (日本勤労者住宅協会法の一部改正)  
 第六百六十五条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「厚生大臣及び労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 (下水道整備緊急措置法の一部改正)  
 第六百六十六条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中、「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、第三項中、「経済企画庁長官、環境庁長官及び国土庁長官に協議するとともに」とあるのは、「環境大臣に協議しなければならない。この場合において」と、確保するため、「厚生大臣と協議し」とあるのは、「確保するため」と読み替えるものとする。  
 (船舶災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)  
 第六百六十七条 船舶災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十四条及び第三十七条を除く。)(中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。  
 第三十四条中、「厚生省令、運輸省令」を「厚生労働省令・国土交通省令」に、「厚生大臣及び運輸大臣」を「厚生労働大臣及び国土交通大臣」に改める。  
 第六十四条中、「地方運輸局若しくは海運監理部」を削る。  
 (中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)  
 第六百六十八条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「内閣総理大臣」及び「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)  
 第六百六十九条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第六条第二項を除く。)(中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 第五条第二項中、「関係行政機関の長」を「環境大臣その他関係行政機関の長」に改める。  
 第六条第二項中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「国土庁長官及び環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
 第十六条を次のように改める。  
 (権限の委任)  
 第十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。  
 (公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)  
 第六百七十条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
 第六百七十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第六条を除く。)(中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」及び「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。  
 第六条中、「通商産業省令、運輸省令」を「経済産業省令・国土交通省令」に改める。  
 (都市計画法の一部改正)  
 第六百七十二条 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「都市計画中審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。  
 第二十三条第二項中、「環境庁長官、通商産業大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。  
 第六十三条第一項中、「都道府県」の下に「及び第一号法定受託事務として施行する市町村」を加える。  
 第七十三条第五号中、「第三百三十九条の二」を「第三百三十九条の三」に改める。  
 第八十五条の次に次の一条を加える。  
 (国土交通大臣の権限の委任)  
 第八十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (都市再開発法の一部改正)  
 第六百七十三条 都市再開発法の一部を次のように改正する。  
 本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第六十二条の二十五の二第一項中、「第一百八条の三十一第二項」を「第一百八条の三十一第三項」に改める。

第三百三十六条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第三百三十六条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (地価公示法の一部改正)  
 第六百七十四条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「総理府令」を「国土交通省令」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。  
 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)  
 第六百七十五条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
 目次中、「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。  
 本則中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第四章中第二十六条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第二十六条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第六百七十六条 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 附則第四条第五項及び第七項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)  
 第六百七十七条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に、「総理府」を「国土交通省」に改める。  
 第七条中、「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に改める。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
 第六百七十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第六条を除く。)(中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」及び「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。  
 第六条中、「通商産業省令、運輸省令」を「経済産業省令・国土交通省令」に改める。  
 (都市計画法の一部改正)  
 第六百七十二条 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「都市計画中審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。  
 第二十三条第二項中、「環境庁長官、通商産業大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に改める。  
 第六十三条第一項中、「都道府県」の下に「及び第一号法定受託事務として施行する市町村」を加える。  
 第七十三条第五号中、「第三百三十九条の二」を「第三百三十九条の三」に改める。  
 第八十五条の次に次の一条を加える。  
 (国土交通大臣の権限の委任)  
 第八十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
 (都市再開発法の一部改正)  
 第六百七十三条 都市再開発法の一部を次のように改正する。  
 本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第六十二条の二十五の二第一項中、「第一百八条の三十一第二項」を「第一百八条の三十一第三項」に改める。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)  
第千七百七十八条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

第五条中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、道路整備五箇年計画の下に、「の変更」を加える。

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)  
第千七百七十九条 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」及び「命令」を「国土交通省令」に改める。

第十四条第三項中、「又は第三十一条」を削り、「取り消され、又はその効力を失つ」を「取り消される」に改める。

第十四条の二の見出しを(交通政策審議会への諮問)に改め、同条中、政令で定める審議会を「交通政策審議会」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)  
第千八百八十条 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)  
第千八百八十一条 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)  
第千八百八十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十三条、第四十八条から第五十条まで及び第五十三条第一号を除く)中、「建設大臣」及び「主務大臣」を「国土交通大臣」に、「主務省令」及び「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十九条第一項第九号口中、「第五十条第一項第三号において同じ」を削る。

第三十条第一項中、「前条第一項第一号」の下に、「及び第二号」を、「つき」の下に、「それぞれ」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項の」を「前条第一項第一号の業務につき前項の」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一条第一項中、「及び第二号」を、「又は第二号」に、「あわせ行なつ」を「行なつ」に改め、又は同項第一号若しくは第二号の業務を行なつとするととき、及び、及び第二項の基本計画又は同条第一項若しくは第二項を削る。

第三十二条第一項中、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中、「運輸省令・建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十九条に見出しとして(財務大臣との協議)を付し、同条中、「運輸大臣又は建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第二号中、「又は第二項」を削り、同条第三号中、「運輸省令・建設省令又は建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十三条第一号中、「主務大臣又は運輸大臣若しくは建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)  
第千八百八十三条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条第二項、第九条第一項、第二十二條第二項並びに第三十四條第三項及び第六項を除く)中、「自治大臣」を「総務大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条第二項中、「建設大臣」を、「国土交通大臣」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第九条第一項及び第二十二條第二項中、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。

第三十四條第三項中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第六項中、「建設大臣等」を「都道府県知事」に、「行なつて」を「行つて」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十一条を次の一条を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第四十一条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)  
第千八百八十四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十三條の四第一項を除く)中、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「総理府令」を「環境省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十七條の二中、「同条第三項」を「第九條の第三項」に改める。

第十七條の十二第三項中、「命令」を「国土交通省令」に改める。

第十七條の二十の見出し及び第十九條の十の見出しを(国土交通省令への委任)に改める。

第四十三條の四第一項中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第五十三條第二項中、「地方運輸局若しくは海運監理部の」及び「海上保安監部その他の」を削る。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部改正)  
第千八百八十五条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十二條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)  
第十二條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(許可、認可等の整理に関する法律の一部改正)  
第千八百八十六条 許可、認可等の整理に関する法律(昭和四十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

この場合において、旧住宅組合法第三條第二項及び第五條中、「命令」とあるのは、「国土交通省令」と、同法第十四條中、「主務大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、同法第十六條第二項において準用する旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第六條ノ三及び第六十一條中、「主務大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)  
第千八百八十七條 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十三條第五項、第二十六條第一項、第二十七條第二項、第三十條第四項及び第三十一條第二項を除く)中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設省及び」を「国土交通省及び」に改める。

第十六條の見出し中、「省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十三條第五項中、「法務省令、建設省令」を「法務省令・国土交通省令」に改める。

第二十六條第二項中、「もより」を「最寄り」に、「法務省令、建設省令」を「法務省令・国土交通省令」に改める。

第二十七條第二項及び第三十條第四項中、「法務省令、建設省令」を「法務省令・国土交通省令」に改める。

第三十一條第二項中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「こえない」を「超えない」に、「法務省令、建設省令」を「法務省令・国土交通省令」に改める。

附則第二項中、「同様とする」を「同様とし、前段中、「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする」に改める。

(日本下水道事業団法の一部改正)  
第千八百八十八條 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第四十五條第一号中、「第二十六條第三項」を「第二十六條第四項」に改める。

(道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百八十九号 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二条第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)  
 第百九十条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
 第二十八条中「建設大臣及び自治大臣」を「総務大臣及び国土交通大臣」に、「建設省令・自治省令」を「総務省令・国土交通省令」に改める。  
 第二十八条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第二十八条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)  
 第百九十一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項に後段として次のように加える。  
 この場合において、これらの規定中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。  
 (新都市基盤整備法の一部改正)  
 第百九十二条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第六十三条第一項を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 第六十三条の見出し中「鉄道等の輸送施設又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。  
 第六十五条の二を第六十五条の三とし、第六十五条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第六十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(海上交通安全法の一部改正)  
 第百九十三条 海上交通安全法(昭和四十七年法律百十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第二十四条第三項中「第二条第二項第一号口」を「第二条第二項第三号口」に改める。  
 第三十六条の見出しを(交通政策審議会への諮問)に改め、同条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に、「聴き、その意見を尊重しなれば」を「聴かなければ」に改める。  
 第三十七条第二項中「海上保安監部その他の」を削り、「行なわせる」を「行わせる」に改める。  
 (都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正)  
 第百九十四条 都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律百二十九号)の一部を次のように改正する。  
 第五条中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。  
 (防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)  
 第百九十五条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。  
 (自動車事故対策センター法の一部改正)  
 第百九十六条 自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
 (都市緑地保全法の一部改正)  
 第百九十七条 都市緑地保全法(昭和四十八年法律七十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第二条の二第三項中「基本計画は」の下に、「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ」を加え、「かつ」を削る。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)  
 第百九十八号 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (航空事故調査委員会設置法の一部改正)  
 第百九十九号 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (水源地域対策特別措置法の一部改正)  
 第百二十号 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律百十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第五項及び第七項の表中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (生産緑地法の一部改正)  
 第百二十一条 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (国土利用計画法の一部改正)  
 第百二十二号 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「土地政策審議会」を「国土審議会」に、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。  
 第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。  
 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。  
 第七条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。  
 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)  
 第百二十三号 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第五十八条第一項並びに第五十九条第四項、第八項、第十一項及び第十四項を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第五十八条第一項中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第十一項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第十四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。  
 第百四条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第百四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。  
 (油濁損害賠償保障法の一部改正)  
 第百二十四号 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正)  
 第百二十五号 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)  
 第百九十八号 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (航空事故調査委員会設置法の一部改正)  
 第百九十九号 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (水源地域対策特別措置法の一部改正)  
 第百二十号 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律百十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第五項及び第七項の表中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (生産緑地法の一部改正)  
 第百二十一条 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (国土利用計画法の一部改正)  
 第百二十二号 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「土地政策審議会」を「国土審議会」に、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。  
 第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。  
 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。  
 第七条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。  
 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)  
 第百二十三号 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第五十八条第一項並びに第五十九条第四項、第八項、第十一項及び第十四項を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第五十八条第一項中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第十一項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第十四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。  
 第百四条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第百四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。  
 (油濁損害賠償保障法の一部改正)  
 第百二十四号 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正)  
 第百二十五号 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)  
 第百九十八号 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (航空事故調査委員会設置法の一部改正)  
 第百九十九号 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律百三十三号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (水源地域対策特別措置法の一部改正)  
 第百二十号 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律百十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「国土交通省令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。  
 附則第五項及び第七項の表中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (生産緑地法の一部改正)  
 第百二十一条 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (国土利用計画法の一部改正)  
 第百二十二号 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「土地政策審議会」を「国土審議会」に、「総理府令」を「国土交通省令」に改める。  
 第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。  
 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。  
 第七条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。  
 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)  
 第百二十三号 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
 本則(第五十八条第一項並びに第五十九条第四項、第八項、第十一項及び第十四項を除く)中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。  
 第五十八条第一項中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改め、同条第十一項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第十四項中「建設大臣等」を「国土交通大臣等」に改める。  
 第百四条の次に次の一条を加える。  
 (権限の委任)  
 第百四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。  
 (油濁損害賠償保障法の一部改正)  
 第百二十四号 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
 (外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正)  
 第百二十五号 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律(昭和五十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(海上衝突予防法の一部改正)  
 第十二百六十二条 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部改正)  
 第十二百七条 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「都市計画中央審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。  
 本則に次の一条を加える。

(主務大臣)  
 第七条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣その他政令で定める大臣とする。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)  
 第十二百八条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣を「国土交通大臣」に改める。

第十四条第一項中「命令で」を「国土交通省令で」に改める。  
 第十四条第二項中「命令で」を「国土交通省令で」に改める。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)  
 第十二百九条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「運輸省令、建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第三条第三項中「運輸省令、建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第六項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)  
 第十二百十条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(許可、認可等の整理に関する法律の一部改正)  
 第十二百十一条 許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、旧貸家組合法第一条第四項、第二条第三項、第三十条第一項及び第四十一条第五項中「命令」とあるのは、国土交通省令とする。

(造船業基盤整備事業協会法の一部改正)  
 第十二百十二条 造船業基盤整備事業協会法(昭和五十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令を「国土交通省令」に、政令で定める審議会を「交通政策審議会」に、大蔵大臣を「財務大臣」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)  
 第十二百十三条 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、建設省令を「国土交通省令」に改める。

第十四条中「道路管理者である」を削り、地方建設局長を「地方整備局長」に改める。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正)  
 第十二百二十四条 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣を「国土交通大臣」に改める。

第十三条第二項中「地方運輸局又は海運監理部」を削る。

附則第三条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法の一部改正)  
 第十二百二十五条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二条第一項中「歴史的風土審議会(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」といふ。))」を「社会資本整備審議会」に、「古都保存法」を「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」といふ。))」に改める。

第四条第一項及び第四項中「歴史的風土審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。

(農住組合法の一部改正)  
 第十二百六条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第九十三条第一項中「内閣総理大臣」を削り、建設大臣を「国土交通大臣」に改める。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正)  
 第十二百七条 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二項第一項、第二項及び第九項並びに第三項第二項及び第三項を除く)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令を「国土交通省令」に改める。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)  
 第十二百八条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二項第三号及び第四項第三項を除く)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、労働大臣を「厚生労働大臣」に、運輸省令・建設省令を「国土交通省令」に、労働省令を「厚生労働省令」に改める。

第二条第三号中「運輸省令・労働省令」を「国土交通省令・厚生労働省令」に改める。

第三条第三項中「建設大臣に協議し、かつ政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第六項中「得るとともに、当該認定に係る実施計画について建設大臣に協議しなければ」を「得なければ」に改める。

第六条第一項、第七項、第十八条及び第二十条第二項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「公共職業安定所長」を「都道府県労働局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(浄化槽法の一部改正)  
 第十二百九条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条第三項、第五条第一項、第四十二条第一項第一号、第四十三条第四項、第四十九条、第五十条第一項並びに第五十三条第一項第六号及び第七号を除く)中「厚生省令」を「環境省令」に、建設大臣を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「環境大臣」に、建設省令を「国土交通省令」に、建設省令を「国土交通省令」に、環境省令を「環境省令」に改める。

第四条第三項中「厚生省令・建設省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第五条第一項中「厚生省令・建設省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、第五十三条第五項を削る。

第四十二条第一項第二号中「厚生省令」を「環境省令」に、厚生大臣及び建設大臣を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第四十三條第四項中「建設大臣は、厚生大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣は、厚生大臣及び環境大臣」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第五十条第一項中「厚生大臣及び建設大臣又は厚生大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣又は環境大臣」に改める。

第五十三條第一項第六号及び第七号中「厚生大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第五十五條を次のように改める。

(権限の委任)  
 第五十五條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則第七條中「建設大臣は」を「国土交通大臣は」に改める。

附則第八條中「厚生大臣は」を「環境大臣は」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第百二十二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条の次に一条を加える改正規定中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改め、同法第十七条の二の改正規定中、「同条第三項」を「第九条の第三項」に改める。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第百二十一條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(半島振興法の一部改正)

第百二十二條 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に、「北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官」を「内閣総理大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第二条第三項及び第三条第四項中、「北海道又は」を削る。

第十条中、「建設大臣が国土庁長官の意見を聴いて」を「国土交通大臣が」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第百二十三條 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第百二十四條 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第百二十五條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第百二十六條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第百二十七條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改める。

本則(第六十二条第一項及び第二項を除く。)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「第一条の命令」を「第一条の国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十二条第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(運輸審議会への諮問)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による運賃等の上限の認可

二 第十六条第五項の規定による運賃等又は料金の変更の命令

三 第二十三条第一項の規定による運賃等の上限又は料金の変更の命令

四 第三十条の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

第六十五条第一項中「前条」を「第六十四条」に改める。

第六十六条の二を削る。

附則第七条第一項、第三項及び第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 国土交通大臣は、第六十四条の二各号に掲げる処分のほか、次に掲げる処分(業務の範囲に貨物運送を含む鉄道事業(貨物運送に限るものを含む。)に係るものに限る。)をしようとするときは、当分の間、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第三条第一項の規定による許可

二 第二十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可

三 第二十六条第二項の規定による法人の合併の認可

四 第三項の規定による事業の休止又は廃止の許可

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第百二十八條 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第十三条第二項、第十六条第一項及び第十七条を除く。)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十三条第一項中、「又は次項の規定による請求があつたとき」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第 項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条の二第一項中「及び」を「並びに」に改め、第十七条第一項の下に「及び第三項」を加える。

第十四条の八第二項中、「第十二条及び第七條第三号」を「及び第十二条」に改める。

第十六条第一項を削り、同条中第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十七條を削る。

第十八條第二項中「第十八條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十八條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則第十四條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第一号中「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第十二條又は第十三條第三号」を「及び第十二條」に、「第十六條第一項第一号」を「第十六條第一項第二号」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項及び第九項中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第十五條第四項中「第三項」を「前項」に改める。

附則第十七條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「第十二條及び第十七條第三号」を「及び第十二條」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第百二十九條 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條・第十四條」を「第十二條の二・第十四條」に改める。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四条第六項中「国土庁長官その他」を削る。

第五章中第十三條の前に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十二條の二 この法律に規定する農林水産大臣及び国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局長に委任することができる。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第百三十條 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣」を「総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第百二十五條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第百二十六條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(鉄道事業法の一部改正)

第百二十七條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改める。

本則(第六十二条第一項及び第二項を除く。)中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「第一条の命令」を「第一条の国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十二条第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(運輸審議会への諮問)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による運賃等の上限の認可

二 第十六条第五項の規定による運賃等又は料金の変更の命令

三 第二十三条第一項の規定による運賃等の上限又は料金の変更の命令

四 第三十条の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

(権限の委任)

第十八條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則第十四條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第一号中「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第十二條又は第十三條第三号」を「及び第十二條」に、「第十六條第一項第一号」を「第十六條第一項第二号」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項及び第九項中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第十五條第四項中「第三項」を「前項」に改める。

附則第十七條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「第十二條及び第十七條第三号」を「及び第十二條」に改める。

(集落地域整備法の一部改正)

第百二十九條 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條・第十四條」を「第十二條の二・第十四條」に改める。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第四条第六項中「国土庁長官その他」を削る。

第五章中第十三條の前に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十二條の二 この法律に規定する農林水産大臣及び国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方支分部局長に委任することができる。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第百三十條 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣」を「総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改め、同条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。



本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十条の見出しを、(省令への委任)に改め、同条中「命令」を「国土交通省令・経済産業省令・農林水産省令・文部科学省令・総務省令」又は「国土交通省令」に改める。

(大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正)  
 第百四十一条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

本則(第十九条を除く)中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第九条中「第七条第一項」の下に、(同条第四項において準用する場合を含む。)を加える。

第十九条中「国土庁長官、環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣」を「国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に改める。

(船舶安全法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百四十二条 船舶安全法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)  
 第百四十三条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)  
 第百四十四条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五条第七項中「確認を受けた」を「確認済証の交付があった」に改める。

(建築基準法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百四十五条 建築基準法の一部を改正する法律(平成六年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百四十六条 航空法の一部を改正する法律(平成六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第六条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第七条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)  
 第百四十七条 不動産特定共同事業法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「金融再生委員会及び建設大臣」を「内閣総理大臣及び国土交通大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「総理府令・建設省令」を「内閣府令・国土交通省令」に改め、同条第三項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四十九条の二の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)  
 第百四十八条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「文部大臣及び通商産業大臣」を「文部科学大臣及び経済産業大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)  
 第百四十九条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)  
 第百五十条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)  
 第百五十一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第五条第八項中の規定による確認又は同法第十八条第三項を、「又は第十八条第二項」に、「通知が」を「確認済証の交付が」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百五十二条 航空法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二号中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(公営住宅法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百五十三条 公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)  
 第百五十四条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第五項及び第三条第六項を除く)中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二条第五項中「運輸省令・通商産業省令」を「国土交通省令・経済産業省令」に改め、同項第二号中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三条第六項中「運輸大臣及び通商産業大臣」を「国土交通大臣及び経済産業大臣」に、「運輸省令・通商産業省令」を「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

第十五条の見出しを、(国土交通省令等への委任)に改め、同条中「命令」を「国土交通省令」又は「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

附則第三条を削る。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)  
 第百五十五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五条第五項中の規定による確認又は同法第十八条第三項を、「又は第十八条第三項」に、「通知が」を「確認済証の交付が」に改める。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の一部改正)  
 第百五十六条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条第三項を除く)中「内閣総理大臣」及び「北海道開発庁長官及び文部大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に、「総理府令・文部省令」を「国土交通省令・文部科学省令」に改める。

第五条第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に改め、北海道開発庁長官及び文部大臣その他を削る。

附則第三条第二項及び第三項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第七項中「確認を受けた」を「確認済証の交付があった」に改める。

(建築基準法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第百四十六条 航空法の一部を改正する法律(平成六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第六条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第七条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)  
 第百四十七条 不動産特定共同事業法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「金融再生委員会及び建設大臣」を「内閣総理大臣及び国土交通大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「総理府令・建設省令」を「内閣府令・国土交通省令」に改め、同条第三項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第四十九条の二の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、「調査」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正)  
 第百四十八条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第五項及び第三条第六項を除く)中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二条第五項中「運輸省令・通商産業省令」を「国土交通省令・経済産業省令」に改め、同項第二号中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三条第六項中「運輸大臣及び通商産業大臣」を「国土交通大臣及び経済産業大臣」に、「運輸省令・通商産業省令」を「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

第十五条の見出しを、(国土交通省令等への委任)に改め、同条中「命令」を「国土交通省令」又は「国土交通省令・経済産業省令」に改める。

附則第三条を削る。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)  
 第百五十五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五条第五項中の規定による確認又は同法第十八条第三項を、「又は第十八条第三項」に、「通知が」を「確認済証の交付が」に改める。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の一部改正)  
 第百五十六条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条第三項を除く)中「内閣総理大臣」及び「北海道開発庁長官及び文部大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に、「総理府令・文部省令」を「国土交通省令・文部科学省令」に改める。

第五条第三項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に改め、北海道開発庁長官及び文部大臣その他を削る。

附則第三条第二項及び第三項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)  
第十二百五十七条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省の」を「国土交通省の」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)  
第十二百五十八条 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)  
第十二百五十九条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(船員職業安定法及び船舶職員法の一部改正)  
第十二百六十条 船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、船舶職員法第十八条に二項を加える改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)、及び同法第二十一条に二項を加える改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)(中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)  
第十二百六十一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

附則第五条第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(道路運送法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十二百六十二条 道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(航空法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十二百六十三条 航空法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
附則第四条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
附則第九条第二項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)  
第十二百六十四条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中(第二十八条・第四十九条)を削る。  
本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第八条第一項中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
附則第十条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附則第十一条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十八条第五項、第六十一条、第六十二条第一項及び第六十七条第五号中、建設大臣」とあるのは「建設大臣」を削り、同項及び第三十六條第一項中「建設大臣」とあるのは「運輸大臣及び建設大臣」と改め、第二十九條第二項第二号を「同条第二項第二号」に改め、第三十六條第二項中「建設省令」とあるのは「運輸省令、建設省令」と及び、第六十四條第一項中「建設大臣は、次の」とあるのは「建設大臣は次の各号(第一号(第三十六條第一項に係る部分に限る。以下この項において同二項に係る部分に限る。以下この項において同

じ)を除く。)に掲げる場合には、運輸大臣及び建設大臣は第一号、第二号及び第六号に掲げると、同項第六号中、第二号及び第六号に掲げる六十条の建設省令」とあるのは「若しくは第六十号の建設省令又は第三十六條第二項の運輸省令、建設省令」とを削り、同項を同条第四項とする。  
附則第十三条第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)  
第十二百六十五条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第九十一条・第九十二条」を「第九十一条・第九十二条」に改める。  
本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、政令で定める審議会を「社会資本整備審議会」に、「建設省令」を「国土交通省令」に改める。  
第九十一条の次に次の一条を加える。  
(権限の委任)  
第九十一条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
第十五章 環境省関係  
(鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部改正)  
第十二百六十六条 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「自然環境保全審議会」を「中央環境審議会」に、「総務府令」を「環境省令」に、「環境庁ノ」を「環境省ノ」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。  
第四条第三項中「看故ス」を「看做ス」に改める。  
第二十条ノ六第九号中「ノ制定ノ立案ヲ為サシ」を「ヲ定メン」に改める。  
(温泉法の一部改正)  
第十二百六十七条 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総務府令」を「環境省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
(自然公園法の一部改正)  
第十二百六十八号 自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

「環境庁長官」を「環境大臣」に、「自然環境保全審議会」を「中央環境審議会」に、「総務府令」を「環境省令」に、「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。  
第三十五条第五項中「主務大臣」を「第三十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」に改める。  
(建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正)  
第十二百六十九号 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総務府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
(環境事業団法の一部改正)  
第十二百七十号 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第三十四条第四項及び第三十五条第一項第六号を除く。)(中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総務府令」を「主務省令」に、「総務府令」を「主務省令」に、「厚生省令」を「主務省令」に、「通商産業省令」を「主務省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
第二十四条第三項及び第三十条(見出しを含む。)(中「総務府令」を「環境省令」に改める。  
第三十四条第一項中「厚生大臣」を削り、同条第三項中「とき」を「とき、又は同条第二項の主務省令を定めようとするときは」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総務府令」を「環境省令」に改め、厚生大臣」を削り、同項を同条第四項とする。  
第三十五条第一項第三号中「並びに同項第二号」を「、同項第二号の業務、同項第五号の業務(都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する業務を除く。以下この号において同じ。)(並びに同項第六号)に改め、第二号の下に「、第五号」を加え、同項第四号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「厚生大臣」を削り、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同項第五号とし、同項第八号中「厚生大臣」を削り、同項を同項第六号とし、同条第二項中「内閣総理大臣及び」を削る。

(大気汚染防止法の一部改正)  
第千二百七十一條 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正す

本則(第二十七條を除く)中「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」及び「内閣総理大臣」を、「環境大臣」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に、「通商産業大臣」を、「経済産業大臣」に改める。

第二條第二項中(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二條第二項本文に規定する鉱山を除く。第四章の二を除き、以下同じ)を削る。

第二十一條第二項中、「前項」を、「第一項」に、「行なつた」を、「行つた」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

第二十七條第二項中、「又はガス事業法」を、「ガス事業法」に改め、「ガス工作物」の下に「又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建設物、工作物その他の施設」を加え、「又は一般粉じん発生施設」を、「一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設」に、「又は一般粉じん」を、「一般粉じん又は特定粉じん」に改め、「第十條まで」の下に「(同條第一項にあつては、第十八條の十三第三項において準用する場合を含む)」を加え、「第十八條第一項又は第十八條の二第一項の規定による届出をした者について」及び、「第十四條第一項及び第三項を削り、第十八條の四」を、「第十八條の六から第十八條の九まで」に、「又はガス事業法の」を、「ガス事業法又は鉱山保安法の」に改め、同條第三項中「通商産業大臣」を、「前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。))」に改め、「第十八條第一項又は第十八條の二第一項の規定による届出をした者について」を削り、「又は第十八條の規定」を、「第十八條又は第十八條の六の規定」に、「又はガス事業法」を、「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同條第四項中「通商産業大臣」を、「行政機関の長」に、「第十四條第一項若しくは第三項又は第十八條の四」を、「又は第十八條

の八」に、「又はガス事業法」を、「ガス事業法又は鉱山保安法」に、「とる」を、「執る」に改め、同條第五項中「通商産業大臣」を、「行政機関の長」に改め、同條の次に一項を加える。  
6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四條第二項若しくは第三項、第十八條の四又は第十八條の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
附則第九項、第十二項及び第十三項中、「環境庁長官」を、「環境大臣」に改める。  
(騒音規制法の一部改正)  
第千二百七十二條 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を、「環境省令」に、「環境庁長官」を、「環境大臣」に、「運輸大臣」を、「国土交通大臣」に改める。  
第二條第一項中(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二條第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ)を削る。  
第十七條第二項中、「前項」を、「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。  
第二十一條の見出しを(電気工作物等に係る取扱い)に改め、同條第一項中、「又はガス事業法」を、「ガス事業法」に改め、「ガス工作物」の下に「又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建設物、工作物その他の施設(同法第二條第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。))」を加え、「第十三條までの規定」を、「第十一条までの規定並びに第十二條第二項及び第十三條の規定(第九条に係る部分に限る。))」に、「又はガス事業法の」を、「ガス事業法又は鉱山保安法の」に改め、同條第二項中「通商産業大臣」を、「前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。))」に、「又はガス事業法」を、「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同條第三項中「通商産業大臣」を、「行政機関の長」に、「第十二條」を、「第十二條第二項(第九条に係る部分に限る。))」に、「又はガス事業法」を

「、ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同條第四項中「通商産業大臣」を、「行政機関の長」に改め、同條の次に一項を加える。  
5 市町村長は、第二項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による報告又は同條第二項の規定による命令(同條第一項の規定による報告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)  
第千二百七十三條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第八條の二第一項第一号、第八條の三、第九條第五項、第十五條の二第一項第一号及び第十五條の二を除く)中、「厚生省令」を、「環境省令」に、「厚生大臣」を、「環境大臣」に改める。  
第八條の二第一項第一号及び第八條の三中「厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)」を、「環境省令」に改める。  
第九條第五項中、「厚生省令で定めるところ」を、「環境省令で定めるところ」に、「総理府令、厚生省令」を、「環境省令」に改める。  
第十五條の二第一項第一号及び第十五條の二の二中、「厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)」を、「環境省令」に改める。  
(水質汚濁防止法の一部改正)  
第千二百七十四條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を、「環境省令」に、「環境庁長官」及び「内閣総理大臣」を、「環境大臣」に改める。  
第二十三條第二項の表第一号及び第三号中「、第十三條第一項及び第三項、第十三條の二第一項」を削り、「第十四條の三第一項及び第二項」並びに第十四條の三第一項及び第三項」に改め、同表第五号中「、第十三條第一項及び第三項、第十三條の二第一項」を削り、同條第四項中「、第八條の二、第十三條第一項若しくは第

三項、第十三條の二第一項又は第十四條の三第一項若しくは第二項」を、「又は第八條の二」に、「又は電気事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八條又は第八條の二の規定に相当する同法の規定)を」に、「電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定」に、「採る」を、「執る」に改め、同條の次に一項を加える。  
6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第三号の上欄に掲げる者に対し第十三條第一項若しくは第三項、第十三條の二第一項又は第十四條の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第五号の上欄に掲げる者に対し第十三條第一項若しくは第三項又は第十三條の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)  
第千二百七十五條 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五條第二項及び第四項、第六條第二項、第十三條第一項、第十四條第一項並びに第十四條の二第二項を除く)中、「内閣総理大臣」を、「環境大臣」に、「総理府令」を、「環境省令」に、「環境庁長官」を、「環境大臣」に改める。  
第五條第二項中、「総理府令、農林水産省令」を、「農林水産省令、環境省令」に改め、同條第四項中「環境庁長官及び農林水産大臣」を、「農林水産大臣及び環境大臣」に改める。  
第六條第二項中、「総理府令、農林水産省令」を、「農林水産省令、環境省令」に改める。  
第十三條第一項中、「環境庁長官若しくは農林水産大臣」を、「農林水産大臣若しくは環境大臣」に改める。  
第十四條第一項及び第十四條の二第二項中「環境庁長官又は農林水産大臣」を、「農林水産大臣又は環境大臣」に改める。  
(悪臭防止法の一部改正)  
第千二百七十六條 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を、「環境省令」に改める。  
第十九條第二項中「都道府県知事」を、「都道府県知事及び市町村長」に改める。

三項、第十三條の二第一項又は第十四條の三第一項若しくは第二項」を、「又は第八條の二」に、「又は電気事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八條又は第八條の二の規定に相当する同法の規定)を」に、「電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定」に、「採る」を、「執る」に改め、同條の次に一項を加える。  
6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第三号の上欄に掲げる者に対し第十三條第一項若しくは第三項、第十三條の二第一項又は第十四條の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第五号の上欄に掲げる者に対し第十三條第一項若しくは第三項又は第十三條の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)  
第千二百七十五條 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
本則(第五條第二項及び第四項、第六條第二項、第十三條第一項、第十四條第一項並びに第十四條の二第二項を除く)中、「内閣総理大臣」を、「環境大臣」に、「総理府令」を、「環境省令」に、「環境庁長官」を、「環境大臣」に改める。  
第五條第二項中、「総理府令、農林水産省令」を、「農林水産省令、環境省令」に改め、同條第四項中「環境庁長官及び農林水産大臣」を、「農林水産大臣及び環境大臣」に改める。  
第六條第二項中、「総理府令、農林水産省令」を、「農林水産省令、環境省令」に改める。  
第十三條第一項中、「環境庁長官若しくは農林水産大臣」を、「農林水産大臣若しくは環境大臣」に改める。  
第十四條第一項及び第十四條の二第二項中「環境庁長官又は農林水産大臣」を、「農林水産大臣又は環境大臣」に改める。  
(悪臭防止法の一部改正)  
第千二百七十六條 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を、「環境省令」に改める。  
第十九條第二項中「都道府県知事」を、「都道府県知事及び市町村長」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」及び「環境庁長官」を「環境大臣」に、「自然環境保全審議会」を「中央環境審議会」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

第三十三条第五項中「主務大臣」を「第三十一条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」に改める。  
第四十四条第一項中「の制定若しくは改廃の立案をしよう」を「を定めよう」に改める。  
第五十一条第二項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「(大正七年法律第三十二号)を加える。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第三条第五項に後段として次のように加える。  
この場合において、これらの規定中「厚生大臣」とあるのは「環境大臣」と、第三項中「経済企画庁長官、環境庁長官及び国土庁長官に協議するとともに」とあるのは「国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては」と、確保するため、建設大臣と協議し」とあるのは「確保するため」と読み替えるものとする。

(動物の保護及び管理に関する法律の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。  
第十二条を次のように改める。  
(審議会の意見の聴取)  
第十二条 環境大臣は、第四条第二項若しくは前条第三項の基準の設定又は第七条第五項(第八条第三項において準用する場合を含む)若しくは第十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「瀬戸内海環境保全審議会」を「中央環境審議会」に、「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三節 特定賦課金(第六十二条一、第六十七條)を」第三節 特定賦課金(第六十二条一、第六十七條)に改める。  
本則(第六十二条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条の二を除く)中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「環境省令」に、「環境庁長官及び通商産業大臣」及び「主務大臣」を「環境大臣」に改める。  
第十八条(見出しを含む)及び第二十条第三号中「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二十一条、第二十二條、第二十六條第二項、第三十一条第二項及び第四十六條第二項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
第五十二条第一項中(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設でこれに相当するものを含む。第六十二条第一項において同じ)を削る。  
第六十二条第二項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「環境大臣」に改める。  
第四章に次の一節を加える。  
第四節 補則  
(経済産業大臣との協議)  
第六十七條の二 環境大臣は、次の場合には、経済産業大臣に協議しなければならない。  
一 第五十三條第二項、第五十五條第一項から第三項まで、第六十一条又は前条の環境省令を定めようとするとき。  
二 第五十七條第六項の認可をしようとするとき。

第百四十二条の見出し中「大蔵大臣等」を「財務大臣等」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
一 第九十条第二項又は第百条の環境省令を定めようとするとき。  
第百四十二条第二項を削り、同条第三項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項を同条第二項とする。  
第百四十二条の二を削る。  
第百三十五條(見出しを含む)中「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第百四十一条第一項中「環境庁長官又は通商産業大臣」を「環境大臣」に改める。  
第百四十三条の二中(昭和二十二年法律第六十七号)を削る。  
附則第十九條の三第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第二項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「環境大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。  
(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生省令」を「環境省令」に改める。  
(振動規制法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
第二条第一項中(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ)を削る。  
第十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。  
第十八条の見出しを「電気工作物等に係る取扱い」に改め、同条第一項中「又はガス事業法」を「ガス事業法」に改め、「ガス工作物」

の下に「又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設(同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。)」を加え、第十三条までの規定を「第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

の下の規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

の下の規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

の下の規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

の下の規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

の下の規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定(第九条に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「環境大臣」に改め、同条第十二條を「第十二條(第九條に係る部分に限る。)」に、「又はガス事業法」を「ガス事業法又は鉱山保安法」に改め、同条第四項中「通商産業大臣」を「行政機関の長」に改め、同条に次の一項を加える。  
5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令(同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二条第一項を除く)中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。  
第二条第二項中「による申請を受けた場合には」を「により環境庁長官が受けた申請に關し」に、「臨時水保病認定審査会」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」に改める。  
(広域臨海環境整備センター法の一部改正)  
第百四十二条(昭和三十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「政令で定める審議会」を「交通政策審議会」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)  
第百八十六條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

第十二條第一項中「及び第十條」を削り、同條第二項中「長」の下に「(第四項において単に「行政機関の長」という。)を加え、又は第十條」を削り、又は電気事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八條の規定に相当する同法の規定)を、「電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定」に、「採る」を「執る」に改め、同條に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項に規定する湖沼特定施設について、第十條の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(スパイクタイヤ粉じんの発生に関する法律の一部改正)  
第百八十七條 スパイクタイヤ粉じんの発生

の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項から第三項まで及び第五項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)  
第百八十八條 産業廃棄物の処理に係る特定

施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一條第五項、第二十條第三項及び第二十七條を除く)中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「厚生省令」を「環境省令」に改める。

第三條第一項中「運輸大臣」を削り、同條第三項中「環境庁長官その他」を削る。

第十一條第五項中「建設大臣、自治大臣及び」を「国土交通大臣、総務大臣及び」に改め、(当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣)を削り、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十條第三項中「厚生大臣」を「環境大臣」に、「厚生大臣を除く。」及び「自治大臣」を「及び総務大臣」に改める。

第二十七條の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同條ただし書中「(港湾区域等を含むものを除く。）」及び「(この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。)」を削り、「建設大臣、自治大臣及び」を「国土交通大臣、総務大臣及び」に改め、し、特定施設が特定周辺整備地区(港湾区域等を含むものに限る。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣

建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣とを削り、同條第一号中「(厚生大臣を除く。）」及び「厚生大臣」を「及び環境大臣」に改め、同條第二号中「厚生大臣」を「環境大臣」に改め、同條に次の一項を加える。

2 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第九條に規定する地方支分部局の長に委任することができる。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)  
第百八十九條 自動車から排出される窒素酸

化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第十三條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 事業所管大臣は、前項に規定する指針を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)  
第百九十條 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第十條第二項及び第十一條、第十一條第三項、第十六條第三項、第十九條第一項、第二号、第四十五條第一項及び第三項並びに第五十二條第一項から第四項までを除く)中「内閣総理大臣」及び「環境庁長官」を「環境大臣」に、「自然環境保全審議会」を「中央環境審議会」に、「総理府令」を「環境省令」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第九條第一号中「又は第二項」を削る。

第十條第一項中「(次項に規定する者を除く。)」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認める」を「第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定める」に、「第一項の」を「その」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同條第四項とする。

一 次号に規定する許可以外の許可 国内希少野生動植物種等の保存のために必要があると認めるとき。

二 第三十條第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての許可 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

第十條第六項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とし、同條第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項を同條第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 環境大臣は、第三十條第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付

そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

第十條第十一項を削る。

第十一條第一項中「同條第十項」を「同條第九項」に、「同條第五項」を「同條第四項」に、「国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認める」を「次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定める」に、「とる」を「執る」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるとき。

二 第三十條第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

第十一條第二項中「国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすと認める」を「次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすと認めるとき。

二 前項第二号に掲げる者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

第十一條第三項を次のように改める。

3 環境大臣は、第一項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

第十二條第二項中「の制定又は改廃に当たつてその立案を」を「を定めよう」とに改める。

第十三條第四項中「第十條第五項」を「第十條第四項」に、「同條第十項」を「同條第九項」に、「第十條第十項」を「第十條第九項」に改める。

第十四條中「第十條第十項」を「第十條第九項」に、「第十條第五項」を「第十條第四項」に、「とる」を「執る」に改める。

第十六条第三項中「通商産業大臣が第一項を「経済産業大臣が第一項」に、環境庁長官及び通商産業大臣が「環境大臣及び経済産業大臣」に、通商産業大臣又は環境庁長官及び通商産業大臣を「経済産業大臣又は環境大臣及び経済産業大臣」に、通商産業大臣等を「経済産業大臣等」に改める。

第十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十五条第一項中「環境庁長官及び」を「環境大臣及び」に、「環境庁長官等」を「環境大臣等」に、「自然環境保全審議会」を「中央環境審議会」に改め、同条第三項中「環境庁長官等」を「環境大臣等」に改める。

第五十条第一項中「又は農林水産大臣」(同条第三項において準用する場合を含む。)(及び「農林水産大臣にあつては、第十一條第三項において準用する同条第一項及び第十九條第一項に規定する権限に限る。」を削り、同条第二項中「又は農林水産大臣」を削る。

第五十二条第一項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「通商産業大臣等」を「経済産業大臣等」に、「総理府令、通商産業省令」を「環境省令、経済産業省令」に改め、同条第二項及び第三項中「環境庁長官又は通商産業大臣等」を「環境大臣又は経済産業大臣等」に、「総理府令、通商産業省令」を「環境省令、経済産業省令」に改め、同条第四項中「環境庁長官又は通商産業大臣等」を「環境大臣又は経済産業大臣等」に改める。

第五十八条第二号中(同条第三項において準用する場合を含む。)(を削る。

第五十九条第一号中「第十條第五項(同条第十一項及び」を「第十條第四項」に改める。第六十二条第一号中「第十條第九項(同条第十一項において準用する場合を含む。)(を「第十條第八項」に改める。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)

第十二百九十一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第一項第一号二、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項、第九条第四項、第十条第二項及び第五項、第十三条並びに第十

九条を除く。)(中「主務大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「主務省令」を「経済産業省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

第二条の見出しを(定義等)に改め、同条第一項第一号二中「総理府令、厚生省令、通商産業省令」を「環境省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 環境大臣は、第一項第一号二の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

第四条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令、環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第五条第二項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「環境庁長官(当該輸移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二條第一項の廃棄物(以下単に「廃棄物」という。)(に該当する場合にあつては、環境庁長官及び厚生大臣)を「環境大臣」に改める。

第六条第二項中「総理府令、厚生省令、通商産業省令」を「経済産業省令、環境省令」に改める。

第九条第四項中「第九條第一項」と、「環境庁長官及び厚生大臣」とあるのは、「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

第十条第二項中「総理府令、厚生省令、通商産業省令」を「経済産業省令、環境省令」に改め、同条第三項第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に(昭和四十五年法律第三十七号)を加え、同条第五項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「当該輸入特定有害廃棄物等が廃棄物に該当する場合にあつては厚生大臣に、廃棄物に該当しない場合にあつては環境庁長官に対し、それぞれ、その旨を」を「その旨を環境大臣に」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 輸移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二條第一項の廃棄物(第十四條第二項において単に「廃棄物」という。)(に該当する場合にお

ける前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

第十三条中「総理府令、厚生省令、通商産業省令」を「経済産業省令、環境省令」に改める。

第十九条を削り、第二十條を第十九條とし、第二十一条から第二十五条までを一条ずつ繰り上げる。

(環境基本法の一部改正)

第十二百九十二条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十六條第三項を除く。)(中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第十六条第一項中「前条までの規定」を「第十四条まで及び前条第一項の規定並びに同条第四項及び第六項の規定(同条第一項に係る部分に限る。)(に改め、同条第三項中「前条」を「前条第一項又は第四項(同条第一項に係る部分に限る。)(に」と、「執る」に改め、同条に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設等について、前条第二項若しくは第三項の規定による勧告又は同条第四項の規定による命令(同条第二項又は第三項の規定による勧告に係るものに限る。)(をしよつとするとときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(悪臭防止法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二百九十四条 悪臭防止法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「総理府令」を「環境省令」に、「同項第二号及び第三号」を「同項第三号」に改め、同条第一項第二号中「前号の許容限度

を基礎として」とあるのは「前号の許容限度次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された前号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廃止された規制基準に係る許容限度(を基礎として」とを削る。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)

第十二百九十五条 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附則第六條第三項中「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

附則第七條中「総理府令」を「環境省令」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第十二百九十六条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十六條の見出し及び第五十八條第二項を除く。)(中「総理府令」を「内閣府令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に、「府若しくは省」を「内閣府若しくは省」に、「主務省令、建設省令」を「主務省令、国土交通省令」に改める。

第二十六條の見出し中「環境庁長官等」を「環境大臣等」に改める。

第三十九條第一項中「建設大臣」を「国土交通大臣(同法第八十五條の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)に委任され、当該地方整備局長又は北海道開発局長」を「国土交通大臣」に改める。

第四十條第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である」に、「建設大臣又は」を「国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は」に改める。

第四十一条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十二條第三項中「同意」の下に「以下の項及び」を加え、建設大臣を「国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）」に改める。

第五十三條第二項及び第四項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十八條第一項第六号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「総理府の」を「内閣府の」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「主務省令・建設省令」を「主務省令・国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）  
第二百九十七條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第三条第四項及び第五条第四項中「厚生省令」を「環境省令」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）  
第二百九十八條 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）の一部を次のように改正する。  
本則中「内閣総理大臣」及び「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に改める。

（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部改正）  
第二百九十九條 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「経済産業大臣及び環境大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令、環境省令」に改める。  
第七条第四項中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。  
第十四條中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。  
第十五條及び第十六條中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十八條の見出し中「審議会」を「審議会等」に改め、同条中「内閣総理大臣、厚生大臣及び通商産業大臣」を「厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣」に、政令で定める審議会を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）」で政令で定めるもの」に改める。

第二十二條第一項第一号中「環境庁長官、通商産業大臣」を「経済産業大臣、環境大臣」に改め、同項第三号中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣、通商産業大臣」を「経済産業大臣、環境大臣」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）  
第二百三十三條 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。  
本則（第二十五條を除く）中「総理府令」を「環境省令」に、「環境庁長官」及び「内閣総理大臣」を「環境大臣」に、「厚生省令」を「環境省令」に改める。

第二十五條第一項中「総理府令、厚生省令」を「環境省令」に改め、同条第二項中「総理府令、厚生省令」を「環境省令」に改め、第九條第五項及び「を削り、同じ」との下に「同法第九條第五項中「環境省令で定める技術上」とあるのは「環境省令（ダイオキシン類対策特別措置法第二十五條第一項の環境省令を含む。）で定める技術上」とを加える。

第三十五條の見出しを（適用除外等）に改め、同条第一項の表第一号から第四号までの規定中、「第二十二條第一項及び第三項並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第十六條又は第二十二條第一項若しくは第三項」を「又は第十六條」に、「又はガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第十五條又は第十六條の規定に相当する同法の規定）」を「ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定」に、「とる」を「執る」に改め、同条の表第一号から第四号までの上欄に掲げる者に対し、第二十二條第一項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
第十六章 経過措置等

（処分、申請等に関する経過措置）  
第二百三十一條 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）  
第二百三十二條 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対しては、法

令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）  
第二百三十三條 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（命令の効力に関する経過措置）  
第二百三十四條 改革関係法等の施行前に法令の規定により発せられた国家行政組織法の一部を改正する法律による改正前の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号。次項において「旧国家行政組織法」という。）第十二條第一項の総理府令又は省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法の一部を改正する法律による改正後の国家行政組織法（次項及び次条第一項において「新国家行政組織法」という。）第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

2 改革関係法等の施行前に法令の規定により発せられた旧国家行政組織法第十三條第一項の特別の命令は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第五十八條第四項（組織関係整備法第六條の規定による改正後の宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）の特別の命令又は新国家行政組織法第十三條第一項の特別の命令としての効力を有するものとする。

3 改革関係法等の施行の際現に効力を有する金融再生委員会規則で、第六十六條の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律又は第六十八條の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の規定により内閣府令で定めるべき事項を定めているものは、改革関係法等の施行後は、内閣府令としての効力を有するものとする。

（従前の例による処分等に関する経過措置）  
第二百三十二條 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対しては、法

(内閣府等の組織に関する中央省庁等改革推進本部令) 中央省庁等改革推進本部は、改革推進本部令(昭和三十九年法律第百八十八号)第十條(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、同法第二十二條、実用新案法第六十條、意匠法第七十三條、地価公示法第十八條第一項、公害等調整委員会設置法第十一條第一項(同法第十八條第五項において準用する場合を含む。)、公害健康被害の補償等に関する法律第二百二十三條第一項、航空事故調査委員会設置法第十條第一項、国会等の移転に関する法律(平成四年法律第九号)第十五條第八項、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)第六條第七項、金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第十一條第一項又は同法第三十八條第一項において準用する同法第十一條第一項に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者(以下この条において「旧委員等」という。)は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定(改革関係法等の施行後においては、改革関係法等の施行前の労働基準法第百條の二第三項において準用する同法第百五條の規定については改革関係法等の施行後の同法第百條第三項において準用する同法第百五條の規定とし、改革関係法等の施行前の運輸省設置法第十五條の規定については改革関係法等の施行後の国土交通省設置法第二十一條第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第十一條第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法附則第十五條において準用する同法第十六條第一項の規定とする。以下この項において同じ。)に規定する国の機関の委員その他の職員(以下この条において「新委員等」という。)であったものと、改革関係法等の施行前のこれらの規定に規定する旧委員等に係るその職務上又はその職務に関して知ることができた秘密は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定に規定する新委員等に係るその職務上又はその職務に関して知ることができた秘密とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。

2 前項の中央省庁等改革推進本部令は、中央省庁等改革推進本部令の定めるところにより、改革関係法等の施行の時に、それぞれ、その時に発せられた前項に規定する事項を定められた相当の内閣府令又は省令となるものとする。  
(中央省庁等改革基本法の一部改正)  
第十三百六條 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第五十三條の見出しを(所掌事務等)に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前二号に掲げるもののほか、内閣府又は新たな省の組織に関する事項で内閣府令又は省令で定めるべきものに関すること。  
第五十三條に次の一項を加える。

2 本部は、前項第四号に規定する事項について、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日前において、その機関の命令として中央省庁等改革推進本部令を発することができ、

(守秘義務に関する経過措置)  
第十三百七條 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の労働基準法第百五條(同法第百條の二第三項において準用する場合を含む。)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十九條、地方自治法第二百五十五條の九第十三項(同法第二百五十一條第五項において準用する場合を含む。)、船員法第百九條、国营企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六條第五項、運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第十五條、労働組合法第二十三條、電波法第九十九條の四において準用する国家公務員法第百九條第一項、警察法第十條第一項において準用する国家公務員法

第百條第一項、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)第十條(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、同法第二十二條、実用新案法第六十條、意匠法第七十三條、地価公示法第十八條第一項、公害等調整委員会設置法第十一條第一項(同法第十八條第五項において準用する場合を含む。)、公害健康被害の補償等に関する法律第二百二十三條第一項、航空事故調査委員会設置法第十條第一項、国会等の移転に関する法律(平成四年法律第九号)第十五條第八項、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)第六條第七項、金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第十一條第一項又は同法第三十八條第一項において準用する同法第十一條第一項に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者(以下この条において「旧委員等」という。)は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定(改革関係法等の施行後においては、改革関係法等の施行前の労働基準法第百條の二第三項において準用する同法第百五條の規定については改革関係法等の施行後の同法第百條第三項において準用する同法第百五條の規定とし、改革関係法等の施行前の運輸省設置法第十五條の規定については改革関係法等の施行後の国土交通省設置法第二十一條第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第十一條第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法附則第十五條において準用する同法第十六條第一項の規定とする。以下この項において同じ。)に規定する国の機関の委員その他の職員(以下この条において「新委員等」という。)であったものと、改革関係法等の施行前のこれらの規定に規定する旧委員等に係るその職務上又はその職務に関して知ることができた秘密は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定に規定する新委員等に係るその職務上又はその職務に関して知ることができた秘密とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。

2 改革関係法等の施行前の科学技術会議設置法(昭和三十四年法律第四号)第十條第一項、宇宙開発委員会設置法(昭和四十二年法律第四十号)第九條第一項又は金融再生委員会設置法第十一條第一項に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、改革関係法等の施行後も、なお従前の例による。

3 改革関係法等の施行前の臨時金利調整法第十二條に規定する金利調整審議会の委員又は同審議会の書記であった者が、金利調整審議会の議事に関して知得た秘密に關し、改革関係法等の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の消防法第三十五條の三の二第二項において準用する同法第三十四條第二項において準用する同法第四條第六項に規定する従前の消防庁の職員に係る検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密は、改革関係法等の施行後の同項に規定する消防庁の職員に係る検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密とみなして、同項の規定を適用する。

5 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の職業安定法第五十一條の二に規定する従前の公共職業安定所の業務に従事する者であった者は、改革関係法等の施行後の職業安定法第五十一條の二に規定する公共職業安定所の業務に従事する者であった者と、改革関係法等の施行前の職業安定法第五十一條の二に規定する従前の公共職業安定所の業務に従事する者であった者に係るその業務に關して知り得た同条に規定する情報とは、同条の規定を適用する。  
(職務上の義務違反に関する経過措置)  
第十三百八條 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の地方自治法第二百五十條の九第十一項(同法第二百五十一條第五項において準用する場合を含む。)、建設法第二十五條の五第二項(同法第二十五條の七第三項において準用する場合を含む。)、犯罪者予防更生法第八條第二項、運輸省設置法第十一條、労働組合法

第十九條の七第二項(同法第十九條の十三第四項において準用する場合を含む。)、社会保険医療協議会法第三條第八項、公職選挙法第五條の二第四項、電波法第九十九條の八、ユネスコ活動に関する法律第十一條第一項、公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)第七條、自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)第八條第一項、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四條、警察法第九條第二項、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第七條第二項(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十條、地価公示法第十五條第八項、公害等調整委員会設置法第九條、公害健康被害の補償等に関する法律第百六條、航空事故調査委員会設置法第八條第二項、国会等の移転に関する法律第十五條第七項、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第六項、金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第九條又は同法第三十八條第一項において準用する同法第九條に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者(以下この条において「旧委員等」という。)が改革関係法等の施行前に行った旧委員等としての職務上の義務違反その他旧委員等たるに適用しない非行は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定(改革関係法等の施行後においては、改革関係法等の施行前の労働基準法第百條の二第三項において準用する同法第百五條の規定については改革関係法等の施行後の同法第百條第三項において準用する同法第百五條の規定とし、改革関係法等の施行前の運輸省設置法第十五條の規定については改革関係法等の施行後の国土交通省設置法第二十一條第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第二十八條において準用する同法第十一條第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法附則第十五條において準用する同法第十六條第一項の規定とする。以下この条において「新委員等」という。)と

して行った職務上の義務違反その他新委員等たるに適用しない非行とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。

して行った職務上の義務違反その他新委員等たるに適用しない非行とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。

(地方自治法第百五十六條第四項の適用の特例)

第十三百九條 改革關係法等の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省又は環境省の第百七十三條の規定による改正後の地方自治法(次項において「新地方自治法」という。第百五十六條第五項に規定する機関(地方厚生局及び地方厚生支局並びに地方整備局を除く。)であつて、改革關係法等の施行の際従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省の相当の機関(以下この項において「相当の旧機関」という。))の位置と同一の位置に設けられ、かつ、その相当の旧機関の管轄区域以外の区域を管轄しないものについては、同条第四項の規定は、適用しない。

2 地方厚生局又は地方厚生支局であつて、改革關係法等の施行の際従前の厚生省の地方医務局(地方厚生支局にあつては、従前の厚生省の地方医務支局とする。以下この項において同じ。))の位置と同一の位置に設けられ、かつ、従前の厚生省の地方医務局の管轄区域以外の区域を管轄しないものについては、新地方自治法第百五十六條第四項の規定は、適用しない。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三百十條 改革關係法等の施行の際従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の委員である者は、改革關係法等の施行の日、第百四條の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十二條第一項の規定により、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の委員として任命されたものとみなす。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第十三百十一條 改革關係法等の施行前の自衛隊法第六十二條第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五十年間に在職していた従前の防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものは、改革關係法等の施行後は、改革關係法等の施行後の自衛隊法第六十二條第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五十年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとみなして、同法の規定を適用する。

(統計法の一部改正に伴う経過措置)

第十三百十二條 改革關係法等の施行前に第百七十一條の規定による改正前の統計法第十條第四項に規定する国家公務員として統計調査に関する事務に従事した期間は、第百七十一條の規定による改正後の同項第一号の規定の適用については、第百七十一條の規定による改正後の同項に規定する国家公務員として統計調査に関する事務に従事した期間とみなす。

(電波監理審議会の委員の退職後の就職の制限に関する経過措置)

第十三百十三條 従前の郵政省の電波監理審議会の委員であつた者(組織關係整備法附則第十六條第一項の規定により総務省の電波監理審議会の委員として任命されたものとみなされた者を除く。)に係る退職後の就職の制限については、改革關係法等の施行後は、当該従前の郵政省の電波監理審議会の委員であつた者を総務省の電波監理審議会の委員であつた者とみなして、改革關係法等の施行後の電波法第九十九條の九の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

(地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の適用に関する経過措置)

第十三百十四條 改革關係法等の施行後における地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成二年法律第四十七号)附則第八條の規定の適用については、同条中「応じて自治大臣」とあるのは、「応じての総務大臣」とする。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の適用に関する経過措置)

第十三百十五條 改革關係法等の施行の際に国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七條第三項の規定により同法第二條第三項に規定する交流派遣をされている職員については、改革關係法等の施行後は、改革關係法等の施行後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二條第二項に規定する者のうち人事院規則で定める者であつた職員に係る同法第八條第二項に規定する交流派遣元機関の長とみなして、同法の規定を適用する。

(予算執行職員等の弁償責任に関する経過措置)

第十三百二十一條 次に掲げる職員の改革關係法等の施行前の事実に基づく弁償責任に係る第百五十三條の規定による改正前の財政法第二十二條第二項に規定する各省各庁の長の権限については、改革關係法等の施行後は、第百五十三條の規定による改正後の財政法第二十二條第二項に規定する各省各庁の長の権限とする。

一 会計法第三十八條第一項に規定する出納官及び同法第四十條第二項に規定する出納員並びに同法第四十八條の規定により現金の出納保管を行う都道府県の知事又は吏員

二 予算執行職員等の責任に関する法律第一條第一項に規定する予算執行職員(他の法律により予算執行職員とみなされる職員を含む)

三 物品管理法第三十一條第一項に規定する物品管理職員及び同法第三十一條の規定により物品の管理を行う都道府県の知事又は吏員

四 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第五十六條に規定する職員

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十三百二十二條 改革關係法等の施行の日以前に大蔵大臣がした第百四十七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條の四第十九項に規定する計算の基礎となる期間に係る合意は、財務大臣がした第百四十七條の規定による改正後の租税特別措置法第六十六條の四第十九項に規定する計算の基礎となる期間に係る合意とみなす。

(郵政公社が設立されるまでの間の総務省共済組合等の設立の特例)

第十三百二十三條 改革關係法等の施行の日以後中央省庁等改革基本法第三十三條第一項に規定する郵政公社が設立されるまでの間、総務省にあつては、第百二十三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下第百二十三條第一項において「改正後国共済法」という。))第三條第一項の規定にかかわらず、次項に定める職員(改正後国共済法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下第百二十三條第一項において同じ。))を除くその所属の職員をもつて組織する国家公務員共済組合(第百二十三條第一項、第百二十六條及び第百二十八條第一項において「総務省共済組合」という。)を設ける。

2 改革関係法等の施行の日以後中央省庁等改革基本法第三十三条第一項に規定する郵政公社が設立されるまでの間、総務省にあっては、改正後国共済法第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、総合通信局、沖縄総合通信事務所及び郵政事業庁並びに政令で定める部局及び機関に属する職員をもって組織する国家公務員共済組合（次条及び第百三十三條において「郵政共済組合」という。）を設ける。  
（国家公務員共済組合の存続等）  
第百三十四條 第四百二十三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下第百三十二條までにおいて「改正前国共済法」という。）第三條第一項の規定により従前の法務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧法務省共済組合」という。）、従前の外務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧外務省共済組合」という。）、従前の大蔵省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧大蔵省共済組合」という。）、従前の農林水産省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧農林水産省共済組合」という。）、従前の通商産業省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧通商産業省共済組合」という。）、若しくは従前の郵政省に属する職員をもって組織された組合（次項において「旧郵政省共済組合」という。）、同条第二項第一号の規定により設けられた組合（次項において「旧防衛庁共済組合」という。）、同条第二項第二号の規定により設けられた組合（次項において「旧刑務共済組合」という。）、同条第二項第三号の規定により設けられた組合（次項において「旧印刷局共済組合」という。）、同号口の規定により設けられた組合（次項において「旧造幣局共済組合」という。）、同条第二項第四号の規定により設けられた組合（次項において「旧厚生省第二共済組合」という。）、同号口の規定により設けられた組合（次項において「旧厚生省社会保険関係共済組合」という。）、又は同条第二項第五号の規定により設けられた組合（次項において「旧林野庁共済組合」という。）、は、改革関係法等の施行の日において、それぞれ改正後国共済法第三條第一項の規定により法務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「法務省共済組合」という。）、

外務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「外務省共済組合」という。）、財務省に属する職員をもって組織された組合（次項において「財務省共済組合」という。）、農林水産省に属する職員をもって組織された組合（次項において「農林水産省共済組合」という。）、経済産業省に属する職員をもって組織された組合（次項において「経済産業省共済組合」という。）、若しくは郵政共済組合、同条第二項第一号の規定により設けられた組合（次項及び次条第一項において「防衛庁共済組合」という。）、改正後国共済法第三條第二項第二号の規定により設けられた組合（次項において「刑務共済組合」という。）、同条第二項第三号の規定により設けられた組合（次項において「印刷局共済組合」という。）、同号口の規定により設けられた組合（次項において「造幣局共済組合」という。）、同条第二項第四号の規定により設けられた組合（次項において「厚生労働省第二共済組合」という。）、同号口の規定により設けられた組合（次項において「厚生労働省社会保険関係共済組合」という。）、又は同条第二項第五号の規定により設けられた組合（次項において「林野庁共済組合」という。）、となり、同一性をもって存続するものとする。  
2 旧法務省共済組合、旧外務省共済組合、旧大蔵省共済組合、旧農林水産省共済組合、旧通商産業省共済組合、旧郵政省共済組合、旧防衛庁共済組合、旧刑務共済組合、旧印刷局共済組合、旧造幣局共済組合、旧厚生省第二共済組合、旧厚生省社会保険関係共済組合又は旧林野庁共済組合の代表者は、それぞれ、改革関係法等の施行の日前に、改正前国共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前国共済法第六條及び第十一條の規定により、改革関係法等の施行の日以後に係る法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、郵政共済組合、防衛庁共済組合、刑務共済組合、印刷局共済組合、造幣局共済組合、厚生労働省第二共済組合、厚生労働省社会保険関係共済組合又は旧林野庁共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき大蔵大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

（旧国家公務員共済組合の解散等）  
第百三十五條 改正前国共済法第三條第一項の規定により従前の総理府に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧総理府共済組合」という。）、従前の文部省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧文部省共済組合」という。）、従前の厚生省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧厚生省共済組合」という。）、従前の運輸省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧運輸省共済組合」という。）、従前の労働省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧労働省共済組合」という。）、若しくは従前の建設省に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「旧建設省共済組合」という。）、又は改正前国共済法第三條第二項第一号の規定により設けられた組合（以下この条において「旧防衛施設庁共済組合」という。）、は、改革関係法等の施行の日において、旧運輸省共済組合、旧労働省共済組合、旧建設省共済組合、旧文部省共済組合、旧厚生省共済組合、旧防衛施設庁共済組合に属する職員をもって組織された組合（以下この条及び次条第二項において「内閣共済組合」という。）、が、旧文部省共済組合にあっては改正後国共済法第三條第一項の規定により国土交通省に属する職員をもって組織された組合（以下この条、次条及び第百三十二條第一項において「国土交通省共済組合」という。）、が、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合にあっては改正後国共済法第三條第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（次条において「厚生労働省共済組合」という。）、が、旧防衛施設庁共済組合にあっては防衛庁共済組合が、それぞれ承継する。  
2 内閣共済組合は、前項の規定により旧総理府共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうち旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業（改正前国共済法附則第十四條の四第一項の規定により行う事業を含む。以下この項及び次項において同じ。）に係るものの価額から、その承継した義務に係る負債のうち旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業に係るものの価額をそれぞれ差し引いた額につき、財務省令で定めるところにより算出した金額を、総務省共済組合、文部科学省共済組合又は国土交通省共済組合に対して支払わなければならない。  
3 前項の財務省令は、旧総理府共済組合の短期給付の事業及び福祉事業に要する費用についてのその組合員の負担の割合、改革関係法等の施行の日の前日において旧総理府共済組合の組合員であった者の数に対するこれらの者のうち改革関係法等の施行の日それぞれ内閣共済組合、総務省共済組合、文部科学省共済組合又は国土交通省共済組合の組合員の資格を取得した者の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。  
4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による支払について必要な事項は、財務省令で定める。  
5 旧総理府共済組合、旧文部省共済組合、旧厚生省共済組合、旧運輸省共済組合、旧労働省共済組合、旧建設省共済組合又は旧防衛施設庁共済組合（次項及び第百三十二條において「旧組合」という。）、の平成十二年四月一日に始まる事業年度は、改革関係法等の施行の日の前日に終わるものとする。  
6 旧組合の平成十二年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は改革関係法等の施行の日から起算して二月を経過する日とし、なお従前の例によることとされる改正前国共済法第十六條第二項に規定する大蔵大臣は、財務大臣とする。  
（新国家公務員共済組合の事業年度等）  
第百三十六條 内閣共済組合、総務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合及び国土交通省共済組合の最初の事業年度は、改正後国共済法第十四條の規定にかかわらず、改革関係法等の施行の日始まり、平成十三年三月三十一日に終わるものとする。

2 旧総理府共済組合の代表者、旧総理府共済組合及び旧文部省共済組合の代表者、旧厚生省共済組合及び旧労働省共済組合の代表者、旧建設省共済組合の代表者は、それぞれ、改革関係法等の施行の前日に、改正前国共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前国共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定の例により、内閣共済組合及び総務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合又は国土交通省共済組合の定款及び運営規程を定めるとともに、これらの組合の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

(改正前国共済法等の規定によりした処分、手続その他の行為)  
第十三百二十七條 改革関係法等の施行の前日に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律又は改正後国共済法若しくはこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(旧国家公務員共済組合の組合員であつた者の改正後国共済法の規定の適用)  
第十三百二十八條 改革関係法等の施行の前日に旧組合の組合員であつた者(改革関係法等の施行の日)に第十三百二十五條第一項の規定により当該旧組合の権利及び義務を承継した組合又は総務省共済組合、文部科学省共済組合若しくは国土交通省共済組合(以下この条及び次条において「新組合」という。)の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」といふはそれぞれ新組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く)はそれぞれ新組合の組合員であつた期間とみなす。

一 改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号、第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。)第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十條第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金

とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二十四号)第六十一條の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二十四号)第六十一條の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が改革関係法等の施行の前日に改正前国共済法第四十二條第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した改革関係法等の施行の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する新組合が改正後国共済法第四十二條第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 改革関係法等の施行の前日に改正前国共済法第五十三條第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、改革関係法等の施行の日以後は、改正後国共済法第五十三條第一項の規定により当該更新組合員が新組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 改革関係法等の施行の際現に旧組合の組合員(改正前国共済法第二百二十四條の第二項に規定する継続長期組合員を除く。)であつた者若しくはその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九條の規定により支給されている給付(改正前国共済法第二百二十條の規定により船員保険法に定める給付を含む。)については、なお従前の例によるものとし、第十三百二十五條第一項の規定により当該旧組合の権利及び義務を承継した組合(次項において「承継組合」という。)が支給

5 改革関係法等の施行の前日に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、改革関係法等の施行の日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一條第二項、第六十四條又は第六十七條第二項及び第三項の規定が適用されるものとしたらば、これらの規定により支給される給付(改正前国共済法第二百一十一條の規定による選択に係る給付を含む)を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、承継組合が当該給付を支給する。

6 改革関係法等の施行の前日に改正前国共済法第二百一十一條の規定により更新組合員が旧組合に申し出たは、改正後国共済法第二百一十一條の規定により新組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 改革関係法等の施行の前日において改正前国共済法第二百二十四條の第二項の規定により旧組合の組合員であるものとされてきた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百二十四條の第二項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 改革関係法等の施行の前日において改正前国共済法第二百二十六條の五第一項又は附則第十二條第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされてきた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に退職し、改正前国共済法第二百二十六條の五第一項又は附則第十二條第一項の規定による申出を同日に当該旧組合に行つたものについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百二十六條の五第一項又は附則第十二條第一項の規定による申出に係る組合とみなして、改正後国共済法第二百二十六條の五又は附則第十二條の規定を適用する。

9 改革関係法等の施行の前日に退職し、改正前国共済法第二百二十六條の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができず、改革関係法等の施行の前日に当該申出をしていないものについては、当該旧組合に相当する組合として政令で定めるものを改正後国共済法第二百二十

六條の五第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、当該組合(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の施行前の期間については、その者の所属していた同法第十三百二十五條第五項に規定する旧組合とする。)とする。

10 改正後国共済法附則第十二條第一項に規定する特定共済組合が新組合である場合における当該特定共済組合の改革関係法等の施行の日から平成十四年三月までの同条第五項に規定する特別退職組合員の標準報酬の月額については、同項中「毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)」とあるのは、「平成十三年一月一日」と、合計額とあるのは、「合計額(同年一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における当該特別退職組合員の属する特定共済組合に係る中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第十三百二十五條第五項に規定する旧組合であつて政令で定める組合(同法第四百二十三條の規定による改正前のこの条第三項に規定する特別退職組合員を除く。)(標準報酬の月額の合計額)とする。

(新国家公務員共済組合に係る老人保健法等の規定により納付すべき拠出金の額の特例)  
第十三百二十九條 平成十二年、平成十三年及び平成十四年において新組合が老人保健法第五十三條第二項の規定により納付すべき拠出金の額の算定の特例については、政令で定める。

2 前項の規定は、平成十二年、平成十三年及び平成十四年において新組合が国民健康保険法第八十一條の第二項の規定により納付すべき拠出金及び介護保険法第五十條第二項の規定により納付すべき納付金について準用する。

(郵政共済組合に係る郵政公社が設立された場合における必要な措置)  
第十三百三十條 中央省庁等改革基本法第三十三條第一項に規定する郵政公社が設立された場合における郵政共済組合に係る権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第千三百三十一條 改革関係法等の施行の日前に大蔵大臣がした第四百四十九條の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項において「旧租税条約実施特例法」という。)(第七條第一項に規定する租税条約に基づく合意は、財務大臣がした第四百四十九條の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項において「新租税条約実施特例法」という。)(第七條第一項に規定する租税条約に基づく合意とみなす。

2 改革関係法等の施行の日前に大蔵大臣がした旧租税条約実施特例法第七條第三項に規定する計算の基礎となる期間に係る合意は、財務大臣がした新租税条約実施特例法第七條第三項に規定する計算の基礎となる期間に係る合意とみなす。

(教科用図書等に関する経過措置)

第千三百三十二條 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部においては、改革関係法等の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、第五百十一條の規定による改正後の学校教育法第五十一條、第五十一條の九第一項及び第七十六條において準用する同法第二十一條第一項の規定にかかわらず、第五百十一條の九第一項及び第七十六條において準用する同法第二十一條第一項に規定する教科用図書(文部省が著作の名義を有する教科用図書に限る。)(を可以使用することができる。

第千三百三十三條 改革関係法等の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間は、第五百十一條の規定による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法第二條第一項中「文部科学省」とあるのは、文部省若しくは文部科学省とする。

第千三百三十四條 改革関係法等の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間は、第五百六條の規定による改正後の文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律第一條第一項中「文部科学省」とあるのは、文部省又は文部科学省とする。

第千三百三十五條 改革関係法等の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二條第二項に規定する教科用図書には、第五百十一條の規定による改正前の学校教育法第七十六條において準用する同法第二十一條第一項に規定する教科用図書(文部省が著作の名義を有する教科用図書に限る。)(を含むものとする。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百三十六條 第八百一條の規定による改正後の森林法第四條第四項、第八項及び第十項の規定は、改革関係法等の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画(以下この条において「旧全国森林計画」という。)(に引き続く次の全国森林計画から適用し、旧全国森林計画の変更については、なお従前の例による。

(弁理士の資格等に関する経過措置)

第千三百三十七條 改革関係法等の施行前に従前の特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間とみなす。

第千三百三十八條 審判官が改革関係法等の施行前に従前の審査官として査定に關与した事件は、改革関係法等の施行後の特許法第三百二十九條第六号(同法、実用新案法、意匠法、商標法その他の法令において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改革関係法等の施行後に審査官として査定に關与した事件とみなす。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百三十九條 改革関係法等の施行前に第七十六條の規定による改正前の道路法第三十一條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千七十六條の規定による改正後の道路法第三十一條第五項本文の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

2 改革関係法等の施行前に従前の特許庁に在職中に取り扱った事件は、弁理士法第八條第二号の規定の適用については、改革関係法等の施行後ににおける特許庁に在職中に取り扱った事件とみなす。

(審判官の除斥に関する経過措置)

第千三百三十八條 審判官が改革関係法等の施行前に従前の審査官として査定に關与した事件は、改革関係法等の施行後の特許法第三百二十九條第六号(同法、実用新案法、意匠法、商標法その他の法令において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改革関係法等の施行後に審査官として査定に關与した事件とみなす。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百三十九條 改革関係法等の施行前に第七十六條の規定による改正前の道路法第三十一條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千七十六條の規定による改正後の道路法第三十一條第五項本文の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十條 改革関係法等の施行前に第九十六條の規定による改正前の道路整備特別措置法第六條の二第一項第三号の規定により建設大臣に代わって日本道路公団が日本鉄道建設公団等とした協議が成立しなかつた場合に第千五百二條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千九十六條の規定による改正後の道路整備特別措置法第六條の二第七項の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

(高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十一條 改革関係法等の施行前に第千五百二條の規定による改正前の高速自動車国道法第十二條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千五百二條の規定による改正後の高速自動車国道法第十二條第一項本文の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十二條 第千三百三十六條の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九條の二第二項の規定に基づき内閣総理大臣が定めた地方における都市の整備に関する基本方針は、第千三百三十六條の規定による改正後の地域振興整備公団法第十九條の四第二項の規定に基づき国土交通大臣又は国土交通大臣及び経済産業大臣が定める地方における都市の整備に関する事業実施方針とみなす。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十三條 改革関係法等の施行の際現に前項の国土庁の土地鑑定委員会の試験委員である者は、改革関係法等の施行の日、第千四百十三條の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律第四十七條第二項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の試験委員として任命されたものとみなす。

(政令への委任)

第千三百四十四條 第七十一條から第七十六條まで及び第千三百一一條から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(は、政令で定める。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十條 改革関係法等の施行前に第九十六條の規定による改正前の道路整備特別措置法第六條の二第一項第三号の規定により建設大臣に代わって日本道路公団が日本鉄道建設公団等とした協議が成立しなかつた場合に第千五百二條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千九十六條の規定による改正後の道路整備特別措置法第六條の二第七項の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

(高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十一條 改革関係法等の施行前に第千五百二條の規定による改正前の高速自動車国道法第十二條第二項の規定により建設大臣と運輸大臣との間に成立した協議は、第千五百二條の規定による改正後の高速自動車国道法第十二條第一項本文の規定により国土交通大臣がした決定とみなす。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十二條 第千三百三十六條の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九條の二第二項の規定に基づき内閣総理大臣が定めた地方における都市の整備に関する基本方針は、第千三百三十六條の規定による改正後の地域振興整備公団法第十九條の四第二項の規定に基づき国土交通大臣又は国土交通大臣及び経済産業大臣が定める地方における都市の整備に関する事業実施方針とみなす。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第千三百四十三條 改革関係法等の施行の際現に前項の国土庁の土地鑑定委員会の試験委員である者は、改革関係法等の施行の日、第千四百十三條の規定による改正後の不動産の鑑定評価に関する法律第四十七條第二項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の試験委員として任命されたものとみなす。

(政令への委任)

第千三百四十四條 第七十一條から第七十六條まで及び第千三百一一條から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)(は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)(、第千三百五五條、第千三百六六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

二 第三章(第三條を除く。)(及び次條の規定 平成十二年七月一日

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の項中「第九十八條第十項」を「第九十八條第九項」に改め、同表水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二號)の項中「第二百二十七條第十二項」を「第二百二十七條第十一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)」、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七號)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三號)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)及び「、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二號)」、国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三號)を削る。

第八條第一項第四号中「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八號)」、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)」、を削り、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十號)」、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一號)」、及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に改める。

別表第一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二號)の項中「第九十八條第十項」を「第九十八條第九項」に改め、同表水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二號)の項中「第二百二十七條第十二項」を「第二百二十七條第十一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三條 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)」、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七號)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三號)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)及び「、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二號)」、国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三號)を削る。

第八條第一項第四号中「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八號)」、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)」、を削り、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十號)」、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一號)」、及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に改める。

第十條第一項中、「死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）を、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）に改める。

第十一條第一項中、「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）の下に、「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）を加える。

第十四條中、「老人保健法」の下に（昭和五十七年法律第八十号）を加える。

内閣総理大臣 小淵 恵三  
 法務大臣 白井日出男  
 外務大臣 河野 洋平  
 大蔵大臣 宮澤 喜一  
 文部大臣 中曾根弘文  
 厚生大臣 丹羽 雄哉  
 農林水産大臣 玉沢徳一郎  
 通商産業大臣 深谷 隆司  
 運輸大臣 二階 俊博  
 郵政大臣 前島英三郎  
 労働大臣 牧野 隆守  
 建設大臣 中山 正暉  
 自治大臣 保利 耕輔